

季刊 社会保障研究

Vol. 43

Winter 2007

No.3

研究の窓

- 『子育て支援』から『子育ち・子育て支援』へ 高橋重宏 **182**

特集：多様化する「子育て支援」の在り方をめぐって

- | | | |
|-------------------------------------|-----------|------------|
| ポジティブ・アクション、ワーク・ライフ・バランスと生産性..... | 阿部正浩 | 184 |
| 保育・子育て支援制度の多様化の現状と少子化対策としての課題 | | |
| －東京都の取組みを例として－ 周燕飛 | 周燕飛 | 197 |
| 貧困家庭と子育て支援 岩田美香 | 岩田美香 | 211 |
| 母子世帯の仕事と育児 | | |
| －生活時間の国際比較から－ 田宮遊子・四方理人 | 田宮遊子・四方理人 | 219 |
| 少子化問題と税制を考える 森信茂樹 | 森信茂樹 | 232 |
| 企業による多様な「家庭と仕事の両立支援策」が夫婦の出生行動に与える影響 | | |
| －労働組合を対象とした調査の結果から－ 野口晴子 | 野口晴子 | 244 |

投稿（論文）

- | | | |
|-----------------------------|------|------------|
| 公的に供給される育児財を導入した出生率内生化モデル | | |
| における育児支援政策の考察 安岡匡也 | 安岡匡也 | 261 |
| 平成16年財政再計算のライフサイクル一般均衡分析 | | |
| －改革が経済を通じて年金財政の将来見通しに与える影響－ | | |
| 木村真 | 木村真 | 275 |

動向

- 平成17年度社会保障費－解説と分析－ 国立社会保障・人口問題研究所 企画部 **288**

判例研究

- 社会保障法判例 小島晴洋 **299**
- －介護保険において減額査定を受けた事業者が保険者等に対
して行った居宅介護サービス費の請求が棄却された事例－

書評

- 富江直子著『救貧のなかの日本近代－生存の義務』 遠藤美奈 **307**



国立社会保障・人口問題研究所

季刊社会保障研究投稿規程

1. 本誌は社会保障に関する基礎的かつ総合的な研究成果の発表を目的とします。
2. 本誌は定期刊行物であり、1年に4回（3月、6月、9月、12月）発行します。
3. 原稿の形式は社会保障に関する論文、研究ノート、判例研究・評釈、書評などとし、投稿者の学問分野は問いません。どなたでも投稿できます。ただし、本誌に投稿する論文等は、いずれも他に未投稿・未発表のものに限ります。
4. 投稿者は、審査用原稿1部とコピー1部、要旨2部、計4部を送付して下さい。
5. 採否については、編集委員会のレフェリー制により、指名されたレフェリーの意見に基づいて決定します。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。
なお、原稿は返却しません。
6. 原稿執筆の様式は所定の執筆要項に従って下さい。
7. 原稿の送り先、連絡先——〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル6F
国立社会保障・人口問題研究所総務課業務係
電話 03-3595-2984 FAX 03-3591-4816

季刊社会保障研究執筆要項

1. 原稿の長さは以下の限度内とします。
 - (1) 論文：16,000字（図表を含む）。
 - (2) 研究ノート：16,000字（図表を含む）。
 - (3) 判例研究：12,000字。
 - (4) 書評：6,000字。

なお、図表は1枚200文字に換算します。
2. 論文、研究ノート、判例研究・評釈、書評には英文題が必要となります。
3. 引用文献の形式は次のとおりとします。
 - (1) 注を付す語の右肩に1) 2) ……の注番号を入れ、全体で通し番号とし、後部に注を一括して掲載して下さい。
 - (2) 著書を引用する場合には、著者名、書名、出版社、出版年、引用頁を記載して下さい。
 - (3) 論文を引用する場合には、著者名、題名、雑誌名、巻号、発行年、引用頁を記載して下さい。
 - (4) 和書の場合には、書名・誌名に『　』、論文に「　」を付けて下さい。
4. 図表はそれぞれ通し番号を付し、表題を付けて下さい。1図、1表ごとに別紙にまとめて（出所を必ず明記）、挿入箇所を論文右欄外に指定して下さい。
5. 原稿は横書きして下さい。ワードプロセッサーによる場合はA4判1枚につき1行40字・30行、横打ちして下さい。

季刊
社会保障研究

Vol. 43 Winter 2007 No. 3

国立社会保障・人口問題研究所

研究の窓

『子育て支援』から『子育ち・子育て支援』へ

子育て支援が始まる背景には合計特殊出生率の低下があった。1.57 ショック(平成元年)を背景に、政府は平成2年から「健やかに子どもを生み育てる環境作りに関する関係省庁連絡会議」(厚生省、文部省、建設省など18省庁で構成)を設け、子ども・子育てに対する社会的支援を総合的に進めた。そして、平成3年1月には報告書が出され、同4年および同5年には進捗状況と今後の方向が提示されている。

一方、厚生省(現厚生労働省)児童家庭局長の私的懇談会が21世紀の日本の子ども家庭施策の方向を検討し、「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書」を平成5年7月29日に公表した。子ども家庭施策の4つの理念を掲げ①子ども家庭施策の普遍化、②子育てに関する家庭と社会のパートナーシップ、③権利主体としての子どもの位置づけ、④家庭・地域社会を基盤とする多様かつ総合的な施策の推進を掲げている。特に、②では「子どもが将来の社会を担う存在であることや家庭や地域社会における育児機能の低下などを考えると、(子育てに関しては、保護者(家庭)を中心としつつも、家庭のみにまかせることなく、国や地方自治体をはじめとする社会全体で責任を持って支援していくこと、言い換えれば、家庭と社会のパートナーシップのもとに子育てを行っていくという視点が重要である。)とし子育ての社会的支援システムの構築を謳っている。また、③では「子どもの権利に関する条約は、子どもの保護に関する親、国、地方自治体及び社会の共同責任とともに、『権利行使の主体としての子ども』という視点を打ち出している。」と、厚生省の報告書の中で初めて「子どもの権利」、「子どもの最善の利益」などが謳われた画期的な報告書であった。この報告書には国連子どもの権利条約、国連国際家族年などの理念が大きな影響を与えている。

そして、同年12月には平成6年度予算概算要求を「子どもが健やかに生まれ育つための環境作り－エンゼル・プラン・プレリュード」、さらにエンゼルプラン(今後の子育てのための施策の基本的方向について)厚生・文部・労働・建設4大臣合意(平成6年)このプランは厚生省の枠を超えたプランの作成として注目された。だが問題は大蔵大臣が合意に加わっていなかったことであった。さらに新エンゼルプラン(重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について)大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意(平成12年度から平成16年度計画)、そして、子ども・子育て応援プラン(通称新・新エンゼルプラン、少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について)と発展し平成21年までの計画が進行している。

平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、都道府県、市町村で次世代育成行動計画が策定された。

平成6年12月に策定されたエンゼルプランの基本的方向として、①子育てと仕事の両立支援、②家庭における子育て支援、③子育てのための住宅及び生活環境の実現、④ゆとりある教育の実現と健全育成、⑤子育てコストの軽減が示されている。

問題点は、子どもの最善の利益が中心に置かれるべきであると考えるが、合計特殊出生率の低下が背景にあり、子育てと仕事の両立支援、家庭における子育て支援が中核になったことである。筆者は、理念として、まず、子どもの最善の利益、子どものウェルビーイング（権利の尊重と自己実現）の促進が最初にあり、子どものウェルビーイングを促進するために、親のウェルビーイングを促進するための施策が考えられるべきであると主張してきた。これらの理念がはっきりしていないと、親が長時間保育を求めるからと子どもと親の緊密な関係を阻害する施策が推進されることなどが危惧される。

1990年代デンマーク政府は、家庭生活と仕事の調和に関して15省庁が政策を策定する際の理念として①子どもは親と緊密で安定した関係をもつべきである。②子どもは子どもとして生活する機会を与えられるべきである。③子どもは社会のメンバーである。などを掲げている。

都道府県、市町村では次世代育成行動計画の見直しの作業が始まっている。ぜひ、子どもの最善の利益、子どものウェルビーイング（権利の尊重と自己実現）の促進を中核に据えた子育ち・子育て支援施策を推進していただきたい。

高橋重宏

(たかはし・しげひろ 東洋大学社会学部長)

ポジティブ・アクション、ワーク・ライフ・バランスと生産性

阿 部 正 浩

I はじめに

この論文では、ポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスといった、企業に導入された人事・労務管理制度が生産性にどのような影響を与えたかについて検証する。

育児休業法が1992年に施行されてから相当の年月が経つが、育児休業制度の利用が必ずしも増えているわけではない。厚生労働省「女性雇用管理調査」によると（産前休業を取得し）出産した女性のうち約7割は育児休業を取得していることになっているが、国立社会保障・人口問題研究所の「第2回全国家庭動向調査」（平成12年）では、既婚女性で第一子出産前に仕事に就いていた者は56.1%だが、そのうち出産により仕事をやめた者は72.8%となっている。つまり、既婚女性で第一子を出産した後も継続就業している女性は、実に15.3%にすぎず、残りの84.7%は第一子出産で仕事を辞めている。育児休業が子を出産した女性の継続就業を可能とするものであるなら、この現実は育児休業がその役割を十分に果たしていないことになる。

ところで、旧労働省女性局女性福祉課は2000年に「育児・介護を行う労働者の生活と就業の実態等に関する調査」を(財)女性労働協会に委託して行っているが、それによれば育児休業を取得しなかった者の理由（複数回答）は、「職場の雰囲気」(43.0%)と「経済的に苦しくなる」(40.2%)が主なものであった。そして、育児休業の改善点としては、育児休業取得者の場合には「休業中の

経済的援助の増額」(67.3%),「育児休業に関する職場の理解」(41.9%),「職場復帰後の労働条件の改善」(37.0%)が多くあがるが、非取得者の回答に絞ると「育児休業の取得に対する職場の理解」(65.3%)や「元の仕事または希望する仕事への復帰」(55.0%),「休業中の経済的援助の増額」(53.1%)が多くあがる(M.A.)。取得者についても非取得者についても、いずれにせよ、職場の雰囲気や職場の理解が育児休業の利用に大きく影響を与えているようである。

両立支援に対して職場の雰囲気や理解が良好ではないのは何が原因なのか。しばしば指摘されることは、育児休業者の代替要員の問題や育児休業者が復帰した後の生産性低下の問題である。前者の問題は、育児休業期間中に当該職場で欠員が生じればそれだけ生産高が減少するか、休業者以外の労働者にそのしわ寄せが行ってしまう。後者の問題は、育児期間中の人的資本の損耗だけでなく、休業後も育児や子供の病気などで当人の稼働率が高まらない可能性がある。いずれにせよ両立支援は生産性を低下させてしまうと多くの企業で懸念されている。では、果たして両立支援は生産性を低下させているのか。

両立支援制度と生産性の関係を短期的に考えると、育児休業者や短時間勤務の増加は生産性にマイナスの影響を与えることは否定できない。休業者が発生した場合、代替要員にしてもほかの従業員が業務を代行するにしても、生産性の低下は免れない。短時間勤務の場合、労働時間が減少する分だけ賃金が低くなれば生産性に変化はないと考えられるが、それは個人の時間あたり生産高を考

えた場合だけだ。多くの職場では業務が労働者の協働協業により遂行されており、職場全体の生産性は低下する可能性が高い。

しかし長期的に考えると、両立支援制度が生産性低下をもたらすとは限らない。その理由はいくつかある。第一に、もし両立支援制度がなければ、ワーク・ライフ・バランスをとれずに辞めていく労働者が増えるかもしれない。そうすると、採用や離職にかかるコスト、あるいは教育訓練にかかるコストが増大する。第二に、第一の理由に関連して、労働者の定着率が悪くなれば、企業に対する労働者のロイヤリティやモチベーションは低下する可能性が高い。第三に、もし両立支援制度がなければ、長期勤続したいと考える労働者はそうした企業を敬遠し、ワーク・ライフ・バランスをとれる企業を選択する可能性が高い。

以上とは別に両立支援制度が生産性に影響する要因はある。それは両立支援制度の運用ノウハウである。例えば、阿部 [2007] では管理職の両立支援制度の認知が両立支援制度の運用上は重要であり、同時に生産性にも影響していると分析している。ほかにも両立支援制度を運用する企業独自のノウハウは多数あり、その多寡や長短によっても生産性に違いが出てくるだろう。

ところで、両立支援制度の生産性に与える影響を実証分析しようとすると、以上のように短期と長期の効果が入り乱れ、サンプルの取り方によって分析結果に違いが出る可能性がある。実際、両立支援制度と企業業績を分析した阿部・黒澤 [2006] では、両立支援制度を導入して間がない場合には企業業績にはマイナスの影響があるが、導入から時間が経つと企業業績にはプラスの影響があることが示されている。また、制度の有無はゼロか 1 かのダミー変数によって推定式に加えられるのが一般的だが、それでは制度の運用実態を検証することはできない。その意味で、両立支援制度が生産性に与える影響は事前には予見できず、プラスの影響なのかマイナスの影響なのか、あるいは影響を与えていないのか、というのは両立支援制度に関する企業ごとの特徴によるといって過言ではない。

両立支援制度に関する企業ごとの特徴とは、企業が制度を導入したのはいつか、制度をどのように運用しているのか、ほかの人事制度との関連はどうなのか、といった両立支援制度の実態と言い換えても良い。両立支援制度よりも両立支援制度の実態をとらえ、それと生産性との関係を分析した方が望ましいと思われる。そこで、以下では両立支援制度の実態を示す指標を作成し、それが生産性にどう影響するかを検討する。

生産性指標としては、企業と労働者個人の生産性指標を用いる。企業の生産性指標は、5 年前と比較した現在の生産性と現在の同業種・同規模の他社と比較した生産性を用いる。個人の生産性指標としては当該企業の男女間賃金格差指標を用いる。男女間賃金格差を用いるのは、現状では両立支援制度を利用するものが女性に多く、女性の生産性が両立支援によってどのような影響を受けているかが検討できるからである。男性の生産性は両立支援制度の影響をあまり受けないと考えられるから、男女の賃金格差を分析することで両立支援制度によって女性の生産性が相対的にどのような影響を受けているかを検証できるはずである。企業の人事・労務管理制度が男女間の生産性格差にどのような影響を与えているかを分析している点は、この論文の特徴もある。

以下、第二節では本稿で利用するデータを説明する。第三節では分析結果を検討し、第四節でまとめを行う。

II データ

本稿で用いるデータは、労働政策研究・研修機構 (JILPT) が 2006 年 6 月から 7 月にかけて実施した「仕事と家庭の両立支援にかかる調査」を利用している。

この調査は、企業による仕事と家庭の両立支援の動きを明らかにするとともに、両立支援が従業員の定着率や勤労意欲、パフォーマンスに与える影響を解明することを目的として、JILPT が独自に調査したものである。この調査の調査対象は企業とそこで働く従業員となっており、企業調査は

全国の従業員数300人以上の農林漁業を除く企業6000社（業種・規模別に層化無作為抽出）である。従業員調査は、企業調査の対象企業で働く管理職3万人（調査対象1企業あたり管理職5人。以下、「管理職調査」と略す。）と、一般社員6万人（調査対象1企業あたり一般社員10人。以下、「一般社員調査」と略す。）である¹⁾。有効回収数は、企業調査863社（有効回収率14.4%）、管理職調査3299人（有効回収率11.0%）、一般社員調査6529人（有効回収率10.9%）である。本稿では、この調査のうち、企業調査のみを用いている。付録に以下の分析で利用する変数の基本統計量を掲げる。

ところで、両立支援制度の実態が生産性に与える影響を検証することが本稿の目的であるが、ここで両立支援制度の実態を示す指標をどのようにして作成したかを説明する。本稿で作成した指標は、人事・労務管理のあり方に関する多数の調査項目に対する回答からできている。多数の調査項目をもとにして指標を作成する方法は複数ある。一つは項目ごとにダミー変数を作成し、それを推定式に加えて、どういった企業属性が従属変数に影響を与えていたかを見る方法である。ところが、JILPT調査の調査項目は多岐にわたっており、項目一つ一つをダミー変数化して分析すると多重共線性の問題が生ずるなどの問題がある。もう一つの方法は、調査項目を類似のグループに分類して得点化していくことである。ただし、この場合には調査項目の（従属変数に対する影響の）ウエイトを無視することが多く、推定結果にはさまざまバイアスをもたらす可能性が高い。

この稿で用いた方法は、多変量解析の一種である主成分分析を用いて、調査項目から得られる情報量を減らして、得られた主成分得点を推定式に加えるというやり方である。具体的には、principal-factor methodにより各調査回答項目の相関行列に関して主成分分析を行い、主成分得点を得るという方法である。

表1が、主成分分析の結果である。この分析結果は、企業調査の問1、問3、問4とその付問、問7の回答から得られたものである。具体的に、問1は「貴社の経営トップが示している正社員の

人事管理上の経営方針として、次にあげるa～iの各項目について、当てはまる番号に○をつけてください（○印は一つ）。」という質問であり、女性活用に対する経営方針に関する回答が得られている。問3は「貴社にとって、女性正社員の活用に関して下記の項目はどの程度当てはまりますか。次にあげるa～jの各項目について、当てはまる番号に○をつけてください（○印は一つ）。」という質問であり、正規女性雇用者に対する偏見に関する回答が得られている。問4は「貴社では現在、女性の積極的な管理職登用など、ポジティブ・アクションを実施していますか（○印は一つ）。」であり、「すでに実施している」あるいは「今後、実施を検討している」と答えた場合のみ、付問「現在、貴社では、ポジティブ・アクションにかかる以下の施策を取り組んでいますか。次のa～jの各項目について、それぞれ当てはまる番号に一つ○をつけてください。」に回答することになる。つまり問4からはポジティブ・アクション施策採用度に関する回答が得られる。問7は「貴社では、現在、以下の出産・育児に係わる支援制度（慣行であるものも含みます）がありますか。（中略）次のa～lの各項目について、(1)制度導入の有無（中略）について、それぞれ当てはまる番号に○をつけてください。」であり、この質問からはワーク・ライフ・バランスの具体的制度の有無が得られる。なお、問4に関して、ポジティブ・アクションを「今後とも実施の予定はない」あるいは「わからない」とした企業はその付間に回答しない構造のアンケートになっているため、ここでは付問の回答として「予定なし」として分析を行った。また、各質問項目に対する回答は三つないし五つの選択肢で行われるが、以下の分析では大きな数字になるほど女性活用やワーク・ライフ・バランスに積極的な回答を示すように各変数を調整してある。

分析の結果、以下で説明する三つの主成分を分析で利用することにした。第一主成分は、ほぼすべての質問項目と正の相関があり、「女性の積極的活用施策」を企業が行っている要素と考えられる。なお、第一主成分の寄与率は、50.8%である。

第二主成分は問4付問と負の相関関係にあり、

表1 主成分分析の結果

		Factor 1 ポジティブ・アクションもワーク・ライフ・バランスも積極的	Factor 2 制度不整備	Factor 3 ワーク・ライフ・バランスのみ重視
問1	a. 女性を積極的に活用・登用する	0.6062	0.1148	-0.0367
	b. 男女にかかわりなく人材を育成する	0.6049	0.2902	0.0443
	c. 女性にも定型的な仕事ではなく、創造性の高い仕事をさせる	0.6230	0.2825	-0.0434
	d. セクハラやいじめなど、従業員が被害を受けた場合の対応策を周知させている	0.4769	0.2013	0.3229
	e. 自社の育児休業制度などの仕事と家庭の両立支援を従業員に周知させている	0.4895	0.3050	0.3566
	f. 結婚・出産後も職場を辞めることなく働くよう求めている	0.5272	0.1946	0.1966
	g. 男性にも育児休業を積極的に取得するよう勧めている	0.4806	0.2737	0.3435
	h. 職場（上司や同僚）に従業員の家庭責任について理解するよう求めている	0.5033	0.2729	0.3107
	i. 職場（上司や同僚）に育児に係る休業や短時間勤務について協力するよう求めている	0.5539	0.2994	0.3703
	j. 他の職場（上司や同僚）に育児に係る休業や短時間勤務について協力するよう求めている	0.5539	0.2994	0.3703
問3	a. 女性の勤続年数が平均的に短い	0.2300	0.1533	0.0251
	b. 仕事よりも家庭が優先されるため、女性には責任のある仕事をまかせられない	0.5525	0.4050	-0.2410
	c. 女性は、突然的な時間外労働や、深夜業に 対応できない	0.4243	0.3362	-0.2027
	d. 女性は、出張や全国転勤に対応できない	0.3974	0.3508	-0.1636
	e. 女性は男性より能力が劣る	0.4658	0.3681	-0.1673
	f. 女性は男性より意欲が劣る	0.4878	0.3531	-0.2286
	g. 女性自身が、役職者などの責任のある仕事につきたがらない	0.3676	0.2987	-0.2238
	h. 女性が働くことについて、職場の上司の理解が不足している	0.5063	0.4424	-0.3037
	i. 女性が働くことについて、職場の同僚の理解が不足している	0.5188	0.4373	-0.3165
	j. 顧客の理解が不足している（例えば、女性の営業担当者を顧客が好まないなど）	0.4263	0.2936	-0.2877
問4付問4	a. ポジティブ・アクションに関する専任の部署、あるいは担当者を設置（推進体制の整備）	0.7023	-0.3869	-0.1673
	b. 問題点の調査・分析	0.7428	-0.4243	-0.0898
	c. 女性の能力発揮のための計画を策定	0.7436	-0.4467	-0.1031
	d. 女性の積極的な登用	0.7413	-0.4154	-0.1620
	e. 女性の少ない職場に女性が従事するための積極的な教育訓練	0.6700	-0.4047	-0.1506
	f. 女性専用の相談窓口	0.5936	-0.3925	-0.0368
	g. セクハラ防止のための規程の策定	0.6131	-0.3819	0.0379
	h. 仕事と家庭の両立支援（法律を上回る）を 整備	0.6595	-0.2855	0.1039
	i. 男性に対する啓発	0.6861	-0.3959	0.0203
	j. 職場環境・風土を改善	0.7101	-0.4400	0.0080
問7	a. 短時間勤務制度	0.1660	0.0235	0.2747
	b. フレックスタイム制度	0.0471	-0.0056	0.2466
	c. 始業・終業時刻の線上げ・線下げ	0.1280	0.0060	0.2760
	d. 所定外労働をさせない制度	0.1713	0.0421	0.3641
	e. 事業所内託児施設の運営	0.2828	-0.0602	-0.0366
	f. 子育てサービス費用の援助措置等（ベビーシッター費用など）	0.2202	0.0055	0.1616
	g. 職場への復帰支援	0.2840	-0.0730	0.2930
	h. 配偶者が出産の時の男性の休暇制度	0.1639	0.0803	0.3501
	i. 子供の看護休暇	0.1596	0.1187	0.3553
	j. 転勤免除（地域限定社員制度など）	0.0864	-0.0152	0.1477
問7	k. 育児などで退職した者に対する優先的な再雇用制度	0.2554	-0.1483	0.1085
	l. 子育て中の在宅勤務制度	0.1811	-0.0257	0.1599

ポジティブ・アクションに関する制度があまり整備されていないことを示す要素と考えられる。この第二主成分の寄与率は、18.0%である。

第三主成分は問3とは負の相関関係にあり、女性労働者に対する偏見を示すと考えられる。この第三主成分の寄与率は、10.0%である。

これ以外にも固有値が正となる主成分が検出されたが、上記三つの主成分の累積寄与率が約80%に達すること、そして三つ以外の主成分の寄与率があまり大きくなないこと、の二つの理由で以下の分析には利用しないこととした。

III 分析結果

1 女性活用と企業の成果

両立支援をはじめとする企業の人事・労務管理は企業の生産性にどう影響しているか。はじめに、企業の生産性指標に関して検証してみよう。

分析で用いた生産性指標は企業調査のフェースシートのF6とF7から作成している。F6は「(略)、貴社は5年前と比較して、現在どの程度の成果をあげていますか。」という質問で、売上高と経常利益、生産性に関して、「低くなった」、「やや低くなった」、「変わらない」、「やや高くなった」、「高くなった」の順に回答を求めている。また、F7は「(略)、同業種・同規模の他社と比較して、貴社は、どの程度の成果をあげていますか。」という質問で、F6と同じ項目に関して、「悪い」、「やや悪い」、「変わらない」、「やや良い」、「良い」の順に回答を求め

ている。付録にこれらの分布を示す。

さて表2は、企業の生産性指標を従属変数とし、表1で計算した第一主成分から第三主成分を説明変数として回帰した結果を示している。なお、推定式には産業ダミーと企業規模ダミーが含まれている。推定はOrdered Probit Modelを用いた。

分析結果から、女性の積極的活用を示している第一主成分は5年前に比べた売上高と生産性に対して統計的に有意なプラスの影響を与えていることがわかる。つまり、ポジティブ・アクションとワーク・ライフ・バランスを積極的に行っている企業ほど、売上高と生産性は高くなっている傾向にある。また、女性労働者に対する偏見を示す主成分得点3は同業・同規模企業と比べた生産高に対して統計的に有意なマイナスの影響を与えており、女性労働者に対する偏見が強い企業ほど同業・同規模企業と比較した生産高は悪くなる傾向にある。ほかの主成分得点は生産性指標には有意な影響を与えていない。

以上の分析から、ポジティブ・アクションとワーク・ライフ・バランスを積極的に行うことで生産性は高まる可能性があることがわかる。そして、主成分得点2については有意な係数が推定されていないから、ワーク・ライフ・バランスだけを実施している企業では生産性に対して影響がないこともわかる。ワーク・ライフ・バランスだけでなくポジティブ・アクションも実施することが生産性を高めるという結果は、阿部・黒澤[2005]の結果と同じである。ただし、同業・同規模企業と

表2 企業の女性に対する人事・労務管理制度と個人の生産性

Ordered Probit Model	5年前と比べた現在			同業・同規模企業との比較		
	売上高	経常利益	生産性	売上高	経常利益	生産性
主成分得点1	0.0856*	0.0655	0.0763*	0.0166	0.0297	0.0294
	(0.045)	(0.045)	(0.045)	(0.045)	(0.045)	(0.045)
主成分得点2	-0.0150	0.0197	0.0466	0.00136	-0.00145	0.0163
	(0.047)	(0.047)	(0.047)	(0.046)	(0.046)	(0.046)
主成分得点3	-0.0693	-0.00734	0.0640	-0.0930*	-0.0654	-0.0272
	(0.051)	(0.050)	(0.050)	(0.050)	(0.050)	(0.050)
Observation	615	615	615	615	615	615

注) 括弧内は標準誤差。***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で、それぞれ推定された係数が統計的に有意であることを示す。推定式には産業と企業規模ダミーが含まれる。

の比較においては主成分得点 1 に関して有意な係数が得られていないから、限定的な結論と考えておく必要はある。

2 女性活用と男女間賃金格差

企業の積極的女性活用と男女間賃金格差の関係についてみていく。今回の JILPT 調査は、初任者と 35 歳の在籍者について、男女別に、それぞれの平均賃金、最高賃金、最低賃金を調べている。年齢 35 歳までと限定的ではあるが、この調査から企業ごとの賃金構造をみることが可能となる。

まず、初任者と 35 歳在籍者の平均賃金について、男女間格差のヒストグラムをみてみよう（図 1）。初任者の場合、男性の平均賃金を 100 とした場合の女性の平均賃金が、100 とする企業は全体の 6 割近くあり、半数以上の企業が初任者には男女間で賃金に格差をつけていない。とはいっても、残りの 4 割ちかい企業では男性に比べて女性の初任者の平均賃金は低くなっている。ただしその格差は 80 以内である企業が大部分である。これに対して 35 歳在籍者の場合、多くの企業で男女間格差があることがわかる。男女の平均賃金に差がないとする企業は 3 割を下回り、7 割以上の企業で女性の平均賃金が男性のそれを下回っている。図 1 が示唆していることは、初任者では差がほとんどなかった男女間賃金格差が、10 年近くの勤続が経過することでそれなりに格差がついてしまうということである。初任後 10 年間における企業内教育や昇進・昇格といった企業の人事・労務管理戦略が、男女間の賃金格差構造に強く影響している可能性がある。そして、その格差には企業間でかなり散らばりがあり、企業によって格差のあり様が異なっているのである。

この点に関して、男女の賃金プロファイルのスロープを見ることで再度確認してみよう。初任者の平均賃金と 35 歳在籍者のそれとの比率を男女別に計算することで、男女それぞれの賃金プロファイルのスロープを得ることができる。この指標は、賃金プロファイルのスロープが男女で同じであれば 0 であるし、男性のスロープが急であれば正の値をとる。この賃金のスロープの男女差の分布を

示しているのが図 2 である。この図によれば、男女で賃金のスロープが同じであるとする企業は 3 割しかなく、残りの大部分は男性のスロープのほうが急である。賃金のスロープに男女差があるということは、次のように解釈できよう。人的資本理論によれば、男女間で企業内教育訓練や昇進・昇格のあり方に差があるという解釈が可能である。効率賃金仮説をもとに考えれば、怠業や離職を抑制する必要性が男女で異なるということになる。いずれにせよ、男女間賃金格差の企業間差異は人事・労務管理のあり方次第ということになる。

では、実際に人事・労務管理のあり方が男女間賃金格差に影響しているのか。表 3 には、初任者と 35 歳在籍者の平均賃金、さらに 35 歳在籍者の最高賃金と最低賃金における男女間格差、それに賃金プロファイルのスロープの男女差を従属変数として、表 1 で計算した第一主成分から第三主成分を説明変数として、回帰した分析結果を掲げている。なお、回帰式には産業ダミーと企業規模ダミーが説明変数として加えられており、推定は最小自乗法により行った。

推定結果の第 1 列と第 2 列によれば、初任者と 35 歳在籍者の平均賃金の男女間格差に対して、第一主成分である女性の積極的活用施策が統計的に有意な正の影響を与えており、これはポジティブ・アクションとワーク・ライフ・バランスが男女間賃金格差の縮小に繋がっていることを示している。ただし、第二主成分や第三主成分は統計的に有意な影響を与えておらず、ポジティブ・アクション制度の整備ができていないことや女性労働者に対する偏見がある企業では男女間の平均賃金格差に影響しないことになる。

また、第一主成分得点に関する推定された係数をみると、第 2 列の 35 歳在籍者の平均賃金の男女間格差のほうが第 1 列よりも大きな値であり、初任者に比べて女性の積極的活用施策の効果が大きいことがわかる。第一主成分得点の最低点と最高点を用いて、初任者と 35 歳在籍者の平均賃金の男女間格差の理論値を計算すると、女性の積極的活用施策を実施している企業の格差は実施していない企業に比べて、初任者では 13.7 ポイントほど小

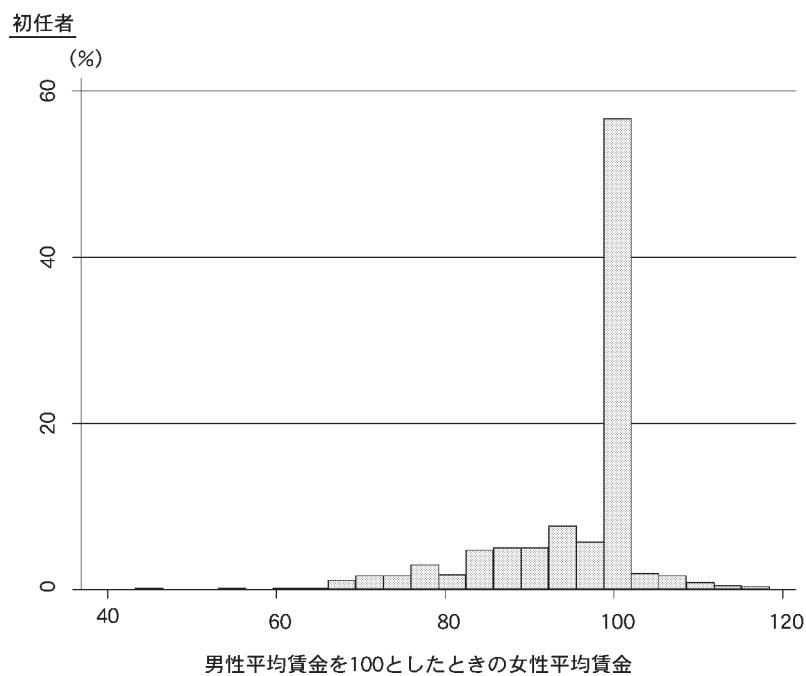


図1 平均賃金でみた男女間賃金格差の構造

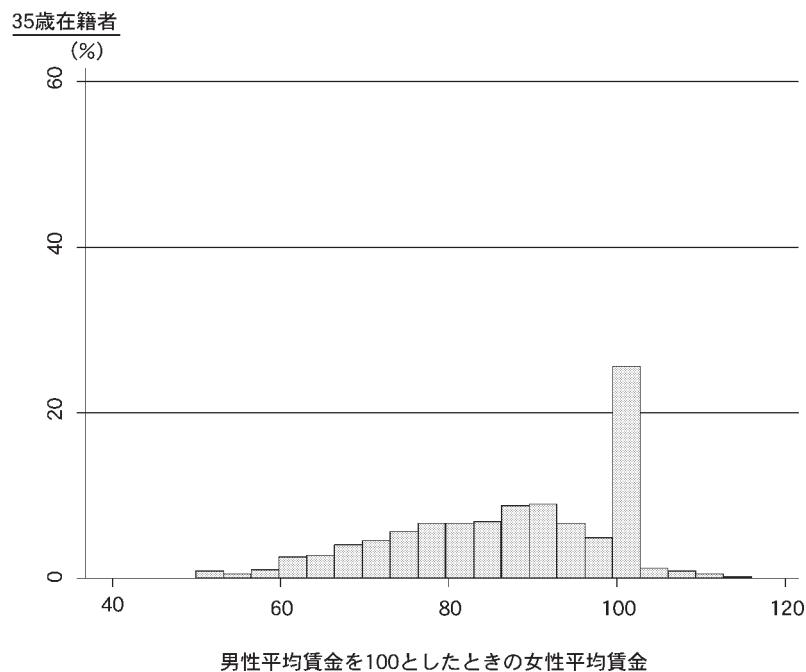
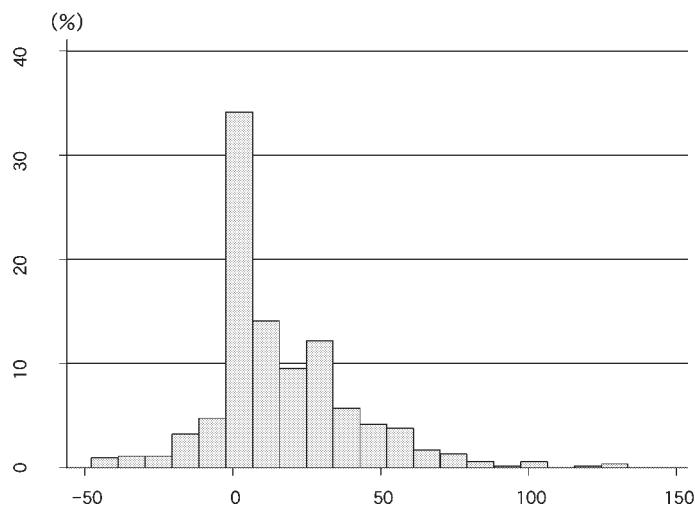


図1 平均賃金でみた男女間賃金格差の構造（つづき）



注) 0 は男女でスロープに差異がないことを示し、正であれば男性のスロープのほうが急であることを示す。

図2 賃金プロファイルのスロープの男女差

表3 企業の女性に対する人事・労務管理制度と個人の生産性

最小自乗法	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	初任者	35歳在籍者	35歳(最高)	35歳(最低)	賃金スロープ
第一主成分得点	2.629*** (0.45)	4.228*** (0.64)	5.073*** (0.79)	1.151 (0.80)	-2.163* (1.22)
第二主成分得点	0.556 (0.45)	0.759 (0.65)	0.843 (0.80)	1.185 (0.81)	-0.678 (1.25)
第三主成分得点	0.284 (0.49)	-0.884 (0.69)	-1.045 (0.85)	0.154 (0.88)	2.125 (1.31)
サンプル数	450	417	394	390	382
決定係数	0.15	0.25	0.22	0.10	0.15

注) 推定式には、上記以外に、産業ダミーと企業規模ダミーが加えられている。括弧内は標準誤差。***は1%，**は5%，*は10%で、それぞれ推定された係数が統計的に有意であることを示す。

さく、35歳在籍者では22.0ポイントほど小さいことがわかる。

ところで表3の推定には通常の最小二乗法を用いており、推定結果は内生性の問題を孕んでいる可能性がある。すなわち、何らかの理由により当該企業の女性の賃金水準が高く、それゆえに女性の積極的活用を行っているのではないかという問題である。例えば、企業の業績が良好で、そのために賃金水準も高く、そのため女性の積極的活用を行っているかもしれない。そこで、内生性問題を回避するために操作変数法により同様の式を

推定した。推定結果は、表4の通りである。操作変数として採用したのは、問10「男性従業員の育児休業取得を促進する何らかの対策をとられていますか（○印は一つ）。」と、問12「次世代育成支援対策推進法では、行動計画の目標を達成すると都道府県労働局の認定が受けられ、認定マークを広告、商品等に付けることができます。（次世代認定マーク 図1）貴社は、この「認定」を申請する考えがありますか（○印は一つ）。」に対する回答である²⁾。なお操作変数法による推定では第二主成分得点と第三主成分得点を除いている。

表4 操作変数法の結果

操作変数法	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	初任者	35歳在籍者	35歳(最高)	35歳(最低)	賃金スロープ
第一主成分得点	3.401** (1.46)	6.230*** (2.13)	3.669 (2.76)	4.487 (2.79)	-4.281 (4.07)
サンプル数	438	409	386	382	374
決定係数	0.14	0.23	0.20	0.05	0.13

注) 推定式には、上記以外に、産業ダミーと企業規模ダミーが加えられている。括弧内は標準誤差。***は1%，**は5%，*は10%で、それぞれ推定された係数が統計的に有意であることを示す。

表4の第1列と第2列をみると、第一主成分得点に関して統計的に有意な係数が推定されており、内生性の問題を考慮してもなお女性の積極的活用は男女間の平均賃金格差を縮小させていることがわかる。

次に、表3に戻り、第3列と第4列の推定結果をみてみよう。第3列の従属変数は35歳在籍者の最高賃金に関する男女間格差であり、第4列のそれは35歳在籍者の最低賃金に関する男女間格差である。すると、第一主成分得点は最高賃金に関する男女間格差については統計的に有意な正の係数が推定されており、他方で最低賃金に関する男女間格差については統計的に有意な係数は推定されていないことがわかる。つまり、女性の積極的活用は、最高賃金に関してはその男女間格差を縮小させる効果があるが、最低賃金に関しては効果がない、ということを分析結果は示している。ただし表4によると、操作変数法の場合にはどちらも統計的に有意な結果が得られていない。以上の結果は、内生性の問題をクリアできていないという意味では限定的な解釈にとどめておく必要があるが、女性の積極的活用がその能力を発揮している女性の賃金上昇に対してより大きな影響を持つ一方で、能力をあまり発揮できていない女性に関しては男女間格差の縮小に女性の積極的活用が影響していないということを意味する。この意味で、男女間賃金格差の問題の一部は個人の問題に帰着するともいえる。

ここまで分析結果をまとめると、女性活用に積極的に取り組む企業ほど男女間賃金格差は小さく、女性活用が男女間賃金格差に与える効果は初

任者に比べて35歳在籍者のほうが大きい、ということになる。そしてこの結果は、内生性の問題を考慮してもなお、有意であるということだ。

では、なぜ女性活用に積極的に取り組む企業ほど男女間賃金格差は小さく、なぜ初任者より35歳在籍者で女性活用の効果が大きいのだろうか。そして、ワーク・ライフ・バランスだけを実施する企業や女性労働者に対する偏見のある企業で男女間賃金格差が大きいのだろうか。

女性の積極活用施策により当該企業の男女間賃金格差が縮小する最大の理由は、それによって女性の人的資本蓄積が進むことが考えられる。これまでの研究で指摘してきたことは、企業が個々の従業員の情報（働きぶりや生産性）を厳密に把握することが難しく、特に女性従業員の勤続年数のバラツキは大きいため、女性従業員に対する人的資本投資回収率に関する不確実性は高い（樋口[1991]）。この不確実があるため、企業は女性従業員の採用を避けるとかコース別採用を行い、それと同時に女性従業員に対する人的資本投資を相対的に抑制してきた。しかしながら、もし企業が情報の非対称性問題を回避することができれば、女性の採用や人的資本投資に関する諸問題を解決することが可能になるだろう。

その具体的取り組みの一つが、ポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランス施策である。これらの制度は、必ずしも情報の非対称性を直接回避するものではないが、女性の人的資本蓄積を進め、離職を抑制し、男女の勤続年数格差を縮小することに貢献するだろう。さらに、ポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスの効果は、

初任者に比べて35歳在籍者のほうが顕在化する可能性が高い。そのため、35歳在籍者に対する女性活用の効果が大きかったということは直感的にもわかるだろう。また、表3の推定結果によれば、第二主成分と第三主成分の係数は統計的には有意ではなく、ワーク・ライフ・バランスだけに取り組んでいる企業や女性労働者に対して偏見のある企業では、女性の生産性は上がっておらず、男女間の賃金格差は固定化されたままであることがわかる。ポジティブ・アクションを行っていない企業で女性の生産性が上がらないのは直感的にもわかることで、分析結果はこれと整合的であると考えられる。

では、賃金プロファイルのスロープの男女差に対して女性活用はどのような影響を与えていているだろうか。表3の第5列の推定結果によれば、第一主成分得点の推定された係数は統計的に有意な負の係数であり、女性の積極的活用が賃金スロープの男女差を縮めていることがわかる。そもそも賃金スロープは、企業の賃金戦略を色濃く表す指標と考えられ、従業員の人的資本蓄積に対する期待値であり、従業員の怠業や離職を抑制するインセンティブ（＝後払い賃金の大きさ）の大小を示すと考えられる。そうだとすると、女性の積極的活用を実施している企業では、そうでない企業に比べて、人的資本蓄積に対する期待値や怠業・離職の抑制インセンティブに関して男女間の違いが小さい。企業が人的資本の回収効率を高めるためには従業員の怠業や離職を抑制する必要があるが、女性の積極的活用をし、人的資本投資に関する男女間の違いが小さくなれば、怠業や離職の抑制インセンティブも男女の差は小さくしておく必要が出てくる。推定結果はこうした企業の人事戦略の補完関係を示しているのではないだろうか。

IV むすび

本稿は、企業の女性に対する人事・労務管理制度と生産性の関係について検証してきた。分析の結果、ポジティブ・アクションとワーク・ライフ・バランスを行っている企業ほど、企業の生産性と

個人の生産性が高まっていることがわかった。そして、ワーク・ライフ・バランスだけを行っている企業では両立支援制度が生産性には影響していないこと、女性労働者に対して偏見のある企業では生産性が低下する傾向にあることがわかった。

企業では両立支援制度の普及が進んできたと言われているが、その利用には進展があまりみられない。出産した女性のうち、育児休業制度をはじめとする両立支援制度を利用する人は依然として少数派である。この背景にはいくつかの理由があるが³⁾、その一つは企業側が両立支援制度の運用を真剣に行っていないことが考えられる。短期的には両立支援制度は生産性を引き下げかねず、両立支援を運用するインセンティブをあまり持たないからである。しかし実際には、今回の分析結果によればポジティブ・アクションと両立支援を行うことが生産性を高めており、企業が女性を積極的に活用し両立支援を行うことには意義があると考えられる。

最後に、今後の課題を述べてこの稿をむすびたい。今回の分析ではクロスセクションの分析であるが、長期の視点に立った分析がより望ましい。ポジティブ・アクションにせよワーク・ライフ・バランスにせよ、その効果は短期間であがるわけではない。また、もしパネルデータが利用できれば、研究者には観察できない企業固有の効果をコントロールもできる。以上の分析では操作変数法により内生性の問題を回避しているとはいえ、理想的には制度を導入した前後の生産性を比較することが望ましい。また個人の生産性についても、例えば育児休業や短時間就業の前後で制度利用者とその周囲の労働者の生産性がどのように変化したかを分析する意味は大きい。今後、こうしたデータが整備され、人事・労務管理制度と生産性がどのような関係にあるかを詳細に検証できることは、この分野の研究進展に大きな貢献になるだろう。

注

- 1) 調査実施時期は、2006年6月28日～7月21日。調査方法は、調査郵送による調査票の配布・回収（企業調査は、企業の人事・労務担当者宛てに郵送。従業員調査は、企業を通じて、管理

- 職5人、一般社員10人に配布)。なお、この調査の詳細については、労働政策研究・研修機構[2007]を参照されたい。
- 2) この二つの変数が操作変数として有効であると考えられるのは、女性の積極的活用を示す主成分得点とは統計的に有意な相関関係があり、男女間賃金格差指標とは統計的に有意な相関関係がない、からである。以下に、これら変数の単純相関表を掲げる。
- 3) 阿部[2005]では、育児休業を取得する女性が長期勤続で高学歴の人に偏る傾向にあり、人的資本を蓄積した人ほど育児休業取得のインセンティブを持つ、と分析している。

参考文献

阿部正浩(2006)「誰が育児休業を取得するのか—育児休業制度普及の問題点」『子育て世帯の

社会保障』(国立人口問題・社会保障研究所編)
所収、東京大学出版会。

——(2007)「両立支援に対する管理職の認識
とその影響」「仕事と家庭の両立支援にかかる
調査」(調査シリーズNO.37)労働研修研究機
構。

阿部正浩・黒澤昌子(2005)「両立支援と企業業
績」「両立支援と企業業績に関する研究会報告
書」所収、株式会社ニッセイ基礎研究所。

樋口美雄(1991)『日本経済と就業構造』東洋経
済新報社。

労働政策研究・研修機構(2007)『仕事と家庭の
両立支援にかかる調査』調査シリーズ37独立
行政法人労働政策研究・研修機構。

(あべ・まさひろ 獨協大学准教授)

	初任者 格差	35歳在籍 者格差	35歳 最高格差	35歳 最低格差	賃金スロー ップ格差	主成分 得点
主成分得点1	0.3021*	0.3471*	0.3444*	0.1394*	-0.1032*	1.0000
問10	-0.0970*	-0.0781	-0.0014	-0.0495	-0.0090	-0.2811*
問12	-0.0323	-0.0941*	-0.0701	-0.0667	0.0180	-0.2095*

注) 相関係数の右上にある*印は、5%水準で統計的に有意な係数であることを示している。

付録 分析で利用した変数の基本統計量

A. 回帰分析で用いた変数

Variable		サンプル数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
def_1	初任者の男女間平均賃金格差	617	95.5951	9.3717	44.8718	129.1667
def_2	35歳在籍者の男女間平均賃金格差	571	87.1384	13.3511	50.90909	171.4286
def_3	35歳最高賃金の男女間格差	545	82.5343	16.5309	28.33333	182.9662
def_4	35歳最低賃金の男女間格差	540	90.4607	14.9392	35	178.6385
def_slope	賃金スロープの男女差	524	15.9227	24.6649	-47.7062	133.7858
fac_1	第一主成分得点	683	1.13 E-09	0.9815	-2.53127	2.664164
fac_2	第二主成分得点	683	3.63 E-10	0.9531	-2.84709	2.511458
fac_3	第三主成分得点	683	-5.37 E-10	0.8905	-3.35127	2.199565
ind_1	建設業	774	0.0465	0.2107	0	1
ind_2	製造業	774	0.2946	0.4561	0	1
ind_3	電気・ガス・熱供給・水道業	774	0.0039	0.0622	0	1
ind_4	卸売業	774	0.0465	0.2107	0	1
ind_5	小売業	774	0.0943	0.2925	0	1
ind_6	飲食店	774	0.0065	0.0802	0	1
ind_7	運輸業	774	0.0568	0.2317	0	1
ind_8	通信業	774	0.0090	0.0947	0	1
ind_9	金融・保険業	774	0.0698	0.2549	0	1
ind_10	不動産業	774	0.0026	0.0508	0	1
ind_11	サービス業	774	0.3695	0.4830	0	1
scale_1	100人未満規模	863	0.0220	0.1468	0	1
scale_2	100~299人規模	863	0.1275	0.3337	0	1
scale_3	300~999人規模	863	0.6141	0.4871	0	1
scale_4	1000人以上規模	863	0.2364	0.4251	0	1

B. 主成分分析で用いた変数

Variable		サンプル数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
q1a	問1 a. 女性を積極的に活用・登用する	855	3.85614	1.017013	1	5
q1b	b. 男女にかかわりなく人材を育成する	859	4.364377	0.875029	1	5
q1c	c. 女性にも定型的な仕事ではなく、創造性の高い仕事をさせる	857	4.02217	0.976702	1	5
q1d	d. セクハラやいじめなど、従業員が被害を受けた場合の対応策を周知させている	858	4.207459	0.903172	1	5
q1e	e. 自社の育児休業制度などの仕事と家庭の両立支援を従業員に周知させている	860	4.310465	0.824611	1	5
q1f	f. 結婚・出産後も職場を辞めることなく働きよう求めている	857	4.001167	0.941637	1	5
q1g	g. 男性にも育児休業を積極的に取得するよう勧めている	858	2.973193	1.098627	1	5
q1h	h. 職場(上司や同僚)に従業員の家庭責任について理解するよう求めている	857	3.378063	0.964018	1	5
q1i	i. 職場(上司や同僚)に育児に係る休業や短時間勤務について協力するよう求めている	858	3.79021	0.99135	1	5
q3a	問3 a. 女性の勤続年数が平均的に短い	855	3.377778	1.280816	1	5
q3b	b. 仕事よりも家庭が優先されるため、女性は責任のある仕事をまかせられない	859	3.814901	0.959293	1	5
q3c	c. 女性は、突発的な時間外労働や、深夜業に対応できない	855	3.446784	1.065385	1	5
q3d	d. 女性は、出張や全国転勤に対応できない	855	3.214035	1.156304	1	5
q3e	e. 女性は男性より能力が劣る	859	4.428405	0.77576	1	5
q3f	f. 女性は男性より意欲がある	859	4.203725	0.944465	1	5
q3g	g. 女性自身が、役職者などの責任のある仕事につきたがらない	854	3.250585	1.070972	1	5
q3h	h. 女性が働くことについて、職場の上司の理解が不足している	859	3.777648	1.036924	1	5
q3i	i. 女性が働くことについて、職場の同僚の理解が不足している	859	3.946449	0.927146	1	5
q3j	j. 顧客の理解が不足している(例えば、女性の営業担当者を顧客が好みないなど)	853	3.867526	0.985833	1	5
sq4a	問4付問4 a. ポジティブ・アクションに関する専任の部署、あるいは担当者を設置(推進体制の整備)	838	1.754177	1.134535	1	4
sq4b	b. 問題点の調査・分析	827	1.721886	1.040368	1	4
sq4c	c. 女性の能力発揮のための計画を策定	827	1.732769	1.050736	1	4
sq4d	d. 性別の積極的な登用	839	2.045292	1.104492	1	4
sq4e	e. 女性の少ない職場に女性が従事するための積極的な教育訓練	831	1.66787	1.075652	1	4
sq4f	f. 女性専用の相談窓口	831	1.629362	0.991435	1	4
sq4g	g. セクハラ防止のための規程の策定	842	2.059382	1.03737	1	4
sq4h	h. 仕事と家庭の両立支援(法律を上回る)を整備	837	1.744325	0.933997	1	4
sq4i	i. 男性に対する啓発	832	1.659856	0.940299	1	4
sq4j	j. 職場環境・風土を改善	834	1.797362	0.992622	1	4
q7a1	問7 a. 短時間勤務制度	847	2.597403	0.767017	1	3
q7b1	b. フレックスタイム制度	842	1.703088	0.904324	1	3
q7c1	c. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	830	2.303614	0.906676	1	3
q7d1	d. 所定外労働をさせない制度	834	2.389688	0.87814	1	3
q7e1	e. 事業所内託児施設の運営	838	1.270883	0.627439	1	3
q7f1	f. 子育てサービス費用の援助措置等(ベビーシッター費用など)	843	1.311981	0.672632	1	3
q7g1	g. 職場への復帰支援	828	1.977053	0.889658	1	3
q7h1	h. 配偶者が出産の時の男性の休暇制度	835	2.528144	0.797244	1	3
q7i1	i. 子供の看護休暇	841	2.707491	0.661926	1	3
q7j1	j. 転勤免除(地域限定期社員制度など)	817	1.359853	0.714118	1	3
q7k1	k. 育児等で退職した者に対する優先的な再雇用制度	840	1.482143	0.748246	1	3
q7l1	l. 子育て中の在宅勤務制度	842	1.124703	0.399027	1	3

C. 企業の生産性指標

5年前との比較

	高くなつた やや高くなつた	変わらない	やや低くなつた	低くなつた
売上高	212 (29.99)	164 (23.20)	71 (10.04)	135 (19.09)
経常利益	183 (25.45)	199 (27.68)	86 (11.96)	120 (16.69)
生産性	129 (18.61)	216 (31.17)	173 (24.96)	115 (16.59)
				60 (8.66)

同業・同規模企業との比較

	良い	やや良い	変わらない	やや悪い	悪い
売上高	70 (10.29)	177 (26.03)	290 (42.65)	112 (16.47)	31 (4.56)
経常利益	63 (9.09)	167 (24.10)	254 (36.65)	154 (22.22)	55 (7.94)
生産性	46 (6.79)	146 (21.57)	319 (47.12)	134 (19.79)	32 (4.73)

注) 上段の数値は実数、下段の括弧内は頻度(%)。

保育・子育て支援制度の多様化の現状と少子化対策としての課題 —— 東京都の取組みを例として ——

周 燕 飛

I はじめに

1990 年の合計特殊出生率（以下「出生率」と略称）は 1.57 まで低下し、当時「1.57 ショック」と呼ばれ、少子化の深刻さが日本社会に認識されるきっかけとなったことは記憶に新しい。しかしながら、その後の種々の対策にもかかわらず、出生率はなおも下がり続け、2005 年には 1.26 と過去最低を更新した。2006 年の出生率は 1.32 と若干回復し、関係者を喜ばせることとなったが、その回復傾向が持続的なものかはなお不透明である¹⁾。少子化が進む原因について、晩婚化や非婚化の影響が大きいことは良く知られている（阿藤 1982, 岩澤 2002），既婚夫婦の平均子供数、特に第 3 子の出生率の減少も少なからず影響しているとの指摘もある（山口 2005）。そのため、既婚夫婦の出生力を回復させるための工夫として、政府による子育て支援制度の充実に大きな期待が寄せられている。実際、1980 年代～90 年代前半に出生率が反転したスウェーデン、デンマークなどの欧米諸国では、託児所の整備、企業の支援制度や男女の育児分担、子育て世代への財政的支援・税制優遇などの取組みが奏効したものとみられている。

日本政府も「1.57 ショック」後に欧米などの経験から、育児支援政策の重要性を強く意識するようになった。中でも、少子化が特に著しい大都市圏東京では、保育サービスの充実や子育て支援の強化が喫緊の課題となっている。2005 年の東京都の出生率は、1.00 と全国最低の水準となっている。また、2005 年現在、待機児童の 4 人に 1 人が東京

都に住んでおり²⁾、全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数も、大阪府に次ぐ全国 2 番目の多さである³⁾。

こうした厳しい情勢の背景には、都市化とともに核家族化、近隣関係の希薄化、就業形態の多様化など子育て家庭を取り巻く環境の変化が挙げられる。2005 年の「国勢調査」によると、東京都では 6 歳未満の子どもを育てる世帯の 92.1% が核家族であり、全国平均の 81.2% より 10 ポイント以上も高い。また、ほかの地域から移住してきている子育て世帯が多く、地域コミュニティの援助を得られなかつたり、育児の面で祖父母などの協力を得られにくかつたりする世帯がほかの都道府県よりも多い。さらに、深夜・休日労働、長時間労働、不規則勤務など就業パターンが多様化しており、従来の平日日中の保育サービスだけでは対応しきれなくなっている。こうした核家族化、地域コミュニティの衰退など現代社会の変容によって、育児ストレスが高まり、相談相手も援助の手も得られない親が、児童虐待に走るという姿が想像できる。実際、2005 年度東京都の児童虐待相談件数は、3,221 件で、10 年前の 7.5 倍となっており、相談内容も深刻なものが多くなっている⁴⁾。

こうしたことから、東京都はほかの都道府県に比べて、子育て世帯の保育サービスに対する需要量が大きいだけではなく、延長保育、休日保育などのオプションメニューに対する需要も非常に大きいといえる。また、共働き世帯を主な対象とする保育サービスの充実だけでは、児童虐待防止や少子化対策としては不十分であり、専業主婦世帯などすべての子育て世帯に対する幅広い子育て支

援策が必要とされている。こうした中、東京都は、国の政策（保育所の整備、育児休業制度の充実、ファミリーフレンドリー企業の推進、児童手当の増額、子育て減税など）のほか、認証保育所など東京都独自の保育所サービスも展開してきた。また、一部の区市町村は、国や都の制度に加え、無料子育て相談、子育て世帯への家賃補助など独自の育児支援を行なっている。

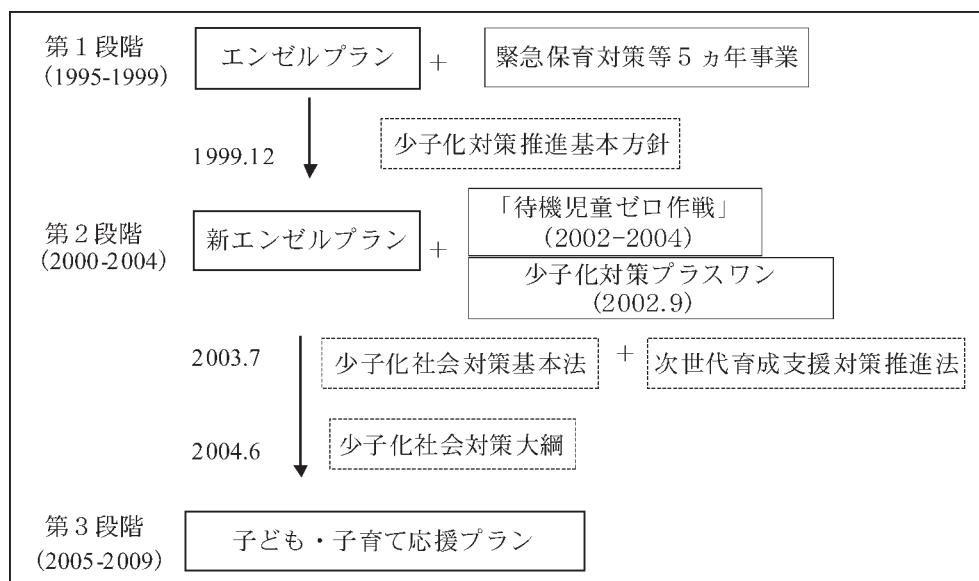
このように、東京都は、全国で最も少子化問題が深刻であり、子育て家庭への社会的支援の緊急性が高いため、全国に先駆けて、多様性のある「政策実験」を行なってきたといえる。よく言われるように東京都は日本全国の「近未来像」であり、現在行なわれている東京都の取組みは、今後の日本の少子化対策を考える際の重要な手がかりになると考えられる。もっとも、東京都の保育・子育て支援制度を体系的に整理し、その政策効果を科学的に評価する論文は、意外なことに、今のところ皆無に等しい。本稿は、この東京都を例として、保育と子育て支援制度の多様化の現状を紹介し、政策評価を行なうこととする。具体的には、保育

サービスと子育て支援の充実度が出生率にどのような影響を与えていたかについて、区市町村別のデータを用いて検証を行なった。

本稿の構成は下記の通りである。II節は、国政レベルにおける保育サービスと子育て支援制度の近年の流れを振り返る。III節は、「子育て支援の多様化」をキーワードに東京都の保育サービスと子育て支援制度の現状を体系的に整理する。IV節は、東京都の区市町村別データを用いて保育・子育て支援制度の充実度と出生率との関連性を探る。V節は結語である。

II 保育と子育て支援の多様化の動き —全国の状況

近年の国政レベルの公的保育サービスと子育て支援は、主として1995年以降、三つの行動計画（「プラン」）の下で段階的に推進されてきた（図1）。第1段階の「エンゼルプラン」（1995-1999年）は、仕事と子育ての両立支援を最重要課題としていた。その具体的な行動計画として「緊急保育対策等5カ



資料出所)『保育白書2005』p.8に基づき筆者が加筆、修正したものである。

図1 少子化対策としての保育・子育て支援政策の流れ

年事業」が策定され、保育所の量的拡大だけでなく、低年齢児（0-2歳）保育、多機能保育、延長保育、地域子育て支援センターの設立など保育と子育て支援の多様化について具体的な数値目標が提示された。低年齢児受入枠の拡大、多機能保育所の整備、延長保育はそれぞれ目標値の94%、93%、73%と比較的に高い達成率を果たしたが（濱本2005）⁵⁾、保育所の整備は、予定ほど進むことはなかった。「エンゼルプラン」終了直前の1999年10月の認可保育施設数と定員数はそれぞれ22,488ヵ所、192.3万人であり、プラン開始時の1995年10月よりむしろ減少してしまっていたのである（それぞれ215ヵ所、5.66万人の減少）。

第1段階で解消できなかった待機児童問題の反省から、2000年から発足された第2段階の「新エンゼルプラン」では、民間企業や福祉・NPO法人による保育事業への参入を促進したり、保育所を増設したり、保育所定員の弾力化を引き上げたりして、保育サービスの量的不足を解消しようとした。さまざまな取組みの結果、認可保育所の定員数は1999年の192.3万人から2004年の202.9万人へと5年間で10.6万人程度増加した。しかしながら、「新エンゼルプラン」の終了直後の2005年4月になっても、「（従来ベースの）待機児童数」は、4.34万人程度存在しており、「新エンゼルプラン」

発足時の1995年の2.85万人よりむしろ1.49万人も増えてしまったのである。また、「（新定義の）待機児童数」⁶⁾についても、2005年4月には2.33万人と、2001年⁷⁾4月の2.12万人よりも増加していた（『保育白書2006』）。受入枠が増えたにもかかわらず待機児童が増加した最大の原因是、保育サービスを希望しながらも、入所申し込みをしていない「潜在的待機児童」の存在である（八代2000）。周・大石（2003）の試算によると、首都圏だけでも、こうした「潜在的待機児童」の数は25万人程度に上る。保育所定員数の増加は、こうした潜在的需要の一部を喚起してしまうため、統計上の待機児童数がなかなか減らないのである。

保育サービスの量的不足問題が残っている中、2005年以降に発足された第3段階の「子ども・子育て応援プラン」では、保育対策だけでは少子化の解消に繋がらなかったとして、従来通り保育所の整備を進めると同時に、働き方の見直し、子育ての支え合いと連帯、若者の自立と教育など、幅広い事業への転換を図ろうとしている（『保育白書2006』）。表1から分かるように、「子ども・子育て応援プラン」では、認可保育所の定員を5年間で12万人増やすなど保育サービスの量的拡大にも配慮しながら、延長保育、病（後）児保育など多様なニーズに対応したオプションメニュー的な保育

表1 「子ども・子育て応援プラン」における保育・子育て関連事業の数値目標

具体的な施策	種類	主な対象者	2004年度	2009年度
①保育所の受け入れ児童数（万人） ②放課後児童クラブ（ヵ所）	中核部分の保育サービスの拡充—量的拡大 ③病（後）児保育（ヵ所） ④延長保育（ヵ所） ⑤休日保育（ヵ所） ⑥夜間保育（ヵ所） ⑦一時・特定保育（ヵ所） ⑧ファミリー・サポート・センター（ヵ所） ⑨子育て短期支援事業（ヵ所） ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業 ⑩地域における子育て支援拠点（ヵ所） ・つどいの広場事業 ・地域子育て支援センター事業	共働き世帯	203 15,133	215 17,500
507			1,500	
12,783			16,200	
666			2,200	
66			140	
5,935 368			9,500 710	
すべての子育て家庭を対象とする子育て支援制度の充実—受益層の拡大	専業主婦世帯を含む		569	870
			310	560
			171 2,783	1,600 4,400

注)『保育白書2005』(p.9)より筆者が加筆・整理したものである。

サービスの強化や、すべての子育て家庭を対象とする子育て支援メニューの充実などにも重点を置き、具体的な数値目標を打ち出している。

保育サービスの多様化を代表する4つのオプションメニューのうち(表1)，現時点での取組みが最も進んでいるのは、「延長保育」制度である。2005年現在、全国58.0%の認可保育所に「延長保育」制度が導入されており、首都圏の1都3県に限ってみれば7割近く(67.1%)の認可保育所が、「延長保育」制度を導入している⁸⁾。一方、利用者のニーズが非常に高いにもかかわらず、取組みがなかなか進まないのは、「病(後)児保育」⁹⁾である。2007年2月現在、全国で598ヶ所の病(後)児保育施設が設置されており、「子ども・子育て応援プラン」策定時の2004年よりも92ヶ所増えているが、2009年までに1,500ヶ所とした目標数値には遠くおよばない¹⁰⁾。病(後)児保育については、保育だけではなく、医療面のケアが必要であり、また急な利用申し込みやキャンセルが多いために人員計画が立てにくく、さらに季節によっては利用率が大きく変化するなど、採算性の極めて低い事業であるといえる。

また、受益層の拡大をにらむ子育て支援メニューのうち、すでに相当浸透しているものは、「一時保育」事業である。1990年に創設された「一時保育」事業は、当初保護者の就労、病気、介護など緊急時の利用に限定していたが、1996年からは私的 lý由(保護者の育児疲れの解消など)も事業対象とした。その実施を促進しようとして、国は専門室の必置規制をやめ(96年)、自主事業化(98年)、小規模型の件数払い方式(01年)などの規制緩和

を積極的に進めてきた。その結果、2005年現在の一時保育事業は、全国5,959の認可保育所で実施されるようになり、2000年当時の1,700ヶ所より2倍以上の増加となっている(『保育白書2006』)。また、「密室育児」による母親の孤立感、閉鎖感、子育てへの不安などを解消し、児童虐待を減らす目的で1993年に創設された「地域子育て支援センター」事業(東京都事業名「子育てひろばB型」)は、2007年現在全国で約3,400ヶ所が設置され、「子ども・子育て応援プラン」前の2003年より1,000ヶ所近く増加した。また、2002年に始まった「つどいの広場」事業もおおむね計画通りの拡大ペースを維持しており、2007年3月現在全国682ヶ所の「つどいの広場」が設けられており、計画発足時の2004年より511ヶ所も増加している。

そのほか、保育サービスの拡大も継続的に進展しており、プランの中間時点である2007年4月の統計(厚生労働省調べ)によると、待機児童(新定義)数は、1.79万人までに減少(2004年より26.1%減)しており、保育サービスの量的不足はある程度緩和されていると思われる。

III 東京都の保育サービスと子育て支援の現状

1 待機児童問題と認証保育所、認定こども園

2007年4月1日現在、東京都内では16万2,672人の児童が認可保育所を利用しているが、需給のミスマッチ¹¹⁾や供給不足のため、4,601人の児童が入所待ちの状態に余儀なくされている(表2)。待機児童数は2005年以降、減少傾向をみせているが、全国の待機児童数に占める割合はむしろ増えている

表2 東京都の保育所の設置状況と待機児童数(各年4月1日現在)

年	認可保育所		認証保育所		待機児童数 (新定義)	全国の待機児童 に占める割合
	施設数(所)	定員(人)	施設数(所)	定員(人)		
2002	1,603	156,532	75	2,131	5,056	19.9%
2003	1,619	158,106	151	4,302	5,208	19.7%
2004	1,629	159,715	212	6,173	5,223	21.5%
2005	1,635	160,616	271	8,045	5,221	22.4%
2006	1,648	162,357	323	9,681	4,908	24.8%
2007	1,673	164,807	367	11,130	4,601	25.7%

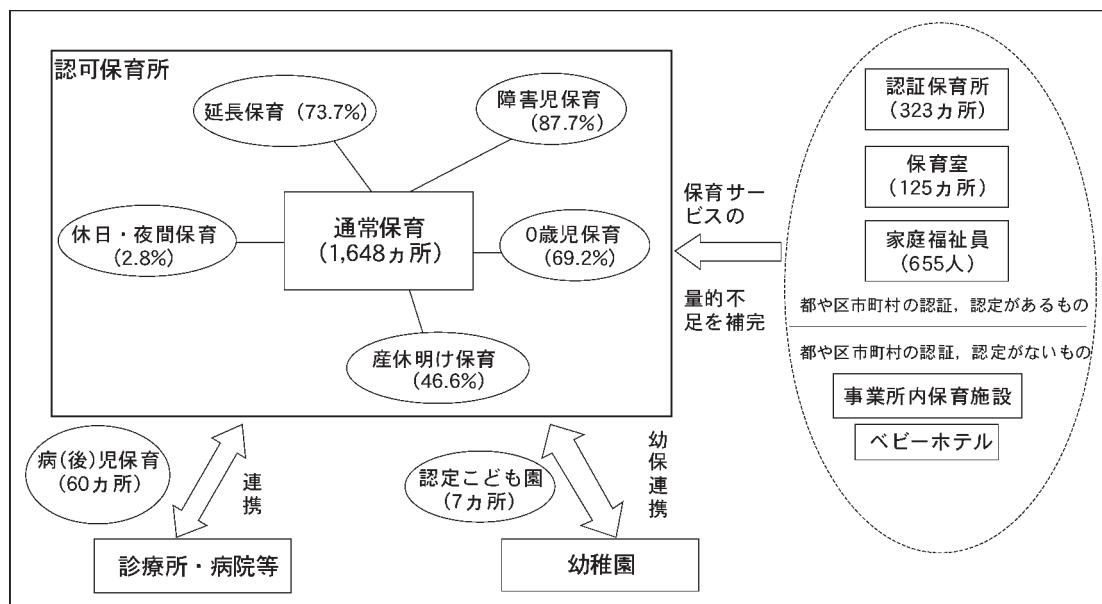
データ出所) 東京都福祉保健局少子社会対策部子育て支援課調べ。

る。2007年現在、入所待機児童の4人に1人が東京都に住んでおり、依然、保育サービスの不足問題は東京都で顕著であるといえる。

認可保育所が担う中核的保育サービスの総量不足を補完するために、東京都では多数の認可外保育施設を併存させている。認可外保育施設は、東京都や都内区市町村独自の認証・認定を受けている「認証保育所」、「保育室」、「家庭福祉員」（通称「保育ママ」）¹²⁾があるほか、それらの認定を受けていない「ベビーホテル」や「事業所内保育施設」などが含まれている（図2）。入所待機児童の72%が0～2歳児（うち半数近くは0歳児）であるため、東京都や区市町村独自の補助を受けている認可外保育施設のほとんどは、0～2歳児の保育を義務付けられている。特に、家庭福祉員（定員3～5人）と保育室（定員6～29人）は保育対象が0～2歳児と限定されている。また、東京都独自の認証保育所も、0歳児を必ず実施することが開設の条件となっている。そのほか、大都市では延長保育や通勤便

利場所での保育へのニーズが多いことから、認証保育所は13時間開所や、駅前徒歩5分以内に設置すること（A型のみ）が義務付けられている¹³⁾。このように、認証保育所などの認可外保育施設は、量的不足を補うだけではなく、低年齢児保育、延長保育、交通利便場所での保育など多様な保育ニーズに対応する役割も担っているといえる。2007年4月1日現在、0～2歳児中心に、12,091人（利用者全体の82.4%）の児童が認証保育所、保育室または家庭福祉員の保育サービスを受けている。

2007年4月から新規に始まった「認定こども園」事業にも保育サービスの量的不足を補う役割が期待されている。保育所が不足する一方、幼稚園は余剰がある中、幼稚園に保育所の機能を付加することで、資源の有効利用を図ることがそもそも狙いである。また、4、5歳児中心に定員の余っている保育所もあることから、これらの保育所に幼稚園の機能を付加することで、「保育に欠ける」という要件に満たない子どもを保育所に迎えるこ



注) 1) 保育室数と家庭福祉員数は2006年12月1日現在、認定こども園数は2007年9月1日現在、その他の施設数は2006年4月1日現在のものである。

データ出所)『2007年版東京都の福祉保健』と『区市町村におけるこども家庭支援事業の実施状況』(東京都福祉保健局少子社会対策部2006)をもとに筆者が整理したものである。

図2 東京都の保育サービスの系統図

とで欠員を埋めることができる¹⁴⁾。このように、認定こども園事業は、幼稚園と保育所の双方にとってメリットがあるはずであるが、現在、期待されたほどの参入が進んでおらず、様子見の状況であるといえる。これは、認定こども園が運営上、サービス利用者を「保育に欠ける児童」と「それ以外の児童」、「3歳未満の児童」と「3歳以上の児童」、「長時間保育児童」と「短時間保育児童」などに分けて管理をする必要があるために、管理コストが高くなることや、利用者にとって分かりづらい構造になっていることがネックとなっているからであると思われる。

2 延長保育、病（後）児保育など多様なオプションメニュー

図2から分かるように、東京都の保育サービスにおけるもう一つの特色は、オプションメニューの多様化である。まず、長時間勤務、残業などの増加により、大都市では通常の11時間保育(7：30-18：30)以降の「延長保育」に対する需要は大きい。そこで、大多数の区市町村は、認可保育園の延長保育事業に独自の補助¹⁵⁾を上乗せしており、2006年現在東京都全体の延長保育事業の実施率は、73.7%に達している¹⁶⁾。次に、育児休業を取得せず産休明けに仕事復帰を目指す母親をサポートする「産休明け保育」も、半数近くの認可保育所(46.6%)で実施されている。また、産休明け保育の実施園に対して、独自の加算や補助を行なっている自治体が少なくない（例えば、杉並区は雇用状況により、実施園に月額20～45万円程度補助している）。東京都では、保護者の早期仕事復帰に必要不可欠である「0歳児保育」事業が7割近く(69.2%)の認可保育所で実施されている。0歳児保育の受け入れ開始月齢は、園によってさまざまであるが、生後6～7ヶ月から受け入れるところが多い。さらに、病気の回復期にある乳幼児を一時保育することで、保護者の子育てと就労の両立を支援する「病（後）児保育」事業も、都内の60カ所で実施されるようになった。2006年度の予算額をみると、港区が1億86万と病（後）児保育事業の規模が最も大きく、練馬区の4,843万円と町田

市の4,067万円がそれに次ぐ規模である。ただし、全体的に病（後）児保育室の定員が決して十分であるとは言えず、風邪が流行している季節などでは不足が顕著である。そのほか、保護者が休日・夜間に就労、病気などで子どもの面倒をみられない場合のための「休日・夜間保育事業」が、墨田区や新宿区など17の自治体で行なわれているが、東京都全体の実施率がまだ低い状況である(2.8%)。

3 一時保育、子育てひろばなど多様な子育て支援制度

保育サービスは、共働き世帯を主な対象としているが、子育て支援については、広い意味ですべての子育て家庭が対象である。児童虐待防止対策としても少子化対策としても、専業主婦世帯を含むすべての子育て世帯に対する幅広い子育て支援が益々重要になっている。そこで、東京都は、専業主婦世帯を含むすべての子育て家庭のニーズを念頭に、「地域における子育て支援体制の強化」、「在宅サービスの充実」、「子ども・家庭に関する相談体制の強化」を目標として、国の事業に加え、都独自または区市町村独自の支援策を打ち出している。

付表1は、東京都の主な育児支援制度の概要をまとめたものである。東京都では、一時保育、ショートステイ、つどいの広場などの国事業が実施されているほか、こども家庭支援センター、ファミリーサポートセンターなどの都事業や、産後支援ヘルパー事業、子育て家庭への家賃助成など、一部の区市町村独自の育児支援事業が実施されている。図3に示したように、こども家庭支援センターは子育て家庭に対して、子育てに関する総合相談や、各種サービスの総合マネジメントを行なっている。そこが子育て支援の拠点となり、子育てひろばにおいて、子育て相談、親同士交流の場や子育て情報の提供などを行なう。ファミリーサポートセンターは、そこから在宅サービスへの橋渡し役であり、児童福祉施設・養育家庭などが在宅サービスの提供に協力して、自治体が家賃・医療費補助などの経済援助を行なうという構図ができている。

例えば、普段保育所を利用していない専業主婦の家庭は、疾病、育児不安や育児疲労など就労以外の理由で、子どもを一時的に保育所などで見てもらいたいときは、こども家庭支援センターなどを介して、児童福祉施設から一時保育のサービスを受けることが可能である（一時・特定保育の場合は、原則1人1日1,800円の自己負担）。同様に、特殊な事情がある場合には、子どもを養育家庭などで7日間程度のショートステイをさせる事業も利用可能である。また、半数以上の区市町村では、産後1～2ヶ月までの間ならば、通常より安い価格¹⁷⁾で産後支援ヘルパーを自宅に来てもらい、育児や家事の支援をしてもらう「産後支援ヘルパー事業」が設けられており、市役所の保育課に申し込めば利用が可能である。そのほか、居住地域の「ファミリーサポートセンター」（FSC）の利用会員として登録すれば、必要なときに、FSCが紹介した協力会員から育児（保育）支援を受けることも可能である。これらのは在宅サービスを上手に自分のニーズに合わせて利用すれば、母親の育児ストレスがかなり軽減するものと考えられる。

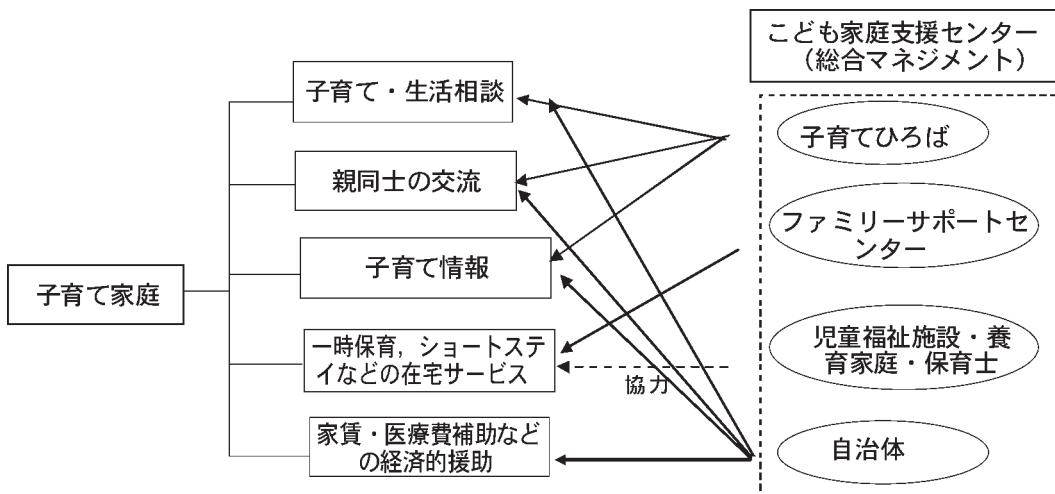
ただし、現実には、利用するかしないかという意思決定をする以前に、これらの子育て支援メ

ニューの存在すら知らない家庭が少なくない。そこで、東京都のほぼ全域で設置されている子育てひろば¹⁸⁾では、こうした地域の保育資源に関する情報を一般家庭に提供するという重要な役割を担っている。そのほか、自治体は子育て便利帳、子育て支援総合情報誌などを無料で配布したり、両親学級、育児交流会などを定期的に開催したりすることで、情報普及活動を行なっている。

4 保育・子育て支援の充実度における区市町村間格差

このように、東京都では、深刻な待機児童問題を抱えながらも、延長保育、0歳児保育などのオプションメニューは比較的充実しており、育児支援制度もさまざまなバラエティーが用意されている。しかしながら、その保育・子育て支援制度の充実度は、東京都の区市町村内において、かなりのバラツキがみられる。

まず、保育サービスの充実度については、2006年4月現在、延長保育・0歳時保育・産休明け保育3事業について、千代田区、国立市、多摩市の実施率が100%を達成している一方、取組みが遅れている江戸川区では、産休明け保育がまだ未実施



注)『区市町村におけるこども家庭支援事業の実施状況』(東京都福祉保健局少子社会対策部 2006)を元に筆者が作成したものである。

図3 東京都の子育て支援チャート

表3 東京都23区における保育・子育て支援の取組み状況（2006年4月現在）

区市町村名	保育待機児童数（人）	認可保育所の実施率（%）			病(後)児保育（カ所）	ショートストライ（カ所）	一時保育（カ所）	子育てひろば（カ所）	家賃助成制度
		延長保育	0歳児保育	産休明け保育					
千代田区	0	100.0	100.0	100.0	1	1	0	1	
中央区	41	100.0	92.9	35.7	2	0	0	0	
港区	88	100.0	100.0	27.8	2	1	3	3	
新宿区	32	48.6	83.8	51.4	2	1	35	13	有
文京区	49	100.0	73.9	13.0	1	0	2	0	有
台東区	24	90.5	47.6	28.6	1	0	3	4	
墨田区	164	57.9	73.7	0.0	0	0	1	2	有
江東区	255	62.5	57.1	51.8	1	0	4	19	
品川区	182	100.0	6.4	74.5	5	1	0	6	
目黒区	44	96.0	100.0	92.0	0	1	0	15	有
大田区	163	93.5	66.2	46.8	4	1	0	35	
世田谷区	261	84.9	56.2	12.3	2	3	14	44	
渋谷区	45	100.0	0.0	58.6	2	0	1	6	
中野区	43	86.5	86.5	59.5	1	3	37	16	
杉並区	46	61.8	74.5	40.0	0	2	8	12	
豊島区	13	85.3	97.1	88.2	1	2	2	20	有
北区	47	45.8	83.3	37.5	1	1	17	3	有
荒川区	48	65.4	76.9	42.3	1	0	2	12	
板橋区	182	65.1	82.6	40.7	2	5	2	40	
練馬区	221	42.7	78.7	24.0	4	2	1	22	
足立区	348	41.4	24.1	26.4	2	2	0	28	
葛飾区	152	68.1	80.6	37.5	2	0	8	6	
江戸川区	222	42.0	14.8	0.0	1	0	0	8	

注) スペース上の制限により、市部、郡部と島部のデータが省略されている。

データ出所)『区市町村におけるこども家庭支援事業の実施状況』(東京都福祉保健局少子社会対策部 2006)をもとに筆者が整理したものである。

で、0歳児保育と延長保育の実施率もそれぞれ14.8%と42.0%と低い水準に止まっている(表3)。また、都内で最も多くの待機児童(348人)を抱えている足立区は、延長保育の実施率が4割程度で、0歳時保育と産休明け保育の実施率も1/4程度に過ぎない。

また、子育て支援事業については、比較的積極的に取り組んでいる世田谷区ではほぼすべての種類の子ども家庭在宅サービス事業と44カ所の子育てひろば(A型、B型、つどいの広場を含む)が整備されており、新宿区も一時保育を中心に36カ所の在宅サービス事業拠点と13カ所の子育てひろばが設けられている。それに対して、在宅サービス事業拠点と子育てひろばをほとんど設けていない自治体(中央区、江戸川区、島部、一部の郡)も存在している。そのほか、新宿区、文京区、墨田区などの自治体は、子育て相談や子育て家庭への家賃助成など多数の自治体単独事業を同時に行

なっているが、単独事業のほとんどない自治体もある。

IV 保育・子育て支援制度と出生率

では、保育・子育て支援の充実度は、出生率とのような関係にあるのだろうか。OECDの国際比較¹⁹⁾によると、スウェーデンやデンマークなどの国では少子化対策投入費用と出生率はほぼ比例的に変化していて、子ども・家族向け公的支出と出生率との間に強い正の相関関係がみられる。それとは対照的に、日本やオーストラリアでは、少子化対策費と出生率はあまりリンクしていないという。

例えば、表3で列挙されている8つの支援事業と出生率の相関程度を測ってみた場合には、いずれにおいてもその相関係数が負となっている(図4)。また、保育・子育て支援の充実度の代理変数

である児童福祉費投入と出生率をプロットした図5をみても分かるように、出生率と児童一人あたり児童福祉費の間には、弱いながらも負の相関関係が観察される ($R = -0.3153$)。すなわち、支援事業が充実している自治体または児童福祉費を手厚く配分する自治体ほど、出生率が低いという姿となっている。

しかしながら、児童福祉費の手厚い配分は、たとえ出生率を引き上げる効果がなかったとしても、出生率を逆に引き下げてしまうことはまず想像できないので、図4で負の相関が観察される理由は、ほかの要因の影響をコントロールできていないため、みせかけ相関になっていることが考えられる。つまり、児童福祉費がほかの要因(例えば、所得)の代理変数となっているため、ほかの要因と出生率の相関関係を反映してしまっているのかもしれない。また、少子化が進んでいるからこそ児童福祉費が大きくなるという内生性の問題も考えられる。

児童福祉費と出生率の関係を厳密に検証するためには、まず、平均所得などそのほかの要因の影響をコントロールする必要がある。そこで、本稿は第(1)式のような出生率 (TFR) 関数を用いて、児童福祉費 (E) と出生率の関係を厳密に検証することにした。具体的には、人口千人あたり結婚件数 (M)，人口千人あたり離婚件数 (D)，核世

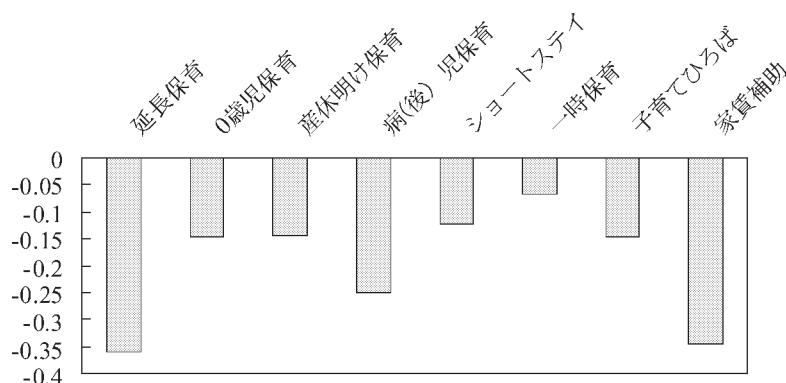
帯比率 (C)などの人口要因²⁰⁾，納税義務者一人あたり平均課税所得 (Y)，有配偶者女性 (15-49 歳) の労働参加率 (LPR) などの経済的要因をコントロールした²¹⁾。

$$\begin{aligned} TFR_i &= a_0 + a_1 M_i + a_2 D_i + a_3 C_i + a_4 Y_i \\ &\quad + a_5 LPR + a_6 E_i + u_i \quad (1)^{22)} \\ i &= 1, 2, \dots, n \text{ 番目の地域} \end{aligned}$$

児童一人あたり児童福祉費 E は、地域の少子化対策への財政費投入を表す指標で、E が高ければ高いほど、出生率が高くなると期待できる。しかしながら、E は内生的に決まる変数である可能性が高い。つまり、出生率が低いから、自治体が手厚く児童福祉費を拠出する可能性も考えられる。そのため、第(1)式の出生率関数は、下記の児童福祉費関数（第2式）と同時に推定する必要性がある。

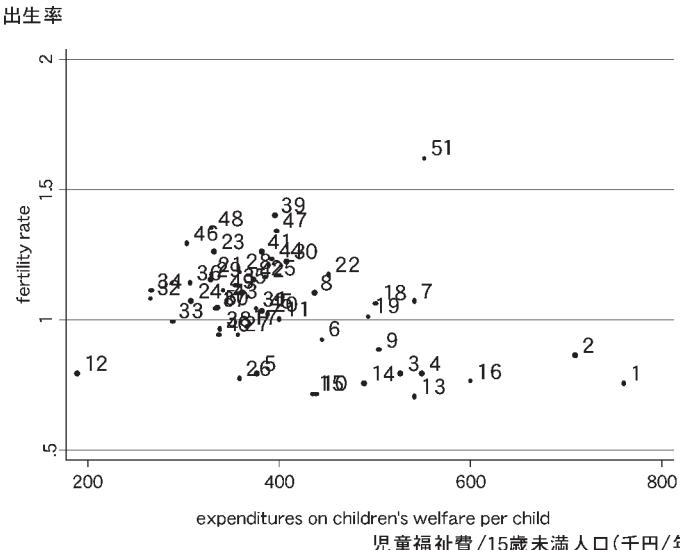
$$\begin{aligned} E_i &= b_0 + b_1 TFR_i + b_2 Density_i + b_3 Y_i \\ &\quad + b_4 POP_i + v_i \quad (2) \end{aligned}$$

ここで、Density は人口密度で、POP は人口規模である²³⁾。なお、第(1)式と第(2)式は、2005 年東京都の区市町村別データを用いて²⁴⁾、3段階推定法 (Three Stage Estimation) によって推計した。



注) 出生率は、厚生労働省「人口動態統計 2005」によるものである。

図4 出生率と各支援事業との相関係数の分布 (N=51)



千代田区	1	荒川区	18	日野市	35
中央区	2	板橋区	19	東村山市	36
港区	3	練馬区	20	国分寺市	37
新宿区	4	足立区	21	国立市	38
文京区	5	葛飾区	22	福生市	39
台東区	6	江戸川区	23	狛江市	40
墨田区	7	八王子市	24	東大和市	41
江東区	8	立川市	25	清瀬市	42
品川区	9	武蔵野市	26	東久留米市	43
日黒区	10	三鷹市	27	武蔵村山市	44
大田区	11	青梅市	28	多摩市	45
世田谷区	12	府中市	29	稲城市	46
渋谷区	13	昭島市	30	羽村市	47
中野区	14	調布市	31	あきる野市	48
杉並区	15	町田市	32	西東京市	49
豊島区	16	小金井市	33	郡部	50
北区	17	小平市	34	島部	51

(注) 1) 出生率、15歳未満人口、児童福祉費はそれぞれ厚生労働省「人口動態統計 2005」、「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(2005年1月1日)現在」(東京都総務局)および『区市町村におけるこども家庭支援事業の実施状況』(東京都福祉保健局少子社会対策部 2006)によるものである。

2) 出生率 TFR を児童一人あたり児童福祉費(E)で単回帰分析すると、E の係数推計値は負で有意(t 値 = -2.22, p 値 = 0.000)である。

$$TFR = 1.274 - 0.0005856 E \quad R^2 = 0.0994$$

図5 出生率と15歳未満人口1人あたり児童福祉費予算(千円/年・人)

表4は推計結果をまとめたものである。人口要因や所得要因をコントロールしたうえ、児童福祉費の内生性も考慮した3段階推計の結果によっても、児童福祉費は、出生率に有意な影響を与えていない。この結果は、内生性問題を考慮していないOLSモデルのものとほぼ同様である。また、表4の推計結果が頑健かどうかを確かめるために、児童一人あたり児童福祉費の代わりに、民生費に占める児童福祉費の割合を使ったり、出生率の代わりに人口あたり出生数を用いたりしたが、結果はほとんど変わらなかった。したがって、児童福祉費の投入が出生率にほとんど影響を与えていないことが確認される。一方、表4の下段から分かるように、出生率は、児童福祉費投入に正で有意な影響を与えている。これは、出生率の高い地域ほど、児童福祉費をより手厚く投入していることを示唆するものである。以上をまとめると、児童福祉費投入における少子化対策の効果は統計的に確認されないが、児童福祉費の投入額に出生率の

水準が大きく左右しているといえる。

V 結語

1990年代以降、厳しい少子化の進行を受けて、日本は子育て家庭への育児支援を強化してきた。保育・子育て政策を推進するための行動計画として、第1期の「エンゼルプラン」(1995-1999)と第2期の「新エンゼルプラン」(2000-2004)を経て、現在、第3期の「子ども・子育て応援プラン」(2005-2009)に取り組んでいるところである。保育所の整備や延長保育などのオプションメニューの提供、子育てひろばの設置など具体的な事業について、具体的な数値目標を出すなど、政府の少子化対策への意気込は強くなってきたといえる。

本稿は、出生率が全国ワーストワンでありながら、多方面から保育・子育て支援を積極的に取り組んできた東京都の事例を取り上げ、その整理と評価を行なった。東京都は、大都市ならではのニ

表4 出生率関数の推計結果

	3段階推計法		OLS	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差
<u>出生率関数</u>				
男女別比	0.0160	0.0048***	0.0160	0.0049***
人口千人あたり結婚件数	-56.2366	21.6888***	-61.8631	27.2971**
人口千人あたり離婚件数	242.3556	61.1947***	225.3244	49.2569***
核家族比率 (%)	0.0102	0.0032***	0.0110	0.0029***
課税対象所得/納税義務者数 (百万円)	-0.0001	0.0003	-0.0002	0.0002
有配偶者女性 (15~49歳) の就業率 (%)	0.0054	0.0060	0.0027	0.0057
児童千人あたり児童福祉費 (千円/人・年)	-0.0002	0.0005	-0.0001	0.0003
定数項	-1.7100	0.6643***	-1.5925	0.6807**
R-squared	0.7491		0.7523	
<u>児童一人あたり児童福祉費 (千円/人・年)</u>				
出生率	327.1554	178.6877*		
人口密度 (人/平方キロ)	0.0124	0.0048***		
課税対象所得/納税義務者数 (百万円)	0.7007	0.2100***		
総人口 (人)	-0.0002	0.0001**		
定数項	-324.4413	306.7313		
R-squared	0.2641			

注) 1) サンプル数 51 (49 区市+郡部+島部)。

2) OLS は分散不均一性調整済みモデルを用いている。

3) 出生率と児童福祉費の出所は同図5。男女性別比、有配偶者女性 (15~49歳) の就業率、人口密度は、2005年「国勢調査」によるもので、結婚件数、離婚件数、核家族比率、総人口、納税義務者一人あたり課税対象所得は、総務省統計局「統計でみる区市町村のすがた」(2005) によるものである。

4) *, **, ***はそれぞれ 10%, 5%, 1% 水準で有意であることを示す。

ズの多様性に対応して、延長保育、0歳児保育、産休明け保育、ショートステイ、子育てひろばなど幅広い保育サービスや子育て支援を行なっている。その中でも、0歳児保育、長時間開所、駅近の立地を補助の必須条件とする東京都独自の認証保育所制度は、ほかの都市圏にとっても参考になる取組みの一つである。また、各区市町村が独自に取り組んでいる事業の中には、産後支援ヘルパー制度や、育児交流会、子育て家庭への家賃補助など注目に値する取組みが数多く存在する。

しかしながら、こうした取組みの効果は統計的に確認することができない。それは、東京都の各区市町村別データを用いて、単純相関をとっても、人口要因や経済要因をコントロールしたより厳密な統計分析を用いても、同様である。すなわち、保育・子育て支援の充実度や児童福祉費投入が少子化対策として効果を持っていることが確認できなかった。

その原因として、(1)支援制度の実施が効果を表すまでにかなりの時間を要すること、(2)公的保育

支援が出生率の回復に明らかな影響を及ぼすほどの規模になっていないこと²⁵⁾などが考えられる。前者であれば、現在のまま育児支援制度を続ければ、将来いずれの時点でその効果が表すだろうと期待できる。一方、後者の場合には、少子化対策の公的支出を増やさない限り、将来も出生率の回復がないだろうと思われる。少子化の進行に歯止めをかけ、出生率を上向かせるためには、今までよりも力強い保育・子育て支援策が望まれることであろう。具体的には、病(後)児保育などのニーズが高いにもかかわらず整備が遅れている保育事業や、子育て家庭への税控除、医療費・家賃補助などの経済支援を今後集中して行なうことが期待される。

注

- 1) 出生率の上昇要因として、(1)第3子以降の出生率が12年ぶりに増えたこと、(2)71~74年生まれの団塊ジュニア世代女性の出生率が増加したこと(3)結婚数の5年ぶり増による第1子の出生が増えたこと、などが挙げられている(毎日

- 新聞 2007. 6. 7)。
- 2) ちなみに、2005 年「国勢調査」によると、東京都の人口は 1277.7 万人で、日本総人口の 10 分の 1 程度である。つまり、1/10 の人口で 1/4 の待機児童を抱えていることになる。
 - 3) 厚生労働省調べ。
 - 4) データ出所：『2007 年版東京都の福祉保健』。
 - 5) ただし、地域子育て支援センターの設立数は目標値の 33% に止まっていたという。
 - 6) データ出所：厚生労働省「保育所の状況（平成 19 年 4 月 1 日）などについて」。待機児童数は、新定義に基づくものである。なお、新定義は、①ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している場合、②認可保育所への入所を希望していても、自治体の単独施策（保育ママや認証保育所など）によって対応している場合は、待機児童数から除くとしている。もっとも、①と②のケースを含む従来ベースの待機児童数も近年増加している。
 - 7) 新定義の待機児童数は、2001 年 4 月以降に公表されたものである。
 - 8) データ出所：『保育白書 2006』。
 - 9) 「病（後）児保育」とは、保育所に通う乳幼児などが病気やその回復期にあって、集団での保育が困難な時期、一時的にその乳幼児を預かるサービスのことである。医師や看護師などが対応に当たる。
 - 10) 2007 年 2 月 28 日厚生労働省提供資料（i 子育てネットにて公表）に基づき筆者の試算結果によると、病（後）児保育施設の 51.7% が病院または診療所によって運営されており、残りの約半数は保育所（32.9%）、乳児院または児童福祉施設（4.3%）、単独（5.9%）などによって運営されている。
 - 11) 東京都保育課調べ（2007 年 4 月現在）によると、東京都全体の認可保育所定員数は、16 万 4,807 人で、入所児童数を差し引くと、2,135 人の欠員が存在している。そのうち、73.2%（1,563 人）が 0 歳児枠の欠員である。欠員と待機児童が併存している理由として、年齢・保育時間など保育内容のミスマッチと地域による需給の不均衡が挙げられている（2007 年版東京都の福祉保健）。
 - 12) 家庭福祉員は、自宅で 3-5 人の 0-2 歳児を保育する個人（保育士などの資格を持つ）のことである。保育室は、2 階以上の施設をもち、6-29 人の 0-2 歳児を保育する施設のことである。認証保育所は、保育室より設置基準の高い施設で、設置主体が民間事業者である A 型と、設置主体が個人である B 型（主に保育室からの移行）に分かれている。A 型は、定員 20-120 人、対象者が 0-5 歳児であり、B 型は定員 6-29 人、対象者が 0-2 歳児である。
 - 13) データ出所：東京都福祉保健局少子社会対策部子育て支援課調べ。
 - 14) 認定子ども園は、①認可幼稚園・認可保育所両方の認定を受ける幼保連携型、②認可幼稚園の認定のみを受ける幼稚園型、③認可保育所の認定のみを受ける保育所型、④幼保いすれの認可も受けていない地方裁量型の 4 類型に分けられる。東京都では、2007 年 4 月に幼保連携型 3 園が開設され、9 月に保育所型 3 園と幼稚園型 1 園が新たに開設されていた。
 - 15) 補助の基準と方式は、自治体によって異なる。例えば、私立保育所にのみ補助を上乗せしているところが多いが（練馬区、江戸川区、八王子市など）、公私保育所両方に補助金を出している自治体もある（杉並区）。また、施設単位で月額補助金を出している自治体（例えば、三鷹市は施設あたり月額 20-28 万円）もあれば、実費で補助金を出している自治体（例えば、葛飾区）もある。
 - 16) 延長保育の時間は、自治体によってバラバラである。1 時間延長を補助しているところ（例えば、千代田区、中央区）が多いが、2 ~ 4 時間延長を補助しているところ（例えば、台東区、杉並区）もある。
 - 17) 産後支援ヘルパーの利用料金は、自治体によって異なる。例えば、武蔵野市は 1 時間 500 円だが、隣の三鷹市は 1 時間 1,000 円。また、利用料が所得によって違う区市町村もある。
 - 18) 事業内容の違いによって、A 型、B 型とつどいの広場に分かれている。
 - 19) データ出所：OECD (2007) Social Expenditure Database 家族・子ども向け公的支出には、児童手当、出産手当、産休給付金などが含まれている。
 - 20) 有配偶者の割合や人口分布の変動など人口学の視点から出生力の地域間格差分析については、清水（2001）、山内・西岡・小池（2005）、佐々井（2005）を参照されたい。
 - 21) 通常ならば、塾代、平均教育費など子育てにかかる直接コストも考慮する必要がある。データなどの制限により、本稿の出生率モデルはこうした直接コストを考慮していない。
 - 22) 結婚率、離婚率と核家庭比率は、人口構造の変化をとらえる要因で、それぞれ出生率に正、負、負の影響を与えると思われる。Y は世帯平均所得の代理変数では世帯の消費能力をとらえる要因である。Becker (1960) が指摘するように、子どもが仮に正常財であれば、世帯の所得が高ければ高いほど、子どもへの需要が高くなり、出生率が増えるはずである。しかしながら同時に、世帯が豊かになるにつれ、子どもへの需要は数から質へと変化する傾向がある。そのため、Y は出生率に正と負のいずれの影響を与える可能性も考えられる。一方、有配偶者女性

- (15-49歳)の就業率(LPR)は、子育ての機会コストを表す指標である。LPRが高ければ高いほど、子育ての機会コストが高くなるため、子どもへの需要が低下する(Hyatt and Milne, 1991)。
- 23) 人口規模の大きい地域または人口密度の高い地域ほど、児童一人あたり児童福祉費支出が高いと考えられる。
- 24) 区市町村における数時点のパネルデータを用いることが理想であるが、データ上の制約もあり、全変数が揃うのは、2005年のみである。
- 25) OECD(2007)の国際比較によると、2002年現在、日本の家族・子ども向け公共支出の対GDP比は0.6%であるのに対して、デンマークとスウェーデンはそれぞれ3.8%と4.0%と、はるかに高い。

参考文献

- 阿藤 誠(1982)「わが国最近の出生率低下の分析」『人口問題研究』vol.5, pp.17-24。
- 岩澤美帆(2002)「近年のTFR変動における結婚行動および夫婦の出生行動の変化の寄与について」『人口問題研究』vol.58 (3), pp.15-44。
- 佐々井司(2005)「区市町村別にみた出生率の動向とその変動要因」『人口問題研究』vol.61-3, pp.39-49。
- 周燕飛・大石亜希子(2003)「保育サービスの潜在需要と均衡価格」『季刊家計経済研究』No.60,
- pp.51-68。
- 清水昌人(2001)「人口分布変動がTFRに与える影響」『人口問題研究』vol.57-2, pp.49-59。
- 濱本知寿香(2005)「保育サービスの多様化と福祉政策」『大東文化大学経済論集』vol.85(6), pp.87-98。
- 八代尚宏(2000)「福祉の規制改革」八代尚宏編『社会的規制の経済分析』日本経済新聞社。
- 山内昌和・西岡八郎・小池司朗(2005)「近年の地域出生率—都市圏を単位とした1980-2000年の変化と格差の検討」『人口問題研究』vol.61-1, pp.1-17。
- 山口一男(2005)「少子化の決定要因と対策について—夫の役割、職場の役割、政府の役割、社会の役割—」『季刊家計経済研究』vol.66。
- Becker, G. S. (1960) "An Economic Analysis of Fertility", pp. 209-231 in A.J. Coale (ed.), *Demographic and Economic Change in Developing Countries*, Princeton University Press.
- Hyatt, D.E. and W. J. Milne (1991) "Can Public Policy Affect Fertility", *Canadian Public Policy*, vol.17 (1), pp. 77-85.
- OECD (2007) *Social Expenditure Database*.

(Zhou, Yanfei 独立行政法人労働政策研究
・研修機構 研究員)

付表1 東京都の育児支援制度

支援事業名	事業区分	財源	主な事業内容
こども家庭支援センター	都事業	都1/2, 区市町村1/2	①こどもと家庭に関する総合マネジメント事業（総合相談、関係施設との連携で各種サービスの提供）、②地域ボランティア・子育て支援グループの育成、③要支援家庭サポート事業（見守りサポート、虐待防止支援訪問、育児支援ヘルパーの派遣）
こども家庭 在宅サービス	ショートステイ	国事業	全額国 児童福祉施設、養育家庭等で短期間（7日程度）預かる。
	トワイライトステイ		全額国 児童福祉施設、養育家庭等で夜10時頃まで預かる。
	一時保育		国・都・区市町村 各1/3 未就学児を日中一時的に保育所で預かる。
	訪問型一時保育		全額国 緊急・一時的に保育士等を保護者宅に訪問して保育を行なう。
	特定保育		国・都・区市町村 各1/3 比較的に長い日時(>64時間/月)にわたり児童を保育所で預かる。
	その他	自治体単独事業	全額区市町村 例、①産後支援ヘルパー事業（千代田区、杉並区、小金井市）、②乳幼児一時預かり事業（港区、練馬区、大島町）、③育児支援ヘルパー事業（台東区、清瀬市）
ファミリーサポートセンター	都事業	当初5年間 都1/4, 区市町村3/4；6年目以降 都1/8, 区市町村7/8	育児の援助を受けたい者（利用会員）と援助を提供したい者（協力会員）からなる会員組織で、会員相互の援助活動の橋渡しをする。
子育てひろば	A型	国事業	国・都・区市町村 各1/3 ①親子のつどいの場の提供、②子育て相談、③子育て啓発事業（子育て講座の実施、子育てサークルの育成等）+選択事業
	B型※（国事業名） 地域子育て支援センター		国・都・区市町村 各1/3 上記①～③事業に加え、④特別保育の実施・普及促進、⑤保育資源の情報提供、⑥家庭的保育を行なう者への支援
	つどいの広場		全額国 上記①～③事業
子育て相談	自治体単独事業	全額区市町村	保育所、児童館等の公共施設で子育て講座や育児相談を行なう。電話での相談もある。一部のサービスが子育てひろば事業と重なることもある。
子育てに関する講座・サークル活動		全額区市町村	両親学級、離乳食講習会、親子体操教室、育児交流会、こども読書フェア等の活動。
冊子等の発行		全額区市町村	子育て便利帳、地域安全マップ、子育て支援総合情報誌等の無料配布。
子育て家庭への家賃助成		全額区市町村	住み替え家賃助成（文京区、墨田区）、中堅ファミリー家賃助成（目黒区）等。

注)『区市町村におけるこども家庭支援事業の実施状況』(東京都福祉保健局少子社会対策部 2006)を元に筆者が作成したものである。

貧困家庭と子育て支援

岩 田 美 香

I はじめに

本稿の目的は、前進・後退しつつ整備されている児童福祉施策の子育て支援について、貧困家庭への援助を通して浮かび上がってくる課題を検討することにある。児童虐待への対応や子育て支援をはじめとして、近年の子どもと家族に向けた援助は目まぐるしく展開されてきている。一方で「格差社会」が社会的に認知され、社会の底辺に暮らす子どもと家族への注目はさてきているが、児童福祉施策には十分に反映されていない。もちろん児童相談所や児童福祉施設のソーシャル・ワーカーたちは、そうした実践上の困難さを認識し懸命に援助しているが、児童福祉全体の枠組みにおいては、貧困家庭に育つ子どもの問題が対応すべき課題の一つとしては位置付いてはいない。子どもの貧困に限らず、「貧困」という用語自体も私たちの日常では定着しておらず¹⁾、その実態も見えにくい状況においては、ある意味で「当然」であるのかもしれないが、それでは済まされない子どもたちの実態がある。以下、筆者が実施した少年院調査や学童期への調査および中学生へのスクール・ソーシャルワーク実践（業務名称はスクール・カウンセラー）を通して、この問題を考察していく。そこでの子どもたちの年齢や対象は、本特集の「子育て支援」の対象としては年長であり、一見、領域違いの問題と思われるかもしれない。しかし、子育ち・子育て支援がうまく機能しなかった「ツケ」がそこに集約されているととらえることができる。どうして、この子どもと家族がここに至る

までに、社会的な援助の手が届かなかったのであろうか。

II 児童福祉から取り残される子どもたち

1 少年院生の子育ち

(1) 家族関係ととりまく大人の希薄さ

児童福祉の領域は、母子保健・児童虐待・ひとり親家庭・保育・児童養護・非行・障害児などさまざまであるが、非行のなかでも少年院入院に至る子どもたちの問題を子育ちの視点から検討する。最初に貧困と少年犯罪とのかかわりについて見ると、1977（昭和52）年の『犯罪白書』において「少年非行の普遍化」が指摘されて以来²⁾、少年犯罪や少年非行において貧困要因が表立って取りあげられることはない。しかし1985年～2004年までの『矯正統計年報』から全国の少年院生の生活程度を拾ってみても2～3割程度が「貧困」にあり³⁾、本稿で用いる少年院調査においても43%の院生が「自分の家庭の経済状況は困っている」と回答し、少年非行の背景にある貧困の問題は決して見過ごされるべきものではない。貧困＝非行少年というレッテルを貼るわけではないが、貧困家庭に育つということは子どもの育ちの何を不足させるのであろうか。少年院生に実施したアンケートとインタビュー調査から探ってみたい⁴⁾。

子どもたちが、家族揃ってあるいは家族の誰かとの夕食をとることは26.9%と少なく（一般群⁵⁾：88.8%）、家庭内での会話も、一般群の8割の子どもが学校や友人のことについて家族と話をし、悩みごとも5割の子が家族に相談しているのに対し

て、少年院生は学校や友人の話も6割、悩みごとも2割程度にとどまり、「家族ともっと話をしたい」と思っている割合は66.4%と高い。また家族旅行などに行ったことのある経験も、一般群が7割であるのに比べて3割台と少なく、反対に家族内の暴力を3割もの子どもたちが経験している。一般の子どもたちが7.4%であるのに比べると、少年院生がいかにストレスフルな家庭生活を送っていたのかがわかる。家族の養育機能がうまくいっていない中で育っている彼らであるが、保護者の状況を見ても(表1)、「実父母」の割合が半数を下回り(実父母揃っている家族が必ずしも良好な家族関係を形成するとは限らないが)、家族関係を複雑にする要因を孕んでいる。家族関係を補うであろう親戚の存在についても、その交流は「一年間のうちで全く親戚と会わない」者が26.9%であり、その結果「親戚が頼りにならない」が56.8%と半数を超えていている。一方、自分が生活していた地域社会についても83.7%が頼りにならないと回答している。少年院生は、家庭の中にも親戚の中にも地域の中にも、自分が頼りにできる相手を見いだせてこなかったのである。すなわち、子育て家庭への支援策や地域における支援も、こうした子どもたちには届いてはいない。

さらにインタビュー調査で少年院生の人間関係をたずねると、自分を「この(非行の)世界」に引き込むことになった暴力団や先輩が存在しており、少年たちの身近な人間関係の希薄さを、暴力団をはじめとした子どもたちを食いものにする大人たちが補完している形となっている。ある少年院生は、暴力団と繋がることになったきっかけが、

自分が家出をしたときに面倒を見てくれたからで、夜にそうした(誘ってほしい)雰囲気を出していると、あちらから声をかけてくれたと語っていた。

(2) 学校の意味と急がされる自立

では、子どもたちが多く時間費やす学校はどうであろうか。少年院生にとって学校の教員への評価は高く、好きな先生がいる割合も7割強と一般群より高い(表2)。なかでも半数が最終学歴となる中学校の先生を「好きな先生」としてあげている。さらにその先生に「もっと話を聞いてもらいたい」少年も半数を超え、69.2%の少年がその教員を「頼りになる」と回答していた。これは親戚に対しての信頼度よりも高い。家族が壊れ、親戚や近隣などの代替えも期待できない彼らにとって、学校の先生は特別な意味をもっているのである。しかし、このように学校の先生が高い評価を得ているにもかかわらず、インタビュー調査においては、学校の先生を出院後も「頼れる・頼ってもいい存在」とは回答しておらず、継続的な援助者としての期待はない。そこには、学校を卒業することが「先生との関係に一定の線引きが成されるもの」と感じているとともに、上述してきたような少年たちを見守る大人たちの少なさが、「教員」という存在を際立たせているのかもしれない。だからこそ、いったん家出した先では、たとえ暴力団であっても、その大人を「頼り」にして生活してきたのである。一般に中学生にもなれば、家族や親戚・知人だけではなく、塾や習いごとなどを通じて多様な大人たちに囲まれ、学校の教員の評価は相対的に低くなり半数程度になる(表

表1 B少年院における「新収容者」の保護者

年度	実父母	実父	実母	実父母以外	N
1990(平成2)年	41.4	12.6	25.2	20.8	111
1995(平成7)年	41.2	8.8	29.4	20.6	102
2000(平成12)年	52.2	13.0	17.4	17.4	92
2004(平成16)年	33.0	12.8	36.2	18.0	94
2005(平成17)年	38.2	9.8	42.3	9.7	123

注) 1) 単位は、Nが(人)、その他が(%)。

2) 実父母以外には、実父義母、義父実母、養父母、その他を含む。

3) 各年度のB少年院における『収容統計』より二瓶隆子作成。

表2 学校に好きな先生はいますか

	少年院群		一般群 (N 297)
	回答者数 (人)	構成比 (%)	構成比 (%)
いない	29	27.9	50.8
いる	75	72.1	49.2
合計	104	100.0	100.0

注) 1) 一般群は岩田美香・青木紀(2003)『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書』より。

2)。7割もの少年院生が「先生が好き」と回答していることは、先生以外には誰もいなかったということを示している。

こうした周囲に信頼できる大人が少ない少年院生こそ、義務教育修了後も高校へ進学し、彼らを見守ってくれる(先生などの)大人の中で育つていてほしいが、彼らの進路希望は、「中卒でよい」が18.3%(一般群:1.0%)、「高校まで」が34.6%(一般群:33.1%)であり、大学進学に至っては5.8%(一般群:45.8%)と現実的な選択肢には入っていない。実際、全国の少年院生の学歴は低く、とりわけ無就業者における不就学者が多い。2004年度の「新収容者」をみても、院生の7割は高校を中退しており、しかも「無職」とされる者の7割は不就学、すなわち職場にも学校にも行っていないのである。そのためか、就職願望は9割近くと高い。そこには、少年院内での矯正教育の影響もあるが、彼らの育ちの中の「親に頼れない」ことに由来する、「急がされた自立」観が培われてきていることも影響している。少年院生へのインタビューでは、家族が誰も食事の用意をしてくれないために小学生の頃から自分と家族の食事を用意したり、新聞配達などのアルバイトも自分の小遣いだけではなく家計の足しとして充当してきたという生育歴が淡々と述べられていた。

2 援助におけるジレンマ

これまで概観した子どもたちの生活は少年院生に限ったものではなく、筆者がかつてA市の小・中学校で行った調査においても(岩田2003)、また小西の分析においても(小西2003; 小西2004)、低所得・貧困家庭において見られた傾向である。

A市における調査では、平均年収が低く、要保護・準要保護の割合や母子世帯の割合が高く、公営住宅群があるなどの相対的に貧困な家庭が多い学校で、子どもの放課後の生活や家庭内での争いごと、子どもへのものの与え方など、生活基盤の脆さや親も含めた生活の乱れが家庭内での問題として表れ、子どもたちはそれを不安・不満として感じていた⁶⁾。さらに、スクール・ソーシャルワーク実践で私たちが援助していく事例の中にも、経済的理由から(友人や学校へはほかの理由を装っても)子どもが部活を辞めたり、修学旅行に行けなかったり、高校進学を断念させられ、その中で子どもたちが荒れたり・引きこもっていくという現状がある。そうしたケースは、親族や地域でのネットワークが弱いという点でも、少年院調査と重なる部分が多い。

こうした環境におかれている子どもたちを援助していく上での課題とは、どのようなものであろうか。福祉施設に繋がる以前の、日常生活における子どもたちへの援助の困難さについて、次にいくつかの事例をもとに見ていく。なお、個人のプライバシーへの配慮から、本稿でこれらの事例を紹介する目的に合致する以外の個人データは捨象してある。

(1) 親の対応の違い

不登校になった子どもたちの援助をしていく上で、個々の親の対応は異なっているものの、それでも積極的に問題解決に取り組む親と消極的な親とに大別できる。B子とC子は、ともに不登校であったが、二人とも学校におけるいじめなどの表立った理由はあげられていない。C子は小学校高

学年のときに母子世帯となり、この地に移り住んできた。母親は、パート就労による収入と児童手当・児童扶養手当を利用し、住宅も公営住宅に住んでいるが、厳しい生活状況にある。C子の母親も、子どもが学校へ行かず一日中家でテレビだけを見ている状態に困ってはいるが、子どもの将来を見通しての心配はできない。母親と担任とスクール・カウンセラーとの話し合いの中で、母親としての意向をたずねたときにも、「(どうしていいか)わかんないんだよねえ。この子に聞いても答えてくれないし。はっきり言って、親としては何も考えていないんだよねえ」と臆することなく話し、その後も「仕事が忙しい」を理由に話し合いの場をもつことも難しくなってしまう。

一方B子の親は、母親は専業主婦であるが、以前は教育関係の仕事に就いており、父も公務員で生活基盤は安定している。母親は、B子が不登校となりかけていた頃から「不登校」に関する情報を収集し、スクール・カウンセラーや精神科医をはじめ、民間のフリースクールなどの情報にも精通していた。そうして集めた情報に基づいて、B子の意向を聞きながら一緒に見学に行き、わが子の居場所を探す努力を続け、父親も一連の母親の努力に協力的であった。さらにB子が学校に行けない間も、親戚やB子の幼稚園・小学校時代の知人・友人との交流を通じて、B子が引きこもることなく出かけられる「場」を提供していった。生活に余裕があればB子の母親のように、子どものために「頑張れる」場合もあるが、目前の生活のために「頑張りきれない」母親の存在は、特に「就労自立」が強調される母子世帯においては少なくない。次にあげるD子の母親もその一人である。

(2) 児童でもなく大人でもなく障害児・者でもなく

D子は中学では友達関係から不登校であったが、他市の私立高校を受験し新たな生活を始めようとしている。シングルマザーである母親も日に三つのパート就労をこなしてやり繕りしてきたが、金銭的に苦しくなり、D子の通う高校と同じ市内にある母子生活支援施設を利用するべく準備を進め

ている。D子の17歳の兄E男は、外では小学校高学年から場面寡黙で、中学校も不登校、高校も中途退学引っこもっているが、家庭内ではネット上で次々とゲームソフトなどを買ったり、家財を壊して母親やD子に暴言を吐き、D子は兄に怯えながら生活している。母親もE男への対応には手を焼いているが、日々の仕事で精一杯である。D子の高校進学と母子生活支援施設の利用は、母親に多少の生活の余裕を生み、D子の将来への希望と「兄と離れて暮らしたい」という要望も叶えることができるが、他方、外では何も話せないE男の生活を支えるところが見つからない。E男は年齢では「児童福祉」の対象となるが、母子生活支援施設は思春期にある兄と妹と一緒に生活させるには物理的スペースが狭すぎ、被虐待児で満員の児童養護施設への入所には、もうすぐ18歳を迎えるE男では繋がらず、自立援助ホームも本人が自立を要望していないことから入所とはならなかった。さらにE男の家庭内暴力も、家財を壊すことで家族を脅かすことはあっても法を犯すほどではなく、外では全く言葉を発しないことも障害児・者としての援助を受けるレベルではない。母親も以前には公的な相談の場に出向き、「生育歴におけるE男と母親のアタッチメントの形成が不十分だった」ことを指摘され、「もっとE男と一緒にいる時間をつくってあげるように」というアドバイスを受けたという。母親が「子どもと向き合う時間は大切だけれど、この生活がギリギリの中で、子どもと向き合うために失う時給650円を誰が支払ってくれるんだろうね」と話していた。この母親は、生活保護も利用せずスーパー・ビルの清掃などの仕事を掛け持ちすることで生計を立てており、ひとり親施策の対象としてみれば、「自立」し「評価される」母親となるのであろう。

(3) abuseでもneglectでもなく

F子の家庭も母子世帯であるが、母親は精神疾患をもっており、最近は生活保護を受給して生活している。F子は不登校だけではなく、喫煙・飲酒・外泊・家出・不健全性行為・家庭内暴力といった問題も起こしており、ときには数日、長いとき

には10日近くも家出し亮春の疑いももたれている。また、親への反抗や家庭内暴力も、母親にアザができ、家の家具や建具に大きな穴があくほどの暴力であった。母親は、暴力がエスカレートしたときや家出が長引いたときには警察を呼んで、何度も児童相談所に一時保護させたこともあったが、最後にはF子の説得や脅しに負けて、福祉施設利用ではなく家庭引き取りとなっている。

一方G男は、父子世帯の一人っ子であり父親はトラック運転手であるが、収入は不安定な状態にある。父親は日に1時間だけG男のもとへ帰ってきてG男のつくった食事を食べ、出掛けに500円ほどのお金をおいて、また仕事へと出て行く。実際に仕事のために家を留守にすることもあるが、ほかに付き合っている女性がいて、さらにアパートの家賃を滞納していることもあり、家で寝泊まりすることは少ない。そのためG男は独りで起床するのも難しく不登校となり、夜は寂しさのためかゲームセンターへ出入りして補導されたり、ほかにも数回、万引きのために補導されたこともあるが、それ以上の「悪さ」はない。

F子の事例も、これが母親からF子への暴力であれば、子どもの虐待としてF子を保護するルートへとつながり、G男にしても、G男の年齢がもつと幼かったり、父親がG男に一銭も与えずに餓死してしまう危険があるような「明らかな」ネグレクトであれば、やはりG男を保護し、育て直す機会へとつなげられる。しかし子どもたちの年齢も上がって来ると、子ども自身の行動範囲も広がり、日々の生活の不満や退屈さを「問題」行動として示していく。さらに、不自由を感じる施設入所よりは自分の好きにできる「今」の生活に流れていくことを好むため、他者の援助が入りにくくなってしまう。そうして課題は積み残され、解決が困難になってしまふのである。

III 貧困家庭からみた子育て支援

1 家族のエンパワーメントと家族を離す援助

上記のような家族に、学校の教員やスクール・カウンセラーができる援助としては、まずは親た

ちを話し合いのテーブルに着かすことだが、それは学校や相談室で「待ち」の姿勢でいるだけでは築けない。こちらから家庭訪問を積極的に行い、親たちの就労状況や生活時間などの「個別の事情」に寄り添って場を設定していかなければならない。G男の父親に対しても、どうにか連絡が付きG男の生活改善をお願いしても、「放っておいてくれ！」と怒り、その後は携帯に連絡しても一向に出ることはない。G男本人への援助としては、朝起こしに行ったり、日常生活を整えようと努力しても、「卒業まで」「毎日」は実質的に無理がある。地域の民生委員・児童委員の協力を得るにも、G男にとって「身近でない」近所の人の援助は受け入れ難い。

不謹慎ながらも、こうした子どもたちが「何か」をやらかしてくれるのを内心「待ってしまう」気持ちになることもある。すなわち、中学生という児童福祉施設が利用できる間に、また教師やスクール・カウンセラーなどの見守り役がいる間に、彼らの「育ち直し」ができる道筋へとつなげたいと考えても、G男が引き起こす程度の「小さな問題行動」では、そうした公的な機関へとは結びつかない。こうした子どもたちを支援する上での壁として、「15歳の壁（義務教育が終了してしまう）」というタイムリミットが存在するのである。G男の高校進学も「俺も行かなかったからG男も行く必要がない」と父親から反対され、卒業後は父親以外にG男を「見守る人」の存在がなくなってしまうことも心配される。援助者としては、どのような家族であれ、その家族の「力」を信じて、時間をかけて家族をエンパワーメントしていく中で、親子の問題解決をしていきたいという思いはある。しかし一方で、児童福祉施設につなげるなどの、育ち直しのチャンスまでに「時間がない」という現実との板挟みにあう。児童福祉施設は、入所後は18歳、なかには20歳まで利用できる場合もあるが、E男のような入所の時点で17歳である児童は、実際には児童福祉施設利用とはなり難い。C子～G男たちのすべてが非行に走るというわけではないが、少年院に入所している少年たちは、こうした義務教育後の「見守ってくれる人」の存在

がなくなっていく中で、不良グループや暴力団などの「仲間」や「見守り役」につながらざるを得なかつた結果とも考えられよう。

2 見守り役の大切さ

貧困家庭に育つということは、社会関係資本(Putnam, 2000)としての、その子をとりまく人々の少なさ、とりわけ、その子に真剣に取り組んでくれる大人との出会いのチャンスが少ないことから、子どもたちにとってのさまざまな子育ちの不平等となって表れる。その背後には、子どものみならず親自体が貧困な養育環境にあったという貧困の世代的再生産(青木, 2003)という問題を抱えている場合も少なくない。家庭内暴力によって子どもの言いなりになっているF子の母親もまた貧困の中に育ち、暴力団であった元夫のDV(Domestic Violence)によって、家庭内での暴力被害に対する「慣れ」と「諦め」を感じていることは、母親としての養育態度云々を問題にしているだけでは見えてこない。一方F子にしても、この世に生を受けたときから非行や不登校にあるのではない。F子の家には小学校入学時に赤いランドセルと一緒に写っているF子の写真が飾られている。その後F子の成長とともに生じた問題については、気軽に話せる「誰か」や「どこか」に相談することなく、家族関係としての問題がこじれ、最終的にはF子の非行問題となって学校を通し表面化してきたのである。

私たちは、学齢期だけに限らず保育所・幼稚園においても、「困った母さん」で片づけられる親たちの生活をどこまで気にかけてきたであろうか。C子～G男のような家族が社会から孤立して見えていないことに加えて、B子の母親に代表される親の協力を「あたりまえ」とする「家族主義」によって見えていなかったのである。子育てにおける「家族員相互の支え合いや感情的依存によって、家族間の不平等や家族資源と市場の関係の認識を疊らせ」(青木, 2007 b, p.79) ている家族主義を問い合わせることが必要となろう。同様に、児童福祉施策の網の目から抜け落ちた子どもたちの存在も社会的には見えづらく、今は、一部の援助者や教

員が個人の頑張りで救っているが、いわゆる「夜回り先生」がいてはじめて助かる子どもが存在する社会を、子育て支援が充実している社会であると言えるのであろうか。

IV 日常を支えること

子育て支援策は、その施策から取り残される子どもたちの生活から考えていくことが必要である。すなわち、社会的弱者、とりわけ貧困家庭の子育ちと子育てから仕組み作りをしていくことである。それは、家族が多様化している現代においては、どの家族にとっても、親の条件によって子育ちに不平等が生じない環境を求めていくことにほかならない。具体的には、虐待や非行犯罪や家庭内殺人などの事件となる以前に、子どもと家族の生活を総合的に支えることが重要となってくる。

先にあげたいいくつかの事例のように、貧困であるということは、単にお金がないということだけではなく、衣食住といった生活の細部にわたってかかわってくる。さらに、労働条件に伴う生活の余裕のなさ(子育てか生活のための仕事か)がストレスを高め、ときに健康状態を悪化させ、それは家族関係へも影響を及ぼす。家族や親族にも期待できないことに加え、社会から孤立していることは、こうした連鎖を断ち切る援助につながらず、さらなる貧困の循環へと陥ってしまう。すなわち、負の要因が一つではなく複数にわたっており、しかもそれが一時点ではなく長期間にわたって絡み合っており、個々の要因が負の相乗効果をもたらして、シプラー(Shipler, D.K., 2004)の言葉を借りれば「インターロック」された状態になってしまるのである。このインターロックしている家族の生活全体を見通して援助できるかが問われているのであるが、現行の施策は表面化する生活問題の部分的対応にすぎない。そのために、施策から抜け落ちたり、取り残される子どもと家族が存在してしまうのである。

例えば新たに出来てきた子育て支援センターや認定子ども園の存在もある。しかし、スクール・カウンセラー活動が「待ち」の姿勢では機能しな

かったように、たとえF子の幼少期に地域子育て支援センター事業が展開し、F子の母親が日中家にいたとしても、彼女がそこへ積極的に出かけていくとは思われない。シングルマザーの地域ネットワークの傾向をみても（岩田、2006）、無職・低所得・低学歴といった社会的に弱い立場にいるシングルマザーほど社会関係を断っており、子育て相談・情報提供と母親同士の交流の場というメニューだけでは、こうした親たちを引きつけるものとはなり難い。

また、認定子ども園にても保育所にても、義務教育のように金銭的余裕の有無や母親の就労の有無にかかわらず入所できる施設とならなければ、意味を成さないであろう。小・中学校において教員をはじめとした見守り役が子どものさまざまな状態に気づくのは、健康問題であっても不登校であってもいじめや非行であっても、どの子も学校に登校することが日常であり、日々の学校生活の中から、それらを子どものサインとして受け止め、家族へとつなげていくからである。子育ての相談窓口が多様な形で用意されても、母親が一人家庭で孤立している状態は、母親からサインを出さない限りは把握できない。子どもと家族が必然的に保育施設に所属していること（しかもそれは、母親にとってもメリットのあることとして）が必要となる。青年期になってからの育ち直しや再チャレンジの施策を準備するよりも、保育所のように子育て・子育ちの最初の段階から、子どもの生活を守り、そして子どもを真ん中にして親と援助者が「日常として」話し合える場をどのような家庭にも意識的に提供していくことが求められているのである。

注

- 青木は、日本人が一般にもつ「貧困」に対する意識や考え方を明らかにしているが、そこでは、多くの人々が貧困を「遠くの貧困」「過去の貧困」あるいは「精神的な貧困」としてイメージあるいは表象している。貧困観調査の結果については、次にあげる文献を参照されたい。青木紀2007『豊かな社会』の貧困観と転換の基盤』、青木紀・杉村宏編『現代の貧困と不平等—日本・アメリカの現実と反貧困戦略』明石書店。

2) 「従来、少年犯罪の要因として指摘されてきた貧困家庭の問題は、次第にその意味を失われつつあり、これまた、ほかの領域における要因を究明する必要が認められる。…最近における少年犯罪は普通の家庭の少年によって犯される傾向を強め、少年非行の普遍化現象を示すものと言えよう」としている。法務総合研究所1977『犯罪白書—国際的視野からみた日本の犯罪と刑事政策—』P.251。

3) 1985年～2004年での、一般保護少年の「貧困・被保護」の割合は8.1～14.5%，少年鑑別所の「貧困」の割合は17.5～26.8%，そして少年院では21.6～31.9%と、子どもたちの犯罪の程度が重くなるほどに家庭の貧困割合が増加している。一般保護少年・少年鑑別所・少年院の比較によるこうした傾向は、後に述べる家族構成員の複雑さや低学力の問題についても同様である。詳しくは、二瓶隆子2006「犯罪少年と呼ばれる若者－少年院生の貧困と人的関わりの分析を中心に－」北海道大学大学院教育学研究科修士論文(未刊行)、二瓶隆子2007「少年院生の『貧困と人的関わり』－B少年院を事例に－」『教育福祉研究』第13号、参照のこと。

4) 本稿で用いた少年院調査の概要と被調査者の属性は次の通りである。調査にご協力いただいた少年院に対して、この場をかりてお礼申しあげたい。

【調査概要】B男子少年院で実施した調査は、院生104名に対して実施した質問紙調査(2006年8月実施)と、退院間近な10名の院生(生活程度区分が「普通」4名、「貧困」3名「生活保護受給」3名)に実施した面接調査(2006年11月)との二つの調査によって構成されている。ただし、質問紙調査は無記名で実施しており、質問紙調査の回答と面接調査での回答をつきあわせることはできない。調査手続きは、質問紙調査の配布・回収はB少年院の協力により行ったが、面接調査においては筆者と記録係の大学院学生一名が少年院内の相談室において個別面談を行った。

【被調査者の属性】質問紙調査での少年たちの年齢は、15歳～20歳にわたっているが、16歳～19歳がそれぞれ2割前後おり、全体の8割近くを占めている。また彼らの入所前の学歴(最後に通っていた学校)は、高校が46.2%，中学が44.2%と、この二つで9割を超している(ただし、B少年院『収容統計』による2005年度の高校中退率は43.6%である)。面接調査では年齢が14歳～17歳が各2名ずつ、18・19歳が各1名となっており、中学校在学が3名、中学校卒業が7名であった。

5) 文中で少年院生と比較している「一般群」とは、下記の3つの調査による。①茅場薰ほか1991「非行少年の生活・価値観に関する研究(第

1報告)」『法務総合研究所研究部紀要 刑事政策研究』34 法務総合研究所。②総務庁青少年対策本部編集 1999『非行原因に関する総合的研究調査』総務庁青少年対策本部、この調査の中から中学生男子と高校生男子を抜粋し算出したものを対照群とした。③岩田美香・青木紀 2003『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書 北海道A市における子どもと親への調査結果』北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野、この調査では小学5年生と中学2年生に対して実施しており、ここでは少年院生に近い中学2年生のデータを抜粋して算出したものを対照群とした。

6) 詳しくは、注5の岩田・青木(2003)の調査報告書を参考のこと。

参考文献

- 青木 紀 (2003)「貧困の世代的再生産の現状—B市における実態」青木 紀編『現代社会の「見えない」貧困』明石書店, pp.31-83。
- (2007 a)「社会意識：現代日本の貧困観—相対的貧困観の対置」、青木紀・杉村宏編『現代の貧困と不平等—日本・アメリカの現実と反貧困戦略』明石書店, pp.194-209。
- (2007 b)「『貧困と家族』研究の動向と課題」『家族研究年報』No.32, pp.78-83。
- 岩田美香 (2003)「貧困家族とスクール・ソーシャルワーク」青木 紀編『現代社会の「見えない」貧困』明石書店, pp.161-189。
- (2006)「父子・母子家庭の階層性—ジェンダー視点からの考察—」『子ども家庭福祉学』第5号, pp.59-69。
- 岩田美香・青木 紀 (2003)『子どもの生活状況に関するアンケート調査報告書 北海道A市における子どもと親への調査結果』北海道大学大学院教育学研究科・教育福祉分野。
- 茅場 薫・山口悦照・坪内宏介・浜 孝明・小坂 清文・遊間義一・西田太郎 (1991)「非行少年の生活・価値観に関する研究(第1報告)」『法務総合研究所研究部紀要 刑事政策研究』34, 法務総合研究所, pp.55-112。
- 小西祐馬 (2003)「貧困と子ども」青木 紀編『現代社会の「見えない」貧困』明石書店, pp.85-109。
- (2004)「調査報告 子どもの生活と社会階層—北海道子どもの生活環境調査」『教育福祉研究』第10-(2)号, pp.17-39。
- 総務庁青少年対策本部編集 (1999)『非行原因に関する総合的研究調査』総務庁青少年対策本部。
- 二瓶隆子 (2006)「犯罪少年と呼ばれる若者—少年院生の貧困と人的関わりの分析を中心に—」北海道大学大学院教育学研究科修士論文(未刊行)。
- (2007)「少年院生の『貧困と人的関わり』—B少年院を事例に—」『教育福祉研究』第13号, pp.1-12。
- 法務総合研究所 (1977)『犯罪白書—国際的視野からみた日本の犯罪と刑事政策—』
- Putnam, R. D. (2000) *Bowling alone: The collapse and revival of American community*, Simon & Schuster (柴内康文訳『孤独なボウリング 米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房, 2006年)。
- Shipley, David K. (2004) *The Working Poor: Invisible in America*. Alfred A. Knopf. (森岡孝二・川人 博・肥田美佐子訳『ワーキング・プア—アメリカの下層社会—』岩波書店, 2007年)。

(いわた・みか 北海道大学准教授)

母子世帯の仕事と育児 ——生活時間の国際比較から——

田 宮 遊 理 人
四 方

I 問題の所在—母子世帯の貧困

本稿は、日本の母子世帯の仕事と育児の状況について、生活時間調査を用い、日本の有子夫婦世帯との比較、および、国際比較を行うことで検討する。そのうえで、母子世帯の生活時間の実態を考慮した政策のあり方について考察する。

日本の母子世帯の母（以下、シングルマザー）は、周知のように高い就労率である（2006年で84.5%〔『2006年度全国母子世帯等調査』〕）。それは、「夫婦と子供から成る世帯」の妻（2006年で50.4%〔『労働力調査』〕）と比べて高く、先進諸国のシングルマザーと比べても高い。一方で、母子世帯の所得は低い水準にあり、2005年の母子世帯の平均年収は213万円（うち、就労収入は171万円）であり、全世帯平均の563.8万円の約37.8%となっている〔『2006年度全国母子世帯等調査報告書』〕。子どもの貧困率を測定した阿部（2005）の分析によれば、2001年の母子世帯の子どもの貧困率は、親と同居する母子世帯で35%，母子のみの世帯で65%と、母子世帯以外の有子世帯の11%と比較して、高い貧困率であった。また、日本の母子世帯の貧困率は、就労している場合も高く、就労していない母子世帯よりも貧困率が高いという稀な特徴をもつ〔OECD 2006〕。また、税や社会保障給付による母子世帯の貧困削減効果も低い〔阿部 2005〕。

母子世帯の多くが仕事をしているが、貧困であるということをどのように理解すればよいだろう

か。就労率が高くとも、仕事時間は短く、十分な就労収入を得られないからであろうか。シングルマザーは、育児に従事するために仕事時間を短くしているのかもしれない。あるいは、シングルマザーのおかれている雇用環境が劣悪で、仕事時間は長くとも低賃金であるのかもしれない。その結果、育児や家事時間に歪みが生じているかもしれない。この点について、シングルマザーの仕事と育児にあてる日々の時間配分を分析することから考察してみよう。

母子世帯に限らず、子育て世帯は、1日の中で家計を支えるための仕事、世帯を維持するための家事、子どもの世話や教育という有償・無償の労働に時間を割く必要がある。夫婦世帯はこれらの労働を夫婦で分担しながらこなすことが可能である一方、母子世帯の場合はそれらすべてを主として母親一人で担う。1日の時間は誰もが等しく24時間しかない。限られた時間の中で、子育て世帯は仕事、家事、育児をどのようにやりくりしているのだろうか。

これまでの生活時間に関する研究では、日本の男性は突出して仕事時間が長く家事時間が短い一方で、女性は仕事と家事を合計した総労働時間が長いことが指摘されてきた（例えば、〔経済企画庁国民生活局国民生活調査課 1975〕、〔ハーベイ 1995〕、〔総務庁統計局 2000〕など）。つまり、日本は時間の使い方のジェンダー差が顕著であるだけでなく、男女ともに長時間「労働」となっているのである。有償・無償の労働を夫婦で分担できる夫婦世帯においても労働過密であることが指摘さ

れている日本で、果たして母子世帯が家計を支えながら十分に育児や家事もこなしていくことは可能だろうか。当然ながら夫婦世帯と比較した母子世帯の生活時間配分の過酷さが予想される。

II 母子世帯の生活時間に関する先行研究

日本では、母子世帯を独立のカテゴリーとして扱った生活時間に関する先行研究は少ない。日本において生活時間調査・研究を牽引してきた矢野真和の一連の研究〔矢野 1995, 1998 など〕ではこれまで母子世帯に言及されたことはなく、また、夫婦間の生活時間調査を長期にわたって継続している伊藤セツらの研究グループも、もっぱら夫と妻の生活時間配分に着目している〔伊藤・天野・森・大竹 1984, 伊藤・天野 1989, 天野・伊藤・森・堀内 1994, 伊藤・天野・李 2001, 伊藤・天野寛・天野晴・水野谷 2005〕。

母子世帯を独立のカテゴリーとして分析の対象に含めている先行研究としては、上田（2002）がある。上田は、1996 年の社会生活基本調査の個票データを用いて配偶状況別の家族形態による家事時間配分の決定要因を分析している。母子世帯に関する結果として、母子世帯、夫婦世帯ともに仕事時間の増加は家事時間を減少させ、特に、夫婦世帯の母で両者のトレードオフが大きいこと、6 歳未満の子がある場合、夫婦世帯の母の家事時間は増加するが、シングルマザーでは統計的に有意な関係が見られないことが指摘されている。しかしながら、上田（2002）は、家事の中に育児を含めており、育児時間の分析ができないことや、週平均の生活時間のみを対象としているため平日と休日を分けた分析がないことなど、母子世帯の生活時間について十分に検証されていない。

IV 節で検討するアメリカの母子世帯の生活時間については、母子世帯を独立のカテゴリーとして夫婦世帯と比較しながら、育児時間の決定要因を明らかにしようとする研究がある。1977 年の North West Project (1977–78 NW-113 Project)¹⁾ のデータを用いた Sanik and Mauldin (1986) は、有業・無業の夫婦世帯の妻とシングルマザーの生

活時間を比較した結果、有業のシングルマザーは仕事時間が最も長いが、育児時間はシングルマザーと夫婦世帯の妻で有業・無業を問わず大きな差はないという結果を示している。また、有業のシングルマザーは家事時間、睡眠や休息を含む自分自身の時間、ボランティアの時間、余暇時間が最も短く、これらの活動を犠牲にして仕事時間を長くしていると考えられる。

本稿が IV 節で分析するデータと同じ、2003 年の American Time Use Survey (ATUS) を使った Kalenkoski, Ribar, and Stratton (2006) は、育児時間と仕事時間の決定要因を分析している。その結果、シングルマザーの育児時間は記述統計量を比較すると短いものの、多変量の解析においては夫婦世帯の母と平日・土日ともに統計的に有意な差はない。シングルマザーの仕事時間は平日で有意に長く、土日は有意な差がないとしている。また、母親の育児時間は子どもの数が増えること、12 歳から 17 歳の子どもがいることで増え、一方で仕事時間は、子どもの年齢にかかわりなく子どもの数が増えると短くなる。さらに、学歴が高いほど、父母ともに育児時間と仕事時間が長くなるという²⁾。

アメリカにおいてシングルマザーの育児時間は、夫婦世帯の妻と差がないとしても、夫婦世帯では夫と妻二人で同時に育児をしている時間もある。そうすると、母子世帯と夫婦世帯では、子どもが受けるケアの質が異なっているかもしれない。また、夫の育児時間を含めると夫婦世帯の育児時間とシングルマザーのそれとでは差が広がる。母子世帯の場合、不足する育児時間を親戚等にゆだねている可能性もある。これらの点について、Forbre, Yoon, Finnoff and Fuligni (2005) は、親以外の者の育児への関与の状況や、同時に複数人で育児にあたっている場合の把握が可能なデータ設計となっている 1997 年の Child Development Supplement of the Panel Study of Income Dynamics (PSID-CDS) を使い、育児時間を分析している。それによれば、ひとり親家族ではふたり親家族と比べて子どもの受ける親の育児時間の合計が有意に短く、親戚や親戚以外の大から受けるケア時

間は長い。大人がいない状況で子どもが1人、あるいはほかの子どものみ過ごした時間はひとり親家族で長い³⁾。つまり、ひとり親はふたり親よりも自分以外の者に育児を委ねていること⁴⁾、複数名の大人が同時に育児を行う時間が短いことが指摘されている。

III データの説明と分析方法

本稿では日本についての公表された集計データを用いているため、統計的な有意性の検証や多変量の解析といった、アメリカの先行研究で行われている分析を行うことはできないが、ヨーロッパ各国とアメリカのデータを日本のデータと比較することにより、日本のシングルマザーの生活時間の特徴を相対的に明らかにしていく。具体的には、有業・無業のシングルマザーと、有子夫婦世帯の夫と妻それぞれを区別して生活時間の配分を比較する。また、国際比較にあたっては、日本の母子世帯と他国の母子世帯の各行動別時間の時間量の長短を直接比較するよりは、むしろ、各国それぞれに母子世帯と夫婦世帯の間にどの程度の隔たりがあるのかに着目する。つまり、各国の母子世帯と夫婦世帯の生活時間の差の大小を国際比較する⁵⁾。

生活行動は次のように分類した。シングルマザーと子どもをもつ夫婦世帯の父母それぞれの個人ベースの生活時間について、賃金を得るような有償労働をしている時間と通勤時間を合わせた「仕事時間」、子どもの世話をしている時間を「育児時間」、育児以外の家事をしている時間に介護についての時間と買い物についての時間を合わせた時間を「家事時間」、そして、その他睡眠や食事等の生活必需行動と余暇時間等を合わせて「その他」という4つの項目にまとめた。よって、4つの行動の合計が1日24時間(1440分)となる。

使用するデータは、日本の母子世帯、夫婦世帯の生活時間については、総務省統計局『社会生活基本調査』の主として2001年の公表された集計データを用いる。ヨーロッパについては、Eurostatとヨーロッパ各国の統計局によって、各国の生活時

間調査(Time Use Survey)を比較可能な形式のデータとして構築したHarmonised European Time Use Surveys(HETUS)の10カ国分の集計データを用いる。アメリカについては、アメリカ労働統計局(U.S. Bureau of Labor Statistics)によるAmerican Time Use Survey(ATUS)のうち2003年調査の個票データを用いる。

国際比較をする際に、以下の2点について、各国のデータを日本のデータに近づけるための調整を行った。まず、日本の『社会生活基本調査』の生活時間の分類が最も大まかな区分となっているため、できる限り日本のデータの生活時間の区分に近づける処理を行なった。例えば、「子どもの通学・通園の送り迎え」は、HETUSやATUSでは、「移動」もしくは「育児」に分類されるが、『社会生活基本調査』の分類に従い「家事」時間として分類を行う。その他の各行動項目の調整の詳細と各調査の基本的な情報については、補論を参照のこと。

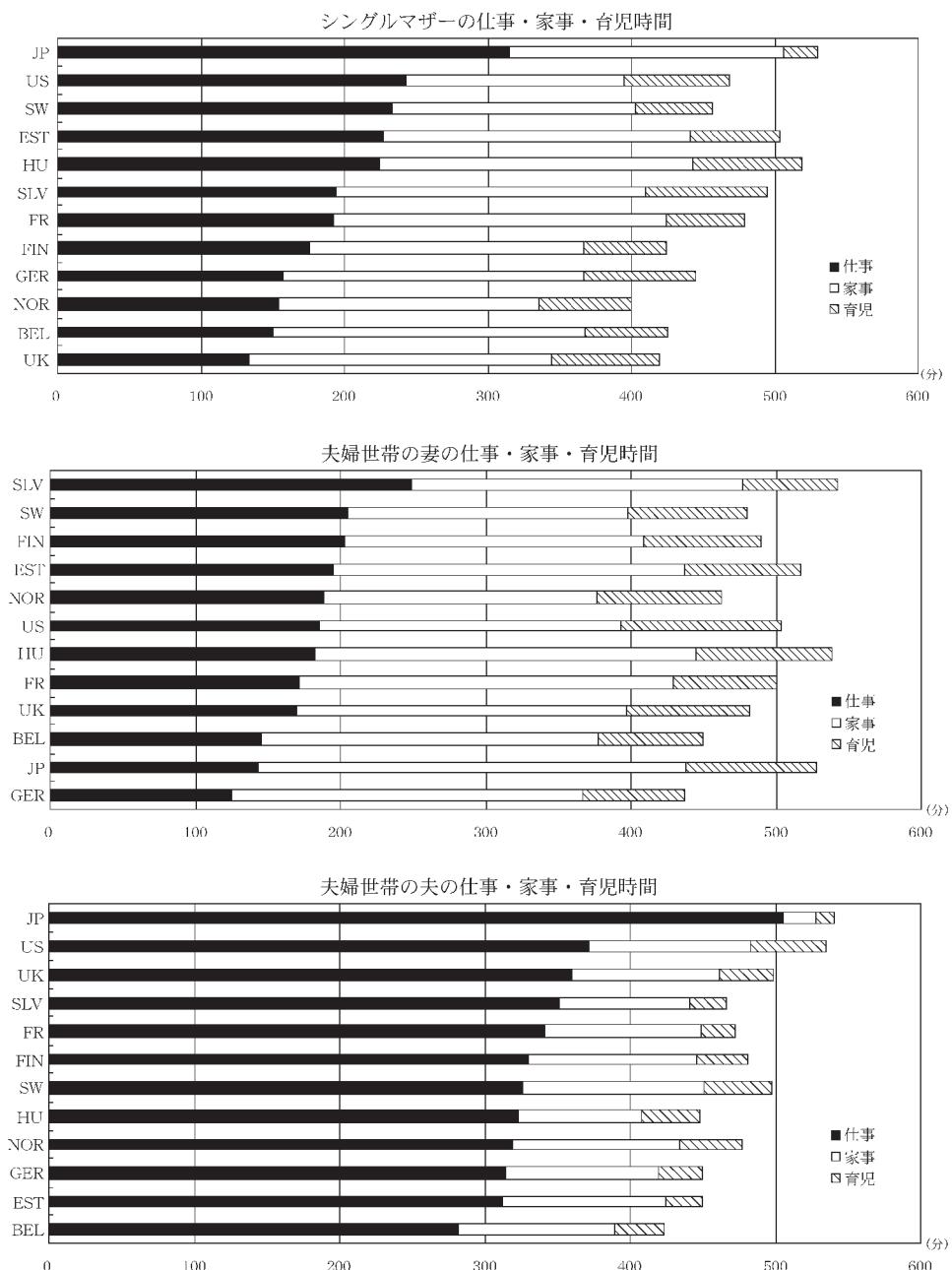
また、世帯分類については、夫婦世帯はどのデータについても「夫婦と子どもからなる世帯のうち18歳未満の子どもを含む世帯」として統一した。しかし、母子世帯については、『社会生活基本調査』では「有配偶でない母と20歳未満の子どもからなる世帯」とあるが、HETUSでは「配偶者のいない母親と18歳未満の子どもからなる世帯」となっており、子どもの年齢に若干の違いがある。

IV シングルマザーの仕事時間と育児時間の国際比較

1 日本、ヨーロッパ諸国、アメリカの母子世帯の仕事と育児

図1は、日本、ヨーロッパ10カ国、アメリカの仕事・家事・育児の平均時間について、シングルマザー、夫婦世帯の妻、および夫それぞれに示した図である。

図1によれば、日本のシングルマザーは、12カ国で最も仕事時間が長い(315分)一方、育児時間は最も短く(23分)、仕事に偏った時間配分となっている。日本に次いでシングルマザーの仕事時間



JP:日本, US:アメリカ, SW:スウェーデン, EST:エストニア, HU:ハンガリー, SLV:スロヴェニア, FR:フランス, FIN:フィンランド, GER:ドイツ, NOR:ノルウェー, BEL:ベルギー, UK:イギリス

注)「シングルマザー」の定義は、18歳未満の子どもと同居している配偶者のいない女性である（日本は20歳未満の子どもと同居している配偶者のいない女性）。また、「夫婦世帯」とはカップルと18歳未満の子どもの世帯である。

出所)『Harmonised European Time Use Surveys (2005)』,『社会生活基本調査(2001年)』,『American Time Use Survey (2003)』から、筆者作成。

図1 子どものいる世帯の生活時間の国際比較（シングルマザー, 夫婦世帯の妻・夫）

が長いアメリカは(242分)、育児時間については12カ国の平均(64分)より長くなっている(74分)。仕事時間が最も短いのはイギリス(133分)で、育児時間が最も長いのはスロヴェニア(85分)となっている。

夫婦世帯の妻の仕事時間については、ドイツで最も短く(125分)、日本はその次に短くなっている(143分)。夫婦世帯の妻の仕事時間が長い国は東欧と北欧に集中しており、アメリカは中程度の順位である。夫婦世帯の妻の家事時間については、日本が最も長く(295分)、育児時間については、アメリカ(110分)とハンガリー(94分)に次いで日本は3番目に長くなっている(90分)。

最後に、夫婦世帯の夫については、日本の労働時間の長さ(505分)と、家事・育児時間の短さ(34分)が際立っている。アメリカは、労働時間が日本に次いで2番目に長い(371分)が、育児時間は最も長くなっている(51分)。

なお、シングルマザー、夫婦世帯の妻・夫、それぞれに有業者のみを抽出した場合にも同様の傾向にあった。

国際的にみた日本の特徴として、シングルマザー

と夫婦世帯の夫の仕事時間が極端に長く、育児時間も非常に短い一方で、夫婦世帯の妻の仕事時間が短く、家事時間と育児時間が長い⁶⁾。アメリカのシングルマザーと夫婦世帯の夫の仕事時間は、それぞれ日本に次いで長いが、育児時間が特に短いわけではない。それでも、他の国々と比較して、日本のシングルマザーの仕事・家事・育児時間は、アメリカのそれと比較的近い。そこで、以下では日本とアメリカの類似性と差異について検討していく。育児時間と仕事時間の配分が特に問題となると考えられる、6歳未満の子どもがいる母子世帯と夫婦世帯に対象をしぼって分析を行う。

2 日米の母子世帯の仕事と育児

表1は、6歳未満の子どもがいる母子世帯と夫婦世帯の1日あたりの平均生活時間の日米比較である。母子世帯と夫婦世帯とともに、親と子ども以外の他の世帯員はいない核家族世帯を対象としている。

平日の仕事時間は、夫婦世帯の妻において、アメリカが日本より約100分仕事時間が長くなっている(第2列)。日米のシングルマザーを比較する

表1 6歳未満の子のいる夫婦世帯と母子世帯の親の平均生活時間

(単位:分)

	平日							土曜・日曜						
	(1) 夫婦世 帯の夫	(2) 夫婦世 帯の妻	(3) うち 有業者	(4) シングル マザー	(5) うち 有業者	(6) (4)-(2)	(7) (5)-(3)	(8) 夫婦世 帯の夫	(9) 夫婦世 帯の妻	(10) うち 有業者	(11) シングル マザー	(12) うち 有業者	(13) (11)-(9)	(14) (12)-(10)
	アメリカ							アメリカ						
仕事	489	196	319	250	341	54	21	110	42	70	65	93	23	23
家事	87	200	152	130	111	-70	-40	164	219	221	210	207	-9	-14
育児	65	173	144	127	119	-45	-25	96	141	133	105	102	-36	-32
睡眠・食事など	559	593	581	619	606	26	25	647	664	660	681	678	17	17
余暇その他	234	268	237	303	252	35	16	415	363	347	365	348	2	1
日本														
仕事	621	99	295	345	431	246	136	246	32	93	142	163	110	71
家事	11	281	217	172	147	-109	-70	53	272	255	183	179	-89	-76
育児	17	196	113	82	46	-114	-67	47	150	108	92	87	-59	-21
睡眠・食事など	580	607	606	621	615	14	9	661	656	651	683	675	28	24
余暇その他	211	258	209	220	202	-38	-7	432	330	330	340	334	10	4

注) 日本の土日に関するデータは、土曜日と日曜日それぞれのデータから、サンプル数で加重平均した値である。

(6)(7)(13)(14)列については、小数点以下を四捨五入しているため、差が異なる場合がある。

出所)『社会生活基本調査(2001年)』、『American Time Use Survey(2003)』

と、夫婦世帯の妻の傾向とは逆に、日本がアメリカより100分近く仕事時間が長くなっている（第4列）。結果として、シングルマザーと夫婦世帯の妻の仕事時間の差は、アメリカでは54分、日本では246分と日本において顕著に長くなっている（第6列）。そして、この仕事時間の差は、有業者同士を比較した場合においても、アメリカが21分に対して日本では136分と、両国間で100分以上の差の開きがある（第7列）。日本では夫婦世帯の妻よりもシングルマザーの就業率が高いことが全数での仕事時間の差に影響を与えていたが、有業者に限定した場合でも仕事時間の差が大きいことがわかる。

平日の育児時間は、夫婦世帯の妻の場合、アメリカより日本の方が長くなっているが（第2列）、シングルマザーの場合は、逆に日本の方が短くなっている（第4列）。夫婦世帯の妻とシングルマザーとの育児時間の差をみると、仕事時間と同様、アメリカよりも日本において差が顕著に大きい。

次に、土曜、日曜の生活時間の違いについてしていく。土日の育児時間は、アメリカのシングルマザーで平日より短くなっているが、日本のシングルマザーでは逆に平日より長くなっている（第4列、第11列）。夫婦世帯の妻については、アメリカと日本ともに平日より土日で育児時間が短くなっている（第2列、第9列）。すなわち、平日より土日の育児時間が長くなることは、日本のシングルマザーの特徴といえる。このことは、有業者においても同様である（第3列、第12列）。また、夫婦世帯の夫の育児時間を見ると、日米ともに平日より土日で長い。夫婦世帯の場合、土日は夫の育児時間が増えることで、妻の育児時間は軽減されると考えられる。アメリカのシングルマザーにおいて土日の育児時間が短縮する理由は、土日に離婚した夫や親戚など、世帯外の誰かが育児を行うことで自身の育児時間が短くなっているのかもしれない。日本のシングルマザーの土日の育児時間が長くなるのは、平日の育児時間の不足を土日に回しているからか、あるいは平日は保育園や幼稚園に通っている子どもが土日は自宅にいるために育児時間が長くなるといった理由が考えられる。

以上のように、日本のシングルマザーにおける平日の仕事時間が家事時間と育児時間の合計をはるかに上回り、また平日より土日の育児時間が長くなるという仕事と育児のバランスは、日米の夫婦世帯の妻とアメリカのシングルマザーにもみられない特徴である。この時間配分の特徴は、日米の夫婦世帯の夫の時間配分に近いと言えるであろう。さらに、シングルマザーは日米ともに夫婦世帯の妻と比べて、平日、土日とも育児時間が短く、仕事時間が長いが、夫婦世帯の妻との差は日本がより大きく、シングルマザーと夫婦世帯の妻の生活時間の配分が大きく異なっていた。

V 日本の母子世帯の仕事と育児

1 子どもの人数別、保育状況別にみた有業の母親の仕事と育児

次に、日本における子どもの人数別、保育状況別に有業の母親の仕事と育児の時間をみていく。ここで保育状況を考慮するのは、保育園や幼稚園の利用の有無が、育児時間に影響を与えていると考えられるからである。母子世帯はその仕事時間の長さから、夫婦世帯よりも保育園等の施設サービスを利用しているとすると、その影響で母子世帯の育児時間は夫婦世帯の妻よりも短いのかもしれない。また、先述のように、子どもの数が増えると育児時間が増加することが先行研究で指摘されている。夫婦世帯と母子世帯の平均子ども数が異なっているために、母子世帯の育児時間に差が生じているのかもしれない。ここで用いている2001年の『社会生活基本調査』において、母子世帯では6歳未満の子どものいる世帯のうち6歳未満の子どもが2人以上となる世帯の割合は14.3%であるが、夫婦世帯では29.3%となっている（ともに平日総数）。したがって、平均的な子ども数が少ないために母子世帯の育児時間は短くなっている可能性もある。

表2は、6歳未満の子どものいる有業の妻とシングルマザーの子ども数別、保育状況別にみた1日あたりの平均生活時間である。ただし、シングルマザーについては、保育園等の利用状況別データ

表2 子どもの人数、保育状況別、有業者の平日の平均生活時間

(単位：分)

子どもの数 保育状況	夫婦世帯の妻							シングルマザー	
	1人				2人以上			1人	2人以上
	保育園	幼稚園	在園していない	計	全員 保育園	全員 幼稚園	在園していない	計	計
仕事	374	255	195	302	396	295	207	272	428 455
家事	196	262	222	216	172	194	210	217	145 155
育児	65	62	184	98	82	201	210	164	49 20
睡眠・食事など	614	607	609	611	610	574	584	589	622 580
余暇その他	189	252	231	213	179	178	230	200	196 228

注)「何人かが保育園」、もしくは「何人かが幼稚園」の場合は本表では省略した。

出所)『社会生活基本調査(2001)』から筆者作成。

タは2001年の『社会生活基本調査』では公表されていない。このため、6歳未満の子どもの数別のシングルマザーの生活時間を載せている。これには、保育園や幼稚園を利用していないシングルマザーも含まれる。

子どもの人数別でみると、6歳未満の子どもが2人以上いる世帯については、子どもが1人の世帯より、夫婦世帯の妻の育児時間は長くなっている。一方、シングルマザーの場合は逆に短くなる。2人以上の子どもがいるシングルマザーは、仕事時間も長くなっていることから、収入を増やすために仕事時間を増やし、育児時間を削っている可能性がある。ただし、2人以上の子どもがいるシングルマザーの標本数は少ないため(20世帯)，この結果には留保が必要となる。子どもの年齢が高いため、育児時間が短くなっているとも考えられる。

夫婦世帯の妻は、子どもが保育園等に在園している場合、在園していない場合に比べて育児時間は短くなる。保育園を利用する夫婦世帯の妻とシングルマザーの育児時間を比較すると、6歳未満の子どもが1人の場合において、シングルマザーは約15分短い。シングルマザーについては在園状況別の育児時間はわからないが、夫婦世帯の妻の育児時間の傾向から、保育園等を利用しているシングルマザーだけを取り上げた場合には、表に示したよりもさらに育児時間が短くなることが予測される。

以上のように、夫婦世帯の妻の保育園等の利用の有無を考慮し、子どもの人数を揃えた場合にお

いても、シングルマザーの育児時間は夫婦世帯の妻と比べて短く、仕事時間は長いことがわかった。両者の間には、保育園等の利用や子どもの人数による差で解消できない、育児時間の差があると考えられる。

2 母子世帯の仕事と育児の2時点比較

では、シングルマザーの育児時間は、過去と比較して変化があるのだろうか。欧米諸国での先行研究によると、育児時間は、一世帯あたりの子どもの数が減り、女性の就労率が高くなっているにもかわらず、近年になるほど男女とも長くなる傾向にある[Gershuny 2000, Bianchi 2004, Gauthier, Smeeding and Furstenberg 2004]。しかしながら、日本においては、90年代以降、母親に対する仕事と育児の両立支援が政策課題として上がり、育児サービスが充実することにより母親の育児時間が短くなっている可能性もある⁷⁾。これらの点を確認するために、以下では1986年と2001年の2時点での変化を検討する。

表3は、1986年と2001年『社会生活基本調査』における6歳未満の子どものいる、夫婦世帯の妻とシングルマザーの1日あたりの平均生活時間の比較である。ここでは、平日(月曜日から土曜日の平均)と日曜日に分けて示している⁸⁾。

1986年から2001年にかけて、平日の仕事時間については、夫婦世帯の妻は減少しているが(第1列)、シングルマザーの仕事時間は増加している(第3列)。平日の育児時間については、夫婦世帯の妻、

表3 1986年と2001年における6歳未満の子どものいる母親の平均生活時間

(単位:分)

	月曜から土曜の平均						日曜					
	(1) 夫婦世 帯の妻	(2) うち 有業者	(3) シングル マザー	(4) うち 有業者	(5) (3)-(1)	(6) (4)-(2)	(7) 夫婦世 帯の妻	(8) うち 有業者	(9) シングル マザー	(10) うち 有業者	(11) (9)-(7)	(12) (10)-(8)
1986年												
仕事	105	325	315	410	210	85	33	104	152	181	119	77
家事	315	233	200	168	-115	-65	290	263	190	192	-100	-71
育児	152	81	54	37	-98	-44	129	99	85	82	-44	-17
睡眠・食事など	611	604	629	615	18	11	652	644	670	662	18	18
余暇その他	257	196	241	210	-16	14	337	329	342	322	5	-7
2001年												
仕事	90	268	321	395	231	127	21	59	103	120	82	61
家事	282	224	174	152	-108	-73	259	249	183	183	-76	-66
育児	191	113	83	52	-108	-62	138	100	95	91	-43	-9
睡眠・食事など	612	609	627	621	15	12	672	675	706	697	34	22
余暇その他	266	225	236	221	-31	-4	350	355	352	349	2	-6

注) 2001年の月曜から土曜の平均生活時間は、平日と土曜の生活時間をそれぞれ5/6と1/6を乗じて加重平均した値である。

(5)(6)(11)(12)列については、小数点以下を四捨五入しているため、差が異なる場合がある。

出所)『社会生活基本調査(各年)』から筆者作成。

シングルマザーとともに増加している。しかしながら、夫婦世帯の妻の育児時間の増加の方が大きいため、シングルマザーとの育児時間の差は広がる傾向にある(第5列)。この育児時間の差の拡大傾向は、有業の夫婦世帯と有業のシングルマザーとの比較でより顕著である(第6列)。

日曜日については、シングルマザーの仕事時間が短くなったため、夫婦世帯の妻との仕事時間の差は小さくなっている(第11列)。シングルマザーの育児時間については、有業者では夫婦世帯の妻との差が小さくなっているが、無業者を含めた全体ではこの差は15年間でほとんど変化していない。また、シングルマザーは平日と比べて土日に育児時間が長くなるという表1にみられた特徴は、両年で確認された。

以上のように、夫婦世帯の妻と比べたシングルマザーの仕事時間の長さと育児時間の短さは、1986年と2001年で共通の特徴であり、加えて、2001年にかけて、両者の差は拡大傾向にあることがわかった。

VI 分析結果のまとめと政策インプリケーション

1 分析結果のまとめ

以上の分析から、日本のシングルマザーの生活時間の特徴として以下の4点を指摘できる。

まず、第1に、日本のシングルマザーは、欧米各国との比較において顕著に仕事時間が長く、育児時間が短い。

第2に、シングルマザーの仕事時間がほかの国々より長いという意味で日本の特徴と比較的近いアメリカと、6歳未満の子どもを抱えるシングルマザーの生活時間の比較を行った結果、シングルマザーと夫婦世帯の母親の仕事時間の差がアメリカでは1時間未満であるが、日本では4時間以上ある。有業者だけを比較しても、仕事時間の差はアメリカでは20分程度であるが、日本では2時間以上ある。また、育児時間については、アメリカでは夫婦世帯の妻とシングルマザーはともに、休日の育児時間が平日の育児時間より短くなっている。だが、日本の場合、夫婦世帯の妻においてはアメリカと同様に、休日の育児時間は平日の育児時間

より短いが、シングルマザーは平日の育児時間の方が短くなるという特徴がある。

第3に、日本のシングルマザーの平日の育児時間は、子ども数を揃え、かつ、保育園等を利用している夫婦世帯の妻と比較しても、短くなっている。第2の点と併せて考えれば、日本のシングルマザーの平日の育児時間が不足していることが窺える。

第4に、1986年から2001年にかけて夫婦世帯の妻の仕事時間が減少しているが、シングルマザーの仕事時間は増加しており、育児時間については夫婦世帯の妻もシングルマザーもこの間長くなっているが、夫婦世帯の妻の伸びの方が大きい。よって、1986年から2001年にかけて、夫婦世帯とシングルマザーの仕事時間の差と育児時間の差がともに拡大傾向にある。

日本のシングルマザーの長時間労働のしわ寄せは、育児時間を切りつめる結果となっている。有業の夫婦世帯の妻と比べても仕事と育児時間の差は大きく、日本のシングルマザーは男性並の仕事中心の生活となっている。また、先述のように、男女とも育児時間が長くなっているのが国際的な趨勢であるが、日本の母子世帯は夫婦世帯の妻との比較において依然として仕事中心であり、むしろその傾向が強まっている⁹⁾。

2 政策インプリケーション

生活時間の分析結果から、母子世帯を対象とした政策を考えるにあたって、2点を指摘したい。第1に、仕事時間を短縮し、育児時間を確保することを可能にする政策の必要性である。言い換えれば、シングルマザーのワークライフバランスを確保するための政策的支援が必要であるということだ¹⁰⁾。具体的には、柔軟な働き方を選択できるようにすることや、子どもの病気など突発的な事情での休暇が可能となるための支援が挙げられる。また、保育に関しては、低年齢児の待機児童の問題や病児保育の不足、学童保育の不足などは母子世帯においても問題となろう。ただし、母子世帯にとって、保育サービスの拡充はあくまで現状のニーズへの対応に留まるものとなるべきであろ

う。保育サービスを拡充して長時間働くような支援では、シングルマザーの仕事中心の働き方はより強化される一方である。

第2に、シングルマザーのワークライフバランスを考慮する際に重要なことは、仕事時間を短縮したことによる減収を補填する所得保障を伴わせることである。就労率が高く、労働時間が長く、貧困率が高いという日本の母子世帯の特徴をふまえると、所得保障の存在は欠かせない。以上のこととは、2007年度の『骨太方針』で少子化対策としてではあるが、ワークライフバランスの実現が重要課題とされており〔経済財政諮問会議2007〕、『ワークライフバランス憲章』の第2条で「労働市場の分野だけを検討の対象とするのではなく、家庭、税・社会保障、教育など相互に影響を及ぼし得る周辺分野も視野に入れる必要がある」〔経済財政諮問会議労働市場改革専門調査会2007〕との指摘にも沿ったものである。

労働時間や休暇の取得の柔軟性を確保することは、正社員として働く場合に重要な点であるが、シングルマザーの半数はパート等の短時間労働者であり、また、従業員規模が100人未満の事業所に勤務する者が約半数であり(49.7%)、子どものいる労働者にとって雇用環境が必ずしも整備されていない規模の小さい企業に勤務している〔『2006年度母子世帯等調査報告書』〕。大企業正社員を主たるターゲットにする支援策については、シングルマザーはそもそも対象にはならない現状がある。

また、柔軟な働き方ができたとしても、その結果減収になるならば、生活費本体を脅かすほどの収入減に直結することになりかねない。主たる稼ぎ手であり、かつ、主たる育児の担い手であるシングルマザーの生活の安定のためには、良好な雇用環境か、あるいは、労働義務が免除され、育児時間が保障される所得保障制度の存在が必要不可欠な条件となる。労働市場において、とりわけ女性が非正規労働者として周縁化されている現在の日本では、短期間で劇的に母子世帯の雇用環境が改善するとは考えにくい。仕事時間にいびつな偏った母子世帯の生活構造が80年代から変わらず維持されていることは、それを如実に物語っている。

母子世帯の生活実態と経済的困窮を鑑みれば、必然的に所得保障の果たす役割が大きくなるべきところである。しかしながら、近年の母子世帯を対象とした政策は、所得保障を削減し、その代わりに、シングルマザーの人的資源を高め、より賃金の高い仕事への移行を促そうとする就労支援策にシフトしている。

母子世帯を対象とした社会手当である児童扶養手当は、総支給額の抑制を目的とした2002年の制度改正の結果、多くの母子世帯にとって手当額が減額することとなった。さらに、2008年以降、手当受給開始後5年、あるいは母子世帯になって7年経過した場合、支給額が最大2分の1まで減額されることが決まっている。2003年から全国的に実施されている各種就労支援は、毎年改善のための微修正が加えられているものの、その政策の効果は芳しくない。厚生労働省が毎年度公表している『母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告』をみると、各種制度の利用者は少なく、制度利用による就職率は低く、とりわけ常勤職への就職率が低い。唯一所得保障のある職業訓練(「高等技能訓練促進費」)はある程度の実績を挙げているものの、予算規模が小さく、制度利用者はごく限られている(田宮2006)。そもそも、ほとんどのシングルマザーが仕事に就いていることから、より賃金の高い仕事への転職支援が重要になるが、生活時間の分析で明らかにしたように、仕事中心の生活時間の中で、職業訓練を受講する時間的余裕があるとは考えにくい状況にある。就労支援策の利用者が少ない原因のひとつはここにあろう。

母子世帯の生活実態から、ワークライフバランスの実現と、所得保障制度の拡充を実現した上で、中長期的にはより安定した雇用への移行を促すような就労支援策も有効となろう。これらの条件が整ってはじめて、所得保障が伴わない労働時間や休暇の取得の柔軟性を高めるような支援策も有効となろう。

補論

データの概要と行動分類の統一

以下は、本稿で使用したデータの概略と、本稿

の生活時間の行動分類である「仕事」、「家事」、「育児」、「睡眠・食事など」、「余暇その他」と対応させた各調査の行動分類である。

1 『社会生活基本調査』

この調査は、総務省統計局により1976年の第1回調査以来5年ごとに実施されている。使用する2001年の調査は6回目に当たる。2001年の調査は、7万7千世帯を対象としており、調査票A(プリコード方式)と調査票B(アフターコード方式)がある。本稿では、サンプル数の多い調査票Aによる集計データを用いた。

本稿では、18歳未満の子どもと同居する親の生活時間を構築するため、「夫婦と子供の世帯」の週平均の生活時間における末子年齢別のデータを18歳未満の末子年齢のカテゴリーにおけるそれぞれのサンプル数で加重平均した。

2 American Time Use Survey (ATUS)

ATUSは、アメリカ労働統計局(U.S. Bureau of Labor Statistics)により、2003年以降毎年行われている。本稿では、対象サンプル数が最も多い2003年調査を使用する(約39,000サンプルを対象)。この調査は、Current Population Survey(CPS)に回答したサンプルを対象とした電話調査であり、CPSのデータとマッチングできるため、生活時間以外にも就業や世帯についての詳しい情報を知ることができる。

3 Harmonised European Time Use Surveys (HETUS)

HETUSは、ヨーロッパ各国の統計局により集計された生活時間調査を、Eurostatが中心となり比較可能な形式のデータとして構築したデータである。本稿では、公表されているデータから、世帯類型ごとの育児時間の情報がわかるスウェーデン、エストニア、ハンガリー、スロヴェニア、フランス、フィンランド、ドイツ、ノルウェー、ベルギー、イギリスの10カ国分の集計データを用いた。各国の調査は、1998年から2002年の間に行われている。なお、本稿のデータは、Eurostat(2005)

付表 各調査の行動分類の定義

本稿の分類	『社会生活基本調査』	American Time Use Survey (ATUS)	Harmonised European Time Use Surveys (HETUS)
仕事	通勤・通学、仕事	0501 Working, 0503 Other Income-generating Activities, 1705 Travel Related to Work, 1706 Travel Related to Education	Employment total , Travel to/from work, Travel rel. to study
家事	家事、介護・看護、買い物	02 Household Activities* , 0304 Caring For Household Adults, 0305 Helping Household Adults, 99 Caring For and Helping household Members, n.e.c., 0404 Caring For Nonhousehold Adults, 0405 Helping Nonhousehold Adults, 0499 Caring For and Helping Nonhousehold Members, n.e.c., 07 Consumer Purchases , 0802 Financial Services and Banking, 0803 Legal Services, 0806 Real Estate, 09 Household Services* , 1001 Using Government Services, 1003 Waiting Associated with Government Services or Civic Obligations*	Food preparation, Dish washing, Cleaning dwelling, Other household upkeep, Laundry, Ironing, Handicrafts and prod. textiles, Other care for textiles, Construction and repairs, Other domestic work, Transporting a child, Shopping and services
育児	育児	0301 Caring For and Helping Household Children, 0302 Activities Related to household Children's Education, 0303 Activities Related to household Children's Health, 0401 Caring For and Helping Nonhousehold Children, 0402 Activities Related to Nonhousehold Children's Education, 0403 Activities Related to Nonhousehold Children's Health, 0801 Childcare Services	Physical care of child, Teaching, playing etc. with child, Other childcare
睡眠・食事など	睡眠、身の回りの用事、食事、受診・療養	01 Personal Care, 0804 Medical and Care Services, 0805 Personal Care Services, 11 Eating and Drinking	Sleep, Eating, Other personal care
余暇その他	移動（通勤・通学を除く）、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、学業、学習・研究（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、その他	0205 Lawn, Garden, and Houseplants, 0206 Animals and Pets, 0305 Playing sports with household children, 0502 Work-Related Activities, 0504 Job Search and Interviewing, 0599 Work and Work-Related Activities, n.e.c., 0807 Veterinary Services (excluding grooming), 0808 Security Procedures Related to Professional/Personal Services, 0903 Pet Services (not done by self, not vet), 1002 Civic Obligations and Participation, 100303 Waiting associated with civic obligations and participation, 12 Socializing, Relaxing, and Leisure, 13 Sports, Exercise, and Recreation, 14 Religious and Spiritual Activities, 15 Volunteer Activities, 16 Telephone Calls, 17 Traveling*	Gardening, Tending domestic animals, Caring for pets, Walking the dog, Other gardening and pet care, Volunteer work and help total , Religious activities, Other participatory activities, Social life total, Entertainment and culture, Resting, Sports total, Arts, Computer and video games, Other computing, Other hobbies and games, Reading books, Other reading, TV and video, Radio and music, Unspecified leisure, Domestic travel total, Travel rel. to shopping, Travel rel. to volunteering and help, Travel rel. to leisure, Unspecified time use

注) 太字はそれぞれの調査における生活時間の大分類である。ATUS における番号は、コード表の番号である。

「*」のついた大分類項目の下位分類のいくつかは、本稿の分類では異なる項目に入れている。

に記載されているアドレスから入手した。
 (http://circa.europa.eu/Public/irc/dsis/tus/library?l=/comparable_statistics&vm=detailed&sb=Title 99999999)

付記

本稿は、2006～2007年度科学研究費補助金（課題番号18710224）の助成を受けている。

注

- 1) 1977–78 NW-113 Project は、カリフォルニア州に住む、子どもが二人いる夫婦世帯とひとり親世帯を対象に調査を行っている。ここで分析の対象となっているサンプル数は、夫婦世帯の妻144、シングルマザー58である。
- 2) 同じデータを用いた Kimmel and Connelly (2007) は、結婚している夫がいることで、平日の母親の育児時間が短くなり、家事と仕事時間が長くなるとし、Kalenkoski, Ribar, and Stratton (2006) と異なる結果となっている。Kimmel and Connelly (2007) では、配偶関係を夫婦世帯と母子世帯とに区別せず、既婚夫婦とその他で分けており、「その他」には、母子世帯だけでなく事実婚なども含まれてしまつており、母子世帯の分析結果としてみると留保が必要となる。Kalenkoski, Ribar, and Stratton (2006) では、結婚している夫婦世帯と事実婚等の同棲世帯との間には、生活時間の傾向について有意な差はないという結果が示されており、夫婦世帯と同様の傾向をもつ同棲世帯と母子世帯を別のカテゴリーとして分析したとき、結果は異なる可能性がある。
- 3) これは、ひとり親の子どもの年齢がふたり親の子どもの年齢よりも高いことが影響している可能性が指摘されているが、実証的な分析は行われていない。
- 4) 世帯内に親以外の大人がいることは、親の育児時間を短くするが、仕事時間には影響はないことも指摘されている (Kalenkoski, Ribar, and Stratton 2006)。
- 5) 矢野 (1995) は、時間の使い方の男女の違いを国際比較する際、「各行動別の絶対的時間量を比較すると、調査方法や行動分類方法の違いが影響してくるが、……『性差』に限定すれば、調査技術上の問題点が若干緩和されるという利点をもつ」 [矢野 1995, p.154] と指摘している。本論文も矢野の指摘を受け、主として各国ごとの世帯間の差の大きさに着目して比較する。
- 6) 國際比較のデータからみて、日本のシングルマザーの極端ともいえる仕事時間の長さと育児時間の短さは、調査データの違いによって日本

に関しては過大な仕事時間と過小な仕事時間が現れた結果によるという見解があり得るかもしれない。しかし、日本の夫婦世帯の妻は仕事時間が短く育児時間が長いという、日本のシングルマザーとは逆の特徴を示している。このことから、日本のシングルマザーの特徴が調査データの違いによるものとは言えないと考えられる。

- 7) しかし、母子世帯の育児に対する政策は両立支援政策の課題として十分に検討されているとは言い難く、指摘も少ない。
- 8) 1986年の『社会生活基本調査』の曜日の区分は「月曜から土曜」と「日曜」となっており、2001年調査と異なっている。1986年調査の公表データでは土曜を分離することはできないため、2001年調査の「平日」(月曜から金曜)と「土曜日」を加重平均し、1986年調査の曜日区分に合わせた。
- 9) 生活実感としても、近年むしろ育児時間が減少しているという意識調査もある。しんぐるまざあず・ふおーらむが2006年に行った母子世帯を対象とした調査によれば、「この3～4年間」で「子どもと過ごす時間」が「とても減った」「やや減った」と回答している人は56.3%と過半数を占めていた [NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむ 2007]。
- 10) ワークライフバランスに関する具体的な政策手段については、林 (2003), 町田 (2006), 厚生労働省 (2007) 等を参照した。

参考文献

- 阿部 彩 (2005) 「子どもの貧困—国際比較の視点から—」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会。
- 天野寛子・伊藤セツ・森ます美・堀内かおる (1994) 『生活時間と生活文化』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子・森ます美・大竹美登利 (1984) 『生活時間』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子 (1989) 『生活時間と生活様式』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子・李基栄 (2001) 『生活時間と生活意識』光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子・天野晴子・水野谷武志編 (2005) 『生活時間と生活福祉』光生館。
- 上田貴子 (2002) 「家族形態と家事時間—『社会生活基本調査』個票データから—」『早稲田大学政治経済雑誌』第350・351号。
- NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむ (2007) 『母子家庭の就労・子育て実態調査』。
- OECD (2006), *OECD Economic Survey of Japan*. 労働政策研究・研修機構 (2005) 『少子化問題の現状と政策課題—ワーク・ライフ・バランスの普及拡大に向けて—』資料シリーズNo.8, 労働政策研究・研修機構。
- 経済企画庁国民生活局国民生活調査課 (1975)

『生活時間の構造分析』大蔵省印刷局。
 経済財政諮問会議（2007）『経済財政改革の基本方針2007—「美しい国」へのシナリオ』。
 経済財政諮問会議労働市場改革専門調査会（2007）『第一次報告書』。
 厚生労働省（2007）『労働経済白書（平成19年版）』。
 厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2007）『2006年度 全国母子世帯等調査結果報告』。
 総務庁統計局（2000）『生活時間とライフスタイル』日本統計協会。
 田宮遊子（2006）「シングルマザーを対象とした政策転換の実相」『神戸学院経済学論集』第37巻 第3・4号。
 ハーベイ、アンドラー（1995）「各行動の国際比較」，NHK放送文化研究所世論調査部編著『生活時間の国際比較』。
 林 雅彦（2003）『フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因』日本労働研究機構欧洲事務所、特別レポート Vol.5。
 町田敦子（2006）「ワーク・ライフ・バランス—歐米の動向とわが国への示唆」『Business Labor Trend』，2006-1。
 水野谷武志（2005）『雇用労働者の労働時間と生活時間』御茶ノ水書房。
 矢野真和（1995）『生活時間の社会学』東京大学出版会。
 矢野真和（1998）『ゆとりの構造—生活時間の6カ国比較—』連合総合生活開発研究所。
 Bianchi, Suzanne M.(2000), "Maternal Employment and Time with Children: Dramatic Change Or Surprising Continuity?", *Demography*, 37 (4).
 Eurostat (2005), *Comparable time use: statistics National tables from 10 European countries*, Office for Official Publications of the European Communities, Luxembourg.
 European Commission (2004), *How Europeans spend their time, Everyday life of women and men, Data 1998-2002*, Luxembourg:

Office for Official Publications of the European Communities,http://epp.eurostat.ec.eu.int/cache/ITY_OFFPUB/KS-58-04-998/EN/KS-58-04-998-EN.PDF
 Forbre, Nancy, Jayoung Yoon, Kade Finnoff, and Allison S. Fuligni (2005), "By What Measure? Family Time Devoted To Children In The United States", *Demography*, Vol.42 (2).
 Gershuny, Jonathan. (2000), *Changing Times: Work and Leisure in Postindustrial Society*, Oxford University Press.
 Gauthier, Anne H, Timothy M. Smeeding, and Frank F. Furstenberg Jr. (2004), "Are Parents Investing Less Time in Children? Trends in Selected Industrialized Countries", *Population & Development Review*, 30 (4).
 Kalenkoski, Charlene M, David C. Ribar, and Leslie S. Stratton (2006), "Parental Child Care in Single-Parent, Cohabiting, and Married-Couple Families: Time-Diary Evidence from the United States and the United Kingdom", *American Economic Review*, 95 Working Paper No.440. The Levy Economics Institute of Bard College.
 Kimmel, Jean and Rachel Connelly (2007), "Mother's Time Choices: Caregiving, Leisure, Home Production, and Paid Work", *Journal of Human Resources*, XLII (3).
 Sanik, Margaret Mietus, and Teresa Mauldin (1986), "Single Versus Two Parent Families: A Comparison of Mothers' Time", *Family Relations*, 35 (1) : 53.

(たみや・ゆうこ 神戸学院大学教員)
 (しかた・まさと 慶應義塾大学COE研究員)

少子化問題と税制を考える

森 信 茂 樹

I 少子化問題の重要性

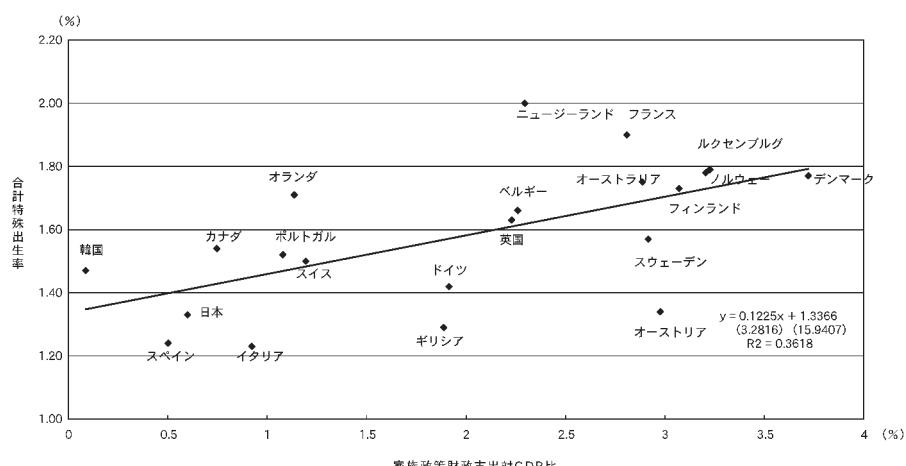
少子化問題は、国家の浮沈にかかわる問題で、将来の国民負担に大きな影響を与える。とりわけ高齢化が進むわが国社会保障の財源とその負担の問題は深刻である。

わが国の年金、医療、介護制度においては、基本的に、現役世代の保険料負担が高齢者の給付にまわる構造となっていることから、現在の仕組みのままでは、社会保障給付費の増大はただちに現役世代の負担増に直結する。そこで、世代間の負担と給付のバランスという観点から現行制度の見

直しをする必要が生じるとともに、根本問題としての、少子化対策の重要性を改めて認識させる。

それゆえ先進諸国は、さまざまな努力を積み重ねてきた。図1は、OECD諸国の家族政策関連財政支出(GDP比)と合計特殊出生率との関係をみたものだが、これを見ると双方には正の相関関係が見て取れる。子育て支援のための財政支出額が多いほど出生率は高くなるということで、出生率が一部の評論家の言う社会ファッショングの問題ではなく政策しだいで動きうる変数であることがわかる。

他方わが国の少子化対策は、高齢者重点型の施策がとられてきており、これを少子化社会対策強



注) カナダは1998年、日本、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、英國は2001年

その他の国は2000年のデータを使用。なお、米国は除いている。

出所) OECD Social Expenditure Database (2004年), OECD Social Indicators (2002年), 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2004年版)」。

図1 家族政策に係る財政支出と合計特殊出生率

化型に切り替えることが重要である。ここ数年のわが国の大社会保障給付費を対象者別にみると、高齢者関係給付費（年金保険給付費や老人医療費、老人福祉サービスなどの給付の合計）が全体の約7割を占めているのに対し、子供や現役世代に対する給付費は全体の3割弱となっている。後者のうち、保育所運営費や児童手当、児童扶養手当など、児童・家族関係給付費に限ると、全体の4%弱にすぎない。高齢者関係給付費と比較すると、約20分の1の水準である。1975年時点では、高齢者関係給付費の割合が全体の3分の1程度であったことを考えると、その後の高齢化の進展により年金給付の改善、老人保健制度の導入、介護サービスの充実等高齢者関係給付費は急速に肥大化していったことがわかる。欧州諸国の社会保障給付の対象者別構成割合と比較しても、わが国の政策は高齢者給付に偏っているということができる。少子化問題の深刻さに鑑みると、若い世代や将来世代の負担増を抑えつつ、少子化社会対策を充実させる必要がある¹⁾。

具体的にどのような政策が有効なのか検討していくに当たっては、まず少子化の原因を明らかにする必要がある。その上で、それに沿って税制としての対策を考えていく必要がある。

II 少子化の3つの要因

平成16年版 少子化社会白書(全体版)は、「第2節 少子化の原因の背景」で、少子化の原因として、次の4点をあげている。

仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや高学歴化、結婚・出産に対する価値観の変化、子育てに対する負担感の増大（育児・教育費用負担の重さ、就業と家庭のバランスなど）、経済的不安定の増大としての若者の失業率上昇と低い賃金収入などである。

税制として対応可能な経済問題に焦点を当てて検討してみたい。

第1点目は、育児・教育費用負担の問題である。野村證券「第8回家計と子育て調査」(2003(平成15)年)によると、教育費は、子育て費用（教育

費、医療費、食費、被服費のほか、こづかい、子供のための保険など子供のための支出全般)の38%を占めている。母親の年代別にみると、年齢層が上がるほど、教育費の割合が高くなる傾向があり、40代以上では平均46%と、子育て費用の半分は教育費となっている²⁾。そこで、この点への配慮をどうするかが政策課題となる。

第2点目に白書は、「1990年代以降の経済の長期停滞の中で、10~20歳代の若者の失業率が最も高い状況にあり、若者の将来不安を高めている。若年失業者やフリーターの増大など、若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況がある。こうした若者の経済的不安定が、結婚や子どもの出生に影響を与えていていると指摘されている」。また、「親と同居する未婚者(いわゆるパラサイトシングル)が数多く存在するが、親元に同居し基礎的生活コストを親に支援してもらいながら自らの生活を楽しむというライフスタイルが、未婚化を進展させている」とも指摘している。

さらに、「1990年代以降の経済の長期停滞の中で、企業のリストラや労働費用の削減、パートや派遣労働等の雇用形態の多様化が進み、若者を取り巻く雇用環境は厳しさを増している。……(若年層の)失業率は……中高年層に比べても高い水準となっている。特に、雇用形態の多様化は、求人に占めるパートタイム雇用の割合を増加させ……フリーターの増加をもたらしてきている。さらに、……ニートと呼ばれる若年者の増加」を指摘しつつ、これら若者の経済力の低下に少子化の一因を求めている。したがって、これらへの対応が政策課題となる。

第3点目に、平成15年度経済財政白書は、子育てにかかるコストの面に検討の対象を向け、次のような分析をしている。

「子どもを持つことが生計を維持するための必須要件でなくなってきたいるなか、人々は『子どもを作ることの効用』と『子どもを生まなかった場合にその費用ができるほかのこと』を比較考量して子どもを作るかどうか決めていると考えられる。後者を『機会費用』というが、これは子どもを養育する直接的な費用とは別で、『子どもを生むこと

で、稼ぎそこなう費用』のことである。出産・育児に伴う機会費用は、女性の高学歴化、男女の賃金格差の縮小などを理由に、近年高まっていると考えられる。実際に男女の賃金格差は、一般労働者の所定内給与額でみると縮小傾向が続いている。2002年には全年齢階級平均で66.5(男性=100とした場合)となっている。また、大卒女性の賃金カーブをもとに、具体的に女性の所得の面における機会費用を試算してみると、大卒女子の場合で、28歳で出産、同時に退職し、子どもが小学校に入学後34歳で再就職するケースでは、就業を継続した場合と比べ、約8500万円の所得逸失が発生するという結果になる。このように、出産・育児に伴う就業中断により多額の機会費用が生じることが、子どもを生むことを控える大きな要因となっていると考えられる。」として、機会費用の問題を前面に指摘している。

以上のように、少子化の原因としての経済的な側面という場合、「子育てに伴う教育費を中心とした経済的な負担の問題」「機会費用の問題」「若年層の低所得という経済問題」という3つの原因があることがわかる。税制としての対応を考えるにあたっては、それぞれの要因に対応する政策にならざるをえないのである。

III 現行所得税制の問題

具体論を考えるにあたって、少子化に関連するわが国所得税制度の問題として、配偶者控除を取り上げてみたい。新たな制度を提言する場合には財源が必要で、そのためには、現行制度で役割を終えたり、非効率となっている制度の縮小・廃止を求めていくことが重要である。両方をスクラップ・アンド・ビルトでパッケージとして提案することが、財政資金の効率化につながり、政策提言に、よりいっそうの現実味を増すことになるからである。

1 配偶者控除

(1) 経緯・意義

わが国の所得税制は、シャウプ勧告以来、個人を課税単位として構築してきた。配偶者が所得を有する場合に、納税者本人と合算して世帯単位(夫婦単位)で個人所得課税の負担を求める世帯単位課税(夫婦単位課税)制度はとられていません。

他方で、世帯の事情については、世帯主に各種の控除を与えるということで斟酌してきた。その1つが配偶者控除で、一定の所得以下の配偶者(以下便宜上、「専業主婦」と呼ぶ)を抱えていると、納税者本人(夫)の税負担能力を減殺するので、それを調整するという趣旨で設けられたものである。配偶者は、かつて扶養親族として扶養控除が適用されていたが、夫婦は相互扶助の関係があるので、「扶養している」という扱いはおかしいという理由で、昭和36年に扶養控除から独立して配偶者控除となった。現在の控除額は、所得税として38万円、個人住民税として33万円である。

その後、昭和62・63年の抜本的税制改革の際に、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題(パートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなり世帯全体の税引後手取額が減少してしまう逆転現象)への対応から、配偶者特別控除が消失控除の形で創設された。この制度は、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などをふまえ、就業に対する税の中立性の観点から、その性格、あり方の見直しが必要であるとの意見が高まり、配偶者控除に上乗せして適用される部分については、過度な控除として平成16年以降廃止された。その結果、現行の配偶者特別控除は、所得税で最高38万円、個人住民税で最高33万円となっている。

このような配偶者に関する何らかの配慮をする税制度は、わが国特有のものではなく、主要国においても設けられている。

アメリカでは納税者本人、他の扶養親族と同一の人的控除が適用される。また、夫婦単位課税の選択が認められている。ドイツでは控除はないが、夫婦単位課税の選択が認められている。フ

ラヌスも控除はなく、家族数に応じたN分N乗方式（後述）により配慮が行われている。

(2) 今日的な問題点

配偶者控除制度については、男女共同参画社会の進展や、ライフスタイルの多様化の下、個人の自由な選択に介入しないような中立的な税制すべきであるという立場から、近年、控除の縮小・廃止が叫ばれている³⁾。この背景には、1970年ごろから、世帯における子供の数が減少してきたことや、家族向けの各種サービスの拡充などもあり、専業主婦の比率が一貫して低下してきたこと、とりわけ1990年代初頭以降、企業側の雇用者形態の見直しも加わり、共働き世帯数が専業主婦の世帯数を上回る状況が続いていることがある。このように、女性の社会進出が増加していくに従い、専業主婦に限って適用される配偶者控除と配偶者特別控除は、女性の社会進出を妨げているのではないか、といったデメリットが大きくクローズアップされ始めたのである。

具体的にはどのような点が問題となるのであろうか。

第1に、配偶者控除の背後にあるのは、「専業主婦」は家計に追加的な生計費がかかるので、その分負担を減じるべきであるという考え方である。その上で、家事や育児を一手に引き受けによる「内助の功」を評価して、税負担を軽減すべきであるという思想が求められている。しかし、結婚により担税力がどのような影響を受けるのかは世帯によってさまざままで、一律に論ずることはできないのではないか。配偶者を、担税力という面での配慮が必要な関係と一方的に位置付けることには疑問があるのでないか、「内助の功」があることは間違いないとしても、それは専業主婦の専売特許ではないはずで、共稼ぎの増えている今日、家事・育児は働く女性も負担しているではないか、という反論である。

次に、「内助の功」のおかげで夫は安心して働くことが出来、より高い所得を稼ぐことが可能になっていると考えれば、「内助の功」は既に金銭的に評価されているといえなくもない。つまり、配偶者

の存在が納税者本人の担税力を減殺させているとの考え方については、夫婦のあり方や配偶者の家事労働の経済的価値もあることなどから、改めて検討する必要がある、という問題提起である。

第2に、税制の簡素化という観点からの問題点である。わが国所得税には、さまざまな種類の人的控除があり、課税ベースを大きく縮減させてきている。「婚姻、育児、老齢といった個人の事情を斟酌し税負担の調整を図る」ということは所得税の長所であるが、社会保障など生活のインフラが整備されてきたことから、税制として簡素化・集約化を進めることが必要である⁴⁾ということである。これは、雇用者の4人に1人が所得税を負担していないという「税の空洞化」の観点からの問題意識でもある。

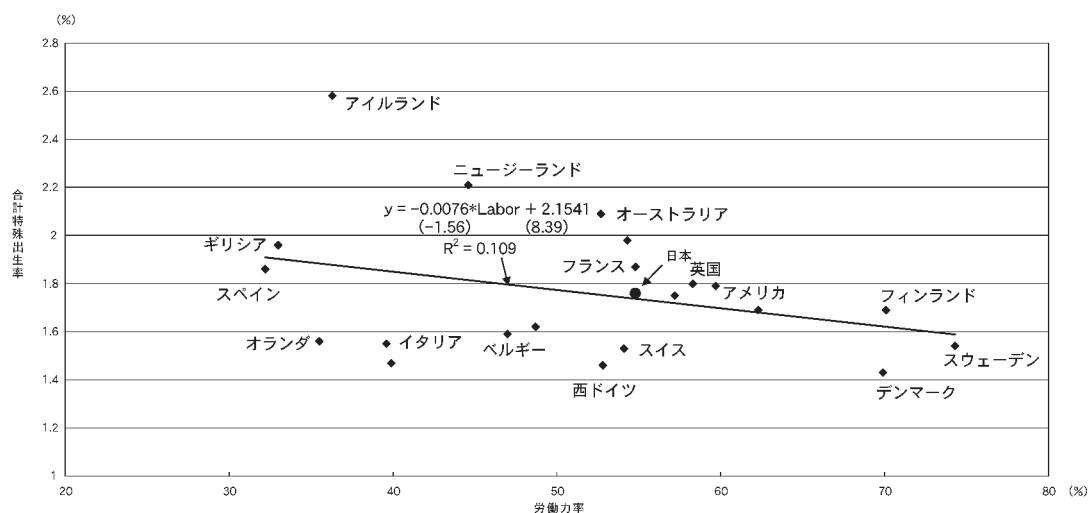
このようなことから政府税調は、ほぼ毎年の答申で「配偶者に関する現行の人的控除のあり方にについては、根本的な見直しが必要である」としている。

(3) 女性の社会進出と出生率

配偶者控除の問題を少子化との関連で考えるに際しては、少子化と女性の社会進出の関係について、事実関係を押さえておくことが重要である。

図2、図3は、出生率と女性の労働率の関係を示したものであるが、1980年のOECD諸国の統計によると、双方は「負の相関関係」つまり女性の労働率が高いほど出生率は低い傾向がある。ところが、2000年にはこの関係が逆になり、女性の労働率と出生率は「正の相関関係」になる。この20年間にOECD諸国は「女性の労働率が高いほど出生率も高い」という姿に変化したのである。他方わが国をみると、この関係がほとんど変わっていないことに気がつく。

もっとも、双方にどのような因果関係があるのかということについては必ずしも明確でなく、女性の労働率が増えれば増えるほど、合計特殊出生率が「自動的に」高くなるものではない。女性の労働力を支えるような公的な制度、企業の支援、家庭における夫の役割の見直しなどがなければ、このような変化は生じないのであろう。女性の労働



注) デンマーク労働率は、1980年のデータがないため1979年のデータ、ギリシャ労働率は、2000年のデータがないため1999年のデータを使用。

対象国は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、アイルランド、日本、ルクセンブルク、ノルウェー、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカの23カ国。

出所) OECD "Labour Force Statistics", UN "World Population Prospect", 樋口等編「少子化と日本の経済社会」(日本評論社)。

図2 女子労働率（年齢計）と合計特殊出生率（1980年）

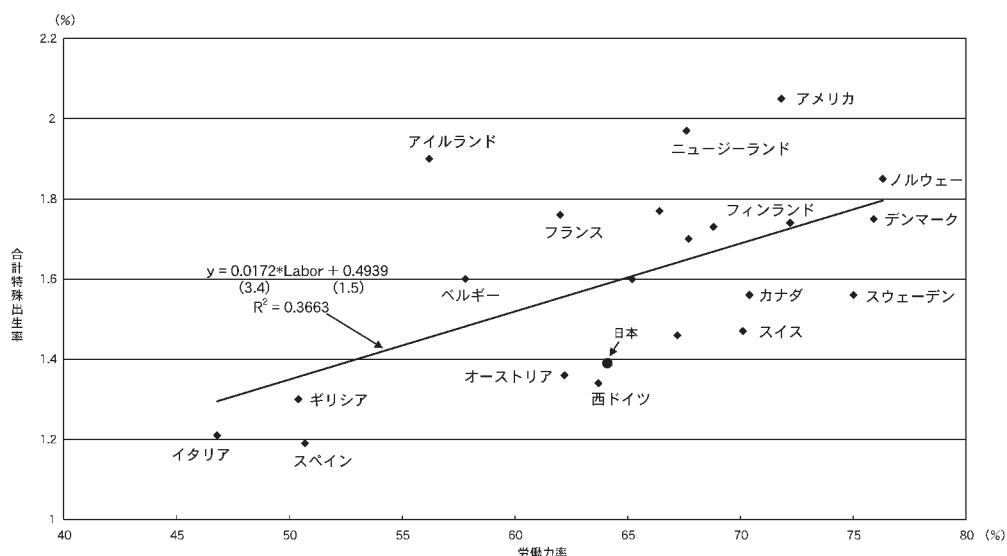


図3 女子労働率（年齢計）と合計特殊出生率（2000年）

力率が上がる中で出生率を上げることが可能だということ、そのような政策が諸外国でとられてきて効果を挙げたということ、そのような変化をふまえて対応を考える必要があること、これが学ぶべき点である。

以上のような事実関係等をふまえつつ、以下検討を行っていきたい。

(4) 改革の方向

以上見てきたように、「専業主婦のいる家庭は、税を負担する能力が低い」という考え方はずでに時代遅れのものになっている。「内助の功を評価した」という理由も、共稼ぎ世帯が多くなっている時代には正当性を失いかけています。このように考えてみると、配偶者控除のあり方としては、縮小・廃止の方向で考えざるを得ないであろう。

見直しの方向としては、子供の扶養を担税力の減殺要因ととらえ「所得控除」によって対処してきた現状をあらため、政策的に子育てを支援するとの見地から、財政的支援という意味合いが強い税額控除という形態を活用しながら検討していくことが必要である。私自身の具体的提言については後述する。

2 課税単位の問題——個人単位か家族単位か

次に、税負担を求めるのは家族か個人かという問題を考えてみたい。共稼ぎ世帯が増えるにつれて、個人単位で課税することと世帯単位で課税することとの税負担の有利、不利が問題となり、改めて納税単位の問題が議論されている。これは、結婚に対して税制がどうかかわっていくのかという問題でもある。

わが国の現行税制は、夫婦別産制度を前提に、個人単位で担税力を捕捉し課税するという前提で構築されている。その上で、子供の扶養を担税力の減殺要因ととらえ、扶養親族の人数などの世帯構成に応じて税負担能力を調整するという考え方方に立って、扶養控除という所得控除が設けられている。

これに対しフランスでは、N分N乗税制と呼ばれる家族単位の税制を導入するとともに、近年出生率が回復してきている。双方に明確な因果関係

があるとの実証はなされていないものの、わが国でも、フランスの採る税制であるN分N乗方式の導入を主張する論調が増えてきている。

N分N乗方式というのは、次のような内容の税制である。世帯単位課税の考え方に基づき、まず夫婦および扶養子女の所得を合算する。次にこの合計所得を、家族の人数に応じた家族除数⁵⁾(N)で除した金額を算出し、ここから一定額(税率不適用所得、「ゼロ税率」適用所得ともいう)を控除する。最後に、この金額に税率を適用して得られる税額を計算した上で、Nを乗じ、世帯全体で納めるべき税額を算出する。この結果家族が多いほど適用税率が平均化され税負担の軽減が図れるので、子供を多く抱える世帯の負担軽減を通じて、少子化対策に資すると言われている。フランスでは、夫婦共同財産制度を採っていることが、世帯単位で担税力を把握するこのような税制が受け入れられる背景となっている。

しかしN分N乗税制には、次のような問題がある。

適用される累進税率が平均化されるために、同一の所得を稼ぐ独身世帯と夫婦世帯を比べると、後者のほうが有利になり、婚姻に対する中立性の問題が生じる(税制のために結婚が促進される)ことである。また、同じ所得を稼ぐ世帯においては、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯(専業主婦世帯)が有利になるので、働く女性にとって見れば、相対的に不公平感が増すことになる。さらに、税制上のメリットには上限が設けられているものの、高額所得者の子沢山ほど税制上の利益が大きくなるという基本的な問題が指摘されている。私が07年9月に面会したフランス財務省の税制担当者は、フランスにおいてもN分N乗税制の見直しの気運があることを示唆していた。

このような問題に加え、英国、北欧において世帯単位課税から個人単位課税へ移行するなど、OECD諸国全体では29カ国中25カ国で個人単位が採られており、世界的には個人単位課税が主流となっていることを勘案すると、N分N乗税制をわが国に導入することについては問題が多い。

IV 少子化対策税制を考える

以上の考察をもとに、わが国の少子化対策税制を考えてみよう。これまで、税制で対応可能な少子化の原因としてあげた、「子育てに伴う教育費を中心とした経済的な負担の問題」「機会費用の問題」「若年層の低所得という経済問題」の3つにしぼって、考えてみたい。

1 子育て費用の軽減——子育て税額控除の創設

(1) 所得控除と税額控除

まず、「子育てに伴う経済的な問題」への対応として、現行税制には、扶養控除と特定扶養控除(16歳以上23歳未満の扶養者を対象)という2つの所得控除がある⁶⁾。

しかし、所得控除には、いろいろな問題があることは前述した。より詳しく述べると、所得控除は、累進税率のもとで、高所得者の税負担をより多く軽減するという逆進的な効果を持つ。したがって、課税最低限に近い層をターゲットとする政策税制を考える場合、高所得者層に恩恵の偏る所得控除では、財源上の非効率が生じる。これに対し、所得の多寡にかかわらず一定の税額を直接軽減する税額控除は、低所得者層ほど減税の恩典が手厚くなるというメリットがある。また、税額控除を特定の所得以下の者に限定することにより、課税ベースの侵食を限定的にすることが可能である。これらの結果、所得控除を縮減し、その財源で税額控除に変えていくという政策を採れば、経済的支援を必要とする層に財源を集中させることが可能になる。

さらに、社会保障給付と税額控除を一体として設計することにより、税額控除の効果を控除額以下の納税をしている者、あるいはまったく納税をしていない者にも及ぼすことにすれば、所得再分配機能はより大きくなる。いずれにしても、このようなことから、欧米諸国では、低所得者の貧困・就労対策、消費税の逆進性対策を目的とした税額控除が活用されている。

税額控除の活用については、わが国でも、平成14年6月の政府税調答申「あるべき税制の構築に向けた基本方針」で、人的控除の基本構造の更なる見直しの1つの案として、「児童の扶養について税額控除を設けること」を提示しているところである。

(2) 児童税額控除の具体案

そこで、税収中立のもとで、税制で支援する目的を「内助の功」から「働く女性」へと切り替えつつ、所得控除を税額控除に変える具体案を考えた。

「配偶者控除を、現行の38万円から28万円に10万円削減し、その財源で、15歳以下の扶養親族の人数に応じた税額控除制度を導入する。ただし、モデル世帯（夫婦・子2人）で年収700万円以下の納税者（限界税率10%）に限定する。」

この前提で試算すると、配偶者控除の削減による増収額は約2000億円、年収700万円以下の納税者に扶養されている15歳以下の扶養者は約1000万人、扶養者1人当たりの税額控除額は2万円となる。年収700万円程度の納税者の税負担は、配偶者控除の削減により1万円増加する（10万円×10%）が、子供が2人いるので4万円（2万円×2）の税額控除が受けられ、差し引き3万円の減税になる。

他方このような税制改革は、年収700万円超の納税者や子供のいない専業主婦家庭の増税を招くが、子育て家庭への経済援助となり少子化対策となるだけでなく、所得税の累進機能を回復させ格差問題にも役立つ。配偶者控除の削減で、女性労働への非中立性の問題も縮小する。また、このような税制の先には、減税の恩恵を受けない人まで恩恵を及ぼすための給付付き税額控除制度があり、それに向けての検討開始も期待される。

先進諸国の制度をみると、フランスでは教育費税額控除（納税義務者の子女が中学校、高等学校、大学に通っている場合、子女1人当たり61ユーロから153ユーロの税額控除が認められる）があり、米国でも教育費については、HOPE奨学控除、生

生涯教育税額控除などさまざまな税制支援措置がとられている⁷⁾。

2 子育て費用の実額控除

次に、「機会費用の問題」はどうとらえて政策対応するかという問題である。この問題への対処は、女性の社会進出と子育ての両立を図ることを支援することで、そのためには、政府・企業・コミュニティなどさまざまなレベルで多様な取り組みが必要となる。具体的には、子育てをしながら働きやすい雇用環境の整備等や保育サービスの充実を図ることなどが課題となる。

現在のわが国の少子化対策は、かならずしも仕事と育児の両立に焦点を当てるものではないので、出生率を2.0にまで引き上げることに成功したフランスの少子化対策を見てみたい。

「フランスでは、90年代半ばに出生率が低下した時期、家族政策の目的が変更された。それまでは貧しい家族に対して支援し家族間の所得格差を縮めることが主たる目的だった。それが、収入にかかわらず、個人の選択肢を広げるという考え方方に立った。仕事と家庭の両方の支援に変わった」「個人の選択の自由の保障を目的とする」家族政策として、「子どもを持つという選択をした者が、仕事の面で払うことになる犠牲（筆者注・機会費用）を可能な限り小さくすることで、子どもを生まないか、生んだ場合でも、家で仕事をせずに子どもを育てるか、仕事をしながらベビーシッターなどを活用して子どもを育てるかといった選択肢を提供すべきものである。こうした政策により、職業と家庭生活との両立が可能となり、その結果として出生率が上昇した」という租税政策当局者の発言がある⁸⁾。

具体的なフランスの制度は、次の2つである。第1に、幼年者扶養経費控除で、単身者、離婚者、寡婦・寡夫など、共稼ぎの夫婦で、6歳未満の児童を託児所、保育園などに託している者は、その費用（児童1人当たり2300ユーロが上限）の25%の税額控除が認められる。控除しきれない部分は、給付される。第2に、家庭内労働者控除で、自宅（別荘を含む）で、家事・育児・介護を行うものを

雇用している者は、支払報酬額の50%の税額控除が認められる。ただし、支払報酬額は、12000ユーロ（年間15000ユーロを限度に、扶養子女1人につき1500ユーロ加算）を上限とする制度である。このように、家庭内保育と家庭外保育の両方に対して支援税制が構築されており、ワークライフバランスをふまえたきめ細かい制度となっている。

このほかにも、子供がいる家庭について、雇用のための手当（PPE、給付付き税額控除）があり、06年に拡充されている。

そこで、わが国でも、ベビーシッターハウスなど子育てに必要な経費を実額控除できるような制度を設けることにより、子育てに対する機会費用を低減させることが考えられる。このような提案に対しては、医療費控除のような実額控除の導入に伴う執行上の問題、具体的には、子育てに必要な経費が何かを特定する必要性があり税務執行コストが嵩むという反論があるが、米国・英国・フランスでこのような制度が執行され効果を挙げていることを学ぶ必要がありそうだ。

V 英国の児童税額控除制度

最後に、「若年層の低所得という経済問題」への対応である。この問題は、子育てという観点からだけでなく、総合的な観点から検討をしていく必要がある。その際参考になるのが英国の制度である。英国では、貧困対策、就労対策として、税と社会保障を一体的に運用する給付付き税額控除として、「勤労税額控除」と「児童税額控除」が導入され、大きな効果を上げているので、その制度の経緯・現状・問題点等を整理することにより、わが国の子育て支援税制検討の参考にすることとした。

1 ブレア政権と第3の道⁹⁾

ブレア労働党政権が誕生した1997年当時の英国は、失業者の増大のもとで、社会保障への依存というモラルハザードを招き、そのための財政支出が増大する悪循環に見舞われていた。また、Lone Parent（片親）世帯の貧困問題が深刻化し、就労促進政策と育児支援の拡大が求められていた。

これまでのセーフティーネットを重視する政策への回帰は社会保障の肥大化、大きな政府を招いたという反省から、市場メカニズムを前提として政府の役割を強化し個人のインセンティブを引き出し生活能力を高めるという考え方(ワークフェア)の下で、サプライサイド型税制として、労働による稼得行為と減税を直接リンクさせ労働インセンティブを高める勤労税額控除が考えられ実施された。弱者の生活を保障する「セーフティネット」の再構築ではなく、弱者を再び市場に送り出す支援策である「トランポリン」(「スプリング・ボード」とも呼ばれる)政策により、個人の市場における競争力を高め、経済力をつけ、失業問題や貧困問題、さらには少子化への対応を図るという考え方である。「勤労を通じて経済的に自立し貧困から脱出する」「教育により個人の市場対応力を高め、機会の平等を確保する」という基本思想は、ワークフェアともアングロ・ソーシャル・モデルとも呼ばれる。

2 給付付き税額控除¹⁰⁾

具体的な政策としては、子供のいる世帯に対し就労を促しつつ経済的支援を図る観点から、既存の Family Income Support (FIS) 制度を抜本的に改正し、1988 年に、Family Credit (FC) が導入された。しかしこの制度は、就労所得が増えると給付額が 7 割削減される制度であったため、就労インセンティブが働きにくく、社会保障に依存し、働く人が多く、依然モラルハザードの問題を抱えていた。そこで 1999 年、低所得層に対する支援を社会保障の枠組み(歳出)から、給付付きの税額控除という方式に変更し、Working Families Tax Credit (WFTC) 制度として衣替えされた。WFTC では、就労所得の増加に対して、55% しか給付を減らさないようにし、就労インセンティブが働くようにした。

また、就労にあたり必要となる保育園の費用などは、FC では所得控除とされており、課税最低限以下の所得層では効果がなかったが、WFTC では、その費用を税額控除化し、さらに控除しきれない者には給付を行うという制度変更を行なった。給

付部分については、雇用主が従業員に支払うという形をとったことから、政府の補助というより賃金のように受け止められた。また、それまで個人ベースであった英国の税制をこの制度に限り世帯ベースとした。

このような WFTC の就労促進効果が高かったため、対象の拡大が図られ 2003 年 WTC が導入された。WTC では、それまで子供のいる世帯のみしか対象となっていましたのを、障害者や高齢者、子のない世帯にまで対象を拡大した。また WFTC の一部であった児童 1 人当たり単位の定額部分と、児童扶養税額控除の世帯当たり単位の定額部分を統合し、新しく給付付きの児童税額控除 (Child Tax Credit, CTC) を導入した。CTC は子供さえいれば働いていなくても受給できる一方で、年収 58000 ポンド程度の世帯まで受給できる。この結果、中間層を含めて多くの世帯が WTC や CTC を受給することになり、現在約 600 万世帯が TC を受けている(うち子供のいない世帯は 1/3、百万世帯)。多くの世帯が対象となるので、WFTC のようなスティグマがなくなったと言われている。

もうひとつの流れとして、2001 年には所得税の基礎控除の 1 つである夫婦者税額控除を児童扶養税額控除に変更し、低所得世帯の Lone Parent 世帯に焦点を当てつつ就労促進を図った。

このように、英国の現行制度は、就労を条件に受給できる勤労税額控除と、就労に関係なく子を持つ者が受給できる児童税額控除の 2 つが重なる制度となっている。さらに、勤労税額控除の内訳として、適格育費を支出した場合には、子供 1 人当たり週 175 ポンド、子供 2 人以上週 300 ポンドの上限で、使用額の 80% を控除することができる。また、2003 年から、ミーンズテスト(8000 ポンド未満の金融資産でなければならない)が貯蓄に対して負のインセンティブが働くことから廃止されるとともに制度が簡素化された。

税制の流れとしては、所得控除から税額控除(給付なし)、さらに税額控除(給付付き)という流れである。

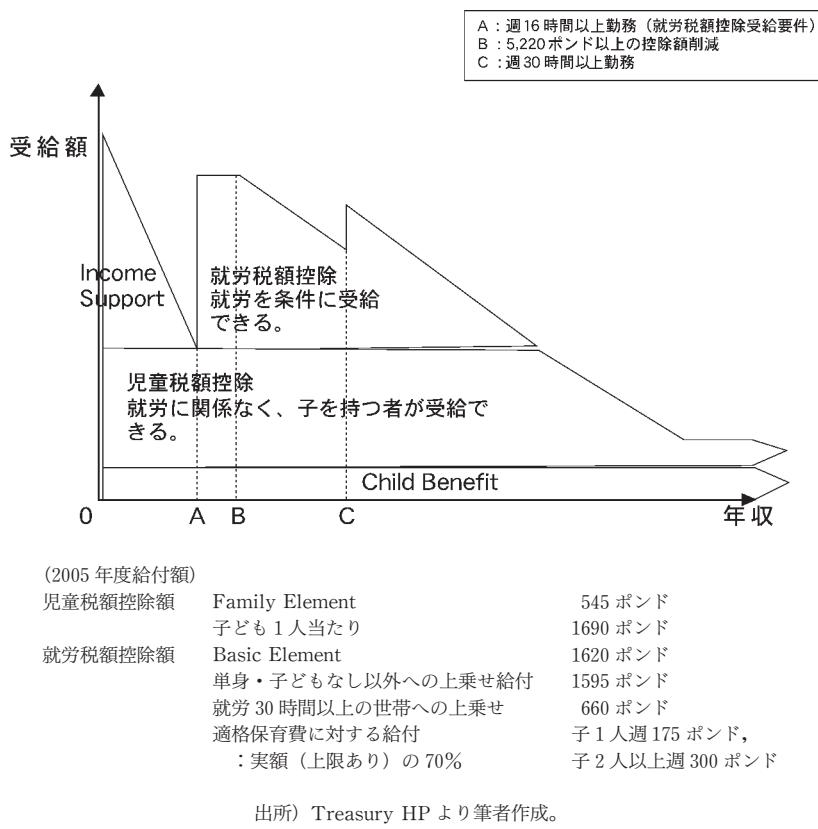


図4 現行制度の概要 (WTC, CTC給付イメージ)



注) 図4, 5については、木原・柵山(2006) 参照。

図5 制度変更の流れと概要

3 評価

税制と社会保障制度を統合する手段として、勤労所得の増加に応じて税額控除を与え、負担する税額から控除し切れない額は還付（給付）する勤労税額控除制度（Earned Income Tax Credit 以下 EITC）は、貧困対策として、公的扶助政策や最低賃金制度を補完する観点から、ニクソン政権時代に導入されたものであるが、その制度に新たな意味合いを持たせたのは、93年に誕生したクリントン政権、97年に誕生した英国ブレア政権で、非効率な公共部門の肥大化、福祉国家への依存、経済成長の鈍化などの中で、行き詰った福祉国家を打破する新たな政策として、セーフティーネット型社会保障にかわるインセンティブ税制として活用され、フランス、オランダなどに広まっていった。

本制度の主眼は、子供のいる低所得世帯について、親の労働を促すとともに、生産力を高めて所得を増加させることとされている。英国の場合、税額控除額が大きいので、労働供給には大きなインパクトがあったと評価されている。特に子供のいる家庭、Lone Parent の受給額が寛大なことから、働くインセンティブは大きく、Lone Parent の就業率は 45% から 55% になるなど労働促進効果が実証されている。また、子供がいれば、週 16 時間労働で有資格となり、パートタイム労働についても給付資格が得られるため、Lone Parent にとってきわめて重要な制度となっている。これらの結果、貧困人口は減少したといわれている。

他方、世帯単位であるため、働き手が 1 人の家庭には効果的であるが、共働き家庭では妻の就労意欲をそいでしまうという問題、つまり世帯の中での 2 人目の働き手の労働供給に対する悪影響が課題となっている。その他にも WTC は、所得や子供の年齢、人数により給付額が変わる制度であるため、受給者からの報告が遅れると、超過支払いが起きやすいという、超過支払い（Overpayment）や不正受給の問題があり、制度の手直しが必要とされている。

4 導入にむけての課題

このように勤労税額控除と児童税額控除を組み合わせた英国の税制は、有効に機能しているといえ、わが国でも、検討の価値のある制度である。とりわけ、今後、年金保険料や消費税負担の増加が避けられず、その際に生じる社会全体の逆進性の拡大という問題への対応として、また今日、非正規雇用の若年層を中心とした格差が大きな問題となるなかで、検討の価値はますます高まりつつあると言えよう。

他方で、わが国への導入にあたっては、乗り越えなければならない課題も数多くある。

第 1 に、政策目標、政策のターゲットを明確にすることである。若年層を中心としたワーキングプアと呼ばれる人たちや、母子家庭に対する就労を通じた貧困対策を念頭において検討すべきであると考える。子育て家庭への経済的な支援としての税額控除（一定の所得以下の家族に、児童 1 人当たりいくら、という支給）を考える場合、乳幼児家庭だけでなく、中高校生もカバーすることが望ましい。

第 2 に、政策効果の十分な検討を、ほかの政策手段との比較で、行うことである。就労インセンティブの拡大策は、所得アプローチであり、バラマキにならないように、効率的・有効的な方法を十分検討する必要がある。低所得就労者の給与に連動して給付することがかえって低所得への依存を招かないか、企業側がその分の賃金引下げを行うことはないか等々も詰めておくべき点である。

第 3 に、不正給付（還付）問題の防止、クロヨンと呼ばれる事業者の所得の正確な捕捉が必要である。そのためには、導入当初の英国のように、給付（還付）事務を会社レベルで行うこと、さらには、納税者番号制度の導入が課題となる。もっとも、英国・フランスなど欧州諸国では、納税者番号制度なしに導入しており、その経験を学ぶことが重要である。

第 4 に、税務当局と社会保障官庁との協力・徵収の一元化の検討である。課税最低限以下の所得情報については、社会保険事務所や地方自治体と協力する必要がある。

第5に、本制度は、家族全体の所得をベースに設計しているので、世帯単位での所得の捕捉を前提とした仕組みにする必要がある。また、個人単位税制として厳格な定義の行われている配偶者、扶養家族と、社会保障制度との整合性を保つ必要性もある。分離課税となっている金融所得の取り扱いや、資産テスト（ミーンズテスト）の導入の可否などを検討する必要もある。

第6に、児童手当、児童扶養手当、生活保護などの現行社会保障給付、配偶者控除を始めとする各種所得控除、最低賃金制度のあり方を根本的・総合的に見直しつつ制度設計することである。考え方としては、「最低賃金でフルタイムで働いた者がEITCを受ければ、税と社会保険料を引いた後の所得が貧困ラインを超えること」を目標とすべきである。

いずれにしても、中期のプランを立てつつ、「所得控除を税額控除に変えていく」ことから実施に移していくことが必要であろう。

最後に、「歳出・歳入一体改革」と整合性をとり、税収中立、さらには歳出面も含めた「財政中立」という考え方の下で制度設計をする必要がある。

以上、子育て支援税制について、諸外国の例を引き合いに出しながら、わが国として検討すべき具体的なアイデアを考えてみた。これらについて細部の詰めるべき点は数多く残っている。しかし、少子化がわが国にとって取り返しのつかない大きな問題となるまえに、あらゆる方策を講じることが必要である。そのような認識で残された論点を詰めて、議論が巻き起こることを期待する。

注

- 1) 経済財政白書（2003）を参照した。
- 2) 経済財政白書（2003）を参照した。
- 3) 男女共同参画会議報告書（2002）では、ライフスタイルの選択等に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムの基本的考え方として、「わが国の税制は個人単位だが、世帯への過大な配慮が含まれているのではないか。配偶者控除、配偶者特別控除は、制度変更が国民の負担に与える影響を調整するよう配慮しつつ、見直すべ

きではないか」としている。

- 4) 「あるべき税制の構築に向けた基本方針」（政府税調答申、2002年6月）。
- 5) 夫婦の場合、家族除数は、子供1人で2.5、子2人で3、子3人で4となっている。
- 6) 扶養控除については、年齢の如何にかかわらず、単に対象者の所得が一定水準以下にとどまるこを理由として一律の取扱いを行っていることは問題で、対象者に年齢制限の導入を検討すべきである、という意見がある。
- 7) 森信（2006a）。
- 8) 政府税制調査会海外出張報告（2007年4月13日）フランス当局へのインタビュー。
- 9) この項、森信（2006b）参照。
- 10) 木原・棚山（2006）を参照した。

参考文献

- 阿部 彩（2002）「アメリカのEITC（Earned Income Tax Credit）の歴史と現状」国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』No. 140。
- 木原・棚山（2006）「イギリスの雇用政策・人材育成政策とその評価」『転換期の雇用・能力開発支援の経済政策』樋口・財務省財務総合政策研究所、日本評論社。
- 経済財政白書（2003）「改革なくして成長なしII」。
- 内閣府（2002）「海外諸国における経済活性化税制の事例について」政策効果分析レポートNo 12 内閣府政策統括官。
- 森信茂樹（2001）「ワークシェアリングは税額控除と一緒にで」ヌーベル・エポーク5号。
- （2001）『わが国所得税課税ベースの研究』日本租税研究協会。
- （2003年）『日本が生まれ変わる 税制改革』中公新書ラクレ。
- （2006a）「人的資本蓄積と税制を考える」『転換期の雇用・能力開発支援の経済政策』樋口・財務省財務総合政策研究所編著、日本評論社。
- （2006b）「格差問題と税制一労永逸税額控除制度の提言」『経済格差の研究』（貝塚・財務省財務総合政策研究所編、中央経済社）。
- （2007）「新たな税制改革の潮流とわが国の税制改革」国際金融。
- OECD（2006）“Fundamental Reform of Personal Income Tax”。
- The Earned Income Tax Credit at Age 30 (Brookings Institute) (2006).

（もりのぶ・しげき 中央大学法科大学院教授）

企業による多様な「家庭と仕事の両立支援策」が夫婦の出生行動に与える影響 ——労働組合を対象とした調査の結果から——

野 口 晴 子

I はじめに

第二次世界大戦後における合計特殊出生率の急速な減少は、出生率が丙午の年（1966年）を下回ることになった1989年の「1.57ショック」を契機に、いわゆる「少子化問題」として広く日本社会に認知された。90年代以降は、学問分野での多角的な理論・実証研究の蓄積¹⁾が進むと同時に、政策策定の現場における議論が活発化して、さまざまな対策が打ち出されてきたが²⁾、現在までのところ、出生率低下に歯止めをかけ上昇に向わせるまでの効果をあげるにはいたっていない。

2007年2月に設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議（以下、「少子化対策会議」と略す）は、これまでの研究結果から導き出された少子化に対する基本認識を整理し、それを基盤とする重点戦略策定の方向性を「重点戦略の策定に向けての基本的な考え方」（中間報告）として、同年6月にとりまとめた。少子化対策会議は、『出生動向基本調査』（国立社会保障・人口問題研究所）を中心とする既存の調査結果から、過去30年間にわたり、夫婦の「理想とする子ども数」と「予定子ども数」は両者とも2.0を超えて安定しているにもかかわらず、それとは矛盾する現実の合計特殊出生率の継続的減少傾向に着目し（津谷（1999）や滋野・松浦（2003）など）、人々の結婚や出産・育児に対する希望と実態との乖離の拡大が、将来の少子化に拍車をかける要因であるという基本認識を示した。

こうした基本認識の下、少子化対策会議が提示

した重点戦略策定の主要な方向性の1つに、「ワーク・ライフ・バランス」をキーワードとした「働き方の改革」の実現がある。少子化対策会議・働き方の改革分科会は、「ワーク・ライフ・バランス」を「個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、個人や多様なライフ・スタイルの家族がライフ・ステージに応じた希望を実現できるようにすること」と定義付け、労使双方におけるメリットの必要性を強調した方向性を打ち出している。すなわち、新たな家族形成に不可欠な就業による経済的自立を若者に促しつつ、さまざまなライフ・ステージに対応可能な「ファミリー・フレンドリー（以下、「ファミフレ」と略す）施策」と、時間や場所の制約を解放し多様で柔軟な働き方を受容する「ワーク・フレキシビリティー（以下、「フレックス」と略す）施策」などのさらなる促進により、個々の労働者の効用を高め、同時に、モチベーションと生産性の向上を図るというものである（「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議（2007））。ここに、1992年に「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児休業法」と略す）が施行されて以来、数多くの学問的検証と政策議論が行われてきた、ファミフレ施策とフレックス施策はともに、「ワーク・ライフ・バランス」という新たな政策理念を実質化する手段として、その重要性が再確認されたといえよう。

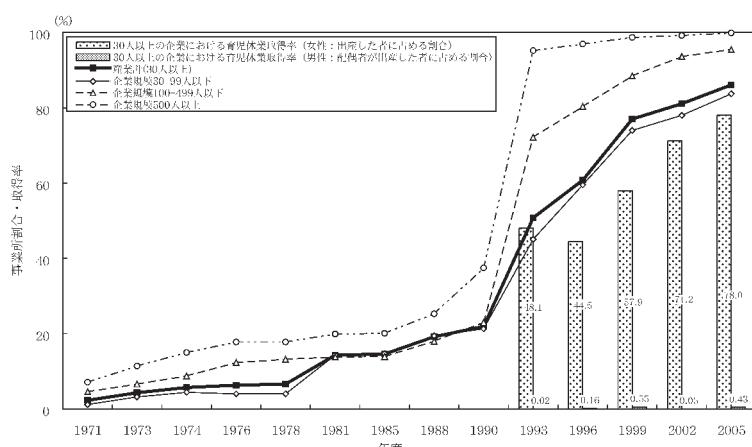
本稿の目的は、今までに蓄積された先行研究が得た結果と、昨年度、（株）サーベイリサーチセンターによって2つの労働組合を対象に実施され

た『職場環境と少子化の関連性に関する調査』を用いた実証分析によって、「仕事と家庭の両立を支援する」施策が夫婦の出生行動に与える効果を検証することにある。以下、IIで先行研究を概観し、IIIでは本稿で用いるデータの概略を示すとともに、諸制度を類型化する。IVでは前節で類型化された施策群が出生確率に与える影響を計るための推定方法を、Vではその推定結果を提示し、最後に、本稿の実証結果から得られた政策的含意、および、本研究の限界と今後の課題について述べる。

II 「仕事と家庭の両立支援策」が出生行動に与える効果に関する先行研究

1989年における「1.57ショック」以降、仕事と家庭の両立と女性の能力の積極的活用とを政策目標とする法的整備が相次いだ³⁾。こうした法的整備が事業所に与えた影響の典型的な事例を、ファミフレ施策の中軸である「育児休業（以下、「育休」と略す）制度」の規定がある事業所割合の推移に見出すことができる。図1を見ると、育休制度の規定がある事業所割合は、従業員数30人以上の事業所平均で、育児休業法施行前（1990年）の約22%から、施行直後の1993年には約51%，2005年には86%まで急増している。こうした傾向は従業員

数が多い大企業ほど顕著であり、2005年現在で、従業員数500人以上の事業所では、ほぼすべての事業所が育休制度を規定している。また、育休取得率（育休取得者数／女性従業員のうち出産した者の数、または、男性従業員のうち配偶者が出産した者の数）も、女性に関しては、育休開始前賃金の25%が雇用保険より支給されるようになった1995年前後で一時減少したものの、雇用保険からの支給が40%に増額された2001年以降は順調な伸びを示し、2005年には約8割弱にまで達している。しかしながら、脇坂（1999a, 2002）が指摘するように、この育休取得率を算出するための分母は「女性従業員のうち出産した者の数」で、出産以前に結婚や妊娠を契機に退職している従業員が除外されているため、この8割弱という数値にはサンプル・セレクション・バイアスがかかっている可能性が高い。さらに、図1から、女性労働者の割合が比較的高い、従業員数が30-99人以下の中小企業において、育休の制度規定が約84%にとどまっていること、また、女性に比較して、男性の育休取得率が1%未満と極端に少ないことがわかる。いずれにしても、90年代以降、職場において、育休制度を中心とした仕事と家庭の両立支援策が急速に浸透していることが事実とすると、こうした施策は人々の出生行動にどういった影響を与えて



出所) 旧労働省『女子保護実施状況調査』(1971年度～1985年度)、および、旧労働省・厚生労働省『女子雇用管理基本調査』(1986年度～2005年度)。

図1 育児休業制度の規定がある事業所割合、および、男女別育児休業取得率の推移(1971年～2005年)

いるのであろうか。

表1は、両立支援策と出生行動に関する代表的な研究の概略を発表年順にまとめたものである。これらの研究は、用いられたデータの特性から、大きく2つに分けることができる。就労者の個票データを用いて、両立支援策の中でも特に「育休制度」に焦点を当てた研究と、事業所ベースの集計データを用いて、育休制度を含む多様な制度を分析対象とした研究である。

まず、個票を用いて育休制度の出生確率に対する効果を推定した先駆的研究として、樋口(1994年)がある。この研究では、『就業構造基本調査(1987年)』から、学校卒業後少なくとも一度は正規就業者としての勤務経験がある25-29歳の女性を抽出して、これら分析対象者で離職経験のある者については前職の、また、離職経験のない者については現在勤務している企業が属する産業の育休制度実施割合を『女子保護実施状況調査(1985年)』によって補足し、その出生行動に与える効果をProbit分析により推定している。結果、育休実施事業所割合は、子どもを持つ確率に対して有意に正の効果があることが示されたが、有配偶サンプルでは有意性は確認されなかった。織田(1994)と塚原(1995)は、『出産と育児に関する意識調査(1993年)』において、仮想的質問によるヴィネット調査を実施し、育休中の給与保障や児童手当が出生行動に対して有意に正の効果があることを実証した。しかし、両者とも定量的効果は非常に小さい。森田・金子(1998)は、『女性の就業意識と就業行動に関する調査(1996年)』から現在正規雇用者として就労する女性を分析対象として抽出し、賃金関数、出生児関数、勤続年数関数の内生性を考慮した同時決定モデルを用いて、育休制度の利用経験が有配偶女性の出生児数を有意に引き上げるという結論を導き出している。滋野・大日(2001)は、有職女性の出生行動に対する育休制度の効果を計ってきたそれまでの研究とは異なり、『女性の結婚・出産と就業に関する実態調査(1997年)』(医療経済研究機構・「経済と社会保障に関する研究会」)で収集されたサンプルのうち、有配偶女性全員を対象として、育休制度にとどまらず企業によ

る多様な福利厚生施策が第1子・第2子出産選択に与える影響をProbit推定法により分析したが、いずれの施策も単独での有意性は確認されなかつた。今世紀に入ると、(財)家計経済研究所によつて1993年以降毎年継続的に実施されている『消費生活に関するパネル調査』を用いた研究が数多く登場する。1993年・1997年時点で無作為抽出された女性コホートに対する継続的な追跡調査というパネル調査の特性を活かして、駿河(2002)は出産関数と就業関数の同時決定モデルを、滋野・松浦(2003)は結婚・就業選択関数の同時決定モデルから得られた修正項を出産選択関数に投入する2段階の推定モデルを、また、駿河・張(2003)は出産関数と継続就業関数の同時決定モデルを、いずれもBivariate Probit分析やProbit分析を応用した方法により推定させることで、特定の施策・政策の定量的評価につきもののサンプル・セレクション・バイアスと内生性の問題を明示的に調整しようと試みている。いずれの研究においても、職場における育休制度の規定は有配偶女性の出生確率を有意に高めるという結果が得られた。同じく『消費生活に関するパネル調査』を用いた分析として、山口(2005)と滋野(2006)がある。山口は、育休制度の出生意欲と第3子までの出生ハザード率に与える効果をそれぞれ、蓄積Logitと離散時間Logit分析で推計し、育休制度の規定が職場にある者は無い者と比較して、出生意欲が約1.9倍、出生ハザード率は約2.6倍になると推定している。Cox比例ハザードモデルを用いた滋野(2006)の研究では、第1子出産選択については育休制度の規定自体が、第2子出産選択については第1子出産における育休制度の利用経験が、出産確率を引き上げること、さらに、推定結果に基づくシミュレーションにより、有配偶女性が長時間労働を行っている場合、35歳までに第1子・第2子を出生する確率が低いことがわかった。以上のように、育休も含め複数の制度の効果を分析対象として有意性が得られなかつた滋野・大日(2001)、有意性は確認されたものの定量的効果が小さいという結論を得た織田(1994)と塚原(1995)を除けば、職場における育休制度規定の存在が女性の

表1 育児休業制度を中心とする職場における「仕事と家庭の両立支援策」が出生行動に与える効果に関する主要な実証研究（1994年～2006年）

（出所）筆者作成。

出生行動を有意に促進するというのが、個票データを用いた先行研究の結果からのおおむね一致した見解であろう。

次に、駿河（1999）、樋口（2000）、駿河・西本（2002）は、事業所ベースの集計データ『女子雇用管理基本調査—育児・介護休業制度等実施状況調査—』を用い、育休規定とそれ以外の多様な両立支援策が「女子従業員における出生者数の割合」に与える施策効果を、Tobit分析により推定している。これらの研究では、個票データの研究と同様、育休制度の規定が出生確率に有意に正に作用することが確認されるとともに、育休以外の多様な両立支援策のうち、始業・終業時刻など勤務時間に対する柔軟な姿勢や、育休取得による金銭面・キャリア面での不利益を最小化するような施策が効果的である一方、育休中における賃金の100%支給や原職復帰など、企業と就労者のいずれかにとってコストが高い施策については、女性従業員の出生確率を有意に引き下げるという結果が得られた。

以上のような先行研究の結果から、育休制度を中心とする職場における「仕事と家庭の両立支援策」は、少子化対策として有効性を持ちうると考えられる。どの程度有効性をもちうるかについては、Suzuki（2006）が、駿河・西本（2002）、滋野・松浦（2003）、駿河・張（2003）、および、山口（2005）から得られるオッズ比を基に、育休制度が合計特殊出生率に与える効果についてシミュレーションを行い、2003年現在の合計特殊出生率（1.29）は、育休制度の規定がもし存在しないとするならば、最大で0.0277（駿河・張（2003））、最小で0.0027（駿河・西本（2002））低下し、それぞれ、1.2623と1.2873になるという結果を得ている。

本稿では、就労者別の個票データを用いて、さまざまな両立支援策が出生行動に与える効果について、先行研究で得られた結果を再検証する。個人または夫婦の出生行動に与える複数の制度の効果を同時に測定することの難しさは、育休制度とその他の支援制度との間に強い相関関係が存在するため、回帰式に説明変数として投入する制度変数間において多重共線性の問題が発生し、結果にバイアスがかかる可能性があることにある（脇坂

（1999a, 1999b, 2001）、川口（2002））。現に、複数の制度変数を回帰分析に同時に投入した場合、事業所別の集計データでは妥当な結果が得られたものの、個票データを用いた滋野・大日（2001）では、統計的有意性を確認することができなかつた。したがって、次節では、本稿で用いるデータの概略を示すとともに、多様な両立支援制度をいくつかの施策群として整理・分類する。

III データの概略と諸制度の類型化

本稿では、（株）サーベイリサーチセンターによって、「全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会」と「情報産業労働組合連合会」の2つの労働組合に所属する組合員と企業を対象として、2007年1月10日～2月28日に実施された『職場環境と少子化の関連性に関する調査』を用いる。本調査は、3種類の就労者票と企業票とで構成されており、それぞれの有効回収数（カッコ内の数値は有効回収率）は、既婚者本人票が1,100人中674人（61.3%）、既婚者配偶者票が1,200人中682人（56.8%）、独身者本人票が1,100人中634人（57.6%）、そして、企業票が52件中28件（53.8%）である⁴⁾。ここで分析対象とするのは、既婚者本人票と配偶者票、および、企業票を一部結合することのできるサンプルで、転職経験の無い既婚者本人世帯602件である⁵⁾。

ここでは、以下に述べる4つのデータ制約により、本稿の分析結果から得られる政策的含意が、限定的なものにならざるをえないことを強調しておく必要がある。第1に、本調査の配票は無作為抽出ではなく各企業に任せられているため、サンプリング・バイアスが大きい。第2に、本調査では現在の職場の支援制度についてのみ聞いているため、前職時における出生の可能性がある家計、すなわち、本人が転職経験者である場合は分析から除外した。結果、分析対象は、「本人」が同じ職場に学校卒業以降継続して勤務している夫婦に限られる。第3に、労働組合員を対象とした調査であるため、原則「本人」はすべて労働組合に所属している就労者である。駿河（1999）や西本・駿河

(2002)の結果から、事業所内における労働組合の存在は、育休制度の取得率を高め、出生確率を有意に引き上げる効果があることから、本稿での施策効果にはセレクション・バイアスがかかっている可能性が高い。第4に、前節の図1で見たように、育休制度を取得する男性は皆無に等しい。したがって、本来は先行研究に従い女性のみを分析対象とすべきであるが、上記2つの労働組合に所属する企業の特性上、本人票での女性比率が少なく(約17%)、ここでは、まず、本人が女性であるかどうかを示すダミー変数を被説明変数として調整しつつ、夫婦の出生行動を分析対象とする。次に、男性も含めた分析では施策効果が過小に評価されていると考えられるため、本人が女性サンプルのみでの分析を行った。

表2は、現在の職場における「仕事と家庭の両立支援策」の12項目について、各制度の有無と使いやすさについて質問した結果を示している。本人票については、現在就労中の人のみを対象としているので、卒業後転職経験が無い場合は、現在の職場での出生行動であったと想定することができる。一方、配偶者票でも、同じ12項目で職場の制度が調査されているが、現在、専業主婦(主夫)や無職者について、過去のどの時点について回答しているのか、出産前なのか出産後なのかを特定することができない。したがって、ここでは、本人票の情報を中心に分析を進める。

「半日単位の年次有給休暇の取得」と「育児等のための短時間勤務制度」の2制度については、それぞれ約97%と約89%の就労者が、また、「深夜

表2 職場における「仕事と家庭の両立支援策」の有無と使いやすさ

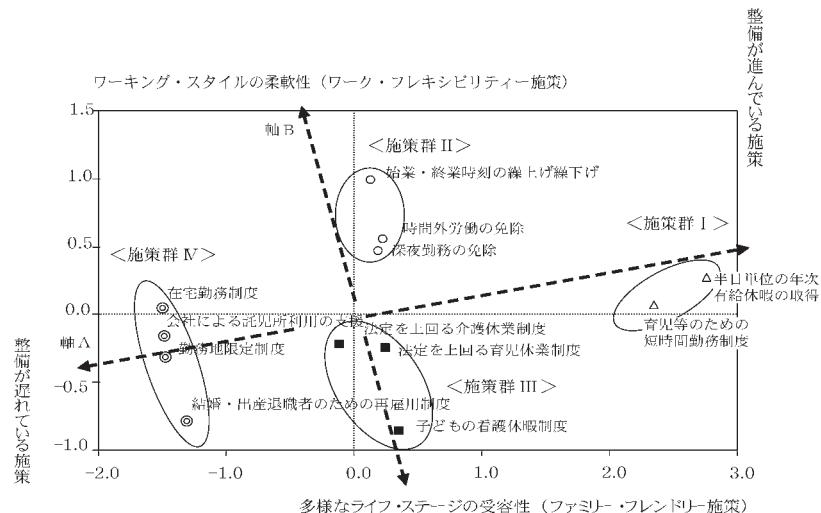
	全サンプル (N=602)	平均値	標準偏差
I-1. 制度有り (%)			
I-a. 半日単位の年次有給休暇の取得有り		0.968	(0.175)
I-b. 育児等のための短時間勤務制度有り		0.885	(0.319)
I-c. 深夜勤務の免除有り		0.525	(0.500)
I-d. 時間外労働の免除有り		0.555	(0.497)
I-e. 法定を上回る育児休業制度有り		0.512	(0.500)
I-f. 法定を上回る介護休業制度有り		0.460	(0.499)
I-g. 始業・終業時刻の繰上げ繰下げ有り		0.498	(0.500)
I-h. 会社による託児所利用の支援有り		0.121	(0.327)
I-i. 在宅勤務制度有り		0.209	(0.407)
I-j. 勤務地限定制度有り		0.204	(0.404)
I-k. 結婚・出産退職者のための再雇用制度有り		0.193	(0.395)
I-l. 子どもの看護休暇制度有り		0.550	(0.498)
I-2. 制度の使いやすさ (点)			
(5 = 非常に使いやすい； 4 = まあ使いやすい； 3 = どちらともいえない； 2 = やや使いにくく； 1 = 非常に使いにくく)			
I-a. 半日単位の年次有給休暇の取得		4.372	(0.828)
I-b. 育児等のための短時間勤務制度		3.294	(1.100)
I-c. 深夜勤務の免除		3.293	(0.862)
I-d. 時間外労働の免除		3.293	(0.909)
I-e. 法定を上回る育児休業制度		3.416	(1.035)
I-f. 法定を上回る介護休業制度		3.125	(0.898)
I-g. 始業・終業時刻の繰上げ繰下げ		3.441	(0.997)
I-h. 会社による託児所利用の支援		3.014	(1.070)
I-i. 在宅勤務制度		2.547	(1.087)
I-j. 勤務地限定制度		3.074	(0.914)
I-k. 結婚・出産退職者のための再雇用制度		3.035	(0.819)
I-l. 子どもの看護休暇制度		3.160	(0.957)

出所) (株)サーベイリサーチセンター『職場環境と少子化の関連性に関する調査』(2007年)を基に筆者が集計。

勤務の免除」、「時間外労働の免除」、「法定を上回る育児休業制度」、「法定を上回る介護休業制度」、「始業・終業時刻の繰上げ繰下げ」、「子どもの看護休暇制度」の6制度については、半数前後の就労者が制度有りとしているのに対して、「会社による託児所利用の支援」、「在宅勤務制度」、「勤務地限定期制」、「結婚・出産退職者のための再雇用制度」の4制度については、2割かそれ以下の就労者しか制度有りと回答しておらず、制度整備が遅れていることがわかる。また、制度有りと回答した人に対し、各制度の「使いやすさ」について、「非常に使いやすい」を5点、「まあ使いやすい」を4点、「どちらともいえない」を3点、「やや使いにくい」を2点、「非常に使いにくい」を1点として点数をつけてもらったところ、ほぼすべての企業が導入している「半日単位の年次有給休暇の取得」が5点満点中約4.4点と高得点であったほか、「在宅勤務制度」を除けば、すべての制度が3点以上であった⁶⁾。

これら12制度について、多次元尺度法を用いて分析した結果が図2である。多次元尺度法とは、複数の観測値からなる多変量データに対して、類似度の高い指標を選択して情報を集約する多変量

解析の手法の1つであり、類似性の強い指標どうしは近くに、非類似性の強い指標は遠くにマッピングされる（齋藤・宿久（2006））。「制度有り」を「1」、「制度無し」を「0」とする二項変数と「使いやすさ」に対する5段階評価との両者について多次元尺度法を行ったところ、おおむね同じような結果が得られた。図2は、制度の有無についての分析結果である。図2を見ると、右端中央に、最も制度整備の進んでいる「半日単位の年次有給休暇の取得」と「育児等のための短時間勤務制度」が、そして、その地点から最も遠い左下端には「結婚・出産退職者のための再雇用制度」が配置されており、同じく、導入が遅れている「会社による託児所利用の支援」、「在宅勤務制度」、「勤務地限定期制」の3制度がその近くにマッピングされている。したがって、右端中央から左下端へ向かっての軸Aは、制度整備がどの程度進んでいるかを示している。一方、上端中央には、「始業・終業時刻の繰上げ繰下げ」、またその下方には、「深夜勤務の免除」や「時間外労働の免除」と、勤務時間に対する柔軟性に重点を置くフレックス施策が配置されているのに対して、下端中央には、「子どもの看護休暇制度」、またその上方には、「法定を上



出所）（株）サーベイリサーチセンター『職場環境と少子化の関連性に関する調査』（2007年）を基に筆者が分類。

図2 多次元尺度法（ユークリッド距離モデル）による両立支援施策の分類

回る育児休業制度」や「法定を上回る介護休業制度」といったファミフレ施策が配置されている。つまり、図2における上端から下端へ向かっての軸Bは、ワーキング・スタイルの柔軟性と多様なライフ・ステージの受容性に対する重点の置き方を段階的に示しており、この軸の中央部分には、ファミフレとフレックス両施策の特性を持つ諸制度が配置されていると考えられる。

以上の結果から、ここでは、調査対象となった12制度を次の4つの施策群に分類する(図2)。〈施策群I〉は最も整備が進んでいるフレックスよりの施策群、〈施策群II〉と〈施策群III〉はそれぞれ、制度整備が半ば進んでいる、フレックス施策群とファミフレ施策群、そして、〈施策群IV〉は整備が最も遅れているファミフレよりの施策群である。表3は、各施策群中に分類された制度のうち1つでも未整備の場合を「コントロール群(=0)」、全制度が整備されている場合を「トリートメント群(=1)」とする二項変数を作成し、各施策群間の相関係数を推定した結果である⁸⁾。〈施策群I〉と〈施策群II〉以外のすべての施策群間に有意な正の相関が認められ、なかでも、フレックス施策群とファミフレ施策群との間に比較的強い相関が存在するというこの結果は、各制度は代替関係ではなく補完関係にあるという脇坂(1999a, 1999b)の実証結果と整合性のある結論であった。さらに、どの時点での職場環境かは特定できないが、配偶

者票の制度情報からも同様の二項変数を作成し、本人票の施策群との相関を見ると、〈施策群II〉～〈施策群IV〉において、夫婦の勤務する職場の制度に有意に正の相関が認められた。この結果から、夫婦の職場環境には類似性があると推測され、各制度の補完関係は、職場を異とする夫婦間においても成立するといえる。

IV 推定方法

本稿では、各施策群が人々の出生行動にどういった影響を与えていたかについて Propensity Score Matching(以下、「PS」と略す)推定法を用いた検証を行う(Rausenbaum and Rubin (1984))。この手法は、職業訓練施策(Heckman, Ichimura, and Todd (1997), Dehejia and Wahba (2001)), 教育支援策(Ginther (2000)), 失業給付受給プログラム(大日 (2001)), 貧困者救済支援策(Todd, Behrman, and Cheng (2004)), ハイテク治療法(Noguchi, Shimizutani, and Masuda (2007))など、ある特定の施策やプログラムのアウトカムを客観的に評価する際に用いられる方法である。実証研究に携わるほぼすべての研究者が指摘するように、施策評価を行う場合、プログラムへの参加者と非参加者とを無作為に配置する社会的実験を行わない限り、サンプル・セレクション・バイアスと内生性の問題を避けて通ることはできない。

表3 各施策群間の相関関係

	施策群I	施策群II	施策群III	施策群IV
〈本人票〉				
施策群I	1.000			
施策群II	0.196	***	1.000	
施策群III	0.283	***	0.388	***
施策群IV	0.068		0.191	***
〈配偶者票〉				
施策群I	0.119	0.098	0.099	-0.013
施策群II	0.127	0.318	***	0.071
施策群III	0.086	0.186	***	0.282
施策群IV	0.052	0.110	0.069	0.244

注) *** 1%水準で有意。 ** 5%水準で有意。 *10%水準で有意。

出所) (株) サーベイリサーチセンター『職場環境と少子化の関連性に関する調査』(2007年)を基に筆者が集計。

例えば、本稿で分析対象とする両立支援策について、仕事と出産・育児の両立を希望する人（主として、女性）は、はじめから支援が充実した職場を選択している確率が高く、仮にサンプル内にこうしたセレクション・バイアスが存在すれば、施策効果は過大評価される。さらに、出生確率を被説明変数、施策の充実度を説明変数とした場合、施策が充実しているから出生確率が高いのか、あるいは、例えば、女性労働者比率など、出産確率の高い被雇用者の割合が高いから当該企業が施策を充実させたのか、という内生性の問題が推定結果を偏らせる可能性が高い。PS推定法は、プログラム評価に伴う、こうした統計上の問題を調整するためのミクロ計量手法の1つで、調査対象者が実際にプログラムへ参加したかどうかにはかかわらず、参加要因となる諸変数に基づいて推定された確率により非参加者と参加者をランダムに振り分け、いわば仮想的な社会的実験空間を作り出す手法である。その上で、擬似的に振り分けられたコントロール（非参加）群とトリートメント（参加）群において、最も類似性の高い者どうしをマッチングし、そのアウトカムを比較する。

本稿では、第1段階として、前節で定義した4つの施策群それぞれについて、個々の就労者が各支援策の充実した職場を選択する確率を次のようなProbit推定法により推定する（Becker and Ichino (2002)）。

$$p(x_i) = \Pr\{T_i=1|x_i\} = \Phi(\tau(x_i)) \quad (1)$$

推定式(1)で、 i は個々の就労者のID番号、 x_i は*i*番目の就労者の職場と個人の属性を示している。職場属性については、女性労働者比率、週60時間を超える長時間労働者比率、仕事のノウハウを共有しようという職場の雰囲気、季節による繁閑、当該トリートメント以外の諸施策群を、また、個人属性については、本人の性別・年齢・学歴、配偶者の年齢・学歴、共働きの有無、日常的な子育てのサポートの有無、児童手当受給可能性の有無、配偶者の現在、または、過去の職場における制度の有無を、被説明変数として推定式に投入した。

当該トリートメント以外の諸施策群を投入したのは、前節で見たように施策間に有意な相関が認められるためである。本調査では、実際の児童手当受給状況をきいておらず、どの世帯が受給世帯かを特定することができない。したがって、表4にしたがい、扶養親族数と職業に応じた控除前収入の目安を参考値として、夫婦のうち少なくとも一方の所得が児童手当所得限度額（収入の目安）未満である場合を「1」、収入の目安以上である場合を「0」とした二項変数を作成し、回帰式に投入した。 $p(x_i)$ は x_i を所与とした条件付参加確率、 $T_i = \{0, 1\}$ はインデックス変数で、ある就労者が各施策群に分類された全制度が整備された職場を選択した場合は「1」、それ以外は「0」となる。ここでは、Probit推定法を用いるので、 $\Phi(\cdot)$ は、normal c.d.f.、また、 $\tau(x_i)$ は、プログラム参加の決定要因を被説明変数とする線形関数であり、参加群と非参加群に同じ属性(x_i)をもつ者が存在するとするOverlapping Assumptionを仮定する。

次に、Probit推定式(1)による参加確率を所与として、ある施策群が充実した職場を選択する「トリートメント群」、そして、それと比較可能な「コントロール群」へ調査対象者を仮想的に振り分け、両者における出生確率を比較することで、Average Treatment Effect on Treated (ATT)を求める。尚、ここでは、Common Support制約を置き、Common Support内に残る観測値のみを分析対象とした。

$$\begin{aligned} ATT &\equiv E\{y_{1i} - y_{0i} | T_i=1\} \\ &= E\{E\{y_{1i} - y_{0i} | T_i=1, p(x_i)\}\} \\ &= E\{E\{y_{1i} | T_i=1, p(x_i)\} \\ &\quad - E\{y_{0i} | T_i=0, p(x_i)\} | T_i=1\} \quad (2) \end{aligned}$$

推定式(2)で、 y_{1i} と y_{0i} はそれぞれ、推定式(1)から得られたある確率分布($p(x_i) | T_i=1$)を所与とした、「トリートメント群」と「コントロール群」の出生確率の期待値を示している。ATTを推定するに当たり、この擬似的に振り分けられた2つのグループ間で、最も類似性の高い者どうしを比較対照するため、参加確率から計測されたpropensity

score によって定義付けされる「距離」をウェイトとして、両群の出生確率期待の加重平均値を比較検証する。ここでは、距離のウェイトに Kernel density を用いた、次のような Kernel Matching を用いる。

$$ATT^{Kernel} = \frac{1}{N^T} \sum_{i \in T} \left\{ y_i^T - \frac{\sum_{j \in C} y_j^C K\left(\frac{p(x_j) - p(x_i)}{h}\right)}{\sum_{l \in C} K\left(\frac{p(x_l) - p(x_i)}{h}\right)} \right\} \quad (3)$$

推定式(3)で、 T と C はそれぞれ「トリートメント群」と「コントロール群」を、 y_i^T と y_i^C は、各群の出生確率を示している。 N_T は各施策群の充実した職場に勤務する実際の人数を示している。 $K(\cdot)$ は Gaussian kernel function を、 h は帯域パラメータを示す。大括弧の中の第二項である $\sum_{j \in C} y_j^C K(p_j - p_i/\tau_n)/\sum_{l \in C} K(p_l - p_i/\tau_n)$ は、コントロール群における出生確率の期待値 y_{0i} を示している。 ATT では分布が特定されていない。したがって、大日(2001)になら、信頼区間と標準誤差の推定については、bootstrapping 法を用い(Todd, Behrman, and Cheng(2004)), replication の回数は 1000 回とし、バイアスが修正された信頼区間を提示した。

V 推定結果

表 5 は、各施策群における企業と就労者属性、および、出生行動の基本統計量を、「コントロール群」と「トリートメント群」別に示している。企業属性を見ると、〈施策群 I〉～〈施策群 III〉において、「コントロール群」と「トリートメント群」との差に有意性が認められる。女性就労者比率、企業当たり平均自給、職場でのノウハウを共有する雰囲気が、制度整備に対して正の効果をもつ一方で、週 60 時間を超える長時間労働者比率や季節を通じた繁閑の差の大きさについては、負の効果が認められる。表 5 においても、前節で論じた表 3 と同様に施策群間どうしの相関の高さが再確認できる。企業属性に比べると、個人属性は、配偶者の職場環境以外では、両群の平均値にあまり有意な差が無く、バランスがとれている。配偶者の職場における制度の有無については、時点が不明という留保つきながらも、表 3 で見た相関関係と同様、夫婦の職場環境には類似性が見られる。最後に、本稿のアウトカム指標である出生行動について、「子どもがいる」確率は、〈施策群 I〉と〈施策群 IV〉において、トリートメント群が有意にコ

表 4 平成 18 年 4 月 1 日以降における児童手当受給所得限度額（万円）

扶養親族等の数	所得限度額（控除後）		収入の目安（控除前）	
	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0 人	460	524	約 652.5	約 733.3
1 人	498	562	約 695.6	約 775.6
2 人	536	600	約 737.8	約 817.8
3 人	574	638	約 780.0	約 860.0
4 人	612	676	約 822.2	約 902.2
5 人	650	714	約 864.4	約 944.4
+N 人	扶養家族が 1 人増すごとに 38 万円を加算			

- 注) 1) 平成 18 年度 4 月以降、所得制限が引き上げられ、さらに平成 19 年 4 月以降、支給対象年齢が小学校 3 年生(9 歳到達後最初の年度末)までから、小学校 6 年生までに拡大された。支給額については、3 歳未満児童 1 人当たり一律月額 10,000 円、3 歳以上児童については、平成 19 年 4 月以前と同様、第 1 子・第 2 子月額 5,000 円、第 3 子以降は月額 10,000 円である。
2) 所得の算定方法は、自営業者などで確定申告を行っている場合は確定申告書の「所得金額合計」を、給与所得のみの場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を基準とする。所得の算定方法は、所得合計金額から社会保険料控除および生命保険料控除に相当する額としての一律控除分 8 万円およびその他の控除額(離損・医療費・小規模共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、勤労学生控除)を差し引いて算出する。「収入の目安」は、給与収入のみの場合の所得額に給与所得控除額相当分を加算した額である。

出所) 厚生労働省、「児童手当制度の概要（平成 19 年 4 月 1 日～）」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jidou-teate.html>)

表5 各施策群別の職場と就労者の基本属性

基本属性	施策群Ⅰ			施策群Ⅱ			施策群Ⅲ			施策群Ⅳ		
	コントロール群 (N=83)		コントロール群 (N=519)	コントロール群 (N=414)		コントロール群 (N=188)	コントロール群 (N=405)		コントロール群 (N=197)	コントロール群 (N=590)		コントロール群 (N=12)
	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	平均値 (標準偏差)	
I. 職場に関する属性												
女性就労者比率(%)	0.165 (0.039)	0.127 (0.094)	0.172 (0.099)	0.159 (0.099)	0.179 (0.099)	** ***	0.160 (0.093)	0.175 (0.111)	*	0.165 (0.100)	0.193 (0.085)	
週60時間を超える長時間労働者比率(%)	0.097 (0.092)	0.117 (0.108)	0.093 (0.089)	0.104 (0.096)	0.081 (0.081)	*** ***	0.098 (0.093)	0.111 (0.089)	0.104 (0.092)	0.106 (0.100)	0.110 (0.085)	
企業当たり平均時給	3,502 (1,277)	2,977 (1,275)	3,586 (1,306)	3,440 (1,233)	3,640 (1,363)	*	3,406 (1,233)	3,700 (1,347)	3,499 (1,287)	3,499 (1,287)	3,683 (0.650)	
企業当たり平均時給(対数値)	8.108 (3.13)	7.955 (2.96)	8.133 (3.09)	8.091 (3.13)	8.146 (3.13)	** **	8.081 (3.11)	8.164 (3.11)	8.107 (3.11)	8.107 (3.11)	8.197 (0.185)	
職場でのノウハウを共有する率気氛があること回答した人の比率(%)	0.838 (0.144)	0.824 (0.280)	0.840 (0.280)	* 0.836	0.842 (0.000)	0.835 (0.000)	0.843 (0.040)	0.835 (0.040)	0.838 (0.040)	0.833 (0.040)	0.833 (0.452)	
季節を通じた繁閑の差が大きいと回答した人の比率(%)	0.372 (0.130)	0.424 (0.135)	0.364 (0.127)	0.380 (0.130)	0.353 (0.127)	** ***	0.377 (0.129)	0.362 (0.131)	0.371 (0.131)	0.407 (0.151)	0.407 (0.151)	
本人の職場環境(施策群Ⅰ)	0.862 (0.345)	0.000 (0.000)	1.000 (0.000)	0.816 (0.388)	0.963 (0.190)	*** ***	0.812 (0.391)	0.964 (0.186)	0.861 (0.346)	0.917 (0.289)	0.917 (0.289)	
本人の職場環境(施策群Ⅱ)	0.844 (0.464)	0.084 (0.280)	0.349 (0.280)	0.000 (0.477)	1.000 (0.000)	*** ***	0.205 (0.000)	0.533 (0.500)	0.533 (0.460)	0.533 (0.460)	0.533 (0.452)	
本人の職場環境(施策群Ⅲ)	0.327 (0.470)	0.084 (0.280)	0.366 (0.482)	0.222 (0.416)	0.559 (0.458)	*** ***	0.000 (0.000)	1.000 (0.000)	0.315 (0.465)	0.917 (0.289)	0.917 (0.289)	
本人の職場環境(施策群Ⅳ)	0.020 (0.140)	0.012 (0.110)	0.021 (0.144)	0.007 (0.085)	0.048 (0.214)	*** ***	0.002 (0.050)	0.056 (0.230)	0.000 (0.000)	1.000 (0.000)	1.000 (0.000)	
II. 就労者属性												
本人女性	0.174 (0.379)	0.049 (0.218)	0.193 (0.395)	*** ***	0.171 (0.377)	0.179 (0.385)	0.176 (0.381)	0.169 (0.376)	0.175 (0.381)	0.091 (0.302)	0.091 (0.302)	
本人年齢	37,846 (6,732)	36,561 (6,806)	38,050 (6,704)	*	35,354 (6,451)	38,955 (7,215)	** **	37,643 (6,681)	38,267 (6,835)	37,826 (6,043)	38,833 (6,043)	
配偶者年齢	35,566 (5,607)	34,984 (6,937)	35,679 (5,317)	35,529 (5,727)	35,663 (5,304)	*** ***	35,644 (5,924)	35,419 (4,962)	35,602 (5,633)	33,714 (3,817)	33,714 (3,817)	
本人大卒以上	0.492 (0.500)	0.602 (0.492)	0.475 (0.500)	** **	0.495 (0.501)	0.487 (0.501)	0.474 (0.500)	0.531 (0.500)	0.491 (0.500)	0.583 (0.515)	0.583 (0.515)	
配偶者大卒以上	0.283 (0.451)	0.230 (0.424)	0.293 (0.456)	0.274 (0.447)	0.308 (0.464)	*** ***	0.243 (0.430)	0.359 (0.481)	0.280 (0.481)	0.429 (0.450)	0.429 (0.450)	
日常的な子育てのサポート有り	0.477 (0.500)	0.494 (0.503)	0.474 (0.500)	0.519 (0.500)	0.383 (0.487)	*** ***	0.481 (0.500)	0.467 (0.500)	0.478 (0.500)	0.417 (0.515)	0.417 (0.515)	
共働き夫婦	0.539 (0.491)	0.639 (0.483)	0.701 (0.483)	0.681 (0.483)	0.718 (0.487)	*** ***	0.613 (0.487)	0.680 (0.488)	0.597 (0.488)	0.583 (0.488)	0.583 (0.488)	
夫婦のうち少なくとも一方の所得が児童手当所得限度額(収入の目安)未満	0.633 (0.462)	0.574 (0.490)	0.604 (0.499)	0.598 (0.491)	0.600 (0.491)	*** ***	0.699 (0.483)	0.574 (0.483)	0.695 (0.483)	0.714 (0.488)	0.714 (0.488)	
配偶者の職場環境(施策群Ⅰ)	0.439 (0.498)	0.300 (0.466)	0.464 (0.500)	*	0.410 (0.493)	0.519 (0.504)	0.459 (0.492)	0.459 (0.503)	0.440 (0.498)	0.440 (0.498)	0.440 (0.498)	
配偶者の職場環境(施策群Ⅱ)	0.136 (0.344)	0.033 (0.183)	0.155 (0.183)	*	0.069 (0.255)	0.315 (0.469)	0.117 (0.322)	0.167 (0.375)	0.135 (0.342)	0.200 (0.447)	0.200 (0.447)	
配偶者の職場環境(施策群Ⅲ)	0.136 (0.344)	0.067 (0.254)	0.149 (0.254)	0.097 (0.297)	0.241 (0.422)	*** ***	0.058 (0.235)	0.256 (0.439)	0.130 (0.337)	0.400 (0.548)	0.400 (0.548)	
配偶者の職場環境(施策群Ⅳ)	0.754 (0.431)	0.651 (0.480)	0.771 (0.421)	** **	0.746 (0.436)	0.771 (0.421)	0.736 (0.421)	0.792 (0.407)	0.749 (0.441)	1.000 (0.494)	1.000 (0.494)	
III. 出生行動	0.754 (0.431)	0.651 (0.480)	0.771 (0.421)	** **	0.746 (0.436)	0.771 (0.421)	0.736 (0.421)	0.792 (0.407)	0.749 (0.441)	1.000 (0.494)	1.000 (0.494)	
子供がいる	1.350 (0.973)	1.253 (0.973)	1.366 (0.973)	1.331 (0.969)	1.331 (0.963)	*** ***	1.336 (0.963)	1.344 (0.960)	1.344 (0.963)	1.346 (0.969)	1.346 (0.969)	
子供の数	1.350 (0.973)	1.253 (0.973)	1.366 (0.973)	1.331 (0.969)	1.331 (0.963)	*** ***	1.336 (0.963)	1.344 (0.960)	1.344 (0.963)	1.346 (0.969)	1.346 (0.969)	

注) 1) 「施策群Ⅰ」は「半日単位の年次有給休暇の取得」および「育児等のための短時間勤務制度」、「施策群Ⅱ」は、「法定を上回る介護休業制度」および「子どもの看護休暇制度」、「施策群Ⅲ」は、「法定を上回る育児休業制度」および「結婚・出産休暇制度」、「施策群Ⅳ」は、「会社による記録所用利用の支拂」、「在宅勤務制度」、「育児・出産休暇制度」を示す。

2) 各施策群について、全施策群において、施策が整備されている場合を「トリートメント群」、1つでも施策が未整備の場合を「コントロール群」とした。

3) *** 1%水準で有意。 ** 5%水準で有意。 * 10%水準で有意。 出所) (株) サーベイリサーチセンター 「職場環境と少子化の関連性に関する調査」(2007年) を基に筆者が集計。

表6 職場における「仕事と家庭の両立支援策」と職場環境との関係（Probit推定法）

職場環境	〈施策群I〉		〈施策群II〉		〈施策群III〉		〈施策群IV〉	
	係数 (標準誤差)	マージナル 効果	係数 (標準誤差)	マージナル 効果	係数 (標準誤差)	マージナル 効果	係数 (標準誤差)	マージナル 効果
女性労働者比率 (%)	1.057 (1.032)	0.161	0.005 (0.689)	0.002 (0.672)	0.328	0.113	1.657 (2.541)	0.001
週60時間を超える長時間労働者比率 (%)	0.531 (0.926)	0.081	-0.973 (0.806)	-0.305 (0.814)	-0.662	-0.229	5.863 (3.112)	0.003 *
企業当たり平均時給(対数値)	0.953 (0.322)	0.145 ***	0.133 (0.216)	0.042 (0.220)	0.222	0.077	-0.276 (0.707)	-0.0002
職場でのノウハウを共有する雰囲気があると回答した人の比率 (%)	1.936 (1.053)	0.294 *	-0.512 (0.891)	-0.160 (0.888)	1.429	0.494	2.912 (3.794)	0.001
季節を通じた繁閑の差が大きいと回答した人の比率 (%)	-1.019 (0.783)	-0.155	0.209 (0.593)	0.066 (0.608)	0.151	0.052	4.836 (2.633)	*
本人の職場環境 〈施策群I〉	-	-	1.077 (0.303)	0.246 ***	0.912 (0.277)	0.252 ***	-	-
本人の職場環境 〈施策群II〉	0.961 (0.350)	0.110 ***	-	-	0.909 (0.176)	0.334 ***	2.047 (0.802)	0.010 **
本人の職場環境 〈施策群III〉	0.821 (0.271)	0.106 ***	-	-	-	-	-	-
本人の職場環境 〈施策群IV〉	-	-	1.606 (0.641)	0.576 **	-	-	-	-
本人女性	0.690 (0.388)	0.078 *	0.212 (0.261)	0.069 (0.265)	0.017 (0.025)	0.006 (0.007)	0.088 (0.841)	-0.0001
本人年齢	0.005 (0.029)	0.001	0.019 (0.025)	0.006 (0.026)	0.021 (0.025)	0.007 (0.007)	-0.082 (0.104)	-0.00005
配偶者年齢	-0.002 (0.030)	-0.0004	-0.010 (0.026)	-0.003 (0.026)	-0.020 (0.026)	-0.007 (0.007)	0.046 (0.102)	0.00002
本人大卒以上	-0.288 (0.220)	-0.044	0.072 (0.176)	0.023 (0.176)	0.331 (0.178)	0.114 * (0.114)	0.856 (0.703)	0.001
配偶者大卒以上	-0.045 (0.246)	-0.007	0.050 (0.187)	0.016 (0.187)	0.313 (0.187)	0.112 * (0.112)	-0.359 (0.623)	-0.0001
日常的な子育てのサポート有り(配偶者以外)	0.056 (0.204)	0.009	-0.206 (0.160)	-0.065 (0.163)	0.185 (0.163)	0.063 (0.063)	0.214 (0.522)	0.0001
共働き夫婦	-0.108 (0.267)	-0.016	-0.276 (0.212)	-0.088 (0.212)	-0.283 (0.219)	-0.099 (0.099)	0.875 (0.682)	0.001
夫婦のうち少なくとも一方の所得が児童手当所得限度額(収入の目安)	0.013 (0.256)	0.002	-0.191 (0.195)	-0.061 (0.195)	-0.140 (0.201)	-0.049 (0.201)	-0.087 (0.563)	-0.000001
配偶者の職場環境 〈施策群I〉	0.257 (0.211)	0.038	-0.320 (0.181)	-0.098 *	0.022 (0.177)	0.008 (0.177)	-1.391 (0.754)	-0.001 *
配偶者の職場環境 〈施策群II〉	0.340 (0.339)	0.044	0.973 (0.227)	0.352 ***	-0.528 (0.261)	-0.162 **	-	-
配偶者の職場環境 〈施策群III〉	-0.474 (0.360)	-0.092	0.191 (0.263)	0.063 (0.260)	0.986 (0.260)	0.374 ***	-	-
定数項	-8.461 (3.054)	***	-2.337 (2.052)		-4.779 (2.098)	**	-6.419 (6.545)	
対数尤度	-119.106		-184.469		-183.140		-18.305	

注) 各施策群の定義については表5の注) 参照。

ントロール群を上回っているが、「子どもの数」では平均値に有意な差はなかった。

次に、表6は、制度整備がなされている職場選択に関する、第1段階の結果を示しているが、表5における基本統計量の結果からおおむね予想される通りの結果であった。〈施策群I〉では、企業当たり平均自給、職場でのノウハウを共有する雰囲気、〈施策群II〉と〈施策群III〉、また本人が女性であることが、職場選択に対して正の効果をもつ。〈施策群II〉では、本人の職場での〈施策群I〉と〈施策群II〉、配偶者の職場において同じ施策群が整備されていることが正の効果をもつ。〈施策群III〉では、企業当たりの平均給与、職場でのノウハウの共有や本人の学歴など、人的資本にかかわる要因と、本人の職場での〈施策群I〉と〈施策群II〉、配偶者の職場における〈施策群III〉の整備状況が有意に正に働いている。したがって、〈施策群III〉の整備された職場は、高い人的資本を持つ就労者に選択される確率が高い傾向にある。〈施策群IV〉では、長時間労働者の比率、繁閑の差、そして、本人の職場での〈施策群II〉が有意に正である。

表7は、単純回帰(LS)とKernel Matching(ATT^{Kernel})によるトリートメント効果の推計結果を示している⁹⁾。単純回帰の結果を掲載したのは、PS推定法によるバイアス調整機能の有効性を簡単に検証するためである。また、第III節で抽出した全サンプル(602件)に加えて、男性を分析に含むことによる過小推計を調整するため、本人が女性のみの家計を抽出したサンプル(112件)、さらに、家計所得による施策効果の違いを検証するため、児童手当受給の可能性の有る家計(417件)と無い家計(185件)について、同様の推計を行った¹⁰⁾。トリートメント効果が有意に正であれば、当該施策群が出生確率を引き上げていることを意味する。LSと ATT^{Kernel} の結果を比較すると、おおむね、トリートメント効果が小さく、標準誤差が大きくなっていることから、PS推定法によるバイアス調整が機能しているといえる。児童手当の受給資格有りのサンプル以外で、若干の統計的有意性が確認されたのは〈施策群IV〉で、いずれも出生確率

を有意に引き上げている。サンプルを女性のみに限定した場合、予測どおり、男性を含めた全サンプルよりもトリートメント効果が大きくなり、〈施策群IV〉だけではなく、〈施策群I〉も出生確率を引き上げているという結果が得られた。しかしながら、サンプル数が112件と限られているため、いずれも、LSと比べ ATT^{Kernel} が過大に推計されており、robustな結果とはいえない。また、夫婦の所得による施策効果の違いを見ると、夫婦のいずれもが児童手当所得限度額(収入の目安)以上で、相当程度所得の高い家計において、〈施策群IV〉が出生確率を有意に引き上げているという結果であった。したがって、〈施策群IV〉については、比較的富裕層の出生行動に対する効果が期待される。

VI 結語

本稿では、2つの労働組合を対象に実施された『職場環境と少子化の関連性に関する調査』の個票データを用いて、「仕事と家庭の両立を支援する」諸制度を多次元尺度法によって4つの施策群に類型化し、内生性を考慮したPS推定法によって、各施策群が家計の出生行動に与えるトリートメント効果を推計した。結果、調査対象者が勤務する職場において相対的に整備が遅れており、「在宅勤務制度」以外はファミフレよりの、「会社による託児所利用の支援」、「勤務地限定制度」、「結婚・出産退職者のための再雇用制度」を含む〈施策群IV〉が、出生率を有意に引き上げていることがわかった。とりわけ、〈施策群IV〉は、夫婦の勤労所得に限ってみた場合、相対的に富裕層に対する効果が有意であると予測される。また、サンプルを本人が女性である場合に限定すると、〈施策群IV〉に加え、制度整備が進んでいるフレックスよりの〈施策群I〉も出生確率を引き上げている。本稿では、12項目の制度ごとにPS推定法によるトリートメント効果の推計を試みたが、どの制度も単独では出生確率に有意に作用しなかった。以上の結果から、仕事と家庭の両立支援には各世帯の経済状況に応じた多角的・包括的なアプローチが必要であるといえよう。

表7 職場における「仕事と家庭の両立支援策」が「子供がいる確率」に与える効果 (Propensity Score 推定法)

		夫婦のうち少なくとも一方の所得が児童手当所領度額(児童の日安)以上(N=185)					
		本人女性のみ(N=112)			児童手当所領度額(児童の日安)未満(N=417)		
		トリートメント 効果 (標準誤差)	90%信頃 区間下限 区間上限	t-検定値	トリートメント 効果 (標準誤差)	90%信頃 区間下限 区間上限	t-検定値
「施設群I」							
LS	0.058 (0.062)	-0.064 (0.068)	0.181 (0.152)	0.940 -0.071	0.347 (0.242)	-0.138 0.000	0.832 0.960
ATT ^{kernel}					0.859 (0.423)	2.029 -0.017	** -0.130
PS 平均値	0.846 (0.164)				0.907 (0.182)		
「施設群II」							
LS	-0.075 (0.050)	-0.174 (-0.083)	0.023 -0.186	-1.510 -1.436	0.043 -0.065	-0.197 -0.605	0.282 0.319
ATT ^{kernel}					0.360 (0.245)	-0.263 -0.015	
PS 平均値	0.279 (0.172)				0.397 (0.242)		
「施設群III」							
LS	0.028 (0.050)	-0.070 -0.104	0.126 0.152	0.560 0.120	0.102 0.170	-0.119 -0.182	0.323 0.652
ATT ^{kernel}					0.920 0.797		
PS 平均値	0.351 (0.221)				0.426 (0.224)		
「施設群IV」							
LS	0.422 (0.167)	0.093 0.012	0.751 0.765	2.520 1.671	* *	0.553 0.667	0.001 1.000
ATT ^{kernel}						0.276 0.253	2.000 2.637
PS 平均値	0.096 (0.075)					0.173 (0.104)	0.245 (0.095)

注) 1) 各施策群の定義については表5の注) 参照。

2) LS (Least-Square Method) は単純回帰分析の結果を, ATT^{kernel} (Average Treatment Effects on Treated) は Kernel matching 法を用いた結果をそれぞれ示してお り, Propensity Score 推定法の信頼区間と標準誤差の推定については, bootstrapping 法を用いた。PS 平均値は各推計における Propensity Score の平均値を示す。表7の全

ての結果は、表5で示した職場環境と就労者属性により調整済みである。

3) *** 1 %水準で有意。** 5 %水準で有意。

出所) (株)サーべイリサーチセンター 「職場環境と少子化の関連性に関する調査」(2007年) を基に筆者が集計。

しかしながら、第III節で述べた制約により、本稿が分析の対象としたのは、少なくとも「本人」に関しては、労働組合の存在する職場で所得や制度の点で全国平均よりも相当程度良好な環境の下で、長期間にわたり継続して就労している者である¹¹⁾。とりわけ、本人が女性である場合は、阿部(2005)が指摘しているように、家族と仕事の両立の条件が比較的整った環境で就労を続けることができている「幸運な女性」あるいは「幸運な家族」であるといえる。換言すれば、本稿で得られた結論は、現行の制度では、こうした恵まれた女性や家族の出生行動を促すことがもはや限界にきており、さらに踏み込んだファミフレ・フレックス施策が必要であることを示唆している。

今後の研究課題は、ファミフレ・フレックス施策の出生行動に与える影響についての理論的考察を行うこと、制度整備に伴う企業のコストを理論的・実証的に明らかにすること(脇坂(1999 a, 1999 b) や川口(2002)など)、また、『消費生活に関するパネル調査』に代表されるように、多様な価値観やライフ・スタイルを持つ人々がライフ・ステージに応じて仕事と生活との調和を図ろうとする際、どういった阻害要因(ワーク・ライフ・コンフリクト)があるかについて、定量的な分析が可能となるようなパネル・ベースでの情報収集・整備を行うことである。

注

- 1) 日本における出生率低下の要因を経済学的視点から実証的に分析した文献研究については、伊達・清水谷[2004]に詳しい。
- 2) 日本の少子化対策のこれまでの経緯については、阿藤[2000]、および、厚生労働省ホームページを参照のこと。
- 3) 具体的には、「育児休業法」の施行(1992年)、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の制定(1995年)、「雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保等に関する法律」の改正(1999年、2007年)や「男女共同参画社会基本法」の成立(1999年)、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成

支援対策推進法」の制定(2002年)などである。

- 4) 就労者票では、本人や家族の性別・年齢等の個人属性はもとより、現在・過去の就業状況(就業形態・職種・業種・労働時間および日数・所得など)、職場の制度や職場環境、子育てについての考え方など、また、企業票では、従業員構成、各種両立支援制度の導入状況、賃金・人事・福利制度など、多岐にわたる質問項目が含まれている。
- 5) 企業票は欠損値が多く、企業票と完全に結合可能なサンプルのみを用いた場合、分析対象となるサンプル数が198まで減少し、推定に支障をきたす。したがって、企業票の「一部」としたのは、女性就労者比率、週60時間を超える長時間労働者比率、企業当たりの平均時給等の企業情報が欠損であった404サンプルについて、同じ企業に所属する就労者の個票データから、これらの推計に必要な企業別データを集計したからである。なお、配偶者調査票に関しては、企業別の情報は存在しない。
- 6) 各施策の有無について、『平成17年度女性雇用管理基本調査』(厚生労働省)が収集したデータから、30人以上の事業所規模での全国平均値をあげると、「育児等のための短時間勤務制度」、「所定外労働の免除」、「法定を上回る育児休業制度」、「始業・終業時刻の繰上げ繰下げ」、「再雇用制度」(平成8年度同調査)、「子どもの看護休暇制度」有りがそれぞれ、50.1%, 36.3%, 21.3%, 27.3%, 20.7%, 52.7%である。本稿で用いる『職場環境と少子化の関連性に関する調査』では、企業ごとの整備状況が調査されているため、事業所ベースの調査である『女性雇用管理基本調査』と比較することは一概にはできないが、本稿の分析対象者は、おおむね全国平均よりも良好な両立支援策の下で就労しているといえるだろう。
- 7) 多次元尺度法と同様、多変量解析法であるクラスター分析からも同様の結果が得られた。
- 8) 以下同様の分析を制度の「使いやすさ」についても行った。各施策群中に分類された施策のうち、1つでも3点(「どちらともいえない」)以

- 下の施策がある場合を「コントロール群(=0)」、全施策について3点を超える点数であった場合を「トリートメント群(=1)」とする二項変数を作成し同様の分析を行ったところ、結果はほぼ同じであった。
- 9) アウトカム指標として、子どもの数、今後の出生意欲、今後欲しい子どもの数を用いた推計も行ったが、いずれも有意性が認められなかった。
 - 10) 本人が女性である場合と男性である場合の「子どもがいる」確率はそれぞれ約72%と約77%、また、児童手当受給の可能性の有る家計と無い家計では約72%と約70%で、いずれも統計学的に有意な差は認められなかった。
 - 11) 所得に関しては、例えば、『平成18年国民生活基礎調査』(厚生労働省大臣官房統計情報部)における全国1世帯当たりの平均所得額約564万円と比較すると、本調査では、夫婦のみの所得合計での平均値が約890万円(標準偏差が約271万円)と、全国平均をはるかに上回って高所得であることがわかる。

参考文献

- 阿藤 誠 (2000) 『現代人口学—少子高齢化の基礎知識』日本評論社。
- 阿部正浩 (2005) 「誰が育児休業を取得するのか—育児休業制度普及の問題点—」『子育て世帯の社会保障』第9章所収、東京大学出版会、pp. 243-264。
- 大日康史 (2001) 「失業給付が再就職先の労働条件に与える影響」『日本労働研究雑誌』第43巻第12号、pp.22-32。
- 川口 章 (2002) 「ファミリー・フレンドリー施策と男女均等施策」『日本労働研究雑誌』第44巻第6号、pp.15-28。
- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 (2007) 『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議各分科会における「議論の整理」およびこれを踏まえた「重点戦略策定に向けての基本的考え方」について(中間報告)』(<http://www.8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/pdf/th.pdf>)
- 齋藤堯幸・宿久 洋 (2006) 『関連性データの解析法—多次元尺度構成法とクラスター分析法』共立出版。
- 滋野由紀子・大日康史 (2001) 「育児支援策の結婚・出産・就業に与える影響」岩本康志編『社会福祉と家族の経済学』第1章所収、東洋経済新報社、pp.17-50。
- 滋野由紀子・松浦克己 (2003) 「出産・育児と就業の両立を目指して—結婚・就業選択と既婚・就業女性に対する育児休業制度の効果を中心にして」『季刊社会保障研究』第39巻第1号、pp. 43-54。
- 滋野由紀子 (2006) 「就労と出産・育児の両立—企業の育児支援と保育所の出生率回復への効果」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編『少子化と日本の経済社会』第3章所収、日本評論社、pp.81-114。
- 駿河輝和 (1999) 「育児休業や育児支援制度の出生行動に及ぼす影響について」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業(H10-政策-032) 平成11年度報告書『家族政策が出生率および人口に及ぼす影響に関する研究』、pp. 474-484。
- (2002) 「女性の出産と就業継続の両立支援について」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業(H11-政策-009) 平成13年度報告書『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究』第2章、pp. 125-141。
- 駿河輝和・張 建華 (2003) 「育児休業制度が女性の出産と継続就業に与える影響について」『季刊家計経済研究』第59号、pp.56-63。
- 駿河輝和・西本真弓 (2002) 「育児支援策が出生行動に与える影響」『季刊社会保障研究』第37巻第4号、pp.371-379。
- 伊達雄高・清水谷諭 (2004) 「日本の出生率低下の要因分析: 実証研究のサーベイと政策的含意の検討」ESRI (Economic and Social Research Institute) Discussion Paper Series No. 94、内閣府経済社会総合研究所。

- 塚原康博（1995）「育児支援政策が出生行動に与える効果について」『日本経済研究』第28号, pp.148-161。
- 津谷典子（1999）「出生率低下と子育て支援政策」『季刊社会保障研究』第34号第4号, pp. 348-360。
- 西本真弓・駿河輝和（2002）「ゼロ可変カウントデータモデルを用いた育児休業制度に関する実証分析」『日本統計学会誌』第32巻第3号, pp. 315-326。
- 樋口美雄（2000）「女性労働と出生力」厚生科学研究政策科学推進研究事業（H11-政策-009）平成11年度報告書『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究』第2章, pp.35-108。
- 森田陽子・金子能宏（1998）「育児休業制度の普及と女性雇用者の勤続年数」『日本労働研究雑誌』第459号, pp.50-62。
- 山口一男（2005）「少子化の決定要因と対策について一夫の役割、職場の役割、政府の役割、社会の役割ー」『季刊家計経済研究』第66号, pp. 57-67。
- 山下俊彦（1999）「出産・育児と女子就業の両立可能性について」『季刊社会保障研究』第35巻第1号, pp.52-64。
- 労働政策研究・研修機構（2006）「仕事と育児の両立支援—企業・家庭・地域の連携をー」『労働政策研究報告書』No.50。
- 脇坂 明（1999 a）「育児休業利用に関する企業・事業所の違い」『岡山大学経済学会雑誌』第30巻第4号, pp.185-211。
- （1999 b）「仕事と家庭の両立支援制度の分析—『女子雇用管理基本調査』を用いて」『「家庭にやさしい企業」研究会報告書』女性労働協会, pp.16-42。
- （2001）「仕事と家庭の両立支援制度の分析—『女子雇用管理基本調査』を用いて」猪木武徳・大竹文雄編『雇用政策の経済分析』東京大学出版会, pp.195-222。
- （2002）「育児休業制度が職場で利用されるための条件と課題」『日本労働研究雑誌』第44巻第6号, pp.4-14。
- Bekcer, S. O. and Ichino, A. (2002) "Estimation of average treatment effects based on propensity scores," *The Stata Journal*, 2(4): pp. 358-377.
- Dehejia, R.H. and Wahba, S. (2002) "Propensity Score-Matching Methods for Nonexperimental Causal Studies," *The Review of Economics and Statistics*, 84(1): pp. 151-161.
- Ginther, D.K. (2000) "Alternative Estimates of the Effect of Schooling on Earning," *Review of Economics and Statistics* 82, pp. 103-116.
- Heckman, J.J., Ichimura, H., and Todd, P. (1997) "Matching as an Econometric Evaluation Estimator: Evidence from Evaluating a Job Training Program," *Review of Economic Studies* 64: pp. 605-654.
- Noguchi, H., Shimizutani, S., and Masuda Y. (2007) "Regional Variations in Medical Expenditure and Hospitalization Days for Heart Attack Patients in Japan: Evidence from the Tokai Acute Myocardial Study (TAMIS)" PIE/CIS Discussion Paper No. 341.
- Rausenbaum, P. and Rubin, D. (1984) "Reducing Bias in Observational Studies Using Subclassification on the Propensity Score," *Journal of the American Statistical Association* 79: pp. 516-524.
- Suzuki, T. (2006) "Fertility Decline and Policy Development in Japan," *The Japanese Journal of Population*, Vol.4, No.1: pp. 1-32.
- Todd, P., Behrman, J., and Cheng, Y. (2004) "Evaluating Preschool Program When Length of Exposure to the Program Varies: A Nonparametric Approach," *The Review of Economics and Statistics*, 86(1): pp. 108-132.

投稿（論文）

公的に供給される育児財を導入した出生率内生化モデルにおける育児支援政策の考察

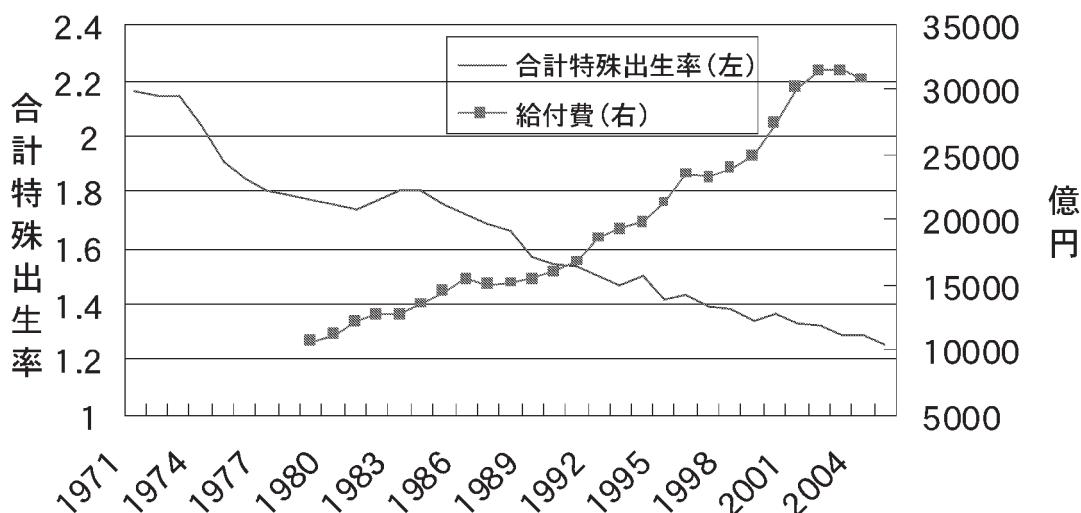
安 岡 圭 也

I はじめに

日本の2005年における合計特殊出生率は1.26であり、戦後最低の水準を更新している。近年、少子化対策は積極的に行われており、平成18年度における少子化社会対策関係予算はおよそ1.5兆円にも上る（出所「平成18年版少子化社会白書」）。またその予算は保育サービスの充実、地域のさまざまな子育て支援サービスの充実とネットワークづくりなどの促進、教育に伴う経済的負担の軽減などの項目に重点的に配分されており、公的に提

供される育児財の供給の増加と育児に伴う経済的負担を軽減させることを重点的に政策として行っていることが分かる。図1は、近年の日本の合計特殊出生率（以下、出生率）および育児支援政策の1つとして挙げられる児童・家族関係給付費の推移を示したものである。

本稿は出生率内生化を導入した世代重複モデルのもとで、公的に提供される育児財を増やす政策と、児童手当を支給して経済的負担を軽減させる政策を考察し、これらの政策の効果の違いについて明らかにし、どのような政策が望ましいのかを示すことを目的としている。出生率が内生的に決



出所）厚生労働省「平成17年人口動態統計（確定数）の概況」、国立社会保障・人口問題研究所「児童・家族関係給付費の推移」児童・家族関係給付費には児童手当の他に出産関係費も含まれている。

図1 近年の日本の合計特殊出生率と児童・家族関係給付費の推移

定されるモデルは、Becker and Barro (1988) や Barro and Becker (1989) をはじめとして、数多く存在する。

本稿ではまず、出生率が家計によって投入される育児財と、政府によって投入される保育所などの公的な育児財によって決定される関数を用いている。このような設定と似ているものとしては Momota(2000)がある。Momota では、Galor and Weil (1996) のモデルをベースとして、男性と女性の育児時間の投入と、所得税によってファイナンスされた公的サービスの投入で出生率が決定される関数を用いている。男性の育児時間投入の弾力性が大きい場合（税率の上昇により育児の機会費用が低下し、育児時間により多くの時間を配分する場合）、税率の上昇により出生率が高まることが導出されている。

2001年7月に「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定され、待機児童の解消を目指す「待機児童ゼロ作戦」が盛り込まれた。2002年における待機児童数は25477人であったが、2005年では23338人と減少している（出所「平成17年版少子化社会白書」）。新エンゼルプランの進捗状況を見ると、多機能保育所の整備や地域子育て支援センターの整備が着実に進んでおり、近年これらに代表される公的な育児財の供給がかなり行われていることが分かる。

総務省統計局(1996)、厚生省大臣官房統計調査部(1996)および国立社会保障・人口問題研究所(1997)（いわゆる「少子社会の子育て支援」（国立社会保障・人口問題研究所編）収録）の資料によると、共働き世帯が多いほど保育所の利用率が高く、保育所の利用率が高いと出生率も高い。保育所の存在は、育児に伴う機会費用を低下させる働きがあるため（職を辞める必要がないため）、出生を促進する可能性があると考えられる。また、保育所の存在が女性の就業を促進し、家計の所得が増加し、出生率が増える経路も考えられる。これらの点を考慮すると、保育所と出生率の関係についてより詳しく考察することは重要である。

保育サービス（保育所の存在）と女性の労働供給の関係について考察された実証論文としては、

Yamada, Yamada and Chaloupka (1987)などいくつか存在する。Yamada, Yamada and Chaloupka では、保育所の存在が既婚女性の労働供給を促進するということを示している。駒村(1996)では、保育料を低くすることによって、母親の労働供給を増加させるということを示し、永瀬(1999)も子育てと就業の両立を容易にすることは既婚女子の労働供給促進に重要であると結論付けている。

保育所の整備により女性の労働参加率が高まる指摘されているが、女性の労働参加率の上昇と出生率について考察された論文として、Apps and Rees (2004) がある。Apps and Rees では、児童手当を税財源によりファイナンスする場合の出生率への影響だけでなく女性労働への影響も考察している。この考察より、低出生率・低女性労働参加率と高出生率・高女性労働参加率の均衡が導出されることが明らかになっている。

本稿は、公的な育児財を増やす政策がほかの育児支援政策よりも効果的かどうかを検証するために、もう1つの育児支援政策として児童手当政策を導入したモデルを設定している。育児支援政策を児童手当として考えて考察を行っている論文として小塩(2001)や安岡(2006)がある。小塩は、育児支援の財源を年金削減でファイナンスした場合には、必ず出生率を引き上げることができると述べている。安岡は育児支援の財源を労働所得課税、資本所得課税、消費課税でファイナンスした場合の出生率への影響を考察している。この考察で、労働所得課税は資本蓄積を大きく低下させて1人あたり所得を低下させ、その負の影響が大きいために非効率であるということが示され、消費課税を増税するといった政策を正当化できると述べている。これら2つの分析はより老年世代に対する負担を重くすることによって出生率を高めることができるということを示している。

本稿での考察により明らかになった結果は、次の通りである。公的な育児財を増やす政策は、短期的にも長期的にも出生率を引き下げる可能性がある。一方で、児童手当の支給は、短期的に出生率を必ず増加させるが、長期的に出生率を増加させるとは限らないことが明らかとなった。さらに

数値計算によると、児童手当の支給は、公的な育児財の供給に比べより少ない財源で出生率を引き上げることができることも明らかになった。

本稿の構成は次の通りである。II節はモデル設定の説明を行っている。III節は均衡解の導出を行い、出生率の決定関数におけるパラメータにより、定常状態に一様収束あるいは振動収束する可能性があることを示している。IV節は育児支援政策の分析を行い、公的な育児財を増やす政策と児童手当政策の短期的効果および長期的効果の考察を行っている。V節は現実の統計データに基づいて計算されたパラメータのもとで数値計算を行っている。VI節はまとめである。

II モデルの設定

この経済には家計、企業および政府の3つの経済主体が存在すると仮定する。若年期と老年期の2期間生存する個人からなる世代重複モデルを用いた考察を行う。

1 家計

代表的家計を考慮し、家計における個人は2期間生存するものとする。 t 期において若年期の個人は、若年期の消費 $c_{1,t}$ 、老年期の消費 $c_{2,t+1}$ および子どもの数 n_t から効用が得られるとする。効用関数 u_t は次のように定式化する。

$$u_t = \alpha \ln n_t + \beta \ln c_{1,t} + (1 - \alpha - \beta) \ln c_{2,t+1}$$

$$0 < \alpha, \beta < 1 \quad \alpha + \beta < 1 \quad (1)$$

このような効用関数は小塩(2001)やKato(1999)など、幅広く用いられている。

本稿では、家計が投入する育児財 l_t (以下、私的育児財と呼ぶ) と家計あたりの政府によって公的に無料で供給される育児財 g_t (以下、公的育児財と呼ぶ) によって、子どもの数 n_t が決定されると仮定する。公的育児財とは、保育所をはじめとして、地域的な育児支援センターや病院などの育児に関連のある公的な一連の財であると想定している。子どもの数 n_t の決定式は以下のように仮定する。

$$n_t = g_t^\delta l_t^\varepsilon \quad 0 < \delta, \varepsilon < 1 \quad (2)$$

若年期において、労働を非弾力的に行い労働所得

を得て、その所得を若年期の消費と老年期の消費(貯蓄)および育児費用に配分する。育児は若年期に行う。予算制約式は次のように定式化できる。

$$z l_t + c_{1,t} + \frac{c_{2,t+1}}{1+r_{t+1}} = (1-\tau) w_t \quad (3)$$

$z l_t$ は育児費用であり、私的育児財を1単位購入するために z のコストがかかるとする。 w_t は労働所得、 r_{t+1} は利子率、 τ は税率である。

個人は(2), (3)の制約の下で、(1)で示される効用の最大化を達成するように配分 $l_t, c_{1,t}, c_{2,t+1}$ を決める。導出された配分は次の通りである。

$$l_t = \frac{\alpha \varepsilon}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \frac{1 - \tau}{z} w_t \quad (4)$$

$$c_{1,t} = \frac{\beta}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} (1 - \tau) w_t \quad (5)$$

$$c_{2,t+1} = (1 + r_{t+1}) \frac{1 - \alpha - \beta}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} (1 - \tau) w_t \quad (6)$$

t 期における若年者の人口を L_t とすると、 $t+1$ 期における若年者の人口は $L_{t+1} = n_t L_t$ で示される。子どもの数 n_t は出生率として考える。

2 企業

財の生産は、次の生産関数で示される代表的企業によって、完全競争市場において生産されるものとする。

$$Y_t = K_t^\theta L_t^{1-\theta} \quad 0 < \theta < 1 \quad (7)$$

Y_t は最終生産物、 K_t は総物的資本ストック、 L_t は労働投入量 (t 期における若年者の人口) である。完全競争市場においては、要素価格と限界生産性が等しくなっていることから、賃金率 w_t と利子率 r_t は次のように表すことができる。なお、物的資本ストックは1期で完全に減耗すると仮定する。

$$w_t = (1 - \theta) k_t^\theta \quad (8)$$

$$1 + r_t = \theta k_t^{\theta-1} \quad (9)$$

$k_t \equiv \frac{K_t}{L_t}$ は資本労働比率である。また、1人あたり所得 y_t は、 $y_t = k_t^\theta$ で示される。最終生産物は、消費財、投資財、(私的および公的)育児財に使われる。消費財または投資財から私的育児財に変換するコスト(限界変形率)は z であり、常に一定であるとする。

3 政府

政府は、家計より労働所得税を徴収して、公的育児財の供給を行う。公的育児財の供給を保育所として考える場合、所得税ではなく、保育所利用料として考えることもできる。政府の予算制約式は次のように定式化できる。

$$\tau w_t L_t = G_t \rightarrow \tau w_t = g_t \quad (10)$$

G_t は t 期に現存する公的育児財の総量であり、均衡財政で供給される。

III 均衡解

本節では、均衡解を導出し、資本労働比率や出生率がどのように変化するかを考察する。(2)に(4)と(10)を代入すると、出生率 n_t は資本労働比率 k_t の関数として次のように示すことができる。

$$n_t = \tau^\delta \left[\frac{\alpha \varepsilon}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \frac{1 - \tau}{z} \right]^\varepsilon w_t^{\delta + \varepsilon} \quad (11)$$

資本市場の均衡式は $I_t = S_t$ である。 I_t は経済全体の総投資量、 S_t は経済全体の総貯蓄量である。また、資本は 1 期で完全に減耗するために、 $K_{t+1} = I_t$ である。¹⁾よって、資本労働比率の動学方程式は次のようになる。

$$\begin{aligned} k_{t+1} &= \frac{(1 - \alpha - \beta)(1 - \tau)}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \frac{w_t}{n_t} \\ &= \frac{(1 - \alpha - \beta)(1 - \tau)}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \\ &\times \frac{(1 - \theta)^{1 - (\delta + \varepsilon)}}{\tau^\delta \left(\frac{\alpha \varepsilon}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \frac{1 - \tau}{z} \right)^\varepsilon} k_t^{\theta(1 - (\delta + \varepsilon))} \end{aligned} \quad (12)$$

$0 < \delta + \varepsilon < 2$ のので、定常解は必ず安定的となるが、定常解への収束過程は、 $\delta + \varepsilon$ の値によって異なる。 $\delta + \varepsilon$ が 1 より小さいとき、一様に定常解に収束する。ちょうど 1 のときは、1 期間で定常解に収束する。1 より大きいときは、定常解に振動収束する。図示すると図 2 の通りである。

以上の分析より、次の命題が導ける。

命題 1 $\delta + \varepsilon = 1$ のとき、すなわち出生率が規模に関して収穫一定の場合、出生率は、1 期間で定常状態に収束する。 $\delta + \varepsilon < 1$ のとき、すなわち出生率が規模に関して収穫過減の場合、出生率は定常状

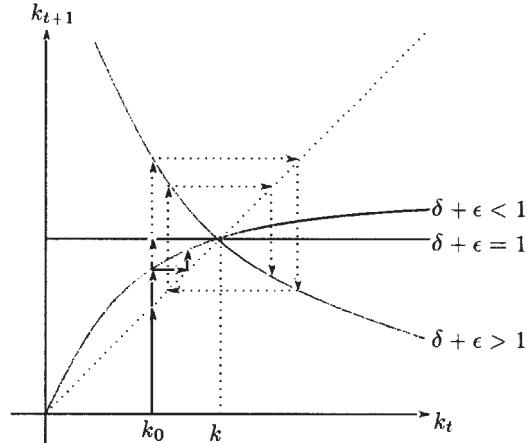


図 2 k_t の動学

態に一樣収束する。 $\delta + \varepsilon > 1$ のとき、すなわち出生率が規模に関して収穫過増の場合、出生率は定常状態に振動収束する。

出生率が規模に関して収穫過増であれば、子どもの数が所得の上昇以上に上昇するため、次期の資本労働比率が低下し、1人あたり所得が減少することになる。1人あたり所得の減少により子どもの数は減るが、それによりさらに次期は資本労働比率が上昇し、1人あたり所得が上昇し、子どもの数が増えることになる。子どもの数の変化が所得の変化よりも大きいために、1人あたり所得が変動し、従って子どもの数も変動する。

IV 育児支援政策の分析

本節では、政府による育児支援政策の考察を行う。本稿において、政府の行う育児支援政策は 2 つ考える。1 つは公的育児財を増やす政策であり、もう 1 つは、私的育児財の購入費用を低下させる政策（児童手当の支給を増やす政策）である。育児支援政策の方法についてはこのように複数の手段が考えられるが、どの政策が出生率を増加させることができるという観点で有効なのかを、以下の考察で明らかにする。

政府は、集めた税収を公的育児財の供給と児童

手当の支給に支出する。本稿では、私的育児財の購入価格を低下させる補助を児童手当と定義する。私的育児財 1 単位あたりに政府が支給する児童手当を ϕ とすると、政府の予算制約式は次のように定式化することができる。²⁾

$$L_t \phi l_t + G_t = L_t \tau w_t \rightarrow \phi l_t + g_t = \tau w_t \quad (13)$$

児童手当 ϕ が入った場合、(4)で示される配分は、次のようになる。

$$l_t = \frac{\alpha \varepsilon}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \frac{1 - \tau}{z - \phi} w_t \quad (14)$$

動学体系は、(2), (13), (14)と次の方程式で示すことができる。

$$k_{t+1} = \frac{(1 - \alpha - \beta)(1 - \tau)}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \frac{w_t}{n_t} \quad (15)$$

短期的な均衡における出生率 n_t は、 k_t が一定のもとで、(2), (13)および(14)より決定される。次に長期均衡(定常状態)を考える。 $k_{t+1} = k_t = k$ が成立する定常状態は、以下の方程式により特徴付けられ、定常状態における資本労働比率 k と出生率 n が決定される。

$$k = \frac{(1 - \alpha - \beta)(1 - \tau)}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \frac{w}{n} \quad (16)$$

$$n = g^\delta l^\varepsilon \quad (17)$$

$$\phi l + g = \tau w \quad (18)$$

$$l = \frac{\alpha \varepsilon}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \frac{1 - \tau}{z - \phi} w \quad (19)$$

以下では、育児支援政策の比較静学分析を行う。 t 期において育児支援政策を行うことにより、 t 期の出生率 n_t が変化するが、その変化(今期行われた政策が今期の出生率に与える影響)を短期的効果と呼ぶ。 t 期において育児支援政策を行うことにより、 t 期では一定であった資本労働比率は、 $t+1$ 期以降、新たな定常状態に向かって変化する。出生率も同様に新たな定常状態に向かって変化するが、その変化(今期行われた政策が定常状態の出生率に与える影響)を長期的効果と呼ぶ。以下では、2つの育児支援政策がもたらす、短期的な効果と長期的な効果をそれぞれ考察する。³⁾

1 公的育児財を増やす政策

t 期の資本労働比率 k_t を一定とした上で、(2), (13)および(14)を n_t , l_t , g_t , τ について全微分を

し、整頓することによって、出生率への短期的影響は次のように示される。⁴⁾

$$\frac{dn_t}{d\tau} = n_t \left\{ \frac{\delta}{g} \left[1 + \frac{\alpha \varepsilon \phi}{(z - \phi)(1 - \alpha(1 - \varepsilon))} \right] - \frac{1}{l_t} \frac{\alpha \varepsilon^2}{(z - \phi)[1 - \alpha(1 - \varepsilon)]} \right\} w_t. \quad (20)$$

$g_t < \frac{\delta[(1 - \tau)w_t + \phi l_t]}{\varepsilon}$ のとき $\frac{dn_t}{d\tau} > 0$ である。短

期的には、公的育児財が少ない場合に、公的育児財をさらに増加させることによって出生率を増加させることができる。

次に長期的効果を考察する。(16)を k , n , τ で全微分して整頓すると、以下の式を導出できる。

$$\left[n - \frac{(1 - \alpha - \beta)(1 - \tau)}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \frac{\partial w}{\partial k} \right] \frac{dk}{d\tau} + k \frac{dn}{d\tau} = -\frac{1 - \alpha - \beta}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} w \quad (21)$$

(17)を n , l , g について全微分すると $\frac{1}{n} dn = \frac{\delta}{g} dg$

+ $\frac{\varepsilon}{l} dl$, (18)を k , l , g , τ について全微分すると

$\phi dl + dg = wd\tau + \tau \frac{\partial w}{\partial k} dk$, (19)を k , l , τ について全微分すると $\frac{1}{l} dl = -\frac{1}{1 - \tau} d\tau + \frac{1}{w} \frac{\partial w}{\partial k} dk$ が、それぞれ得られる。これら3つの式より、次の式が成立する。

$$\left[\left(\varepsilon - \frac{\delta \phi l}{g} \right) \frac{1}{w} + \frac{\tau \delta}{g} \right] \frac{\partial w}{\partial k} \frac{dk}{d\tau} - \frac{1}{n} \frac{dn}{d\tau} = -\frac{1}{1 - \tau} \left(\varepsilon - \frac{\delta \phi l}{g} \right) - \frac{\delta w}{g} \quad (22)$$

(21)と(22)は次のようにまとめることができる。

$$\begin{pmatrix} a_1 & a_2 \\ b_1 & b_2 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \frac{dk}{d\tau} \\ \frac{dn}{d\tau} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} e \\ h \end{pmatrix}$$

$$a_1 = n - \frac{(1 - \alpha - \beta)(1 - \tau)}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} \frac{\partial w}{\partial k}, \quad a_2 = k,$$

$$e = -\frac{1 - \alpha - \beta}{1 - \alpha(1 - \varepsilon)} w, \quad b_1 = \left[\left(\varepsilon - \frac{\delta \phi l}{g} \right) \frac{1}{w} + \frac{\tau \delta}{g} \right]$$

$$\frac{\partial w}{\partial k}, \quad b_2 = -\frac{1}{n}, \quad h = \frac{1}{1 - \tau} \left(\varepsilon - \frac{\delta \phi l}{g} \right) - \frac{\delta w}{g} \text{ である。}$$

出生率への長期的な影響は $\frac{dn}{d\tau} = \frac{a_1 h - e b_1}{a_1 b_2 - a_2 b_1}$ の符号を調べることにより明らかとなる。安定性条件

より $a_1b_2 - a_2b_1 < 0$ である。⁵⁾よって、分子の符号が $a_1h - eb_1 < 0$ のとき、出生率は増加する。 $a_1h - eb_1 < 0$ となる条件は次の通りである。

$$g < \frac{\delta[\phi l + (1-\tau)w]}{\varepsilon} - \frac{\delta(1-\alpha-\beta)(1-\tau)w}{\varepsilon n[1-\alpha(1-\varepsilon)]}$$

$$\frac{\partial w}{\partial k} \quad (23)$$

政策を行う前の g の水準が、

$g > \frac{\delta[\phi l + (1-\tau)w]}{\varepsilon}$ のときは、短期的にも長期的にも $\frac{dn}{d\tau} < 0$ となる。以上より次の命題が成立する。

命題 2 公的育児財がある程度供給されている状態で、さらに公的育児財を増やす政策は、短期的にも長期的にも出生率を引き上げることができない。

出生率を増加させるために公的育児財の供給を増やす政策を行う場合は、政策を行う段階でどの程度、公的育児財が供給されているのかを考慮して政策を行う必要があることを、命題は示している。特に説明を行いたいのは、 $\frac{\delta(\phi l + (1-\tau)w)}{\varepsilon} - \frac{\delta(1-\alpha-\beta)(1-\tau)w}{\varepsilon n[1-\alpha(1-\varepsilon)]} \frac{\partial w}{\partial k} < g < \frac{\delta[\phi l + (1-\tau)w]}{\varepsilon}$ のとき、 g をさらに増加させる政策（公的育児財をさらに増加する政策）についてである。この場合、短期的には出生率を増加させるが、長期的には出生率を低下させる。その理由は、課税および短期的な出生率の増加が長期的に資本労働比率を低下させ、1人あたり所得を低下させる効果が発生するからである。 $g > \frac{\delta[\phi l + (1-\tau)w]}{\varepsilon}$ のときは、短期的にも長期的にも政策によって出生率は低下してしまう一方で、 $g < \frac{\delta[\phi l + (1-\tau)w]}{\varepsilon} - \frac{\delta(1-\alpha-\beta)(1-\tau)w}{\varepsilon n[1-\alpha(1-\varepsilon)]} \frac{\partial w}{\partial k}$ のときは、短期的にも長期的にも政策によって出生率は増加する。

2 児童手当の支給を増やす政策

t 期の資本労働比率 k_t を一定とした上で、(2), (13), (14)をそれぞれ n_t , l_t , ϕ , τ について全微分をし、整頓することによって、出生率への短期的影响は次のように示される。⁶⁾

$$\frac{dn_t}{d\tau} = \frac{\varepsilon n_t w_t}{z l_t} \frac{1-\alpha}{1-\alpha(1-\varepsilon)} > 0 \quad (24)$$

よって、児童手当の支給を増やす政策は、短期的に必ず出生率を増加させることができる。次に長期的效果を考察する。(17)を n , l について全微分すると $\frac{1}{n} dn = \frac{\varepsilon}{l} dl$, (18)を k , l , ϕ , τ について全微分すると $\phi dl + ld\phi = wd\tau + \tau \frac{\partial w}{\partial k} dk$, (19)を k , l , ϕ , τ について全微分すると $\frac{1}{l} dl = -\frac{1}{1-\tau} d\tau + \frac{1}{z-\phi} d\phi + \frac{1}{w} \frac{\partial w}{\partial k} dk$ がそれぞれ得られる。これら3つの式より、次の式が成立する。

$$\begin{aligned} \frac{z-\phi}{zw} \frac{\tau(1-\alpha)+\alpha\varepsilon}{\alpha(1-\tau)} \frac{\partial w}{\partial k} \frac{dk}{dt} - \frac{1}{n} \frac{dn}{dt} \\ = -\frac{(1-\alpha)(z-\phi)}{az(1-\tau)} \end{aligned} \quad (25)$$

(21)と(25)は次のようにまとめることができる。

$$\begin{pmatrix} a_1 & a_2 \\ c_1 & c_2 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} \frac{dk}{dt} \\ \frac{dn}{dt} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} e \\ i \end{pmatrix}$$

$$c_1 = \frac{z-\phi}{zw} \frac{\tau(1-\alpha)+\alpha\varepsilon}{\alpha(1-\tau)} \frac{\partial w}{\partial k}, \quad c_2 = -\frac{1}{n},$$

$i = -\frac{(1-\alpha)(z-\phi)}{az(1-\tau)}$ である。出生率への影響は $\frac{dn}{d\tau}$

$$= \frac{a_1 i - e c_1}{a_1 c_2 - a_2 c_1}$$

の符号を調べることによって明らかになる。また、 $a_1 c_2 - a_2 c_1 < 0$ が成立する。よって、分子の符号が $a_1 i - e c_1 < 0$ のとき、出生率は増加する。その条件は $n - \frac{1-\alpha-\beta}{1-\alpha} \frac{\partial w}{\partial k} > 0$ である。第1項は短期的效果を示している。第2項は、所得の減少による出生率への影響を示しており、长期的效果は第1項と第2項の合計で示される。所得の減少による出生率低下の影響が小さい場合、児童手当の支給を増やすことにより長期的に出生率を引き上げることができる。以上より次の命題が導

ける。

命題3 児童手当の支給を増やす政策は、短期的には出生率を必ず引き上げることができるが、長期的には、所得の減少による出生率低下効果が小さい場合においてのみ、出生率を引き上げることができる。

短期においては、児童手当の支給により育児財価格が低下することによる出生率上昇効果と、増税による可処分所得低下による出生率減少効果が存在するが、前者の効果の方が常に上回るために、出生率は必ず引き上げることができる。しかし、長期においては、税率の上昇による直接的な可処分所得の減少のほかに、短期的な出生率の変化および税率の変化によって、資本労働比率が減少し、1人あたり所得が低下することによる間接的な可処分所得の減少が加わる。間接的な可処分所得の減少による出生率低下の影響が大きい場合に、児童手当の支給は長期的に出生率を低下させることになる。また、児童手当の支給は $n > \frac{1-\alpha-\beta}{1-\alpha} \frac{\partial w}{\partial k}$ のとき、すなわち、出生率がある程度の水準を超えているときに出生率を引き上げることができるとも言え、出生率が低い水準では、長期的には出生率を引き上げることができないことが示される。

V 数値計算

本節では、現実の統計データより計算したパラメータを与えることによって、本稿のモデル経済で育児支援政策をとった場合に、定常状態における出生率などの諸変数の変化を数値計算で考察する。パラメータは次の計算によって導出した。

α, β について 日本の2005年の長期金利は1.4%である（出所「平成18年版経済財政白書（長期経済統計）」）。時間選好率 ρ と金利が等しいとする。世代重複モデルにおける1期間を30年として考えると、30年複利計算した金利は、およそ55%になる。よって、 $\rho=0.55$ とする。効用関数のパラメー

タについては、それぞれ $\alpha=\frac{1+\rho}{2+\rho}, \alpha_0, \beta=\frac{1+\rho}{2+\rho}$ (1
 $- \alpha_0), 1-\alpha-\beta=\frac{1}{2+\rho}$ とおく。 α_0 は、育児に対する選好度を示しており、子どもを多く持つたいと思う個人ほど大きいと考える。 $\rho=0.55$ なので、 $1-\alpha-\beta=0.39$ となる。このとき $\alpha+\beta=0.61$ となる。野村證券株式会社の「第9回子育て費用調査」によると、毎月の子どものための支出額を家計支出額で割ったエンジェル係数は0.28であり、本稿においては $\frac{zl}{c_1}=\frac{0.28}{0.72}$ が成立する。よって、 $\beta=0.34$ となり、 $\alpha=0.27$ と導出できる。

z について 育児コスト z については、2005年の子どもへの家計支出が7.5万円であり（出所「第9回子育て費用調査（野村證券株式会社）」）、世帯の平均的な実収入は47.3万円である（出所「平成17年家計調査年報（総務省統計局）」）。日本の2005年の合計特殊出生率が1.26であることから子ども1人あたり支出を $7.5 \div 1.26$ で求め、それが、平均的実収入の12.6%を占めることから、 $z=0.126w$ とする。なお、可処分所得の大部分は賃金所得で構成されていると考えている。

θ について 資本分配率 θ については、近年の日本の労働分配率がおよそ7割を占めていることから $\theta=0.3$ と設定する。

初期の τ について 初期の τ であるが、山重（2002）では、保育費用の推計を行っており、現在の入所者の年齢分布に基づく平均では、児童1人あたり9.7万円との推計結果を出していることから、実収入が47.3万円であることから、初期の税率を $\tau=0.2$ とする。

ε, δ について 定常状態の出生率の決定式(17)を $n=Ng^{\delta}\left(\frac{\alpha\varepsilon}{1-\alpha(1-\varepsilon)} \frac{1-\tau}{z-\phi} w\right)^{\varepsilon}$ とし、 $\varepsilon=0.25, \delta=0.75$ (Case 1) と $\varepsilon=0.5, \delta=0.5$ (Case 2) と $\varepsilon=0.75, \delta=0.25$ (Case 3) の3つの場合を考える。与えられたパラメータのもとで各ケースの定常状

態の出生率が 0.625(個人 1 人で世帯を構成すると考えているため 1.26 の半分)となるように、それぞれ N を、4.158 (Case 1), 2.038 (Case 2), 0.892 (Case 3) と設定する。

1 公的育児財を増やす政策

税収のすべてを、公的育児財を増やす政策に用いた場合の出生率への影響を考察する。税率が増加するにつれて税収は増加するが、あまりに高い税率を設定するとかえって税収は低下する場合が存在する(図 3 参照)。

税収が増加する局面では、必ずしも出生率が増加しているとは言えない。 δ の値が大きいほど、出生率が最大になる税率はより高い。税率の増加による可処分所得の減少により私的育児財の投入量が減るため、その負の効果が大きい局面では、公的育児財を増やす政策は有効でないと言える。また、税率とともに 1 人あたり所得は一様に低下しており、税率の上昇は、直接的にも間接的にも可

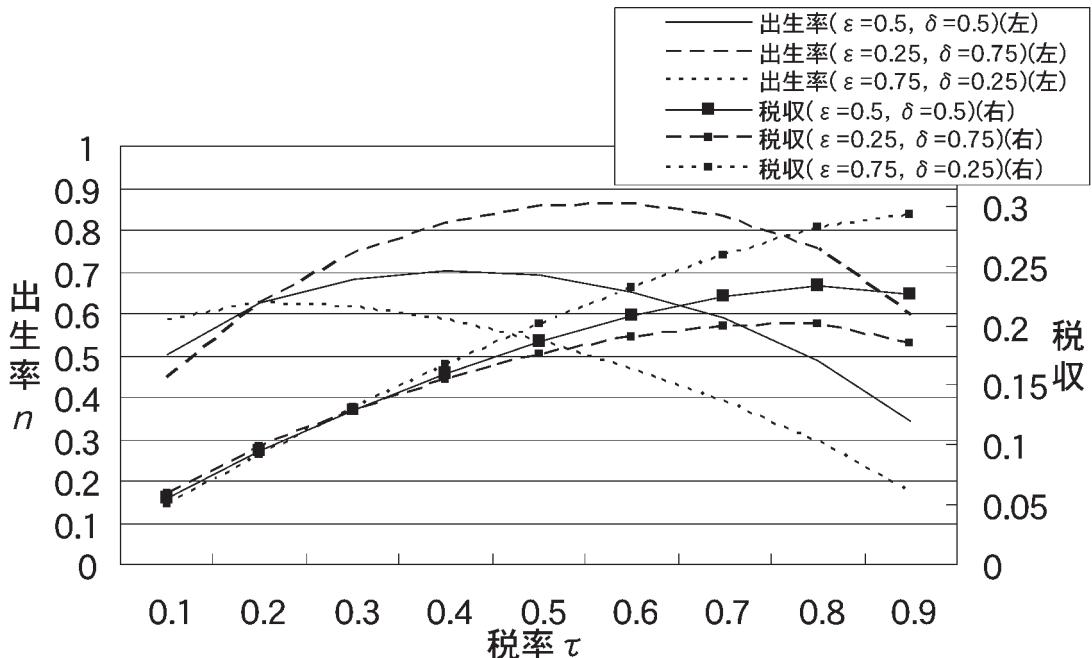
処所得を減らす効果が存在していることが分かる(図 4 参照)。

2 育児支援政策の比較

以下では、追加的な税収を児童手当の支給に用いれば良いのか、それとも公的育児財の供給に用いれば良いのかを比較考察し、どちらの政策が出生率を引き上げるという観点で有効なのかを税率 0.2 から 0.3 の範囲で考察する。育児支援政策と出生率および 1 人あたり所得の関係は、図 5 および図 6 の通りである。

また、同じ税率を適用した場合に、追加的税収を児童手当の支給に配分するか、公的育児財の供給に配分するかで、税収が異なるが、それは図 7 のように示される。

同じ税率を適用したときに、得られる税収は公的育児財の供給に配分するときの方が、児童手当の支給に配分するときより多いが、出生率引き上げ効果は児童手当支給の方が大きい。すなわち、



注) 図 3 以降示される税収は家計当たり税収を示す。

図 3 公的育児財の供給と出生率

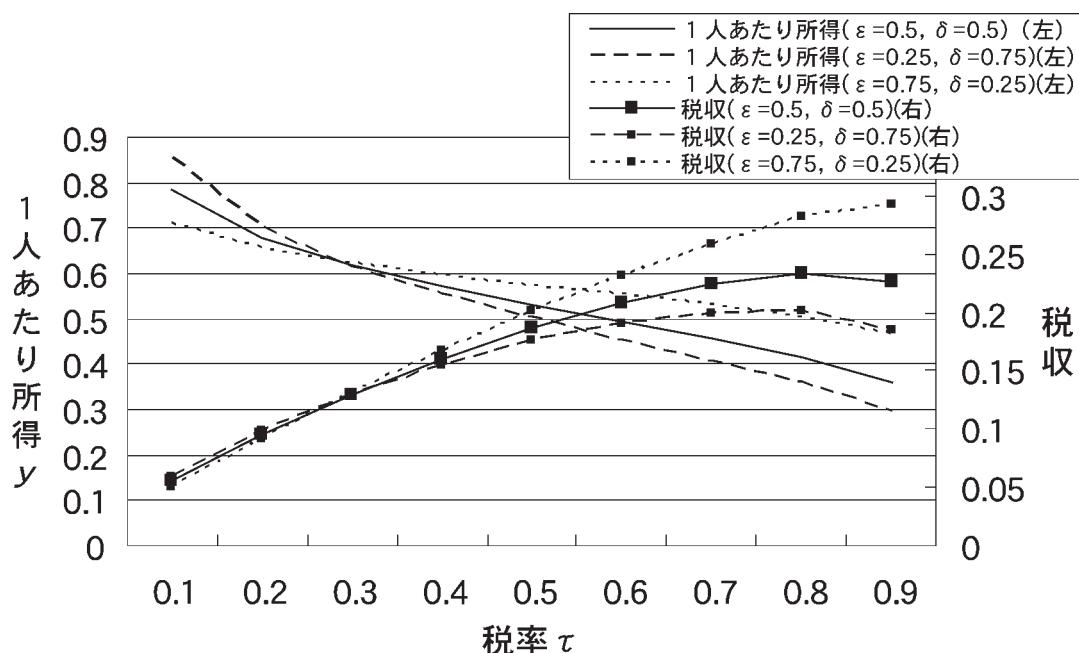


図4 公的育児財の供給と1人あたり所得

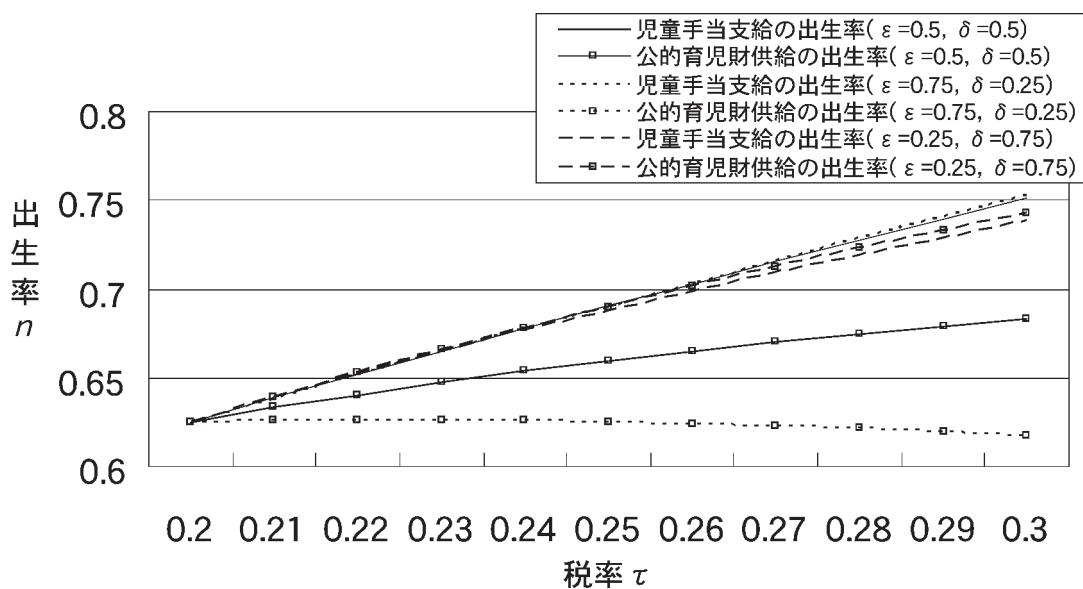


図5 育児支援政策による出生率への影響の比較

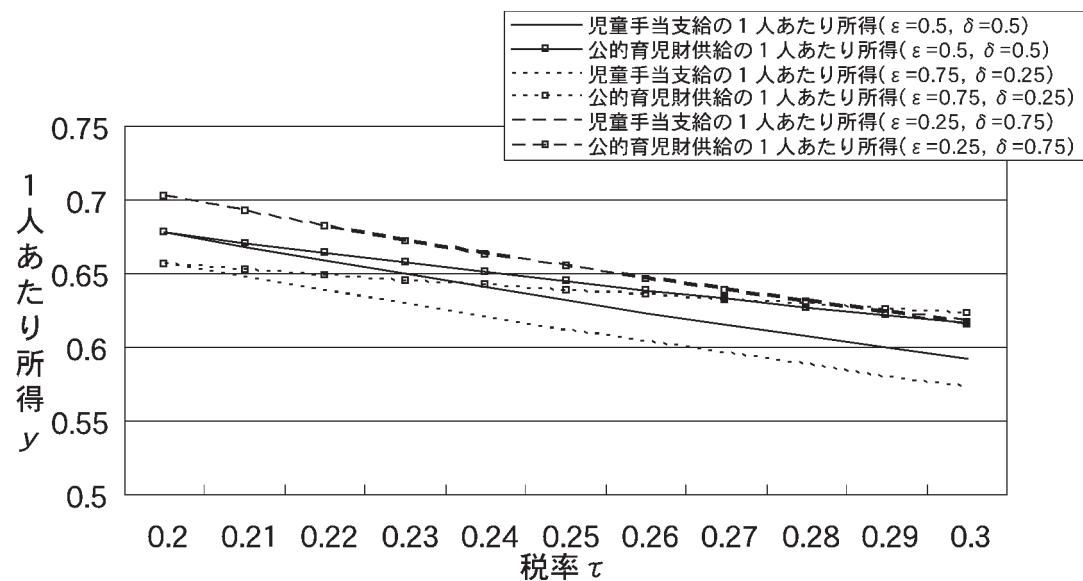


図6 育児支援政策による1人あたり所得への影響の比較

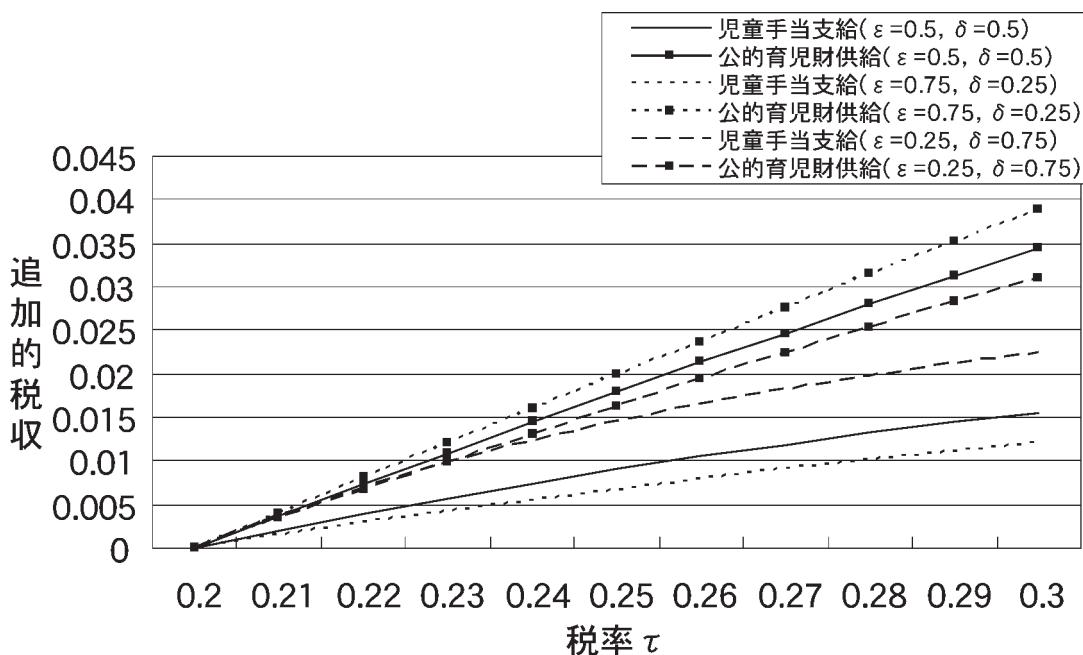


図7 育児支援政策に必要な税収

児童手当を支給する方が、より効率的に出生率を引き上げることができる。

VI まとめ

本稿は、世代重複モデルのもとで公的育児財を導入した出生率内生化メカニズムを考察した。さらに、選択的な育児支援政策を考慮し、どのような育児支援政策が出生率を引き上げる点で有効であるのかを、動学的一般均衡分析を用いて短期的効果と長期的効果の両方の観点から考察した。本稿で得られた結果は以下の通りである。

出生率が政府により供給される公的育児財と家計により供給される私的育児財で決定される場合、出生率がこれら2つの要素について、規模に関して収穫遞増・一定・遞減かで、出生率が時間を通じてどのように変化するのかが異なる。規模に関して収穫遞減の場合、出生率は定常状態へ一様収束するが、規模に関して収穫遞増の場合、出生率は定常状態へ振動収束する。

次に、本稿では育児支援政策として、公的育児財を増やす政策と児童手当の支給を増やす政策を考慮し、これらの政策の間で出生率への効果に関する違いが生じるかどうかを考察した。公的育児財がある程度存在するときに、それをさらに増やす政策は、短期的にも長期的にも出生率をむしろ引き下げる可能性がある。一方で、児童手当の支給の増加については、短期的には必ず出生率を増加させるが、長期的には出生率を増加させることは限らないことが明らかとなった。

現在の日本においては、必ずしも公的育児財の供給が十分ではなく、また、児童手当もヨーロッパ諸国に比べて十分な量を支給しているとは言い難い。⁷⁾公的育児財の供給も児童手当の支給も十分ではないと言える日本においては、いずれの拡充政策も有効であると考えられる。しかし、公的育児財を十分に供給した後にさらに公的育児財を増やすことが出生率を引き上げないこと、政策により税負担増加や資本労働比率の低下による可処分所得の低下による出生率への負の影響も存在することを考慮して育児支援政策を行う必要性がある

ことを、本稿では提示している。

補足

$a_1 b_2 - a_2 b_1 < 0$ の導出

(15)を定常状態の近傍で k_t, k_{t+1}, n_t について全微分をすると、次のようになる。

$$ndk_{t+1} + kdn_t = \frac{(1-\alpha-\beta)(1-\tau)}{1-\alpha(1-\varepsilon)} \frac{\partial w}{\partial k} dk_t \quad (26)$$

(2)を定常状態の近傍で k_t, l_t, g_t について全微分すると $dn_t = \frac{\delta n}{g} dg_t + \frac{\varepsilon n}{l} dl_t$, (13)を定常状態の近傍で k_t, l_t, g_t について全微分すると $\phi dl_t + dg_t = \tau \frac{\partial w}{\partial k} dk_t$, (14)を定常状態の近傍で k_t, l_t について全微分すると $dl_t = \frac{\alpha\varepsilon}{1-\alpha(1-\varepsilon)} \frac{1-\tau}{z-\phi} \frac{\partial w}{\partial k} dk_t$ が得られる。これら3つの式および(26)より $\frac{dk_{t+1}}{dk_t}$ は次のように示される。

$$\begin{aligned} \frac{dk_{t+1}}{dk_t} &= \frac{1}{n} \frac{(1-\alpha-\beta)(1-\tau)}{1-\alpha(1-\varepsilon)} \frac{\partial w}{\partial k} - k \\ &\quad \left[\frac{\tau\delta}{g} + \left(\frac{\varepsilon}{l} - \frac{\delta\phi}{g} \right) \frac{\alpha\varepsilon}{1-\alpha(1-\varepsilon)} \frac{1-\tau}{z-\phi} \right] \frac{\partial w}{\partial k} \\ &= a_1 b_2 - a_2 b_1 + 1 \end{aligned}$$

定常解が局所安定的であるための条件は $-1 < \frac{dk_{t+1}}{dk_t} < 1$, すなわち $-2 < a_1 b_2 - a_2 b_1 < 0$ である。

より一般的な出生率関数の下での育児支援効果の分析

代替の弾力性 σ が一定である次のような出生率関数を仮定する。

$$n_t = (\delta g_t^{-\rho} + \varepsilon l_t^{-\rho})^{-\frac{1}{\rho}} \quad (27)$$

$\rho \in (-1, \infty)$ とする。 $\rho = -1$ ならば線形関数(完全代替), $\rho = \infty$ ならばレオンチエフ型関数(完全補完)となる。この関数の代替の弾力性は $\sigma = \frac{1}{1+\rho}$ であり, $\sigma = 1$ すなわち $\rho = 0$ のとき, 関数形が(2)となる。(27)を用いて育児支援政策の効果について検討する。効用関数は(1)を用いる。家計の最適化問題を解くことにより, 私的育児財需要は次のように示される。

$$(z-\phi)l_t = \frac{\alpha\varepsilon\left(\frac{n_t}{l_t}\right)^\rho}{1-\alpha+\alpha\varepsilon\left(\frac{n_t}{l_t}\right)^\rho} (1-\tau)w_t \quad (28)$$

(2), (13), (28)を n_t , l_t , g_t , τ について全微分し, 整頓することによって, 公的育児財の供給を増やしたときの出生率への短期的な効果は, 次のように示される。

$$\begin{aligned} \frac{dn_t}{d\tau} &= \left\{ \begin{array}{l} \rho B - \frac{\alpha\varepsilon\left(\frac{n_t}{l_t}\right)^\rho}{1-\alpha+\alpha\varepsilon\left(\frac{n_t}{l_t}\right)^\rho} \\ \delta\left(\frac{n_t}{g_t}\right)^{1+\rho} + \frac{1-\alpha+\alpha\varepsilon\left(\frac{n_t}{l_t}\right)^\rho}{z-\phi+\rho(A+\phi B)} \\ \left[\varepsilon\left(\frac{n_t}{l_t}\right)^{1+\rho} - \delta\phi\left(\frac{n_t}{g_t}\right)^{1+\rho} \right] \end{array} \right\} w_t \quad (29) \\ A &\equiv \frac{\alpha(1-\alpha)\varepsilon\delta\left(\frac{l_t}{g_t}\right)^\rho \frac{1}{l_t}(1-\tau)w_t}{\left[\delta\left(\frac{l_t}{g_t}\right)^\rho + \varepsilon\right]^2 \left[1-\alpha+\alpha\varepsilon\left(\frac{n_t}{l_t}\right)^\rho\right]^2} \\ B &\equiv \frac{\alpha(1-\alpha)\varepsilon\delta\left(\frac{l_t}{g_t}\right)^\rho \frac{1}{g_t}(1-\tau)w_t}{\left[\delta\left(\frac{l_t}{g_t}\right)^\rho + \varepsilon\right]^2 \left[1-\alpha+\alpha\varepsilon\left(\frac{n_t}{l_t}\right)^\rho\right]^2} \end{aligned}$$

(29)の符号は不定であるため, 公的育児財の増加は必ずしも出生率を増加させるとは言えない。(2), (13), (28)を n_t , l_t , ϕ , τ について全微分し, 整頓することによって, 児童手当の支給を増やしたときの出生率への短期的な効果は, 次のように示される。

$$\frac{dn_t}{d\tau} = \frac{(1-\alpha)\varepsilon w_t \left(\frac{n_t}{l_t}\right)^{1+\rho}}{(z+\rho A) \left[1-\alpha+\alpha\varepsilon\left(\frac{n_t}{l_t}\right)^\rho\right]} \quad (30)$$

$\rho \geq 0$ のとき, (30)の符号は正である。一方で, $\rho < 0$ のとき, (30)の符号は負になる可能性がある。

より一般的な効用関数の下での育児支援効果の分析

(1)で与えられる効用関数は $u_t = \alpha\delta \ln g_t + \alpha\varepsilon \ln$

$l_t + \beta \ln c_{1,t} + (1-\alpha-\beta) \ln c_{2,t+1}$ であり, 第1項は家計最適化配分を解く際には影響を与えない。第1項を除いた効用関数として, 次の代替の弾力性 η が一定である効用関数 q_t を仮定する。

$$q_t = (\alpha\varepsilon l_t^{-\gamma} + \beta c_{1,t}^{-\gamma} + (1-\alpha-\beta)c_{2,t+1}^{-\gamma})^{-\frac{1}{\gamma}} \quad (31)$$

$\gamma \in (-1, \infty)$ とする。 $\gamma = -1$ ならば線形関数(完全代替), $\gamma = \infty$ ならばレオンシェフ型関数(完全補完)

となる。この関数の代替の弾力性は $\eta = \frac{1}{1+\gamma}$ であり, $\eta = 1$ すなわち $\gamma = 0$ の場合は, 関数形が(1)となる。(31)を用いて育児支援政策の効果について検討する。出生率関数は(2)を用いる。家計の最適化問題を解くことにより, 私的育児財の配分 l_t は, 次のように示される。

$$\begin{aligned} l_t &= \frac{1}{z-\phi} \frac{\alpha\varepsilon(1-\tau)w_t}{A} \quad (32) \\ A &\equiv \alpha\varepsilon + \beta \left(\frac{\beta(z-\phi)}{\alpha\varepsilon} \right)^{-\frac{\gamma}{1+\gamma}} + (1-\alpha-\beta) \\ &\quad \times \left(\frac{(1+r_{t+1})(1-\alpha-\beta)(z-\phi)}{\alpha\varepsilon} \right)^{-\frac{\gamma}{1+\gamma}} \end{aligned}$$

(2), (13), (32)を n_t , l_t , g_t , τ について全微分し, 整頓することによって, 公的育児財を増やしたときの出生率への短期的な効果は, 次のように示される。

$$\frac{dn_t}{d\tau} = n_t \left[\frac{\delta}{g_t} + \left(\frac{\delta\phi}{g_t} - \frac{\varepsilon}{l_t} \right) \frac{1}{z-\phi} \frac{\alpha\varepsilon}{A} \right] w_t \quad (33)$$

(33)の符号は不定であるため, 公的育児財の増加は必ずしも出生率を増やすとは限らない。(2), (13), (32)を n_t , l_t , ϕ , τ について全微分し, 整頓することによって, 児童手当の支給を増やしたときの出生率への短期的な効果は, 次のように示される。

$$\frac{dn_t}{d\tau} = \frac{\varepsilon n_t w_t}{l_t(1+\gamma) \left[z - \left(\frac{\gamma}{1+\gamma} - \frac{\alpha\varepsilon}{A} \right) \phi \right]} > 0 \quad (34)$$

児童手当の支給を増やす政策は常に出生率を増加させる。

(平成18年11月投稿受理)
(平成19年5月採用決定)

謝辞

本稿は、第 63 回日本財政学会で報告した論文の一部を修正したものであり、討論者である加藤久和教授（明治大学）には大変お世話になりました。また、本稿の作成にあたり、足立英之教授（流通科学大学）、大住康之教授（兵庫県立大学）、小塩隆士教授（神戸大学）、中村保教授（神戸大学）、山口三十四教授（尾道大学）および 2 人の匿名のレフェリーの方より有益なコメントを頂きました。記して感謝致します。なお、有り得べき誤謬はすべて筆者の責に帰すものです。また、本稿は、文部科学省の 21 世紀 COE プロジェクトの補助を受けて作成されたものです。この場を借りてお礼申し上げます。しかし、本稿の内容は個人的見解を示すものであり、文部科学省の見解を示すものではありません。

注

- 1) このとき、資源制約も満たされている。資源制約は $Y_t = C_{1,t} + C_{2,t} + K_{t+1} + G_t + z_l l_t L_t$ であり、 $C_{1,t}$ は t 期における若年世代の総消費量、 $C_{2,t}$ は t 期における老年世代の総消費量である。なお、本稿では、最初から家計の直面する私的育児財価格を限界変形率 ϕ としている。
- 2) 児童手当が導入された場合の家計の予算制約式は、 $z_l l_t + c_{1,t} + \frac{c_{2,t+1}}{1+r_{t+1}} = (1-\tau)w_t + \phi l_t$ である。この場合、私的育児財 l_t を消費している家計は、1 単位あたり ϕ の従量的な補助を受け取っていると解釈できる。これは、現行の児童手当制度とほぼ同じである（本稿は、子どもの数を基準にして児童手当を与えていないが、子どもへの支出と子どもの数にはある程度の比例的な関係があると考えられるため、また、児童手当として ϕl_t ではなく、 ϕn_t を考慮すると、計算が煩雑になることなどから、議論の簡単化のために、私的育児財 l_t を基準にして給付する児童手当制度を考慮する）。また、この予算制約式は、 $(z - \phi) l_t + c_{1,t} + \frac{c_{2,t+1}}{1+r_{t+1}} = (1-\tau)w_t$ と変形でき、児童手当の支給が私的育児財の価格を引き下げる政策とも示せる。本稿における児童手当政策は、私的育児財の購入費用を低下させる政策あるいは所得補助の政策として考慮することができる。さらに、 ϕ については、児童手当の支給ではなく、法整備などによる育児環境の整備によるコストの低下分として考えることも可能である。
- 3) 本稿では、効用関数を対数効用関数、出生率

関数をコブ・ダグラス型関数と仮定して、分析を行っている。この分析の頑健性がある程度存在する証明として、効用関数を CES 型効用関数と仮定した場合、出生率関数を CES 型効用関数と仮定した場合の 2 つを考え、短期における政策分析を行った。その結果、効用関数を CES 型効用関数に拡張しても対数効用関数と同様の結果が得られた。一方、出生率の関数を CES 型関数に拡張したとき、 g と l の代替性が強い場合には、コブ・ダグラス型の関数の場合の結果と異なる可能性が存在する。出生率関数については、 g と l については、ある程度の代替の度合いが強くない限り、コブ・ダグラス型関数と同様の結果が得られると言える。詳しくは後述の補足参照。

- 4) (2), (13), (14) を n_t , l_t , g_t , τ について全微分すると、それぞれ、 $\frac{1}{n_t} dn_t = \frac{\delta}{g_t} dg_t + \frac{\varepsilon}{l_t} dl_t$, $w_t d\tau = \phi dl_t + dg_t$, $\frac{1}{l_t} dl_t = -\frac{1}{1-\tau} d\tau$ であり、これらの式より (20) が導かれる。

5) 証明は補足参照。

- 6) (2), (13), (14) を n_t , l_t , ϕ , τ について全微分すると、それぞれ、 $\frac{1}{n_t} dn_t = \frac{\varepsilon}{l_t} dl_t$, $w_t d\tau = \phi dl_t + l_t d\phi$, $\frac{1}{l_t} dl_t = -\frac{1}{1-\tau} d\tau + \frac{1}{z-\phi} d\phi$ であり、これらの式より (24) が導かれる。

- 7) 例えば、フランスの児童手当制度は支給対象児童を 20 歳未満としている。また、第 1 子に対する支給はないが、第 2 子に対しては約 1.7 万円、第 3 子以降は約 2.2 万円と日本より多い（出所『平成 18 年版少子化社会白書』）。

参考文献

- Apps P. and Rees R. (2004) "Fertility, Taxation and Family Policy", *Scandinavian Journal of Economics* Vol.106 No.4, pp.745-763.
- Barro R.J. and Becker G. S. (1989) "Fertility Choice in a Model of Economic Growth", *Econometrica* Vol.57, pp.481-501.
- Becker G. S. and Barro R. J. (1988) "A Reformation of the Economic Theory of Fertility", *Quarterly Journal of Economics* Vol. 103, pp.1-25.
- Galor O. and Weil N. (1996) "The Gender Gap, Fertility, and Growth", *American Economic Review* Vol.86-3, pp.374-387.
- Kato H. (1999) "Overlapping Generations Model with Endogenous Population Growth", *Jinkougaku-Kenkyu* (人口学研究) Vol.25, pp.15-25.
- Momota M. (2000) "The Gender Gap, Fertility, Subsidies and Growth", *Economics Letters*

- Vol.69, pp.401-405.
- Yamada T., Yamada T. and Chaloupka F. (1987) "Using Aggregate Data to Estimate the Part-time and Full-time Work Behavior of Japanese Women", *Journal of Human Resources* Vol.22-4, pp.574-583.
- 安岡匡也(2006)「出生率と課税政策の関係」,『季刊社会保障研究』第42巻第1号, pp.80-90。
- 小塩隆士(2001)「育児支援・年金改革と出生率」,『季刊社会保障研究』第36巻第4号, pp. 535-546。
- 加藤久和(2001)『人口経済学入門』日本評論社。
- 厚生労働省(2006)「平成17年人口動態統計(確定数)の概況」http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei_05/index.html.
- 国立社会保障・人口問題研究所編(2002)『少子社会の子育て支援』東京大学出版会。
- 国立社会保障・人口問題研究所(2006)「平成16年度社会保障給付費 児童・家族関係給付費の推移」<http://www.ipss.go.jp/>.
- 駒村康平(1996)「保育需要の経済分析」,『季刊社会保障研究』第32巻第2号, pp.210-223。
- 総務省統計局(2006)「平成17年家計調査年報」<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2005np/index.htm>
- 内閣府(2005)『平成17年版少子化社会白書』。
- 内閣府(2006)『平成18年版少子化社会白書』。
- 内閣府(2006)『平成18年版経済財政白書』。
- 永瀬伸子(1999)『女性の就業、結婚と出産の決定要因—全国都市データを用いた実証分析』[『高齢社会における社会保障体制の再構築に関する理論研究事業の調査報告書II』], (財)長寿社会開発センター。
- 野村證券株式会社(2005)「第9回家計と子育て費用調査」<http://www.nomura.co.jp/introduc/csr/pdf/angel-9.pdf>.
- 山重慎二(2002)「第11章 保育所充実政策の効果と費用—家族・政府・市場による保育サービス供給の分析—」, 国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』東京大学出版会, pp.241-264。

(やすおか・まさや 神戸大学大学院 COE 研究員)

投稿（論文）

平成 16 年財政再計算のライフサイクル一般均衡分析 ——改革が経済を通じて年金財政の将来見通しに与える影響——

木 村 真

I はじめに

高齢化社会の本格化と予想される国民負担の増大を前に、年金問題に対する国民の関心が高まっている。先ごろ成立した 2004 年の年金改革では、際限のない負担の増加と制度の持続性に対して高まる不信感をいかに払拭するかが課題となった。その結果、最終的に①基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げ、②保険料の引上げスケジュールと上限の法定、③自動的な給付削減の仕組み（マクロ経済スライド）の導入、④最終的な積立金の保有水準を引下げる形での財政均衡、を主な内容とする改革となった。

従来、年金制度の改正にあたっては、厚生労働省が年金財政の将来見通しを示すことになっており、2004 年の改革においても『厚生年金・国民年金 平成 16 年財政再計算結果』（以下、財政再計算）として公表されている。特に今回は国民的な関心を呼んだこともあり、従来以上にさまざまな試算が示されている。また、研究者による分析も、北村・中嶋（2004）、川瀬ほか（2007）を始め、活発になされている。しかし、いずれも物価や賃金、利子率などの経済前提を外生的に与えた形での分析で、年金改革が経済に与える影響までは考慮されていない。そこで本稿では、経済主体の行動にミクロ的な裏づけがあり、かつ経済や各世代への影響を分析できる多世代重複ライフサイクル一般均衡モデルのシミュレーションによって、2004 年改革が経済を通じて年金の将来見通しに与える影響を分析する。

分析の特徴は主に 3 つある。第一に、2004 年改革のポイントである国庫負担引上げ、給付削減、積立金の保有水準引下げと保険料固定を一つのパッケージとして改革の効果を分析した点である。ライフサイクル一般均衡シミュレーションによってこれらを分析したものとしては、給付削減と積立金について本間・跡田・大竹（1988）、岩本（1990）、給付削減と国庫負担引上げについて上村（2001）、国庫負担引上げについて金子・中田・宮里（2003）、給付削減、国庫負担引上げと積立金について川出（2003）がある。しかし、いずれも 2004 年改革においては一部でしかない。

第二に、財政再計算と同じ経済前提を外生的に与えたときに、実質ベースで結果を再現できるモデルを分析に用いた点である。ライフサイクル一般均衡シミュレーションによって年金を分析する研究はこれまでにも数多くなされてきたが、政府の将来見通しと整合を図って分析を行ったものは、本稿が初めてである。

第三に、一般均衡モデルを使用して、2004 年改革が経済に与える影響だけでなく、さらにその経済から年金財政にフィードバックする影響を分析した点である。財政再計算では、改革が経済に与える影響までは考慮されていない。また、従来のような財政再計算との整合を図っていないシミュレーションでは経済に与える影響だけしかわからない。財政再計算の再現性を十分に有するモデルのシミュレーションによって初めて、改革が経済を通じて年金財政にはねかえってくる効果を分析できる。

本稿の構成は以下のとおりである。第 2 節では

モデルについて説明する。第3節ではシミュレーション方法やデータ・セット、パラメータの設定について、財政再計算の再現性を確認しながら解説する。第4節ではシミュレーション結果を示し、改革の効果を分析する。最後に、第5節で本稿の結論と残された課題について述べる。

II モデル

本稿では、家計・企業・政府からなる1財実物経済を扱った多世代重複ライフサイクル一般均衡モデルを分析に用いる。不確実性は存在せず、時間は離散的で1年を単位とする。

1 家計

家計部門は複数の世帯で構成され、各世帯には世帯主のほかに世帯主と同年齢の被扶養配偶者、世帯主の年齢に応じた数の子供がいると想定する¹⁾。このとき、世帯主が j 年生まれの s 歳の世帯数を N_s^j とし、世帯人員数を Men_s^j とする²⁾。各世帯の世帯主は23歳で労働市場に参入して59歳まで働き、60歳から引退生活をして81歳で死ぬと仮定する³⁾。このとき、世帯主が j 年生まれの s 歳の世帯は、以下の効用最大化問題に直面するものとする。

$$\max U(C_s^j, S_s^j) = \sum_{i=s}^{80} (1+\delta)^{-(i-s)} \frac{C_s^{j,1-\gamma^{-1}}}{1-\gamma^{-1}} + \beta (1+\delta)^{-(80-s)} \frac{S_{s0}^{j,1-\gamma^{-1}}}{1-\gamma^{-1}} \quad (1)$$

$$\text{s.t. } (1+\tau_i^c)C_s^j + S_s^j = \{1+(1-\tau^r)r_t\}S_{s-1}^j + A_{48}^j + (1-\tau_t^{ph}-\tau_t^{mh})w_t L_s^j - \tau_{s,t}^{y,i} \\ ; 23 \leq s \leq 59 \quad (2)$$

$$(1+\tau_i^c)C_s^j + S_s^j = \{1+(1-\tau^r)r_t\}S_{s-1}^j + (1-\tau^{lc})Z_s^j \\ ; 60 \leq s \leq 80 \quad (3)$$

ここで、 C は消費、 S は資産を表す。特に死亡後に残す資産 S_{s0} は遺産を表す。 δ は時間選好率、 γ は異時点間の代替の弾力性、 β は遺産のウェイント・パラメータである。すなわち、家計は残すこと自体から効用を得る遺産動機(joy of giving)

を持ち、時間に関して分離可能なライフサイクルの効用関数 U を最大化するように、通時的な予算制約のもとで消費と資産形成の意思決定を行う。

r は利子率、 w は賃金率で、予算制約は退職年齢である60歳を境に収入面で大きく2つに区分できる。60歳までの収入は、非弾力的な労働供給 L_s から得た労働所得と資産収入、遺産受取 A からなる。また遺産は、親世代が最終年齢時に残した資産を、33世代下の子世代が翌年(48歳)に利子とともに拿って受取るものとした⁴⁾。このとき遺産額と遺産受取額の関係は次式で表せる。

$$A_{48}^j N_{48}^j = \{1+(1-\tau^r)r_t\} S_{s0}^{j-33} N_{s0}^{j-33} \quad (4)$$

一方、60歳以降の収入は年金給付 Z と資産収入からなる。年金については、現行制度のうち老齢厚生年金と、同年金の受給者およびその配偶者に関する老齢基礎年金を対象とする。年金の支給開始年齢は、老齢基礎年金が65歳、老齢厚生年金が60歳である。ただし、老齢厚生年金については、60歳から64歳までの特別支給の制度が2001年度より段階的に廃止され、最終的に65歳まで支給開始年齢が引き上げられることになっている。これにより、世代によって年金給付の支給開始年齢は異なる⁵⁾。

各世帯の給付額 Z は、世帯主の老齢厚生年金と世帯主と配偶者の2人分の老齢基礎年金 $KISO$ からなる。このうち老齢厚生年金については、総報酬の生涯累計に生年別の給付乗率 θ^j を乗じて計算した報酬比例部分と、世代によってはこれに特別支給の定額部分 $TEIGAKU_s^j$ を足した合計が給付額となる⁶⁾。以上を定式化したものが次式である。

$$Z_s^j = \left(\theta^j \sum_{s=23}^{59} w_t L_s^j + TEIGAKU_s^j \right) + KISO \times 2 \quad (5)$$

ただし、65歳以降については、(5)式で給付額を計算せずに65歳時の給付額が80歳まで維持されるものとする(既裁定年金の物価スライドによる年金改定)。

家計にはさらに租税公課として、労働所得税 τ^y 、利子所得税(税率 τ^r)、消費税およびその他の間接

税（税率 τ^c ）、年金保険料（雇用者負担分、料率 τ^{ph} ）、医療保険料（雇用者負担分、料率 τ^{mh} ）、介護保険料（料率 τ^{lc} ）が課される。ただし、介護保険は、簡単化のために65歳以降の制度とし、64歳までの保険料率はゼロとしている。また労働所得税については、保険料控除後の労働所得に実際の税制を適用して税額が計算される。

以上の最大化問題を各世代について解き、消費と遺産に関するオイラー方程式を導出し、生涯予算制約を用いて消費と資産形成の水準を決定する。解くにあたり、家計は、政策変数については政府が発表した見通しに沿って予想するものの、将来の価格に対しては次式のように近視眼的な期待形成をすると仮定した⁷⁾。

$$w_t = E(w_{t+1}) = E(w_{t+2}) = \dots,$$

$$r_t = E(r_{t+1}) = E(r_{t+2}) = \dots$$

こうして最適化問題を解き、最終的に次式のように資産と労働供給を集計したものが、それぞれ資本市場と労働市場への家計からの総供給量となる。

$$\cdot \text{総資産} : KS_t = \sum_{s=23}^{80} S_s^{t-s+1} N_s^{t-s+1} \quad (6)$$

$$\cdot \text{総労働供給} : LS_t = \sum_{s=23}^{59} L_s^{t-s+1} N_s^{t-s+1} \quad (7)$$

2 企業

企業の生産技術は、一次同次のコブ・ダグラス型に特定化する。

$$Q_t = \phi_t (LD_t)^\alpha (KD_t)^{1-\alpha} \quad (8)$$

ここで Q は総生産、 LD は総労働需要、 KD は総民間資本需要、 ϕ は全要素生産性(TFP)、 α は労働分配率を表す。

企業は、労働に対し賃金と社会保険料（雇用主負担分）を、また資本に対してレンタル料と資本税（法人税）をそれぞれ支払う。雇用主負担分の年金保険料率と医療保険料率をそれぞれ τ_t^{pf} と τ_t^{mf} 、資本税率を τ^k 、資本減耗率を η とすると、企業の利潤最大化問題は次式で表せる。

$$\max \Pi_t = Q_t - (1 + \tau_t^{pf} + \tau_t^{mf}) w_t LD_t - \{(1 + \tau^k) r_t + \eta\} KD_t \quad (9)$$

これを解いて、総労働需要と総民間資本需要を導出する。

3 政府

政府は、社会保障部門と一般会計部門で構成される。

(1) 社会保障部門

社会保障部門には年金・医療・介護の3つの会計がある。年金会計では、保険料収入と積立金の運用収入、国庫負担を財源に給付を行い、収入が給付より多い場合は積立金を積み増し、逆に少ない場合は取り崩す。医療保険、介護保険の両会計では、給付を保険料収入でまかない、不足分を公費で補填する。なお、医療と介護の給付は、家計の正常な日常活動を支えるために必要な政府支出であるとした。その際、医療給付については、基準年以降の年齢別1人当たり医療給付 m_s が賃金上昇とともに増加すると仮定した。また、介護給付については、世帯当たり給付を h^1 (65~74歳)と h^2 (75~80歳)に分け、医療と同様に賃金上昇とともに増加すると仮定した。各会計の予算制約は次のようにまとめられる。

【年金会計】

$$\cdot \text{予算制約} : F_{t+1} = (1 + r_t) F_t + GS_t + P_t - AZ_t \quad (10)$$

$$\cdot \text{給付総額} : AZ_t = \sum_{s=60}^{80} Z_s^{t-s+1} N_s^{t-s+1} \quad (11)$$

$$\cdot \text{保険料収入} : P_t = \tau_t^{pf} w_t LD_t + \tau_t^{ph} w_t LS_t \quad (12)$$

$$\cdot \text{国庫負担} : GS_t = \mu_t \sum_{s=65}^{80} N_s^{t-s+1} KISO \times 2 + \bar{r} F_t \quad (13)$$

【医療保険会計】

$$\cdot \text{予算制約} : AM_t = PM_t + GM_t \quad (14)$$

$$\cdot \text{給付総額} : AM_t = \sum_{s=23}^{80} m_s M_t N_s^{t-s+1} \quad (15)$$

$$\cdot \text{保険料収入} : PM_t = \tau_t^{mf} w_t LD_t + \tau_t^{mh} w_t LS_t \quad (16)$$

【介護保険会計】

$$\cdot \text{予算制約} : AH_t = PH_t + GH_t \quad (17)$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{給付総額} : AH_t &= \sum_{s=65}^{74} h^1 N_s^{t-s+1} \\ &\quad + \sum_{s=75}^{80} h^2 N_s^{t-s+1} \end{aligned} \quad (18)$$

$$\cdot \text{保険料収入} : PH_t = \tau^{lc} \cdot AZ_t \quad (19)$$

ここで, F は年金積立金残高, μ は基礎年金国庫負担割合である。また, \bar{r} は運用利回りと市場利子率の差で, 本稿ではこれを国庫負担により補填すると仮定する。 GM は医療公費負担, GH は介護公費負担を表す。

(2) 一般会計部門

一般会計の予算制約は, B を公債残高, G を政府現実最終消費, T を総税収（労働所得税, 消費税およびその他の間接税, 利子所得税, 資本税の合計）とすると, 次式で表せる。

$$B_{t+1} = (1+r_t)B_t + G_t + (GS_t + GM_t + GH_t) - T_t \quad (20)$$

$$T_t = \sum_{s=23}^{80} \tau_{s,t}^{y,t-s+1} N_s^{t-s+1} + \tau_t^c \sum_{s=23}^{80} C_s^{t-s+1} N_s^{t-s+1} + \tau_t^r r_t K S_t + \tau_t^k r_t K D_t \quad (21)$$

4 市場均衡

財市場, 資本市場, 労働市場の各市場均衡は次式で表される。なお総資産については, 前年度末の残高が今年度の資本市場に供給される。

$$\begin{aligned} \cdot \text{財市場} : Q_t &= \sum_{s=23}^{80} C_s^{t-s+1} N_s^{t-s+1} \\ &\quad + \{KD_{t+1} - (1-\eta)KD_t\} \\ &\quad + G_t + AM_t + AH_t \end{aligned} \quad (22)$$

$$\cdot \text{資本市場} : KS_{t-1} + F_t = KD_t + B_t \quad (23)$$

$$\cdot \text{労働市場} : LD_t = LS_t \quad (24)$$

III シミュレーションの方法と設定

本稿のシミュレーションでは, 木村・北浦・橋本(2004)と同じく, メリル・アルゴリズムを用いて市場均衡を毎期計算し, 解として求まったストック変数を次期に引き渡すということを設定期間繰り返す方式を採用した⁸⁾。この計算方式の特徴は, 家計が最適化問題を毎期解きなおすため, 期待の変化を外生的に与えられる点にある。これに

より, 家計の将来予想が2004年からの政府の新たな見解に応じて変化することを分析に織りこめる。

この方式でシミュレーションするには, 基準年の市場均衡が現実の値と整合するようなデータ・セットとパラメータの設定をする必要がある。加えて, 本稿では財政再計算と同じ経済前提を外生的に与えたときにその結果を再現できるよう調整が必要である。

以下では, まず分析を通じて共通な基準年の均衡, データ・セット, パラメータの設定について述べる⁹⁾。次いでシミュレーションを行うケースの内容と設定, そのケースに関する財政再計算での結果と本稿のモデルによる再現性について確認する。

1 基準年(2001年度)の均衡

データ・セットとパラメータの設定にあたり, 基準年(2001年度)の均衡を決める必要がある。本稿では, 『国民経済計算年報(平成15年版)』(以下, SNA)をモデルの設定に合わせて加工し, その経済状態をカリブレーションによって再現できるようにした¹⁰⁾。その際, 均衡での賃金率を1に基準化し, 利子率は前年度末公債残高に対する公債利払い費の比率をとって2.438%とした。表1は, その基準均衡の経済状態をまとめたものである。

2 データ・セット

(1) 人口

人口データは, 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(平成14年1月推計)』の中位推計をもとにモデルの設定に合うように加工し, 最終的に財政再計算の被用者年金の被保険者数, 受給者数の推移に合うように調整した。その際, 各世帯の世帯人員数については, 国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計』をもとに毎年の世帯主年齢別世帯人員数のデータを作成した¹¹⁾。最終的には図1のようになった。

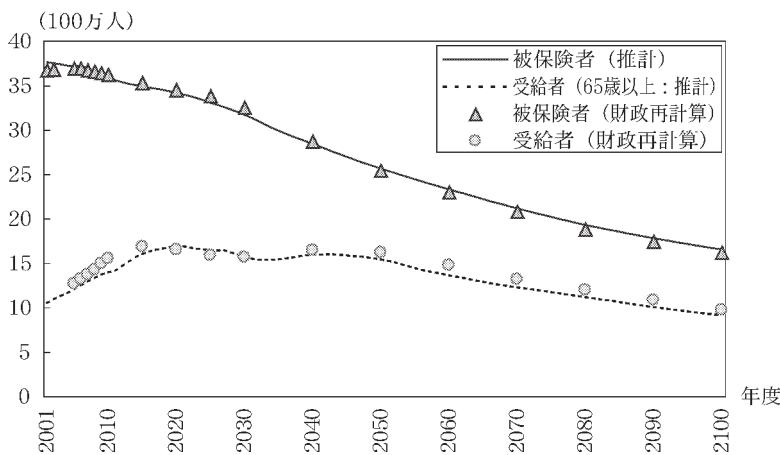
(2) マクロ・データ

シミュレーションに必要なマクロ・データは, 年金積立金, 公債残高, 政府現実最終消費である。年金積立金は厚生労働省『公的年金財政状況報告

表1 基準年（2001年度）の均衡

(兆円)

<フロー>		<ストック>			
総生産	Y	498.4	家計資産残高	KS	3,287.8
民間最終消費支出	ΣCN	278.1	積立金残高(前年度)	F	235.4
政府最終消費支出	G+AM+AH	107.7	民間資本ストック	KD	2,877.4
総固定資本形成		112.6	公債残高(前年度)	B	645.9
うち固定資本減耗	η KD	98.6			
<政府>					
(一般会計)		(年金会計)			
政府現実最終消費	G	78.0	年金給付総額	AZ	38.7
国庫・公費負担	GM+GH+GS	17.5	年金保険料収入	P	30.1
公債利払い費	rB	15.7	運用収入	rF	5.7
総税収	T	82.0	年金国庫負担	GS	6.1
労働所得税収	$\Sigma \tau^y N$	21.8	(医療保険/介護保険会計)		
消費課税税収	$\tau^c \Sigma CN$	38.3	医療給付総額	AM	25.6
資本税収	$\tau^k rKD$	15.7	医療保険料収入	PM	16.4
利子所得税収	$\tau^r rKD$	6.3	介護給付総額	AH	4.2
			介護保険料収入	PH	1.9



出所) 厚生労働省年金局数理課『厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果』。

図1 受給者数と被保険者数の推移

一平成13年度一より厚生年金、国民年金、各共済組合を集計した。公債残高は財務省「我が国の1970年度以降の長期債務残高の推移、及び対GDP比」の「国及び地方の債務残高」を使用した。政府現実最終消費は、社会資本を考慮していないモデル設定に合わせて、SNAの公的純固定資本形成とその他の移転支出を加えた。いずれも基準均衡の設定時に必要となるもので、それぞれの値は表1の通りである。

(3) ミクロ・データ

家計に関するミクロ・データとして必要なものは、年齢別の労働供給量、基準年における資産残高、社会保障給付である。年齢別の労働供給量は、基準年以後も変わらないものとし、『家計調査年報(平成13年)』(以下『家計調査』)の「世帯主収入」を年齢別に加工し、基準均衡のマクロ・データに合うように調整したものを使用した。世代別の資産残高には、『平成12年貯蓄動向調査報告』の「貯

蓄現在高－負債現在高」を年齢別に加工し、マクロの総資産残高と一致するように調整したものを使用した。

老齢基礎年金は、1人当たり満額で80万4200円だが、国民年金の第1号被保険者や特別国庫負担の分を考えて実際の国庫負担額にあうように補正し、82万3248円とした。

老齢厚生年金は、(5)式のように報酬比例部分と特別支給の定額部分に分けられる。このうち報酬比例部分の計算に必要な過去の所得累計額のデータについては、各年版の『家計調査』の勤労者世帯・世帯主年齢階級別のデータよりコーホート・データを作成して用いた。その際、総報酬制導入以前の計算には「定期収入」を用い、移行後の計算には「世帯主収入」(労働供給量)を用いた。報酬比例部分の生年別給付乗率と特別支給の定額部分については、基準均衡だけでなく将来の財政収支が財政再計算と合うように調整した¹²⁾。

医療給付については、『国民医療費』(平成13年)より年齢階級別の1人当たり給付費を求めた。その際、22歳以下の医療費については世帯人員数によって各世帯に割り振った。介護給付については、『介護保険事業状況報告年報(平成13年度)』より65歳以上75歳未満と75歳以上に分けて1人当たり給付費を求め、夫婦2人が給付されるとした。そして医療、介護ともにマクロ・データに合うよ

うに補正した。

3 パラメータ

パラメータは、基本的に上で述べたデータ・セットをもとに、基準均衡を実現するように設定した。表2はその設定をまとめたものである。

代替の弾力性と時間選好率は、上村(2002)のサーベイを参考にした。遺産動機の強さを表すパラメータは、基準均衡のマクロの消費と貯蓄にあうように設定した¹³⁾。全要素生産性の上昇率は、財政再計算の標準ケースの設定を使用した。財政再計算では、外生的な経済前提を設定する際に、本稿と同じく一次同次のコブ・ダグラス型生産関数を使用しており、そのパラメータは労働分配率0.627、資本減耗率0.082となっている。本稿と比べて資本減耗率の違いが大きいが、これは民間資本のデータについて、財政再計算ではSNAの有形固定資産を用いているのに対し、本稿は基準均衡から求めたものであり、その規模がほぼSNAの非金融資産に相当するためである。

年金保険料率は、2003年度までは表2で示した厚生労働省「新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響について」にある保険料率の将来見通しを用い、2004年度以降は後述する財政再計算の改革前後の2つの将来見通しを用いた¹⁴⁾。

本稿のモデルでは、国庫負担によって市場利子

表2 パラメータ設定

効用関数		政府	
代替の弾力性	γ	0.9	(税率)
時間選好率	δ	-0.02	消費課税率※1 τ^c 13.76%
遺産のウェイト	β	1.128	資本税率 τ^k 22.39%
生産関数		利子所得税率 τ^r 7.84% (保険料率)	
労働分配率	α	0.62985	年金保険料率※2 $\tau^{ph} + \tau^{pf}$
全要素生産性(TFP)	ϕ	0.73239	2001・02年度※3 17.35%
上昇率(～2007年度)		0.2%	2003年度 13.58%
上昇率(2008年度～)		0.7%	2004年度～(5年おきに) +1.92%
資本減耗率	η	0.0343	医療保険料率※4 $\tau^{mh} + \tau^{mf}$ 5.64%
			介護保険料率 τ^{lc} 6.16%

注) ※1 2008年度までの税率。その他の間接税を含む(うち消費税率5%)。

※2 2003年度までの設定。2004年度以降は財政再計算の設定に従う。労使の負担割合は折半。

※3 標準報酬に対する保険料率。他に特別保険料率1%が課せられる。

※4 労使の負担割合は、雇主：雇用者=56.63:43.37。

率に一定率を上乗せしたものを年金積立金の運用利回りとしている。この一定率については、2003年度までは実績値を用い、それ以降は財政再計算と同じく2008年度までは0.2%、2009年度以降は0.25%とした。

パラメータではないが、表2に示した以外の税として労働所得税がある。労働所得税は、所得税と個人住民税の合計で、家計所得に実際の税制を適用して計算し、基準均衡のマクロの値と合うように調整係数を乗じる。税制は平成13年度税制を基本に個人所得課税に関する税制改革を平成18年度分まで織り込み、以降はそのままと仮定した¹⁵⁾。

4 平成16年財政再計算の再現性とシミュレーションの設定

平成16年財政再計算には、2004年改革を行った場合と行わなかった場合（改革前）の2ケースの財政見通しが示されており、本稿でもこの2ケースをシミュレーションする。期間は2001年度から2100年度までである。表3は各ケースの要点をまとめたものである。

本稿のモデルは、表2の経済前提を外生的に与えて両ケースをシミュレーションしたときに、財政再計算の結果を再現できるようになっている¹⁶⁾。図2は、財政再計算と再現シミュレーションの結果を積立度合で比較したもので、その十分な再現性を確認できる¹⁷⁾。

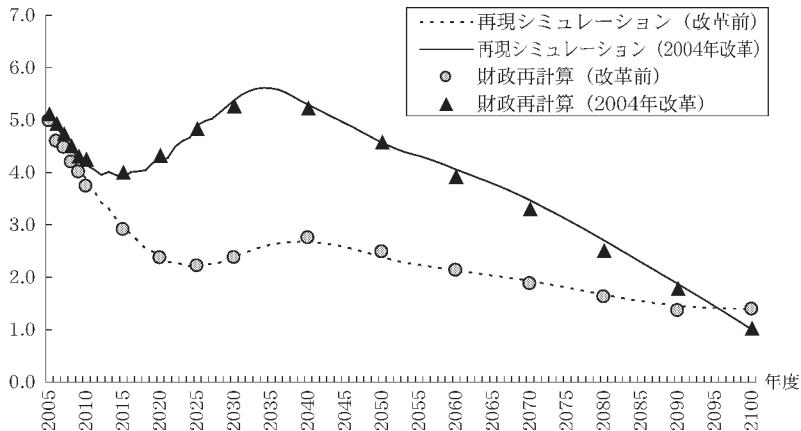
一般均衡シミュレーションでは、2004年度から表3の保険料率、給付水準、基礎年金国庫負担割合の設定に従って計算を行う。また、表3のほかにも政府の歳出と歳入にいくつかの前提を置いた。まず政府現実最終消費について、2005年度までは国と地方を純計した歳出の伸び率の実績を使用した。2006年度以降は「骨太の方針2006」を参考に、2011年度のプライマリーバランス達成に要する財源のうち7割を歳出削減により対応することとし、対前年度比-1.07%の歳出削減を2011年度まで行った。2012年度以降は、世帯当たりの政府支出を2011年度の水準で一定とした¹⁸⁾。

一方、歳入については、2004年改革において2009年度の国庫負担引上げの財源を消費税の抜本的改革によって対応することが明記されている。また「骨太の方針2006」では、2011年度のプライマリーバランス達成に要する財源のうち3割を歳入改革により確保する方針が示されている。そこで、2004年改革ケースでは、これらに必要な財源として2009年度に消費税率を3%引上げて8%とした¹⁹⁾。そして、2009年度以降は、均衡解が発散することを避けるために、1回の最大増税幅を3%として5年おきに増税し、2100年度の公債残高の対GDP比がおおむね1となるように最終的な消費税率の水準を決定した。その結果、消費税率は2014年度に11%、2019年度に11.7%となった。一方、改革前ケースの税率設定は、この2004年改革ケースの設

表3 財政再計算における改革前後の設定

ケース	改革前	2004年改革
保険料率 (厚生年金)	2005年～2038年： 毎年0.354%ずつ25.9%まで引上げ	2005年～2017年： 毎年0.354%ずつ18.3%まで引上げ
給付水準	給付削減せず	2005年～2023年： マクロ経済スライドによる給付削減 (給付額=通常分×スライド調整率)※
基礎年金国庫負担割合	1/3	～2004年：1/3 2005年～2008年：1/3+11/1000 2009年～：1/2
財政均衡	永久均衡方式 (2100年の積立度合1.4)	有限均衡方式 (2100年の積立度合1)
経済前提	〔実質賃金上昇率〕～2003年：実績値、20004年～2008年：0.8%，2009年～：1.1% 〔実質運用利回り〕～2003年：実績値、20004年～2008年：1.1%，2009年～：2.2%	

注) ※スライド調整率=被保険者数の減少率(3年平均)+平均余命の伸び率(0.3%)。



注) 1) 財政再計算（改革前）は、厚生年金と国民年金の合計。
 2) 財政再計算（2004年改革）は、厚生年金、国民年金、国家公務員共済、地方公務員共済の合計。
 3) 積立度合=前年度末積立金残高/給付費。

出所) 厚生労働省年金局数理課『厚生年金・国民年金 平成16年財政再計算結果』。
 国家公務員共済組合連合会年金企画部「財政再計算結果について」。

図2 財政再計算と再現シミュレーションの比較（積立度合）

定から国庫負担引上げに要した分を引いたものとした。

IV シミュレーション分析

1 2004年年金改革の効果（一般均衡分析）

図3は、マクロ経済に関する一般均衡シミュレーションの結果を示したものである。

2004年改革の主要な改革は、マクロ経済スライドの適用と保険料引上げの開始(2005年)，国庫負担割合の2分の1への引上げ(2009年)，保険料率の固定(2017年)，マクロ経済スライドの適用終了(2023年)の順番に実施される。このうち，保険料については上限を除いて改革前後で同じなので，マクロ経済スライド，国庫負担引上げ，保険料固定の順に改革前後の影響の差が生じる。

まず、2004年の改革発表を受けて、家計はマクロ経済スライドによる将来の年金額の減少に備えて総消費を減らし、貯蓄を増加させる。さらに2005年からのマクロ経済スライドの適用によって年金財政が好転し、改革前よりも積立金の水準が増加する。続く2009年の国庫負担引上げで年金の積立

金はさらに増加し、また引上げに伴う消費税の増税により、家計はさらに消費を減らして貯蓄を増やす。こうした貯蓄や年金積立金の増加は、投資、資本ストックの増加につながり、後年度のGDPの上昇と利子率の低下をもたらす。

しかし、年金の積立金は、2017年の保険料固定、2023年のマクロ経済スライド適用終了により徐々に増加の速度を落とし、やがて改革前よりも積立金の取り崩しが多くなる。また、家計の消費は保険料固定の効果により徐々に増加し始め、シミュレーションでは2052年に改革前の水準を上回る。さらに、それまでに増加した資本ストックの影響で固定資本減耗が増加していく。そして2075年頃にネットの投資が改革前とほぼ同じ水準に戻り、投資率引型のGDP増加が終わることになる。

以上から、2004年改革には一時的に投資率引型の成長を促す効果があるといえる。

2 改革が経済を通じて年金財政に及ぼす影響

財政再計算では、改革前後の年金の財政見通しを共通の経済前提のもとで推計している。しかし、一般均衡のフレームワークでは、改革が賃金上昇

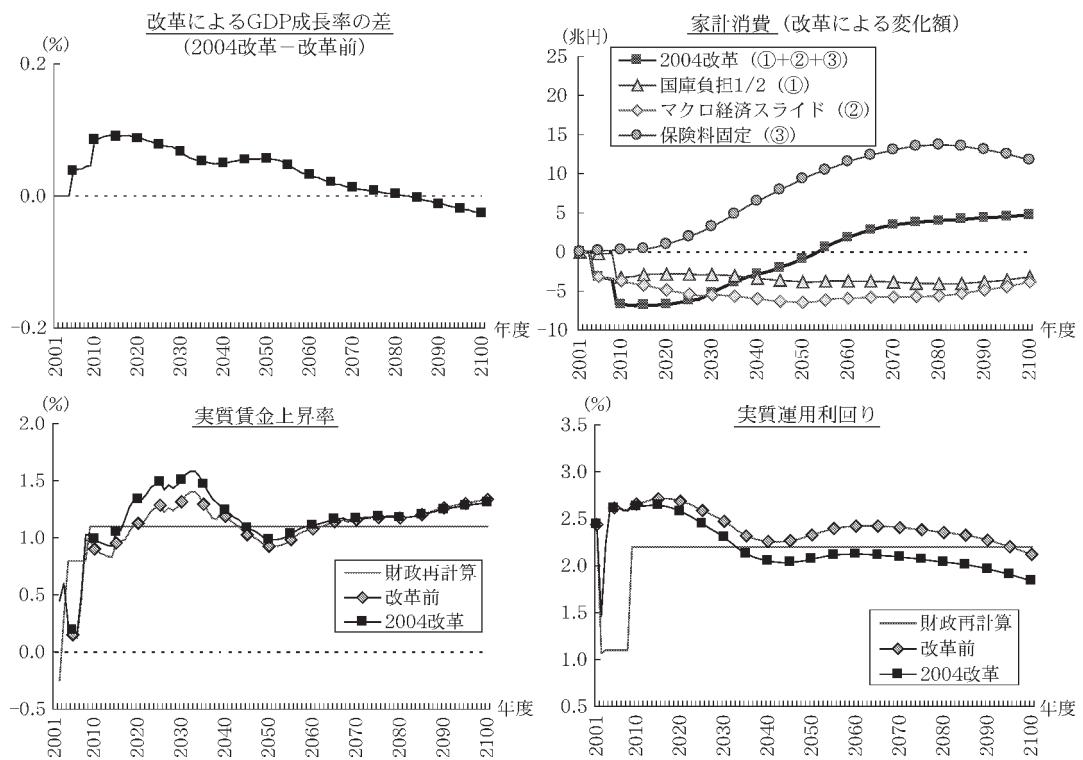


図3 一般均衡シミュレーションの結果

と利回りの低下をもたらすため、改革前後で経済前提が異なることになる。

図4は、このような改革の一般均衡効果の年金財政への影響を見たものである。左図は一般均衡シミュレーションの改革前後の結果を示したもので、右図は財政再計算の経済前提に一般均衡シミュレーションにおける賃金上昇率の上昇幅と利回りの低下幅を加えて積立度合を推計したものである。

財政再計算の経済前提は、2008年度まで内閣府「改革と展望—2003年度改定 参考資料」の結果を用い、2009年度以降の推計に生産関数を使用している。そのため、図3のように一般均衡シミュレーションと異なり、2008年度まで実質運用利回りが低くなっている。右図は、このような利回りの推移の違いによって結果が変わるかどうかを確認するためのものである。

図から明らかなように、本稿の一般均衡シミュレーションでは、改革前の2100年度の積立度合は

5.54、改革後は3.54となった。また、財政再計算の経済前提に一般均衡効果を反映させて推計した場合、改革前の2100年度の積立度合は1.4、改革後は-0.62となった。したがって、一般均衡効果を考えた場合には、共通の経済前提で推計した場合（財政再計算）に比べて積立度合の差が拡大することが分かる。これは、財政再計算の経済前提が改革前を想定したもので、これに一般均衡効果を考えた場合、積立度合が2004年改革で決めた財政均衡の水準を大きく割り込むことを意味する。

こうした結果をもたらした要因を明らかにするため、図には改革前後の結果とともに、改革後の経済前提を改革前のものと一部入れ替えた場合の結果が示してある。改革の一般均衡効果のうち賃金上昇の影響は、改革前ケースの経済前提で改革後の積立度合を推計したものと、賃金上昇率だけ改革後のものに入れ替えて推計したものと比較することで分かる。一方、利回り低下の影響は、賃

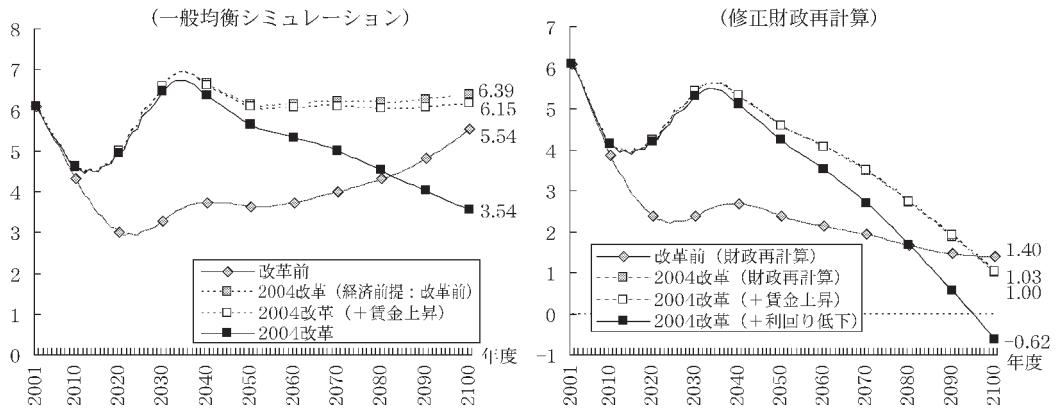


図4 積立度合の推移

金上昇率だけ改革後のものに入れ替えて推計したものと改革後ケースを比較することで分かる。図より、積立度合の差を拡大させた要因としては、賃金上昇よりも利回りの低下が大きく影響していることが分かる²⁰⁾。

V むすび

本稿では、ライフサイクル一般均衡モデルのシミュレーションにより、2004年の年金改革が経済、および年金財政に与える影響を分析した。分析の特徴は、平成16年財政再計算の再現性を十分に有するモデルを使用して、改革が経済に与える影響だけでなく、経済から年金財政にフィードバックする効果についても分析した点である。本稿の分析で得られた結果は次のようにまとめることができる。

第一に、一般均衡分析においては、2004年改革は投資率引型の経済成長をもたらす。国庫負担割合の引上げに伴う消費税の増税と、マクロ経済スライドによる将来の年金額の減少に備えて、家計は消費を抑制して貯蓄を増加させる。また、給付削減によって年金財政が安定化し、積立金が増加する。こうした貯蓄や年金積立金の増加が、投資、資本ストックの増加につながり、後年度のGDPおよび賃金の上昇と利子率の低下をもたらす。

第二に、年金財政の見通しについて、財政再計

算のように改革前後で共通の経済前提のもとでの推計に比べ、一般均衡効果を考慮した推計は、賃金上昇の影響よりも利回りの低下が大きく影響して、改革前後の最終的な積立度合の差が拡大する。したがって、仮に財政再計算の経済前提が改革前を想定したものであった場合には、財政再計算の改革後の見通しは、改革が経済に与える影響を考えると甘い可能性がある。

最後に、本稿の分析の問題点と残された課題について述べる。第一に、本稿のモデルでは家計の寿命が決まっているため、人口データについて複雑な加工が必要であったり、Joy of giving型の遺産動機を仮定したりしなければならなかった。寿命に不確実性を導入すれば、人口データの加工がより容易になり、遺産についても特別な動機を必要とせずにより自然な形で導入することが可能となろう。第二に、家計の期待形成については完全予見ではなく、価格について近視眼的であると仮定した。完全予見であれば、期間の途中で年金改革のような政策変更が行われたとしても、家計はそれをすべて予見し、またその結果生じる経済状態をも予測して行動するため、初期時点の均衡が改革前後で異なることになる。本稿では改革の影響を比較するのに、こうした問題の回避と分析の簡便性を考慮して、政策変数については一定の範囲で予測するが、賃金上昇率や利子率については近視眼的であると仮定した。しかし、先行研究の

多くが完全予見を仮定していることからも、この点の拡張が望まれよう。以上の問題点については、今後の課題としたい。

付録

本稿の一般均衡シミュレーションでは、改革の結果、GDP成長と保険料固定による所得税と消費税の増収、利子率の低下による公債利払い費の減少の効果が、給付削減と利子率の低下による消費税と利子所得税の減収を上回り、2100年度の公債残高対GDP比が1.69から1.05に低下する。このように債務残高対GDP比が改革前後で異なるのは、年金改革の影響を比較するために、改革に直接関連しない政策については共通としたためである。

しかし、比較の基準を共通の政策ではなく共通の財政規律とした場合について確かめることも重要であろう。そこで、改革前の最終目標とする債務残高の対GDP比を改革後と同一とし、必要な財源を2009年度以降の消費税に一律上乗せする形で推計した。その結果、新たに必要な消費税率は0.88%で、改革前の積立度合は5.54から5.09に低下したが、本稿の結果に大きな影響を与えるほどではなかった。

ただし、財政再建を進めた場合に年金財政が悪化するという結果は重要である。一般均衡のフレームワークでは、財政再建を進めると資本市場における民間資本ストックの比率が高まり、利子率が下がる。その結果、積立金の運用収入が低下して年金財政が悪化する。つまり、一般会計の財政状態が悪く高金利である方が年金財政にとっては良いことになる。日本銀行『資金循環統計』によると、2005年度末におけるわが国の公的年金の資産残高は223.9兆円で、そのうち55%を財政融資資金預託金(62.0兆円)、国債・財融債(58.9兆円)、地方債(2.1兆円)が占めている。このように公的年金の資金運用において公債のウェイトが高いわが国においては、年金財政の持続性を考える上でその金利動向を無視できない。一方、わが国の財政は多額の債務を抱えており、財政再建を進めることは不可避である。この結果は、政府全体の財

政運営において、年金財政の安定化と財政再建に二律背反する側面があるということを示唆している。

(平成18年12月投稿受理)

(平成19年5月採用決定)

付記

本稿は、2004年第61回日本財政学会で発表し、(財)関西社会経済研究所ディスカッションペーパーとして公表された北浦・木村(2007)を大幅に加筆修正したものである。学会では討論者の吉田浩教授(東北大学)ならびにフロアから有益なコメントを頂いた。本稿の作成にあたっては、北浦義朗研究員((財)関西社会経済研究所)より数多くの助言を頂いた。また、本誌レフェリーからは本稿の改善に有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

注

- 1) 本稿では「世帯」の集合ないし「世帯」一般を、「家計部門」もしくは単に「家計」とよぶ。本稿では、①消費と貯蓄の意思決定が一般に世帯単位で行われること、②わが国の家計に関する統計が世帯単位で把握されていること、③わが国の所得税制、年金制度は世帯単位で設計されたものであり、個人単位にした場合、被用者の被扶養配偶者(第3号被保険者)を無視するか、国民年金受給者となった段階で経済に登場させるようなモデルとなること、などから家計部門を世帯単位で分析することとした。なお、世帯の構成については、世帯主年齢別の世帯人員数を将来にわたり外生的に与えた(第3節2項を参照)。
- 2) このときの年次を t 年とすると、 $t=j+s$ で表せる。
- 3) 本稿のモデルでは、寿命の不確実性がないために年齢を通じて人口を一定とする必要があることから、平均寿命の男女平均(2001年で81.4歳)を参考に81歳に死亡すると仮定した。死亡時期が全世代で共通のため、ミクロベースでは年金の受給期間が延びるなどの長寿化の影響が捨象されることになるが、第3節2項で述べるように被用者年金の被保険者数・受給者数を財政再計算とほぼ同じになるように調整しており、マクロベースでは長寿化による高齢者の増加が反映されている。
- 4) 『日本の将来推計人口(平成14年1月推計)』

- の中位推計の平均出生年齢が将来にわたって約31歳となっていることと、『人口動態統計(平成15年)』により男女の初婚年齢差が約1.8であることから、33世代離れた親子関係を仮定した。
- 5) 支給開始年齢は男女で異なるが、本稿では男性の場合に従つた。
 - 6) ただし、2003年度の総報酬制移行までは、労働供給 L_s を標準報酬部分 \bar{L}_s とそれ以外に分け、給付乗率も標準報酬累計に対する乗率 $\bar{\theta}^j$ を用いている。また、生涯累計は過去の総報酬ないし標準報酬を再評価して計算している。
 - 7) 先行研究の多くは完全予見を仮定しているが、本稿ではシミュレーション期間を財政再計算と同じに限定していることもあり、近視眼的な期待形成を採用した。なお、近視眼的な期待形成を前提とする先行研究に、本間・跡田・大竹(1988)、橋本(1998)、小塩(1999)、木村・北浦・橋本(2004)がある。完全予見との影響の違いについては、Simonovits(2003)、上村(2004)を参照のこと。
 - 8) メリル・アルゴリズムについては、Shoven and Whally(1992)を参照のこと。
 - 9) データの作成方法などの詳細については、木村(2007)を参照のこと。
 - 10) 主な加工のポイントとして、海外部門を扱っていないモデル設定に合わせるため、国内総生産(GDP)は分配面からみたときの統計上の不突合を除いた規模とした。そして、純輸出と不突合を相殺して残った部分を家計現実最終消費に加えた。また、「生産・輸入品に課される税から補助金を控除したもの」は消費課税とした。
 - 11) 『日本の世帯数の将来推計』では2020年までしか推計されていないため、それ以降の世帯主年齢別の世帯人員数は2020年の設定で固定した。したがって、2020年までは未婚者の増加や少子化の世帯人員数への影響が考慮されているが、それ以降では世帯人員数が過大となっている可能性がある。また、女性の労働力率の上昇によって被用者年金を受給する配偶者が増加するとみられるが、それらが本稿では世帯主としてカウントされ、基礎年金のみを受給する配偶者数を過大推計している可能性がある。
 - 12) 具体的には、標準報酬累計と総報酬累計の給付乗率にそれぞれ1.240と1.218の調整係数を乗じた。特別支給の定額部分には、満額(1676円×444か月分)に0.404を乗じた。
 - 13) 本稿の値で基準年の利子率が生涯続くものとしてライフサイクルの効用最大化問題を解くと、遺産額は1世帯当たり1808万円となる。実証研究では、ホリオカほか(2002)が1546万円、中野・福重(2003)が2087万円から6154万円としており、許容範囲であるといえる。
 - 14) ただし、保険料率には、マクロの数字と合うように調整係数0.737を乗じている。

- 15) 老年者控除の廃止(平成16年度税制改正)と定率減税の縮小・廃止(平成17・18年度税制改正)は、2004年改革の国庫負担割合引上げの財源としてなされたものであるが、同期間中の国庫負担割合の引上げが小幅であることと分析の簡単化を考えて、シミュレーションを通じて共通の設定とした。
 - 16) マクロ経済スライドのスライド調整率も調整している。具体的には、財政再計算で用いられた毎年のスライド調整率に0.754を乗じた。
 - 17) データがないために財政再計算(改革前)には共済が含まれていないが、財政再計算(2004年改革)を見るかぎり大きな差はない。
 - 18) 2100年度までの平均で毎年-0.75%の削減に相当する。
 - 19) シミュレーションにより、国庫負担引上げには1.375%程度、プライマリーバランス達成にはこれに0.7%程度上積みして2.1%程度の消費税率の引上げが必要であることが分かった。これを受け、引上げ幅を3%とした。
 - 20) 一般均衡シミュレーションで改革後の経済前提を改革前のものにした場合、財政再計算とは逆に改革後の財政状況が良くなる。これは、一般均衡シミュレーションの方が財政再計算よりも利回りが高く、2004年の改革における保険料上限制達後の積立金の取り崩しが高く割引かれるためである。
- また、賃金上昇の影響が一般均衡シミュレーションと修正財政再計算で逆になっているが、これも利回りの推移の違いによるものである。保険料が賃金比例であるのに対し、65歳以降の給付が賃金で改定されないため、賃金上昇によりフローの年金財政収支は改善される。ただし、新規裁定の給付には賃金上昇が反映されるため、その影響はわずかである。徐々に利回りが低下する一般均衡シミュレーションでは、この賃金上昇の影響が財政再計算に比べて高く割引かれるため、最終的に財政状況が悪化している。

参考文献

- 岩本康志(1990)「年金政策と遺産行動」、『季刊社会保障研究』第25巻、第4号、pp.388-411。
- 上村敏之(2001)「公的年金の縮小と国庫負担の経済厚生分析」、『日本経済研究』第42巻、pp.205-227。
- (2002)「社会保障のライフサイクル一般均衡分析:モデル・手法・展望」、『経済論集(東洋大学)』第28巻、第1号、pp.15-36。
- (2004)「少子高齢化社会における公的年金改革と期待形成の経済厚生分析」、『国民経済』No.167、pp.1-17。
- 小塩隆士(1999)「年金民営化の経済厚生分析」、『日本経済研究』第38号、pp.1-20。
- 金子能宏・中田大悟・宮里尚三(2003)「年金と財

- 政：基礎年金給付の国庫負担水準の影響」、『季刊家計経済研究』第 60 号, pp.20-28。
- 川瀬晃弘・北浦義朗・木村 真・前川聰子 (2007) 「2004 年年金改革のシミュレーション分析」、『日本経済研究』第 56 号, pp.92-121。
- 川出真清(2003)「世代間格差と再分配—日本におけるシミュレーションモデルによる評価—」, PRI Discussion Paper Series No.03 A-26。
- 北浦義朗・木村 真(2007)「多世代重複ライフサイクル一般均衡モデルによる 2004 年年金改革の分析」, KISER Discussion Paper Series No. 3。
- 北村智紀・中嶋邦夫 (2004) 「2004 年厚生年金改革案のリスク分析」, 『ニッセイ基礎研究所報』 Vol.32。
- 木村 真 (2007) 「2004 年年金改革のライフサイクル一般均衡分析」, HOPS Discussion Paper Series No.1。
- 木村 真・北浦義朗・橋本恭之 (2004) 「日本経済の持続可能性と家計への影響」, 『大阪大学経済学』第 54 卷, 第 2 号, pp.27-38。
- 中野昌子・福重元嗣(2003)「相続税データから見た日本人の遺産動機」日本経済学会 2003 年度春季大会報告論文。
- 橋本恭之 (1998), 「多部門世代重複モデルによる税制改革の分析」, 『経済論集(関西大学)』第 47 卷, 第 6 号, pp.77-102。
- チャールズ・ユウジ・ホリオカ, 山下耕治, 西川 雅史, 岩本志保(2002)「日本人の遺産動機の重要度・性質・影響について」, 『郵政研究所月報』, 2004.4。
- 本間正明・跡田直澄・大竹文雄 (1988) 「高齢化社会の公的年金の財政方式：ライフサイクル成長モデルによるシミュレーション分析」, 『フィナンシャル・レビュー』第 7 号, pp.50-64。
- Shoven, J.B. and J. Whalley (1992) *Applying General Equilibrium*, Cambridge University Press.
- Simonovits, A (2003) *Modeling Pension Systems*, Palgrave Macmillan.

(きむら・しん 北海道大学特任助教)

平成 17 年度 社 会 保 障 費

—解説と分析—

国立社会保障・人口問題研究所 企画部

2007 年（平成 19 年）10 月 26 日「平成 17 年度社会保障給付費」を公表した。本稿では平成 17 年度の解説と分析をおこなう。なお、研究所のホームページで、配布資料全ページを公開している。公開形式は HTML 形式とエクセルファイルのダウンロード形式で、配布資料同様の内容も PDF ファイルのダウンロード形式で提供されている。

第 1 部 解 説 編

I 平成 17 年度社会保障給付費の概要

- 1 平成 17 年度の社会保障給付費は 87 兆 9,150 億円であり、対前年度増額は 1 兆 9,441 億円、伸び率は 2.3% で、調査開始以来 3 番目の低さとなった昨年度（2.0%）とほぼ同程度となった。
- 2 社会保障給付費の国民所得比は、平成 16 年度を 0.22% 上回る、23.91% と過去最高となった。
- 3 国民 1 人当たりの社会保障給付費は 68 万 8,100 円で、対前年度伸び率は 2.2% であった。
- 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」の部門別にみると、「医療」が 28 兆 1,094 億円で総額に占める割合は 32.0%、「年金」が 46 兆 2,930 億円で同 52.7%，「福祉その他」が 13 兆 5,126 億円で同 15.4% であった。
- 5 「医療」の対前年度伸び率は 3.6% であった。増加に最も影響を与えたのは、国民健康保険（寄与率 64.1%）で、次いで政管健保（寄与率 11.0%）、組合健保（寄与率 10.5%）、老人保健（寄与率 8.2%）と、いずれの制度でも給付が増加している。平成 17 年度は、診療報酬改定など、

給付額に影響を与える制度改革はなかったので、これらは医療給付の自然増と考えられる。なお、老人保健は、平成 14 年の医療保険改革によって対象年齢の引き上げが行われ（平成 17 年 10 月からは「73 歳以上」から「74 歳以上」に引き上げ），受給者数は減少したが、総額では 0.7% の増加となった。

- 6 「年金」の対前年度伸び率は 1.7% で、調査開始以来最低だった平成 15 年度、2 番目に低かった平成 16 年度に次ぐ 3 番目の低さであった。増加に最も影響を与えたのは、国民年金（寄与率 88.7%）、次いで厚生年金保険（寄与率 57.9%）である。その一方、厚生年金基金等が減少した（寄与率△ 37.7%）ことが全体の伸び率が低くなった理由である。その背景には、厚生年金基金の解散や代行返上により基金の給付（3 階部分）が減少したことがある。なお、公的年金給付全般については、平成 17 年度は平成 16 年の消費者物価指数の変動率が 0.0% であったことにより物価スライドが実施されなかったため、受給者の増加が年金給付の増加につながる結果になっているものと考えられる。
- 7 介護保険、児童手当、生活保護、雇用保険、社会福祉などからなる「福祉その他」の対前年

度伸び率は1.5%であった。増加に最も影響を与えたのは、介護保険(寄与率119.4%)、次いで児童手当(寄与率20.1%)、生活保護(寄与率13.0%)である。介護保険は、4.4%の伸び率であり、平成17年10月より介護保険3施設(短期入所を含む)などの居住費・食費について保険給付の対象外とされたことなどにより、平成15年度から平成16年度にかけての伸び率(9.1%)より低い伸び率にとどまった。そして、「福祉その他」全体の伸び率が1.5%と低かった主な原因は、上述の通り、介護保険の伸び率が低かったことに加え、雇用保険(寄与率△44.9%)、社会福祉(寄与率△12.5%)が減少したことである。雇用保険の減少は、景気回復の影響により「失業・雇用対策」が減少したことが背景にある。また、社会福祉の減少は、「知的障害者施設訓練等支援費負担金」、「公立保育所運営費負担金相当額」などが増加した一方で、「養護老人ホーム等保護費負担金」「介護予防・地域支え合い事業費」などが減少したためである¹⁾。

機能別(表2)で最も大きいのは老齢年金や老人福祉サービス給付費などからなる「高齢」であり、43兆9,597億円、総額に占める割合は50.0%であった。2番目に大きいのは医療保険や老人保

健などの医療給付などからなる「保健医療」であり、27兆5,067億円、総額に占める割合は31.3%であった。これら上位2つの機能分類の合計が、総額の81.3%を占めている。

対前年度比伸び率では「住宅」が5.6%と最も高いが、増加額は少なく、給付費全体の伸びへの影響は小さい。一方、給付費全体の伸びに最も影響を与える「高齢」については1.8%、「保健医療」については3.6%の伸びとなった。「失業」が対前年度比で△6.9%と大きく減少している。また、「家族」が対前年度比で5.0%増加している。この背景としては、支援費制度施行を機に始まった「知的障害者施設訓練等支援費等負担金」の増加や本年度遡及改訂した公立保育所運営費負担金相当額の増加などがある。(本年度の遡及改訂については、後述参照)

II 平成17年度社会保障財源の概要

1 平成17年度の社会保障収入総額は117兆5,220億円で、対前年度伸び率は19.0%であった。なお、収入総額には、社会保障給付費の財源に加えて、管理費および給付以外の支出の財源も含まれる。

2 大項目では「社会保険料」が54兆7,072億円

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成16年度	平成17年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 859,709 (100.0)	億円 879,150 (100.0)	億円 19,441	% 2.3
医療	271,454 (31.6)	281,094 (32.0)	9,640	3.6
年金	455,188 (52.9)	462,930 (52.7)	7,742	1.7
福祉その他	133,066 (15.5)	135,126 (15.4)	2,060	1.5
介護対策(再掲)	56,289 (6.5)	58,795 (6.7)	2,506	4.5

注) () 内は構成割合である。

表2 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成16年度	平成17年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	859,709 (100.0)	879,150 (100.0)	19,441	2.3
高齢	431,922 (50.2)	439,597 (50.0)	7,675	1.8
遺族	62,527 (7.3)	63,684 (7.2)	1,156	1.8
障害	19,732 (2.3)	19,995 (2.3)	263	1.3
労働災害	9,763 (1.1)	9,704 (1.1)	△ 58	△ 0.6
保健医療	265,383 (30.9)	275,067 (31.3)	9,684	3.6
家族	29,817 (3.5)	31,306 (3.6)	1,489	5.0
失業	14,442 (1.7)	13,444 (1.5)	△ 998	△ 6.9
住宅	3,130 (0.4)	3,305 (0.4)	175	5.6
生活保護その他	22,993 (2.7)	23,048 (2.6)	56	0.2

注) () 内は構成割合である。

で、収入総額の46.6%を占めている。次に「税」が30兆848億円で、収入総額の25.6%を占めている。

3 収入額の伸びを見ると、「資産収入」の増加が大きく対前年度伸び率では169.2%となっている。社会保障給付費において「資産収入」を計上している制度は、年金制度を中心とした積立金を保有する制度である。公的年金(厚生年金および国民年金)の年金資金運用基金(平成18年4月より年金積立金管理運用独立行政法人)による運用状況は、平成16年度は低迷していた国内株式市場が平成17年度には活況を呈し、厚生年金の收益率が平成16年度の2.73%から平成17年度の6.82%と大きく上昇した²⁾。一方、厚生年

金基金については、国内株式市場の活況による運用利回りの上昇(平成16年度4.69%→平成17年度21.59%)³⁾により資産収入が大きく增加了。その結果、平成17年度の「資産収入」が大きく增加了ものである。年金制度においては「資産収入」の額は時価ベースで評価していることにより、当該年度の市場環境に左右される傾向にある。

また、「社会保険料」「税」いずれも対前年度比較で增加了。

「社会保険料」については、事業主拠出が1,347億円(0.5%増)、被保険者拠出は8,184億円(3.0%増)增加了。社会保険料の增加に最も影響を与えた制度は、厚生年金(寄与率37.0%)と雇用保

險（寄与率 20.9%）である。この背景には各保険料率の引き上げがある。厚生年金保険料率は、平成 17 年 10 月 1 日より 13.934% から 14.288% へ引き上げられ、雇用保険料率は、平成 17 年 4 月 1 日より 1.4% から 1.6% へ引き上げられた。なお、被保険者拠出の増加については、国民健康保険の増加の寄与率が 11.2% と大きく、この増加の大半は退職者医療制度の被保険者拠出の増加だった。この背景には老人保健の対象年齢の引き上げによる退職者医療制度の対象者の増加があったと考えられる。

「税」については、対前年度比で国は 1.6%，地

方は 10.5% 増加した。国の増加に影響を与えたのは、老人保健（寄与率 86.6%），次いで厚生年金保険（寄与率 73.8%），国民年金（寄与率 51.4%）である。老人保健については、平成 14 年度の医療制度改革により、老人保健の公費負担割合を、5 年間で 3 割から 5 割へと引き上げる途上であり、平成 17 年 10 月には割合が 42% から 46% に引き上げられた。厚生年金保険と国民年金については、基礎年金国庫負担割合の引き上げの実施の影響が現れていると考えられる。一方、全体で国の増加が 1.6% と微増にとどまった主因は、国民健康保険（寄与率△ 124.6%）の減少がある。これは、制度

表3 項目別社会保障財源

	平成 16 年度	平成 17 年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 987,382 (100.0)	億円 1,175,220 (100.0)	億円 187,838	% 19.0
I 社会保険料	537,541 (54.4)	547,072 (46.6)	9,531	1.8
事業主拠出	262,256 (26.6)	263,603 (22.4)	1,347	0.5
被保険者拠出	275,285 (27.9)	283,469 (24.1)	8,184	3.0
II 税	289,691 (29.3)	300,848 (25.6)	11,157	3.9
国	217,012 (22.0)	220,521 (18.8)	3,509	1.6
地方	72,679 (7.4)	80,327 (6.8)	7,648	10.5
III 他の収入	160,149 (16.2)	327,300 (27.9)	167,151	104.4
資産収入	70,005 (7.1)	188,465 (16.0)	118,460	169.2
その他	90,145 (9.1)	138,835 (11.8)	48,691	54.0

注) 1) () 内は構成割合である。

2) 「他の収入」については、厚生年金等における積立金の運用収入は時価ベースで評価していること等に留意する必要がある。

改正により、「療養給付費等負担金」「保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）」「普通調整交付金」が減少したからである。

地方の増加に影響を与えたのは、国民健康保険（寄与率73.9%）、次いで老人保健（寄与率19.9%）、介護保険（寄与率12.3%）である。国民健康保険は、制度改革により「都道府県支出金」の中の「保険基盤安定繰入金」が増加し、「都道府県財政調整交付金」が新たに導入されたことの影響と考えられる。老人保健は、国と同様、公費負担の引き上げの影響である（老人保健の公費負担の負担者別内訳は、国：都道府県：市区町村=4:1:1）。介護保険は、給付の増加に伴う「一般会計繰入金」における「都道府県負担金」の増加の影響である。

III 遷及改訂の概要

5年ごとに過去に遡ってデータの見直しを行う遷及作業を実施しているところであり、今回正にその遷及作業の実施年度に当たるため、平成16年度以前の社会保障給付については、平成17年度の公表にあわせて、必要な見直しを行った。遷及期間は平成元～16年度の間である。

平成16年度社会保障給付費においては、三位一体の改革により平成16年度から公立保育所運営費負担金が一般財源化されたため、統計上の制約からこれに係る給付費を集計の対象としなかったが、平成17年度の公表資料から統計資料としての連続性を尊重するため、過去に遡って推計値を含めて集計することとした。

過去に遡り集計方法などの見直しを行った主な変更部分と理由は以下の通りである。

＜平成16年度 社会保障給付費が増になった理由＞

①社会福祉の児童保護費「公立保育所運営費負担金相当額」を『医療以外の現物』へ追加（3,322億円の増、福祉その他・家族）*

②児童手当のその他支出・児童育成事業費補助金「子育て支援情報ネットワーク事業」を『その他（給付外）』から『医療以外の現物』へ変更（8,808万

円の増、福祉その他・家族）

③公衆衛生の保健衛生諸費・疾病予防対策事業費等補助金・ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費「障害年金」を『管理費』から『年金』へ変更（555万円の増、年金・障害）

＜平成16年度 社会保障給付費が減になった理由＞

公衆衛生の検疫所・検疫所「その他」を『医療』から『その他（給付外）』へ変更（82.7億円の減、医療・保健医療）

＜平成16年度 社会保障財源の変化の理由＞

①社会福祉の児童保護費「公立保育所運営費負担金相当額」の追加により『地方負担』へ計上（3,322億円の増、税（地方））*

②厚生年金保険の「解散厚生年金基金等徴収金」を『他制度からの移転』から『その他収入』へ変更（53,854億円の増、他の収入（その他））

*印については平成16年度のみの更新。その他については平成元年からの更新。

注) 厚生年金保険の「解散厚生年金基金等徴収金」を『他制度からの移転』から『その他収入』へ変更した理由は、ILO基準による『他制度からの移転』は例えば基礎年金拠出金と基礎年金交付金などのように、当該年度において『他制度への移転』が同時に発生するような資金の動きを二重計上しないように取扱うものであることから、今回の遡及見直しで「解散厚生年金基金等徴収金」はこうした趣旨に合致しないと判断したため。

第2部 分析編

I 高齢者関係給付費の動向

「社会保障給付費」では昭和48年度以降、「高齢者関係給付費」の集計・公表を行っている。この高齢者関係給付費とは、主に高齢者を対象として給付が行われる制度について集計を行ったものであり、「年金保険給付費」、「老人保健（医療分）給付費」、「老人福祉サービス給付費」、および「高年齢雇用継続給付費」からなっている。平成17年度

社会保障給付費ではこの高齢者関係給付費について2点注目すべき動きがみられた。

第1は、高齢者関係給付費の伸び率が低い水準にとどまったという点である。平成17年度の高齢者関係給付費の伸び率は1.7%となっており、集計以来最低となった平成15年度の1.5%に次ぐ低さとなった。第2は、高齢者関係給付費の伸び率が社会保障給付費全体の伸び率2.3%をも下回ったという点である。この結果、社会保障給付費に占める高齢者関係給付費の割合は、計測以来初めて前年度を下回り、平成16年度の70.6%から70.2%に低下することとなった。そこで以下では、高齢者関係給付費の伸び率が鈍化した背景について考えることにする。

先に述べた通り、高齢者関係給付費は「年金保険給付費」、「老人保健（医療分）給付費」、「老人福祉サービス給付費」、および「高年齢雇用継続給付費」の4つからなるが、平成15年度から平成17年度にかけての各項目の給付費等の推移をまとめたものが表4である。表中には平成15年度から平成16年度にかけての増加率と、平成16年度から平成17年度にかけての増加率を掲載してあるが、両者の差額である増加率の変動に着目すると、「年金保険給付費」が微増、「老人保健（医療分）給付費」がマイナスからプラスに転じているのに対し、「老人福祉サービス給付費」の増加率が10.36%から2.19%へと8.17ポイント低下していることが分かる。「老人福祉サービス給付費」の大半が介護保険制度であることを考慮すると、介護保険給付費の伸び率の低下が高齢者関係給付費の伸び率低下の一因であることが示唆される。

さて、個別制度の増加率の変動が高齢者関係給付費全体の増加率の変動に対してどの程度の影響を与えるかは、増加率の変動とともに、当該制度が高齢者関係給付費に占める割合（構成比）にも依存することになる。そこで、高齢者関係給付費の増加率の変動を、①増加率の変動、②構成比の変動、および③残差の3つに分解し、それぞれの寄与率を計算した結果が表4の寄与率である⁴⁾。

高齢者関係給付費の伸び率低下に寄与した項目としては、厚生年金保険（寄与率93.71%）、介護

保険（同74.22%）、社会福祉（同69.23%）の3つが大きく、いずれの制度でも増加率の低下が大きく影響している⁵⁾。このうち、厚生年金保険に関しては受給者数の伸び率が鈍化したことが影響していると思われる⁶⁾。また、介護保険に関しては平成17年10月に行われた制度改革が影響していると考えられるが、この点については次節で述べる。最後に、社会福祉に関しては、平成17年度に行われた三位一体改革の中で「養護老人ホーム等保護費負担金」が一般財源化されたことにより、費用計上されなくなったことが増加率低下の主因と考えられる。

II 介護保険の動向

1 介護保険制度改革（平成17年10月改正）の概要

先に述べた通り、高齢者関係給付費の伸び率が低下した1つの理由として、介護保険給付費の伸び率の低下が挙げられる。また、その背景には平成17年に行われた介護保険制度改革の影響が存在していると考えられる。

平成12年4月に発足した介護保険制度は、介護保険法附則第2条に基づき、制度全般について検討が行われ、平成17年6月に「介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、制度発足後はじめてとなる大きな制度改正が行われた。制度改正は段階的に行われ、多くは平成18年4月1日施行となっているが、施設給付の見直しについては平成17年10月1日に施行されている（以下、平成17年10月改正と呼ぶ）。

平成17年10月改正の主な内容は以下の2点である。第1に、在宅と施設の給付と負担の公平性、および介護保険給付と年金給付との調整の観点から、介護保険施設等における居住費（滞在費）および食費が保険給付の対象外とされた。具体的には、介護保険施設と短期入所において、それまで包括的に評価されていた「居住（滞在）に要する費用」を介護報酬から控除するかたちで介護報酬の再設定が行われた。また、介護保険施設、短期入所における基本食事サービス費、通所サービス

表4 高齢者関係給付費の推移(平成15年度～平成17年度)

	給付費(千円)		増加率(%)		構成比(%)		寄与率(%)		計
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	H15→H16	H16→H17	H15	H16	変動	
高齢者関係給付費	59,317,777	60,653,667	61,707,889	2.25	1.74	-0.51	100.00	100.00	0.00
年金保険給付費	42,995,871	43,814,337	44,668,954	1.90	1.95	0.05	72.48	72.24	-0.25
厚生年金保険 厚生年金基金等	20,814,005 2,300,608	21,538,042 1,807,630	21,986,253 1,515,479	3.48 -21.43	2.08 -16.16	-1.40 5.27	35.09 3.88	35.51 2.98	0.42 -0.90
国民年金 農業年金基金等	13,332,475 201,552	13,923,039 192,956	14,609,743 193,489	4.43 -4.26	4.93 0.28	4.54 -6.24	22.48 0.32	22.95 0.09	0.48 -0.02
農林漁業団体職員共済組合 私立学校教職員共済組合	53,856 218,482	51,625 225,209	46,267 230,953	-4.14 3.08	-10.38 2.55	-6.24 -0.53	0.09 0.37	0.09 0.37	-0.10 0.00
国家公務員共済組合 存続組合等	1,684,915 40,144	1,677,860 42,307	1,669,280 44,766	-0.42 5.39	-0.51 5.81	-0.09 0.42	2.84 0.07	2.77 0.07	-0.07 0.00
地方公務員等共済組合 旧例共済組合等	4,344,368 5,467	4,350,793 4,875	4,368,402 4,323	0.15 -10.82	0.40 -11.33	-0.51 -0.51	0.26 0.01	7.32 0.01	-0.15 0.01
老人保健(医療分)給付費	10,634,315	10,587,914	10,666,876	-0.44	0.75	1.18	17.93	17.46	-0.47
老人福祉サービス給付費	5,538,681	6,112,493	6,246,469	10.36	2.19	-8.17	9.34	10.08	0.74
社会福祉	386,622	483,607	366,959	25.09	-24.12	-49.21	0.65	0.80	0.15
船員保険 雇用保険	3 1,192	2 1,290	1,389	-38.13 8.14	-23.96 7.14	-14.17 -0.43	0.00	0.00	0.00
雇用保険 国家公務員共済組合	62 1,047	77 1,019	65 913	24.33 -2.63	-14.57 -10.38	-38.90 -7.76	0.00	0.00	0.00
地方公務員等共済組合 公衆衛生	3,207 36,148	3,499 45,779	3,297 50,675	9.10 26.64	-5.79 10.69	-14.89 -15.95	0.01 0.06	0.01 0.08	0.03 1.89
生活保護 介護保険	5,110,400	5,577,221	5,823,169	9.13	4.41	-4.72	8.62	9.20	0.58
高年齢雇用継続給付費	148,911	138,923	125,590	-6.71	-9.60	-2.89	0.25	0.23	-0.02
船員保険 雇用保険	18 148,893	9 138,914	23 125,567	-48.27 -6.70	146.04 -9.61	194.31 -2.91	0.00 0.25	0.00 0.23	-0.01 -0.02

出所) 社会保障給付費データベース。

における食事提供加算がそれぞれ廃止されることとなった。第2に、低所得者については「負担上限額」を設定し、介護保険から一定の補足給付(特定入所者介護サービス費の支給)を行うこととなった。

2 介護保険給付費の動向

さて以上の制度改正は介護保険給付費にどのような影響を与えたのであろうか。以下では、国民健康保険中央会がホームページ上で公開している月次データを用いて、介護給付費等の推移について観察することにする⁷⁾。

表5は平成15年4月サービス分から平成18年3月サービス分までを対象として、介護保険給付費の推移を示したものである。表には、各時点における(1日当たり)介護保険給付費、介護保険給付費の対前年同月比(増加率)、および対前年同月比の変動がそれぞれ示してある。表5より次の3点を指摘することができる。

第1に、平成17年10月以降、施設給付費が大きく減少していることがみてとれる。このことは対前年同月比でみるとより明瞭に表れる。すなわち、施設給付全体でみると、平成17年9月サービス分までは、対前年同月比で一貫してプラスであったのが、平成17年10月以降マイナスに転じている。これは平成17年10月改正によって、施設入所に係わる居住費・食費が保険給付の対象外となつたことが影響していると考えられる⁸⁾。

第2に、介護療養型医療施設に関しては、平成17年10月以前から保険給付費が減少に転じていることが注目される。先ほどと同様に対前年同月比でみると、平成16年10月時点ですでにマイナスに転じていることが分かる。この背景には介護療養型医療施設自体の他施設への転換があるものと考えられる⁹⁾。

第3に、対前年同月比の変動を見ると、平成17年9月以前においても全体的に増加率が低下していることが分かる。特に、居宅サービスについては、平成17年度の対前年度同月比は全ての月において前年度の増加率を下回っていることが分かる。介護保険制度は発足以降、高い給付の伸び率を見

せてきたが、それを牽引してきたのは要介護認定率の上昇であり、居宅サービス利用者の増加であった。しかしながら、施行後6年間を経て制度の普及・定着とともに、居宅サービスの伸び率も年々低下してきており、平成17年度以降もこの動きが継続しているものと考えられる。

介護保険給付費の伸び率低下の背景には、主としてこれら3つの要因が存在すると考えられる。ところで、平成17年10月改正は介護保険による公的保障の縮小、あるいは、利用者負担の拡大による私的保障の拡大と考えができるが、これらの変化は施設利用にどのような影響を与えたのであろうか。この点について検討するために、1人当たり保険給付額を次のように分解する。

1日当たり保険給付額

$$\begin{aligned} &= (\text{日数}/\text{月日数}) \times (\text{保険給付費}/\text{日数}) \\ &= (\text{1日当たり利用者数}) \\ &\quad \times (\text{利用者1人当たり・1日当たり給付額}) \end{aligned}$$

ここで「日数」とは各サービスの利用者延べ人数を表していることから、第1項を1日当たり利用者数、第2項を利用者1人当たりの1日当たり給付額とそれぞれ考えることができる。図1、図2は施設サービスについて、1日当たり利用者数と利用者1人当たり給付額の推移をまとめたものである。

まず1日当たりの利用者1人当たり給付額についてみてみると、当然のことながら、平成17年10月以降、低下していることが分かる(図1参照)。仮に居住費・食費が制度改正前後で変わらないとすると、利用者は両者の差額相当を追加的に負担することになったと考えられる。平成17年9月と同年10月との比較では、介護老人福祉施設で約800円、介護老人保健施設、介護療養型医療施設で約1000円、1日当たりの利用者負担が増加したことになる¹⁰⁾。

次に1日当たり利用者数についてみてみる(図2参照)。介護療養型医療施設については緩やかな減少傾向が見られ、先述したように、介護療養型医療施設の他施設への転換が背景にあると考えら

表5 介護保険給付費の推移（平成15年4月～平成18年3月サービス分）

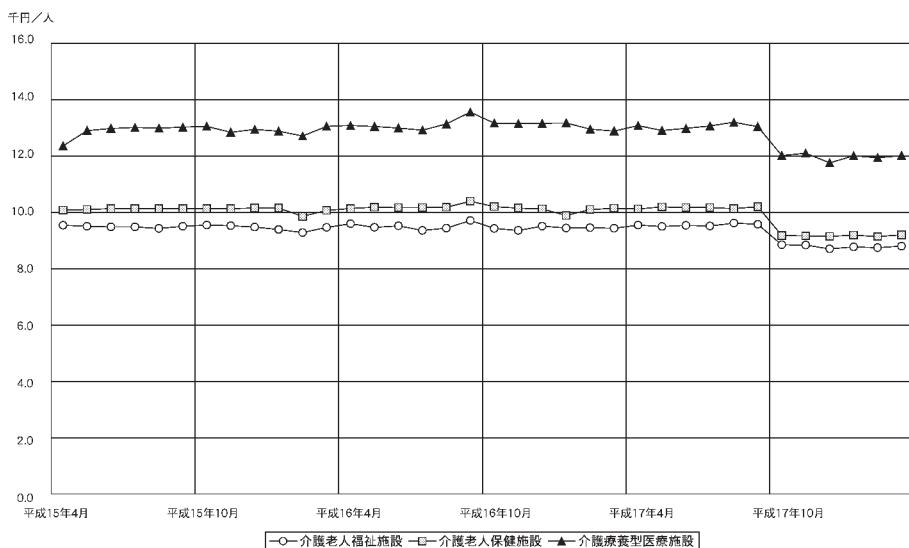
年月	保険給付額（100万円／日）			対前年同月比増加率（%）			合計	施設計	居宅計	施設計	特養	老健	療養型	対前年同月比増加率の変動（%）	合計	
	居宅計	施設計	特養	老健	療養型	合計										
平成15年 (2003年)	4月	5,380	7,129	3,104	2,405	1,621	13,071	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5月	5,509	7,282	3,163	2,430	1,689	13,351	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6月	5,663	7,277	3,144	2,446	1,687	13,528	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7月	5,779	7,424	3,218	2,490	1,715	13,779	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8月	5,603	7,414	3,210	2,494	1,711	13,597	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9月	5,950	7,442	3,217	2,505	1,720	13,999	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10月	6,055	7,448	3,228	2,502	1,718	14,099	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	11月	5,824	7,408	3,206	2,498	1,704	13,847	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12月	5,928	7,497	3,235	2,540	1,722	14,029	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	平成16年 (2004年)	1月	5,648	7,486	3,228	2,535	1,723	13,734	-	-	-	-	-	-	-	-
	2月	6,070	7,542	3,240	2,563	1,740	14,253	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3月	6,297	7,564	3,252	2,579	1,733	14,470	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年 (2005年)	4月	6,443	7,584	3,291	2,569	1,724	14,666	19.8	6.4	6.0	6.8	6.4	12.2	-	-	-
	5月	6,263	7,612	3,324	2,568	1,721	14,505	13.7	4.5	5.1	5.7	1.9	8.6	-	-	-
	6月	6,708	7,611	3,305	2,585	1,721	14,978	18.4	4.6	5.1	5.7	2.0	10.7	-	-	-
	7月	6,682	7,724	3,354	2,636	1,733	15,049	15.6	4.0	4.2	5.8	1.1	9.2	-	-	-
	8月	6,569	7,753	3,371	2,647	1,735	14,966	17.2	4.6	5.0	6.1	1.5	10.1	-	-	-
	9月	6,788	8,012	3,484	2,735	1,793	15,465	14.1	7.7	8.3	9.2	4.3	10.5	-	-	-
	10月	6,695	7,758	3,389	2,640	1,730	15,107	10.6	4.2	5.0	5.5	0.7	7.2	-	-	-
	11月	6,956	7,767	3,390	2,651	1,726	15,399	19.4	4.9	5.7	6.2	1.3	11.2	-	-	-
	12月	6,755	7,799	3,407	2,675	1,717	15,211	13.9	4.0	5.3	5.3	-0.3	8.4	-	-	-
	1月	6,425	7,761	3,392	2,661	1,708	14,839	13.8	3.7	5.1	5.0	-0.8	8.0	-	-	-
	2月	6,943	7,855	3,427	2,711	1,717	15,518	14.4	4.1	5.8	5.8	-1.3	8.9	-	-	-
	3月	6,912	7,784	3,391	2,692	1,701	15,357	9.8	4.3	4.4	4.4	-1.8	6.1	-	-	-
平成18年 (2006年)	4月	7,073	7,796	3,421	2,682	1,693	15,555	9.8	2.8	4.0	4.4	-1.8	6.1	-10.0	-3.6	-2.1
	5月	7,057	7,914	3,511	2,713	1,691	15,648	12.7	4.0	5.6	5.6	-1.7	7.9	-1.0	-0.6	0.5
	6月	7,464	7,917	3,495	2,734	1,688	16,086	11.3	4.0	5.7	5.8	-1.9	7.4	-7.2	-0.6	0.6
	7月	7,265	8,043	3,563	2,786	1,693	15,994	8.7	4.1	6.2	5.7	-2.3	6.3	-6.9	0.1	2.0
	8月	7,399	8,036	3,556	2,794	1,686	16,122	12.6	3.6	5.5	5.6	-2.8	7.7	-4.6	-0.9	0.4
	9月	7,508	8,022	3,557	2,794	1,672	16,246	10.6	0.1	2.1	2.1	-6.8	5.0	-3.5	-7.5	-6.2
	10月	7,207	7,168	3,221	2,479	1,467	15,073	7.7	-7.6	-4.9	-6.1	-15.2	-0.2	-2.9	-11.8	-9.9
	11月	7,439	7,371	3,352	2,520	1,499	15,533	6.9	-5.1	-1.1	-4.9	-13.1	0.9	-12.5	-10.0	-0.6
	12月	7,127	7,311	3,328	2,528	1,455	15,137	5.5	-6.3	-2.3	-5.5	-15.3	-0.5	-8.4	-10.3	-7.6
	1月	6,829	7,323	3,315	2,535	1,474	14,843	6.3	-5.6	-2.3	-4.7	-13.7	0.0	-7.5	-9.3	-7.4
	2月	7,461	7,430	3,349	2,573	1,508	15,653	7.5	-5.4	-2.3	-5.1	-12.1	0.9	-6.9	-8.1	-10.9
	3月	7,449	7,365	3,352	2,569	1,444	15,511	7.8	-5.4	-1.1	-4.5	-15.2	1.0	-2.0	-8.3	-5.4

注) 合計欄は居宅計、施設計、および居宅費支援の合計。
出所) 国民健康保険中央会「介護給付費の状況」より作成。

れる。一方で、介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、平成17年10月に一時的に減少しているものの、翌月には回復し、その後安定的に推移している。このことから判断すると、平成17年10月改正が施設利用者数全体に与えた影響

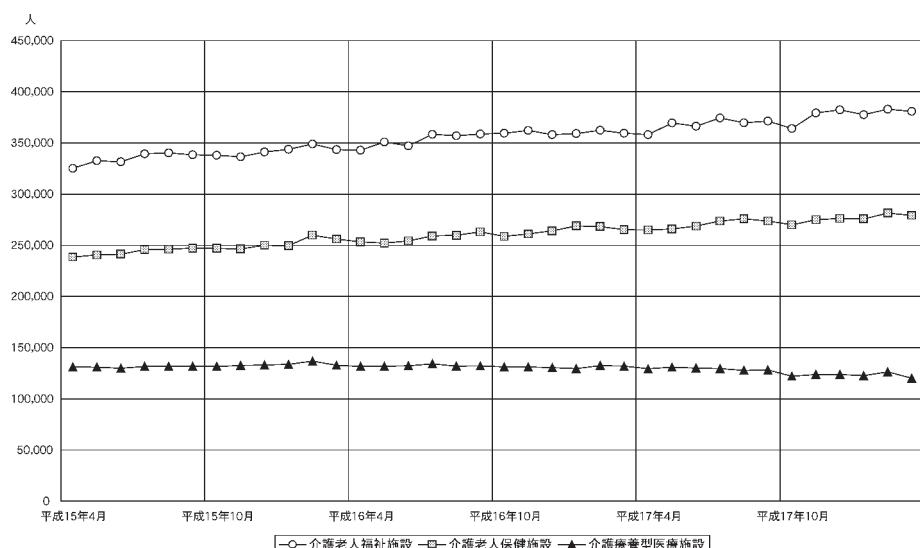
は限定的と思われる。

このように、介護保険制度全体でみると、平成17年10月改正による施設利用の縮小は限定的なものにとどまっていると考えられるが、同改正が実際の各種施設の利用状況に影響を与えた可能性は



出所) 表5と同じ。

図1 利用者1人当たり給付額の推移



出所) 表5と同じ。

図2 1日当たり利用者数の推移

否定できない。特に、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の2施設に関しては、1日当たり利用者数が平成17年10月に一時的に減少しており、1つの理由としては一部の施設入所者が退所した可能性が考えられる¹¹⁾。したがって、平成17年10月改正は保険財政に影響を与えると同時に、介護施設利用者の受給状況の変化によってサービス分配面へも影響を与えた可能性がある。今後、保険財政に与えた影響については当然のことながら、分配面に与えた影響についても留意しながら、制度改正の評価を行っていく必要がある。

本文の表章で「△」は減少数（率）、「-」は計数のない場合を表わす。

注

- 1) 「知的障害者施設訓練等支援費等負担金」が増加した背景には、平成17年度において平成16年度の精算分（12,812百万円）が交付されたこととサービス利用者の伸びがある。次に、「公立保育所運営費負担金相当額」は、平成16年度以降、公立保育所運営費負担金の一般財源化に伴い地方自治体が負担している額を推計したものであるが、平成16年度（3,322億円）から平成17年度（3,652億円）にかけて増加している。最後に「養護老人ホーム等保護費負担金」については、平成17年度に一般財源化されて社会保障給付費に計上されなくなったものであり、「介護予防・地域支え合い事業費」はその事業の一部（緊急通報体制等整備事業等）が一般財源化されたことにより減少している。
 - 2) 厚生労働省「平成17年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」。
 - 3) 「厚生年金基金の財政状況」（平成17年度決算結果）。
 - 4) 具体的には、高齢者関係給付費全体の増加率 μ の変動 $\Delta\mu$ を

$$\Delta\mu = \sum_i (w_i \cdot \Delta\mu_i + \Delta w_i \cdot \mu_i + \Delta w_i \cdot \Delta\mu_i)$$
- として分解した。ただし、 w_i は制度*i*のウエイト、 μ_i は制度*i*の増加率、 Δ は各変数の変動を表している。表中「寄与率」欄に掲載されている

る「増加率」、「構成比」、および「残差」は、それぞれ上式の右辺第1項、第2項、第3項を高齢者関係給付費全体の増加率の変動 $\Delta\mu$ で除したものである。

- 5) ここで考えているのは高齢者関係給付費の伸び率が低下した要因であるが、増加率自体が低い水準にとどまった要因としては他にも幾つかの理由が考えられる。特に重要な点としては、①厚生年金基金の解散、②老人保健対象年齢の引き上げ、の2点が挙げられる。
- 6) 各年度末現在の厚生年金受給者数（旧共済除く）は平成15年度2,054万人、平成16年度2,153万人、平成17年度2,238万人となっており、受給者数の増加率は4.82%（平成15年度→平成16年度）から3.95%（平成16年度→平成17年度）に下落している（社会保険庁「平成17年度社会保険事業の概況」より）。
- 7) 国民健康保険中央会（<http://www.kokuho.or.jp/>）
- 8) 表5には示していないが、短期入所サービスについても同様の現象がみられる。
- 9) 介護療養型医療施設に関しては、平成16年10月から平成17年10月にかけて、施設数が3,717施設から3,400施設に、病床数が138,942床から129,942床へそれぞれ減少している（厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査（平成17年版）」より）。
- 10) 実際には食費・居住費は施設と利用者の契約によって決められるため、制度改正前後で食費・居住費が変化する可能性は十分にある。また、平成17年10月サービス分以降の保険給付額には低所得者に対する補足給付（特定入所者介護サービス費）が含まれていることにも留意する必要がある。
- 11) 厚生労働省がまとめた退所者調査によると、①介護保険施設から自宅へ退所した事例、②特別な室料等を徴収している介護老人保健施設から他施設へ移った事例、③ユニット型個室から多床室へ移った事例、などが報告されている（『週刊社会保障』、2006年9月25日）。

(ひがし・しゅうじ 企画部長)
 (かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長)
 (よねやま・まさとし 企画部第1室長)
 (きくち・じゅん 企画部研究員)

社会保障法判例

小島晴洋

介護保険において減額査定を受けた事業者が保険者等に対して行った居宅介護サービス費の請求が棄却された事例

松山地方裁判所平成15年11月4日判決判例集未登載（平成14年（ワ）第905号、平成15年（ワ）第106号）、高松高等裁判所平成16年6月24日判決判例タイムズ1222号300頁（平成15年（ネ）第494号）

I 事実の概要

1 事実経過

(1) X（原告、控訴人）は、平成13年5月29日、愛媛県知事から、介護保険法（以下「法」という）41条1項本文の「指定居宅サービス事業者」の指定を受け（提供するサービスの種類は「訪問介護」），いわゆる介護タクシーサービスを開始した。

(2) 平成14年4月頃、居宅要介護被保険者AおよびBについて、同年5月分のケアプランが作成された。その内容は、Aについては、事業者をX、サービス内容を「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12.2.10厚生省告示19号）」（以下「サービス費算定基準」という）上の「身体介護2（30分以上1時間未満のサービス、402単位¹⁾」、回数を合計8回とするものであり（本件ケアプラン1）、またBについては、事業者をX、サービス内容を「身体介護2」、回数を合計13回とするものであった（本件ケアプラン2）。

同年5月、Xは、本件ケアプラン1に基づきAに対して、また、本件ケアプラン2に基づきBに

対して、それぞれ介護タクシーサービスを提供した。

同年6月、Xは、Aに対して提供した介護タクシーサービスについて、「身体介護1（30分未満のサービス、210単位）」を合計16回提供したものとして、合計3万240円の居宅介護サービス費の支払いを愛媛県国民健康保険団体連合会（Y1、被告、被控訴人）に請求した。同じくBに対して提供した介護タクシーサービスについて、「身体介護1」を合計26回提供したものとして、合計4万9140円の居宅介護サービス費の支払いをY1に請求した。

同年7月2日、Y1は、Aに関する請求について、本件ケアプラン1に基づいて審査し、給付計画単位数3216を超えた部分（1296円分）について減額査定し、2万8944円をXに支払った。同じくBに関する請求について、本件ケアプラン2に基づいて審査し、給付計画単位数5226を超えた部分（2106円分）について減額査定し、4万7034円をXに支払った。

(3) 平成14年8月7日、Xは、愛媛県介護保険審査会に対して、Y1が行った減額査定について

審査請求を行ったが、同審査会は同年9月18日、減額査定は「行政庁の処分」には当たらないとして、Xの審査請求を不適法却下する裁決をした。

Xは、同年10月30日、Y1を被告として、減額査定分3402円の支払いなどを求めて提訴し、また平成15年2月13日には、保険者である今治市(Y2、被告、被控訴人)に対して、請求内容をY1に対するものと同じくする訴訟を提起した。

平成15年11月4日、松山地裁はXの訴えをすべて棄却・却下した。Xは控訴したが、高松高裁もXの控訴を棄却した。

2 Xの請求および争点

(1) Xは、主位的請求として、Y1およびY2に對し、減額査定分3402円の支払いを求め、また、予備的請求として、AおよびBがY1らに對して有する居宅介護サービス費支払請求権の残額が、それぞれ1296円および2106円であることの確認を求めた。

(2) 争点は3つあり、第一は主位的請求に係る訴えの適法性(「代理受領」の方式を採用している介護保険において、Y1らは、直接に事業者たるXに対して、居宅介護サービス費の支払義務を負うか)、第二はXのY1らに對する居宅介護サービス費支払請求権の有無、第三は予備的請求に係る訴えの適法性(A・BがY1らに對して居宅介護サービス費支払請求権を有していることを、XとY1らとの間で確認することができるか)である。

主要な争点は第二であるが、その中心は、「介護タクシーサービスの往路および復路は、それぞれ別個の身体介護サービスと取り扱われるべきか、あるいは一体として1個の身体介護サービスと取り扱われるべきか」の点にある。

II 判旨(2の(2)および(4)について控訴審により、それ以外については控訴審引用の原審による)

1 争点1について

「給付の訴えにおいては、…原告によりその義務者とされる者が被告適格を有するのであって、給

付請求権…が真に存在していることは当事者適格の要件とはならない…(給付請求権…が存しない場合には、請求棄却の本案判決をなすべきである。)。」

「したがって、本件の主位的請求に係る訴えにつき、Y1らは被告適格を有している。」

2 争点2について

(1) 「居宅支援事業者が、A及びBの依頼に基づき、Xと連絡調整の上、A及びBの同意を得て、…本件ケアプラン…を作成した…。…A及びBとXとの間には、本件ケアプラン1又は2の内容に従って居宅サービスを提供し、これに要する費用を支払う旨の契約(本件契約)が成立したものというべきである。」

(2) 「Xが本件で請求する居宅介護サービス費は、XとA及びBとの間で本件契約がそれぞれ有効に成立したことが前提となっているのであるから、Xの請求の當否を判断するに当たり、本件契約の内容を確定する必要があるのはいうまでもない。そして、本件ケアプラン1及び2においては、控訴人の提供する介護サービスにつき、サービス内容欄に『身体介護2』と記載され、その回数が1日当たり1回とされていることからすると、本件契約は、居宅介護サービスに要する費用についても、往路及び復路における各サービスを一体として、サービス費算定基準所定の『身体介護2』に対応する額とすることが契約内容とされていると解するのが相当であり、本件契約の解釈を離れて、…本件介護タクシーサービスを、往路・復路で別個のサービスとみるか、それとも1個のサービスとみるかを問題とする余地はないというべきである。…仮に愛媛県やY2の上記指導〔取扱いを、往路・復路別々から1個に変更する行政指導〕に当・不当の問題があったとしても(上記指導が法的に誤っていたと判断するものでないことはいうまでもない。)，Xは本件契約の内容に拘束されると解するほかはない。」

(3) 「Xの主張が、本件契約を離れ、Y1らによる介護給付において上記のように〔往路・復路を別個のサービスとみる〕解釈されるべきであると

いうものであるとしても、…法の規定上、居宅要介護者が…支給される居宅介護サービス費用は、サービス費算定基準により算定した額と現に居宅介護サービスに要した費用の低い方の額の 100 分の 90 に相当する額とされ…、X は、この限度を超えて、Y 1 らに請求することはできない…。そして、X 主張の方法による…費用が、…本件契約において定められた…費用を上回ることは明らかである。…X は、…本件契約により定められた額以上の額を請求することはできない…。」

(4) 「…ケアプランにおいてサービスの種類、内容、回数等が定められると、その対価が同基準〔サービス費算定基準〕によって自ずと定まる仕組みになっており、その意味では、…同基準と異なるサービスの対価を定める自由はない」。「しかしながら、いかなるサービスをどの程度利用するかは、…ケアプランにおいて定められるのであるから、このケアプランに基づいて締結された契約の内容が法令等によって定められているということはできない。」

3 爭点 3について

「当該請求権〔確認を求めている請求権〕の存在は X が…居宅介護サービス費の支払を求める主位的請求の前提要件をなすものであるから、主位的請求と重ねて当該請求権の存在確認を求める利益はない。したがって、X の予備的請求に係る訴えは…不適法」である。

III 解説

判旨 2 について疑問がある。なお、本稿の主旨から、以下、基本的に判旨 2 についてのみ論ずる。

1 介護タクシー問題について

いわゆる介護タクシーとは、主に指定訪問介護事業者の指定を受けたタクシー会社によって行われるサービスであり、訪問介護員の資格を持つタクシー運転手が、居宅要介護者を病院などに送迎する際に、①居室からの移動の介助、乗車介助、②タクシーによる移送、③降車介助、院内の移動

の介助などを一連のサービスとして提供するものである。タクシー運賃分を利用者から徴収せず、介護保険法に定める 10% の利用者負担分のみを請求する方法によって、利用者にとって安価なサービスを提供し、一時、西日本を中心に急速に普及した。

介護タクシーサービスをサービス費算定基準の上でどのように評価するかについて、厚生労働省は、平成 13 年初めころまでには、サービス内容のうち上記①および③については介護保険法にいう身体介護に当たるが、上記②については身体介護に当たらない、との見解を固めており、そして、上記①および③の合計時間が 30 分未満の場合は、「30 分未満の身体介護」1 回として報酬算定する旨の方針を示した。これは、平成 13 年 3 月 28 日に、各都道府県あてに事務連絡の形で明らかにされている²⁾。これが、本件で原告が主張している 210 単位の介護報酬である（「身体介護 1」）。

これと並行して厚生労働省は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11. 3. 31 厚生省令 37 号)」(以下「運営基準」という)を改正し、「指定訪問介護事業者は、…入浴、排せつ、食事等の介護…を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない」旨の規定(29 条の 2)を追加した(平成 13. 3. 21 厚生労働省令 24 号)。これによって、介護タクシーサービスを専門に行う事業者については、新規の指定をしないこととともに、既存のものに対しては指導を行うこととされた。

平成 15 年の介護報酬改定に際しては、「乗降介助」を通常の「身体介護」と別建てとする措置が採られた(平成 15. 2. 24 厚生労働省告示 50 号)。具体的には、片道 1 回につき、所定単位数 100 単位とされた(指定居宅サービス介護給付費単位数表「1 訪問介護費」注 4)。

なお、本件では、「Y 2 は、従来、…往路のサービスと復路のそれを別個のものとして算定していたが、平成 14 年 3 月ないし 4 月ころ、愛媛県からの指導などに基づいて、…居宅要介護者の居宅から外出して居宅に戻るまでのサービスを一連の

ものとして算定するよう、介護支援専門員…に対して指導するなどした」と事実認定されているが、その指導が厚生労働省の全国的な方針に基づくものであるかは不明である。

2 本判決の意義

(1) 介護保険法の減額査定をめぐる裁判例としての意義

介護保険法に関しては、制度施行後いまだ数年を経たのみであり、裁判例が少ない³⁾。中でも本件は、介護保険の減額査定をめぐる初めての裁判例である。社会保険医療や生活保護の医療扶助について、判例の集積によって争訟の方法が確立され、また当事者間の法律関係が明らかにされてきた。本件には、介護保険においてそのような役割を果たすことが期待された。

(ア) 争訟方法について

事業者が減額査定を争う第一の可能性として、行政争訟（抗告訴訟）が考えられる⁴⁾。これは、居宅介護サービス費の支給について、法41条2項が「市町村が必要と認める場合に限り、支給する」と規定していることを根拠に、行政処分が介在していると理解するものである。この方法では、減額査定（ないし減額後の金額による給付決定）を「保険給付に関する処分」ととらえて、まず介護保険審査会に審査請求を行い（法183条）、その裁決を経た後に処分取消しの訴えを提起することになる（法196条）。

第二の可能性は、民事訴訟である。その最も代表的な方法は、審査支払機関（国民健康保険団体連合会。以下「国保連」という）を被告として、直接に給付を求める訴えを提起するものである（社会保険医療方式）。

本件においてXは、裁判に先立ち、愛媛県介護保険審査会に対して審査請求を行っているが、減額査定は「行政手の処分」には当たらないとして、不適法却下する裁決を受けている。これは、減額査定の処分性を否定する行政解釈が、初めて明確に示されたものと理解することができる（従来は、必ずしも明確でなかった）。また裁判所も、Xによる支払請求の訴え（民事訴訟）について、そのま

ま審理して判断を下した。すなわち処分性がないものと判断した（処分性がないことは、民事訴訟における訴訟要件である）。これにより、第一の可能性（抗告訴訟のルート）は、ほとんど閉ざされたと考えることができよう。

Xが選択した民事訴訟の方法は、主位的請求が社会保険医療方式であった。裁判所は、その主位的請求について審理を行い、事業者にはY1らに直接請求する権限はないとのY1らの主張を排斥した（判旨1）。しかし、請求が認容されたわけでもないし、認容までのルートが示されたわけでもない。むしろ裁判所は、当事者間の実体上の法律関係については、後述のように、社会保険医療とは異なるものであることを前提としているように考えられる。今後、社会保険医療方式を核としつつも、さまざまな可能性を模索する必要があろうかと思われる。

(イ) 介護保険における当事者間の法律関係について

制度上、介護保険は公的医療保険をモデルとして構築されたが、当事者間の法律関係をみると、医療保険が「療養の給付」という法律上の現物給付を基本としているのに対して、介護保険は法律上の現物給付を採用せず、「事実上の現物給付」を基本とした⁵⁾。そのため、介護保険における当事者間の法律関係は、社会保険医療とは異なる可能性がある。

初めての事例となる本件でも、当事者間の法律関係の十分な解明には至っていない。ただし裁判所は、審理の枠組みとして、社会保険医療とは異なる方法を採用しており、これは、介護保険における当事者間の法律関係が、社会保険医療におけるものとは異なる、独自のものになる可能性を示唆している。この問題は、本件の主要な論点であるので、別途詳述する。

(2) 本判決の射程

「事実上の現物給付」は、現在、広く社会保障制度において採用されている。例えば、医療保険各制度における家族療養費、保険外併用療養費など、障害者自立支援法に基づく自立支援給付などである⁶⁾。

第一に、本判決において示されている審理の方法は、同じ「事実上の現物給付」であっても、家族療養費などの医療保険各制度の給付には適用されないと考えられる。社会保険医療の減点査定に関する裁判所の審理の枠組みは、法律上の現物給付のみならず、「事実上の現物給付」たる家族療養費などを含んだものとして確立していると考えられるからである⁷⁾。

第二に、自立支援給付など、ほかの「事実上の現物給付」制度に関する射程については、いまだ判断は留保されるべきであろうと思われる。審理が入り口付近にとどまり請求認容までのルートが示されたわけでもないからである。

3 本判決の問題点

本件の中心的な争点は、介護タクシーサービスの往路および復路の評価であるが、それについて、判旨(2(2))は、次のような順序で判断を行った。

第一に、「Xの請求するサービス費は、本件契約が前提なので、まず、本件契約の内容を確定させる必要がある」。第二に、本件ケアプランの解釈から契約内容を確定し、「本件契約は、本件のサービスの費用を、往復一体として『身体介護2』に対応する額とする内容と解される」。そして第三に、「本件契約を離れて、本件のサービスについて、別個とみると一体とみると問題とする余地はない」。

第一の点について、判旨はその理由を説明していない。しかし、居宅介護サービス費について事業者が保険者から支払いを受ける要件として、法41条は、居宅要介護者・事業者間の契約を、明示的に要求してはいない。「契約が前提」とするなら、判旨はまずその理由を、介護保険法の解釈(特に41条)から導き出し、説明しなければならないはずである⁸⁾。その場合、保険者・事業者・居宅要介護者の3者間の法律関係をどのように理解するかを明らかにする必要がある。

第二の点についても疑問がある。判旨は別のところ(2(4))では、「契約の内容が法令等によって定められている」とはいえないとしても、「対価を定める自由はない」と言っているが、本裁判で争われているのは、まさに対価に関する問題ではなく

いのか。その点で判旨には矛盾が感じられる。また、当事者が違法な内容の契約にまで拘束されるとは考えにくい。仮に判旨のように、本件契約の解釈が決定的重要性を持つとしても、それは法(特にサービス費算定基準および運営基準)の解釈とまったく無関係とはいえないのではないか。

第三の点についても、判旨は理由を説明していない。この問題は、本来、Xの請求権を当事者3者間の法律関係にどのように位置づけるかという理解を基礎として、その上で契約とサービス費算定基準の関係を整理して、両者を併せて判断されなければならない。

そこで以下、「介護保険における当事者間の法律関係」および「事業者・居宅要介護者間の契約の解釈」の2点について論じる。

4 当事者間の法律関係

(1) 社会保険医療との違い

社会保険医療の減点査定の事例においては、当事者間の法律関係を「保険者・保険医療機関間の第三者(被保険者)のためにする契約」と理解する枠組みがほぼ確立している⁹⁾。これは、厚生労働大臣による保険医療機関の指定によって、保険者・保険医療機関間に公法上の契約が締結され、この契約により、保険医療機関は被保険者に対して療養の給付を行う債務を負い、保険者は保険医療機関に診療報酬を支払う債務を負う、とするものである。

この枠組みは、法律上の現物給付たる「療養の給付」を基礎として組み立てられているので、法律上の現物給付を採用していない介護保険法において、そのまま採用することには無理がある¹⁰⁾。本判決がこの枠組みを採用せず、別のアプローチを採ったことは、その意味では一応首肯できる。しかし本判決は、それに代わる理解の枠組みを提示していない。

(2) 4つの仮説

介護保険法を含め「事実上の現物給付」における当事者間の法律関係をどう理解するかについて、私は4つの仮説を提起している¹¹⁾。それは、①代理受領(事業者が被保険者から委任を受け、被保険

者を代理して保険者から給付を受領する),②第三者的弁済(被保険者が事業者に対して負う対価支払い債務を,保険者が第三者として弁済する),③債務の引受け(被保険者が事業者に対して負う対価支払い債務を,保険者が引き受ける),④債権の譲渡(被保険者が保険者に対して有する給付請求権を,事業者へ譲渡する)である。

私自身どの説が適當か決めかねているが,いずれの説を探るにしても,事業者の請求権の確定について一貫した合理的な説明がなされなければならない。

「代理受領」または「債権譲渡」とすれば,事業者が保険者に対して有する支払請求権の根拠は,法41条1項の居宅介護サービス費(すなわち,居宅要介護者について発生する受給権)である。この場合,支払請求権は,事業者・居宅要介護者間の契約とは直結しない。ただ,契約上いわゆる値引きが行われた場合に,居宅介護サービス費の支給額は,「サービス費算定基準により算定した費用」でなく値引き額をもとに算定されるが(同条4項1号カッコ書き),その範囲で関係するにとどまる。

「第三者の弁済」または「債務の引受け」とすれば,事業者が保険者に対して有する支払請求権は,直接に事業者・居宅要介護者間の契約に基づくことになる。事業者は保険者に「居宅要介護者の対価支払い債務」の履行を求めるわけだが,その金額については,さらに,「居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額」(法41条6項)の範囲に限定されることになる。

ここで注意すべきは,どの法律構成を採用するとしても,事業者が支払いを受けることのできる金額は,法41条に基づいて確定される「居宅要介護者に対して支給されるべき居宅介護サービス費の額」となることである。そしてそれは,通常は「サービス費算定基準により算定した費用」の100分の90相当額であるが,契約により値引きが行われた場合には,その値引き額の100分の90相当額となる(同条4項1号)。

(3) 判旨の読み方

判旨は,ほとんど一貫して,「XのY1らに対する居宅介護サービス費支払請求権」という表現を

用いており,これは「代理受領」ないし「債権譲渡」の法律構成を示唆する。しかし判旨は他方で,この請求権について,「契約が前提」としてもっぱら本件契約の内容から確定させており,実態としては,「第三者の弁済」ないし「債務の引受け」の法律構成のほうに親和的である。

ただ,いずれにしても,判旨が默示的にしてもいずれかの法的構成を採用して,一貫した論理を構成しているとは言い難い。判旨は,「契約による対価の金額」の確定には熱心であるが,最も重要な「居宅介護サービス費の支給額」の確定作業,そしてその前段階たる「サービス費算定基準により算定した費用」の額の確定作業をほとんど欠いているからである。

この点,判旨2(3)の部分は,一見するとこの作業のようにみえなくもない。すなわち,「本件契約で定められた費用」=「現に指定居宅サービスに要した費用(法41条4項1号カッコ書き)」と解して,本件契約を一種の「値引き」と理解するのである。しかし,その判断のためには,その前段階として,本来の「サービス費算定基準により算定した費用」を確定する必要があるが,その作業は行われていない(契約による費用のほうが安いとは限らない)。また,実態上も本件契約を「値引き」とするのは無理があろう(行政指導の結果と事実認定されている)。さらにいえば,判旨2(3)はあくまで傍論的な記述であり,論旨に然るべく組み込まれているわけではない。

5 契約の解釈

(1) 法定の基準と給付可能性

法41条1項によれば,居宅介護サービス費は,法に定める「指定居宅サービス」に係るもの以外には支給されない。すなわち,資格がない者によるサービスや,要介護者本人の日常生活の援助に属しないサービスなどについては,支給されない(法8条1項・2項,同法施行令3条,同法施行規則5条)。また同条9項により,サービス費算定基準および運営基準¹²⁾に照らして審査の上支払われる所以,これらの基準を満たさない内容のサービスについては,支給されない¹³⁾(人員数が不足してい

る訪問入浴サービスなど。指定居宅サービス介護給付費単位数表「2 訪問入浴介護費」)。

これらを要するに、行われたサービスの内容が、サービス費算定基準や運営基準を含め、法定の基準を満たさない場合は、居宅要介護者について居宅介護サービス費の受給権は発生しないことになる。その場合には、事業者についても、保険者に対する支払請求権は発生しない。この結論は、当事者間の法律構成について、どの仮説をとっても変わらない。すなわち、法定の基準を満たさない内容のサービスを提供するという契約の締結は、居宅要介護者にとっても、事業者にとっても、介護保険の給付が受けられないという結果をもたらすこととなる。

(2) 契約の解釈

事業者・居宅要介護者間の契約と運営基準などの関係(すなわち、基準の契約法的な効力)については、議論は必ずしも集約されていない¹⁴⁾。しかし、上記の事情から考えれば、少なくとも契約の解釈が法定の基準を離れて考えられないことは確かであり、当事者の特段の意思表示がない限り、契約は、法定の基準どおりの内容のサービスをするものと解釈されるべきであろう。当事者の意思是、保険給付を得ることにおいて究極的に一致しているはずだからである。

当事者の特段の意思表示の認定についても、サービス内容を法定の基準に満たないものとする旨の認定を行うことには、極めて慎重でなければならない。保険給付を受けられないにもかかわらず、あえてそのような契約を締結することは、通常考えられないからである¹⁵⁾。これに対して、法定の基準を超える内容のサービスを提供する(価格も多くの場合サービス費算定基準を超える)旨の認定や、価格のみをサービス費算定基準に満たないものとする旨の認定(いわゆる値引き)は、一定の範囲内での給付は受けられるので、比較的容易に行うことができよう(制度上も当初から想定されている)。

これを本件についてみると、サービス内容に関しての当事者の特段の意思表示は、契約締結のどの段階においても認めることができない。むしろ、

サービス内容および価格のいずれに関しても、法定の基準以上でも以下でもない、まさに基準どおりのサービスを行い対価を支払う旨の意思が、XとA・Bとの間で合致していたものと考えられる。それが、サービス費算定基準の解釈に関する行政指導によって、「身体介護2」1回と表現されていたに過ぎない。

6 結論

以上から、当事者間の法律関係のどの仮説を探るにしても、Xの請求権を確定させるためには、まず、本件のサービスについて、法規であるサービス費算定基準の解釈とそれに対する事実の当てはめを行なう¹⁶⁾、「サービス費算定基準により算定した費用の額」を確定させなければならない。そして、5から、それはそのまま「本件契約で定められた費用の額」となる(値引きはない)。最終的には、4から、Xの請求権の金額は、その100分の90相当額となる。

Xが判断を求めていたのも、まさしくこの点であった。裁判所は、当事者間の法律関係について一貫した論理構成を行うとともに、契約と法定の基準との関係についての審理も尽くすべきであった。そうすれば、介護保険制度における当事者間の法律関係の議論も、もう少し深まることであつただろう。残念な結果である¹⁷⁾。

注

- 1) 本件の地域においては、1単位=10円である。
- 2) 「運営基準に係るQ&Aについて」平成13.3.28各都道府県介護保険主管課(室)あて厚生労働省老健局振興課事務連絡。
- 3) 確認されたものとしては、保険料をめぐるもの(札幌高判平成14.11.28賃社1336号55頁(確定)、旭川地判平成15.12.2(未登載)、札幌高判平成16.5.27(未登載)、最三小判平成18.3.28判時1930号80頁、大阪地判平成17.6.28賃社1401号64頁)、特別養護老人ホームに対する町の補助金をめぐるもの(津地判平成14.7.4判夕1111号142頁)、施設などで発生した事故をめぐるもの(事例と問題点のまとめとして、菊池(2006)がある)などに限られていた。特に、事業者が原告となっているものは少なく、本件以外には、福岡地判平成16.5.31LEX/DB 28092332が発見されるのみである。

- の事案は、やはり介護タクシー業者が、タクシー事業免許の取消処分を受けた後、福岡県の行政指導によって顧客を失って損害を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めたものである（請求棄却）。
- 4) 生活保護の医療扶助の方式である（大阪高判平成9.5.9判タ969号181頁）。
 - 5) 小島（2007）264頁。
 - 6) 小島（2007）264-270頁。
 - 7) 従来、減点査定において、ことさらに家族療養費を区分けして論じた裁判例は見あたらないようであるし、「保険者が家族療養費相当額を保険医療機関に直接支払う場合には保険医療機関と保険者との法律関係は被保険者に対する療養の給付の場合と同様に解することができる」とした裁判例もある（大阪地判昭和56.3.23判時998号11頁）。
 - 8) この点、法41条6項カッコ書きは、当該居宅サービスがケアプランの対象となっていることを要件として規定しているので、判旨は、「ケアプラン=契約」と認識していたとみることもできるかもしれない（判旨2.(1)）。しかし、居宅要介護者本人がケアプランを作成して市町村に届け出てもいい（事業者は登場しない）し（介護保険法施行規則64条1号ニ）、実態上もケアプラン=契約とは言い難い（例えば、事業者はケアプランに沿って、さらに「訪問介護計画」を作成する（運営基準24条））。判旨をこの点から説明することには無理があろう。
 - 9) 大阪地判昭和56.3.23判時998号11頁による、いわゆる「第三者のためにする公法上の契約」の枠組みをいう。
 - 10) 山口・小島（2002）168-174頁（小島稿）。
 - 11) 小島（2007）278-282頁。なお、介護保険法において事業者の「指定」をどのように理解するかは、次の段階の課題と考えている。
 - 12) 正確には、法74条2項の「設備及び運営に関する基準」の部分のみ（同条1項の「人員に関する基準」の部分は除く）。
 - 13) 法41条9項は市町村が事業者に支払う場合について規定しているが、被保険者に直接支払う場合も同様と考えるべきであろう（一種の「もちろん解釈」）。
 - 14) 契約と基準などを結びつけることに積極的な見解としては、例えば笠井（2006）25頁、消極的な見解としては、例えば丸山（2007）63頁。そのほか、岩村（2007）41頁や、これらの文献中に引用されている多くの文献がある。
 - 15) このような契約は、介護保険制度とは関係のないものになる。逆に言えば、介護保険の給付

に關係する契約であれば、すべて法定の基準を満たすものとして解釈されるべきということになろうか。

- 16) 本来、サービス費算定基準の解釈としては、およそ「介護タクシーサービス」一般についてではなく、AやBに対する具体的なサービス行為について、それぞれ、その態様が「往復一体とみるべきものか」それとも「往路・復路を別個とみるべきものか」が判断されなければならないと思われる。Xの主張によれば、Aに対しては往路の1時間後に復路のサービスを提供しているが、Bに対するサービスの場合は、往路と復路の間に約5～6時間の間隔があったという。後者については、「身体介護1」を2回として、それぞれ費用を算定する余地があったものと考えられる。
- 17) 判旨に従えば、事業者には事実上救済の道が閉ざされるという問題点も指摘できる。要するに「身体介護1」×2回の契約をしておかなかったのが悪い、ということになるが、それは事業者にとっては事実上不可能である（行政指導もあるし、競争もある）。そしていったん契約したら最後、裁判しても勝ち目はない。行政指導の違法を主張して県や市に対して国家賠償訴訟を起こすのも迂遠である。ケアマネージャーにサービス費算定基準を解釈する権限はないし、ケアプランを作成したケアマネージャーに損害賠償を請求するのも、相手が違うような気がする。

参考文献

- 岩村正彦（2007）「社会福祉サービス利用契約の締結過程をめぐる法的論点—社会保障法と消費者法との交錯—」岩村正彦編『福祉サービス契約の法的研究』信山社 pp.16-41。
- 笠井修（2006）「福祉契約と契約責任」新井誠ほか『福祉契約と利用者の権利擁護』日本加除出版 pp.23-45。
- 菊池馨実（2006）「高齢者介護事故をめぐる裁判例の総合的検討（一）（二）」『賃金と社会保障』1427号 pp.23-44・1428号 pp.41-58。
- 小島晴洋（2007）「『事実上の現物給付』論序説」『山口浩一郎先生古稀記念論集』信山社 pp.263-291。
- 丸山絵美子（2007）「ホーム契約規制論と福祉契約論」岩村正彦編『福祉サービス契約の法的研究』信山社 pp.42-67。
- 山口浩一郎・小島晴洋（2002）『高齢者法』有斐閣。

（こじま・せいよう 専修大学教授）

書評

富江 直子著

『救貧のなかの日本近代——生存の義務』

(ミネルヴァ書房, 2007年)

遠藤 美奈

I

日本国憲法が施行されてから今年で60年が経過した。この新憲法に生存権規定——「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(25条1項)——が組み込まれ、国民の最低生活を憲法が保障したことは、困窮状態に陥った国民の生活安定に大きな意義をもった。しかし今日に至ってもなお、現実には、すべての国民に憲法上の最低生活が保障されているとはいがたい状況にある。憲法の文言は、その内容を実現するために制度が作られる根拠となり、作られた制度のあり方を拘束するはずである。しかし制度が実際に運用される段階で、憲法の文言に不斷に立ち返って整合性を確認する作業がなされているかは定かではない。ときとして憲法を凌駕しつつ、現実の運用慣行を形作っているもの、いいかえれば、憲法が作動しない空間をかわりに充填しているものは、いったい何なのであろうか。そして生存権が十全に保障される「国家・社会」が形成されてゆくためにはどうしたらよいのであろうか。本書は、近代日本における「基本的人権としての救貧」の「不在のありよう」を浮かび上がらせることで、こうした問いに重要な手がかりを与えてくれるものといえる。

II

本書の特徴は、そのぶれのない視座と分析の手法にある。本書は、戦前日本の救貧制度を、従来のごとく「絶対主義的国家の仁政として施される恩恵」として、あるいは「資本主義国家による体制維持政策」として位置づけはしない。本書において救貧は、選挙や徵兵や教育などがそうであるように、「国民」の形成つまり「民衆」の「国民化」という日本近代の大きなプロジェクトの進行という文脈の中で理解されるべきものとし

てとらえられるのである。著者は、のちの分析によって抽出される「人格の完成によって、一体としての〈全体〉への貢献を果たすことを可能ならしめること」を「救済」であるとするこの時代の救貧理念を、「イデアリズム的シティズンシップ」と名付ける。そして、戦前日本の救貧をめぐる議論の中でほとんど常に響いていたこの理念によって、「かき消されていたもの」が何であったのかを探ろうとし、その「語られなさのありよう、いわば不在のあり方」を浮かび上がらせようとするのである(「序章 シティズンシップと日本近代」)。

その手段として本書は、「言説実践としての政治過程」の分析を行う。それは、政策の特性を主として当該社会において支配的であったと考えられる知識体系や規範の特質に還元して理解してきた、従来の社会事業史研究では見過ごされてきたものもあるという。ここでは、政策形成にかかわる言説実践が、理論家や思想家の手を離れて一人歩きする政治過程のレトリックとして主たる分析対象に据えられるために、本書は、さまざまな語り手——官僚のほか方面委員、民間社会事業者、政治家や運動家、研究者、そして女性運動の当事者たち——によって時代ごとに紡がれた言葉の豊かな引用で彩られることとなる。このことは本書が、救貧制度をめぐる「言説実践としての政治過程」を、「参加モデル」的視点から理解しようと試みていることにもよる。参加モデルでは、言葉だけでなく、政治過程のアクターである語り手も重視されるからである。さらに、参加モデルによる制度史の分析では、「国家」と「社会」が単純な二項対立関係に置かれることなく、それ自体も政治過程のアクターとして、また、救貧をめぐる議論において理念を表現する言葉——両者は〈全体〉の呼称として用いられる——としても、重要な役割を演じることがあらかじめ確認される(「第1章 問いと視点」)。以上のように本書の特徴が確認された上

で、読者は、日本近代の「国民」形成プロジェクトの一環たる救貧制度が、兵役、政治参加、労働、出産・育児などとかかわりながら形成されてゆく過程の分析へと導かれてゆくのである。

最初に考察されるのは、傷病兵と軍人遺家族に対する特別救貧法であり、日本で初めて公的扶助義務を規定した軍事救護法である。同法は、公的救済制度と自由民権論にとって「国民」形成の要であった徴兵制との交錯点にあり、結果として「『国民（臣民）』の崇高な義務」であることを基本理念とする兵役を補完する制度として意味づけられた。この義務の宛先は、倫理的共同体として個人に内面化され、個人を自己同一化させるべき「国家」（＝本書における「理念『国家』」）という虚構である。同法をめぐる言説空間では、「個人」も、権利—義務関係形成の前提である「機関『国家』」（＝政治・行政の装置として限定的な機能を担い、個人に外在する機構としての「国家」。「理念『国家』」と対置される）も主体としては消される一方で、「国家」への主体的参加”と“参加主体となるための精神の涵養”を条件とする「国民（臣民）」主体の創出が強調されていた（〔第2章 軍事救護法（1917年）と『国家』——二つの国家論と二つの権利論〕）。

続いて、大正デモクラシー期に生まれた救護法の形成過程が分析される。同法は、日本初の一般救貧制度として国家による救済義務を規定する一方、救済に対する個人の権利は否定していた。この時期には、あらゆる個人や集団が有機的に一体をなすものとしての「社会」——理念「国家」と相似する——を、あたかも実体であるかのように語るレトリックが政府内外で流行し、ここに社会事業の主体と客体は“一つの全体”とみなされて、相互の義務と義務が議論の基調となる。社会事業のこうした意味づけが“イデアリズム的シティズンシップ”論と結びつくと、救貧は個人の人格の完成とほぼ同義となり、公的扶助義務の遂行は人格完成のための個人の努力とそれに対する「国家」や私的団体などの援助を意味するところまでずらされる。そうすると救済への権利は、人格を完成させる機会を与えられることと同義となり、人格の完成への義務へと回収されるのである。「一体としての社会」のレトリックは、“人格の完成を通じた社会改良”のレトリックとともに、権利と義務に関する社会と個人の対立関係をレトリックのレベルで解消することによって、権利を義務の中に回収し、公的扶助義務をいわば“義務として

の生存権”=“生存の義務”として語ることを可能にした。「国家」の救済義務の宛先が「社会」とされることで、救護法をめぐる言説空間においても個人という観念は消され、「社会」という名の〈全体〉の利益が、個人の権利なき公的扶助義務の根拠となったのである（〔第3章 救護法（1929年）と『社会』——義務としての生存権〕）。また、救護法の実施にあたる救護委員には、民間のボランティアである方面委員が充てられた。方面委員が「国家」と個人の間を媒介することは、救護の義務を負う主体としての「国家」と救護への権利主体たる個人という二者関係の成立を阻んだ。そのうえ人格的融合による救済を目指す方面委員が、救護の申請以前から貧困者とかかわることで、申請における個人の自律的意志決定は損なわれていた。このように「国家」の法も個人の意思決定も、方面委員という「社会」に浸透させていたのである（〔第4章 救護法の運用と方面委員制度——『社会』に浸透される『国家』〕）。

戦局が進展すると、国家総動員、人的資源の保持・培養という「国家非常時」の国策遂行過程において、社会行政の“革新”に対する期待がみられるようになる。こうした“戦時革新”論の中に、政策主体を「社会的総資本」と位置づけ、政策対象を生産資源たるモノ化した労働力として非人格化する「生産力理論」が登場した。この理論は從来の精神主義・人格主義から救貧制度を解放し、「人間が資源としての役割に徹するための倫理」となって物質的生存保障の構想を可能にする潜在力を秘めていたが、生産倫理を身につけた生産人としての「国家」への帰一を説いたため、現実との接点において総力戦体制に荷担する議論へ転化してしまう（〔第5章 “戦時革新”の言説（1930年代後半）——人的資源と生産力〕）。

生産力理論にはさらに、同理論が否定していたはずの精神主義・人格主義が持ち込まれ、論理が組み替えられる。それが可能となったのは、感化救済事業以来まさに一貫して、身体だけでなく精神も生産資源としてとらえられていたからであり、1930年代に語られていた「救貧から防貧へ、さらに生産へ」という社会事業理念の発展段階論は、草創期から救貧の目標とされてきた「生産」を時代状況に合わせて「新たに」要請されたものとして提示する「物語」でしかなかった。こうして「物心一如」の「人的資源論」へと改変された生産力理論は、私設社会事業者が私設として存続するべく「国家」の財源と強制力を利用する社会事業法

への要求を正当化するために用いられ、ここに批判理論としての力を失う（「第6章 社会事業法（1938年）の制定——発展段階論という物語」）。

そして、ほぼ同時期に制定された母子保護法は、人的資源論の主張と、女性参政権運動の戦術の転換——選挙権の獲得から戦時体制への積極的協力を通じた実質的な参政権の獲得へ——の中で成立した。人的資源論によって母と子は心身ともに「国家」の重要な人的資源であるとされ、「生存の義務」は「健全」に生み生まれ、育ち育てる義務にまで拡大・徹底された。このように生命そのものが政策対象とされた中で女性たちは、「国民」形成のイデオロギーとしてのシティズンシップ論に基づき、「国家」が期待する役割を「国民」の義務として主体的に引き受けることで、「国民」としての政治参加の権利を論理的帰結として導こうとした。母子保護法は最終的に貧困母子への公的救済制度として制定されることになるが、女性たちは同法が“公職”化された母の務めを全うするのに不可欠な制度となることを期待していたのであり、そこには共同社会の成員としての義務を主体的に引き受ける者のみに権利を付与するという、シティズンシップそれ自体に内包される排除の論理が潜んでいた（「第7章 母子保護法（1937年）の形成——女たちの“公職”」）。

以上の分析から看取されるように、大正デモクラシー期から総力戦期を通じて変わらず志向され、その雛形をすでに明治期の自由民権運動における「国民」形成の議論の中に見いだすことのできる“参加への手引き”としての救済は、個人の生存の権利でも「国家」の恩恵でもなく、個人と〈全体〉が不可分一体であるとの前提に立った上での〈全体〉が〈全体〉に対して負う義務としての救済だったのであり、こうした“生存の義務”が、戦前日本の救貧制度の基本理念であった。この時期に個人の権利としての救済が理念としても制度としても成立しなかった理由は、救貧が常に、シティズンシップとしての救済ではなく、“シティズンシップへの過程”としての救済として意味づけられ、制度として運用されたことに求められる。救済に対する個人の権利はシティズンシップの外部において、シティズンシップから自由な“権利”として成立するもの——すなわち本書における基本的人権——であるが、この意味での“権利”は、戦前日本の言説構造からボキャブラリーとして欠落していただけでなく、その成立条件は、「国家」と「社会」の一体化によって消し去られて

しまっていたのである（「第8章 生存の義務」）。

戦後日本の出発点において、日本国憲法は生存権を含む「基本的人権の保障」を掲げ、GHQはSCAPIN 775で無差別平等、国家責任、公私分離、最低生活保障という公的扶助の原則を示した。しかし救貧制度の「戦前」から「戦後」への転換は容易に行われたわけではない。この段階での戦後民主主義の立脚点は、主体的参加によって個と〈全体〉との対立が止揚され、個人と「国家」が不可分一体のものになるという、なじみ深い発想と同型であった。状況がいかに激変しても、法を形成し運用する人々の発想の転換は自動的には起こらない。ここで著者は、「大正デモクラシー」と「戦時体制」をめぐって本書において追究してきた問いを、「戦前」と「戦後」に置き換えて、再び問うのである（「終章 戦後への問い」）。

III

イギリスにおける医療・福祉サービスの発展が総力戦体制と不可分であったことは、すでにティトマスによって確認されたところであるが〔ティトマス 1979, 第4章〕、本書はこれが日本の救貧制度についても当てはまるることを実証したといえる。本書の意義は、何よりも、救貧制度の形成にかかわった諸アクターの意図と、「臣民」としての「国民」を創り出す企てとの深いかかわりを明らかにした点にあろう。それは本書が、シティズンシップを西洋社会における確立された制度としてではなく、当該国家・社会における構成員性とそれに伴う権利・義務を指す概念としてとらえ、近代日本という国家・社会におけるシティズンシップ——著者曰くその“日本的翻案”——を措定したことで可能になっている。本書でも指摘されるように、それぞれの救貧法制が形成される過程では、人格を完成させて〈全体〉の理想の実現にかかわる義務を果たせ、という「国家」や「社会」によるシティズンシップの枠組みへの参加の要請や、自分たちはすでにシティズンシップを有しているという認識に基づく、参入資格の承認を求める女性たちの主張が鳴り響く。しかしいずれの思惑も、「国家・社会」の呼びかけに応じない者には救済が与えられないことを、また翻って、救済は共同体の成員としての義務を主体的に引き受ける者に限されることを含意していた。それはいわば、〈全体〉の理想・利益に従属することによって「主体」となる「臣民」のシティズンシップである。すなわち困窮からの救済

も、「国家」や「社会」の構成員となることも条件つきだったのであり、戦前日本の救貧制度は見返りなしの分配＝贈与ではなく、互酬性を原理とする制度であったということができよう¹⁾。著者はここに、「基本的人権」としての「救済」の不在をみる。主権が天皇に存し、「臣民」の権利は法律でいかようにも画定される明治憲法下にあっては、「人格の完成」と救済がトレード・オフされても、人間の生命自体が政策の対象とされても、それは憲法の許容するところであったろう。その意味で本書は、救済という切り口から、図らずして形式的立憲主義の脆さをも証したことになる。

このように本書は、「基本的人権」としての「救済」の不在のあり方を示す。それを反転させれば、「基本的人権」としての「救済」を実在のものにするための前提条件が浮かび上がってこよう。例えばそのような条件として、政策を構成している政治的言説の中で、個人が「社会」や「国家」と呼ばれる〈全体〉に内在し一体化したものとして消し去られるのではなく、自律した存在として現前することや、救済を担う「国家」が個人に外在する機構としての機関「国家」として語られること、救済が〈全体〉の理想・利益への奉仕とは切り離されることなどが挙げられる。ただし、国民の手に主権を委ね、生存権だけでなく自由権も網羅的に定め、司法部による違憲審査権を確立した日本国憲法をもってしても、これらの条件が直ちに充足されとはいえない点には留意されなければならない。人間の意識は憲法の拘束から自由——それもまた憲法の定めるところであるが——であり、政治的言説における個々のレトリックも憲法の拘束を受けるものではないからである。これは明治憲法の下でも同じであった。現代日本は、本書がいよいよ“権利”を語るボキャブラリー自体を欠いていた戦前に比べて、「基本的人権」としての救済が実現しやすい環境が整っているにすぎない。逆に、共同社会への義務を避けがたく伴うシティズンシップにレトリックのレベルで「救済」の根拠を求めようとすれば、“権利”としての救済は不在であり続けるであろう。シティズンシップにおける義務はただでさえ、ひとたび「栄誉ある義務」としての修飾を施されれば、「それに与れるという権利（＝特権）」へとレトリックの上でたやすく反転し、権利との境界は不分明となる。そのうえ、この義務の宛先には、それ自体がレトリックの産物である「想像の共同体」（B・アンダーソン）としての〈全体〉——きわめて抽象的

であり、著者によってもその内実は明らかにされていない——がしばしば名指され、義務の受け入れを通じて〈全体〉へ内在し同一化することを拒絶する者を排除してゆく。はたして「救済」をめぐる現代の言説構造は、このようなシティズン——というよりはむしろネイション——とそうでない者を選別する「語り」を呼び込んでいないといえるであろうか。本書はこの点について不斷の注意を強く喚起する。同時に読者は、排除の契機を内包するシティズンシップ概念を通じて「救済」を語ることの限界を認識するよう促される。この限界は、シティズンシップの概念を見直すことによって克服されるかもしれないし、逆にシティズンシップを構成する社会権のひとつとして「救済」を構想することを断念し、「語り」の構造自体を放棄せざるをえなくさせるかもしれない²⁾。この簡単には結論の出そうもない、しかし避けては通うことのできない課題を、本書はその先に指示している。

本書は一貫した問題意識と洗練された分析手法によって、歴史の中から現在と未来への視座をも切りひらく成果を示し得た。困窮者の救済を含む社会保障の改革が進み、政策の立案と多方面からのその評価がさまざまな形でなされているまさに今，“言説実践としての政治過程”的扱い手——「参加モデル」における諸アスター——に本書が広く読まれることを期待する。「自分も他者もそれ自身として価値ある存在であり、それ自身として生きる権利があると信じ、そのことを次の世代へと伝えていくことができているだろうか」という著者の問いかけが、これらの読者にも共有されてはじめて、この問いにイエスという答えで応じられる政策形成と実践が動きはじめるに違いない。

注

- 1) 紿付における交換的正義と分配的正義については、市野川（2006）p.203以下を参照。
- 2) ヒーター（2002）p.267は、単純で伝統的な考え方に基づいた包括的な市民権の望ましさ、正しさを認めるならば、市民権の核心的な部分に社会的権利をつけ加えなくとも、人々の社会的・経済的地位向上を望みうるのではないか、むしろ社会的権利は、市民権としてではなく「人権」（human rights）として類型化することはできないのだろうか、と問いかける。

参考文献

市野川容孝 (2006) 『社会』 岩波書店
ティトマス, R. M. (1979) 『福祉国家の理想と現実』
〔複刊〕 (谷昌恒訳) 東京大学出版会
ヒーター, デレック (2002) 『市民権とは何か』 (田

中俊郎・関根政美訳) 岩波書店

(えんどう・みな 西南学院大学准教授)

編集後記

「多様化」と一言でいうと、理解しやすいのですが、実際の生活中では様々な問題が生じています。「子育て支援」というテーマは、われわれが社会との繋がりを担保する現行の政策評価と検討すべき課題を常にあぶりだしますが、「多様化」はその営みを常に追い越していきます。執拗に評価と課題を繰り返すことが、われわれの生活をより良いものにしていきます。今回の取組が新たな課題の取り出しに寄与すれば幸いです。

(Y. N)

編集委員長

京極高宣（国立社会保障・人口問題研究所長）

編集委員

岩村正彦（東京大学教授）

岩本康志（東京大学教授）

遠藤久夫（学習院大学教授）

小塩隆士（神戸大学教授）

菊池馨実（早稲田大学教授）

新川敏光（京都大学教授）

永瀬伸子（お茶の水女子大学教授）

平岡公一（お茶の水女子大学教授）

高橋重郷（国立社会保障・人口問題研究所副所長）

西山裕（同研究所・政策研究調整官）

東修司（国立社会保障・人口問題研究所企画部長）

勝又幸子（同研究所・情報調査分析部長）

府川哲夫（同研究所・社会保障基礎理論研究部長）

金子能宏（同研究所・社会保障応用分析研究部長）

編集幹事

泉田信行（同研究所・社会保障応用分析研究部第1室長）

西村幸満（同研究所・社会保障応用分析研究部第2室長）

野口晴子（同研究所・社会保障基礎理論研究部第2室長）

尾澤恵（同研究所・社会保障応用分析研究部主任研究官）

酒井正（同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員）

佐藤格（同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員）

菊池潤（同研究所・企画部研究員）

季刊**社会保障研究 Vol. 43, No.3, Winter 2007 (通巻 178 号)**

平成 19 年 12 月 25 日 発行

編集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 3 号

日比谷国際ビル 6 階

電話 (03) 3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>**印刷**

よしみ工産株式会社

〒804-0094 北九州市戸畠区天神 1 丁目 13 番 5 号

電話 (093) 882-1661/FAX (093) 881-8467

THE QUARTERLY OF SOCIAL SECURITY RESEARCH (KIKAN SHAKAI HOSHO KENKYU)

Vol. 43

Winter 2007

No. 3

Foreword

From "Child Rearing Support" to "Child Nurturing and Child Rearing Support"

..... SHIGEHIRO TAKAHASHI **182**

Special Issue: Special Issue on the Diversification for Child Care Support in Japan

Positive Action, Work-life Balance and Productivity MASAHIRO ABE **184**

Child-care and Child-support Programs in Tokyo ZHOU YANFEI **197**

Support for Children and Child-rearing Families in Poverty MIKA IWATA **211**

Work and Childcare in Single Mother Families: A Comparative

Analysis of Mother's Time Allocation YUKO TAMIYA and MASATO SHIKATA **219**

Tax Policy to Cope with the Declining Population SHIGEKI MORINOBU **232**

The Effect of Various Family Policies on Fertility

—from Evidence Based on the Survey of Labor Union Membership—

..... HARUKO NOGUCHI **244**

Articles

A Study of Childcare Support Policy in the Model Based on Endogenous

Fertility Introduced the Childcare Goods Provided Publicly

..... MASAYA YASUOKA **261**

General Equilibrium Effects of 2004 Pension Reform in Japan and the

Impact on Government's Outlook: A Simulation Analysis SHIN KIMURA **275**

Report and Statistics

Cost of Social Security in Fiscal Year 2005

..... National Institute of Population and Social Security Research Department of Research
Planning and Coordination **288**

Social Security Law Case SEIYO KOJIMA **299**

Book Review

Naoko Tomie, *Right to Live as Duty to Live: Japanese Modernity and Poor Relief*

..... MINA ENDO **307**

Edited by

National Institute of Population and Social Security Research
(KOKURITSU SHAKAI HOSHO · JINKO MONDAI KENKYUSHO)